明治大学法曹会創立三十年誌



駿河台の明治大学記念館のドーム。背後の茶色のビルは、明治大学100周年記念図書館・研究棟（12階建て）。　提供：明治大学



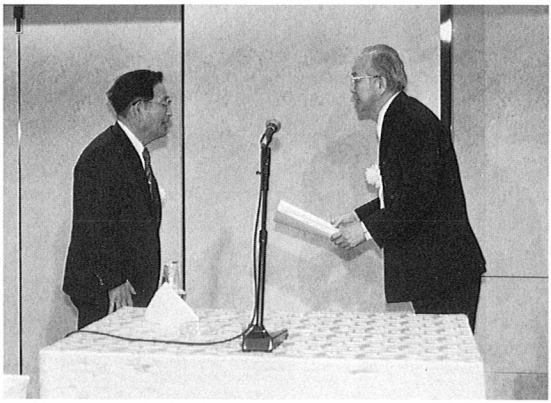

上は、記念式典で、山本進一明治大学法曹会30周年記念事業実行委員長より、高齢者表彰を受ける岸本静雄会員（岡山弁護士会）。

左は、同じく表彰を受ける木原繁季会員（愛媛弁護士会）。



記念式典を前に開かれたシンポジウム風景。テーマは「後進の法曹養成のため、明治大学法学部と明治大学法曹会は何をすべきか」。多数の会員により熱い議論が戦わされた。正面向かって左はパネリストたち。右はシンポジウム委員と司会者たち。



記念式典で祝辞を述べる島田正郎明治大学総長。



記念式典で挨拶する山本進一明治大学法曹会30周年記念事業実行委員長。



記念式典で挨拶する渡部喜十郎明治大学法曹会会長。



明治大学法曹会30周年記念事業実行委員会からの寄付を受け取る荻野弘明明治大学法制研究所所長。

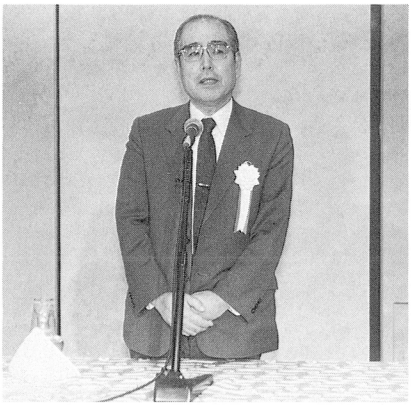







写真右上は、記念式典で開会の辞を述べる伊豆鉄次郎式典委員長。
写真右中は、祝辞を述べる小松俊雄明治大学法学部長。
写真右下は、同じく岡村了一明治大学校友会副会長。
写真左上は、同じく岩井敏駿河台会計士会会長。
写真左下は、同じく関本和幸駿河台会計人クラブ会長。





記念祝賀会での楽しい福引風景。



スクラム組んで校歌斉唱。

明大ならではの華やかな女性法曹たち。



明治大学法曹会創立三十年誌

題字／山本進一

装丁／上村ゆみ

序

発刊の辞

三十周年記念事業実行委員会

委員長　山本　進一

明治大学の創立八十周年を記念して結成された明治大学法曹会は、ここに三十周年を迎えました。これを記念するとともに、心を新たにしてこれからの会の発展を期するため、記念事業を行うことになり、平成二年三月に「記念事業実行委員会」が組織されました。そして、次の各行事を決定しました。

① 記念式典と祝賀会
② 記念誌の発刊
③ 法制研究所への寄付金の贈呈
④ 後進養成のためのシンポジウムの開催
⑤ 明治大学法学会法律相談部の本年度夏季地方相談への後援
⑥ 記念ゴルフ大会の開催

が、その主なものであります。

これらの諸行事を行うには、当然、かなりの資金が必要となります。これを全国の会員の皆さんから募金することになりましたところ、会員の皆さんの熱いご支援により早々と目標額を達成し、なお過分な金額が集まりましたことは誠に心強い限りでした。ここにご協力下さった方々に厚くお礼を申しあげます。この剰余金は、法曹会に特別会計を設けて、後進養成のために使わせていただくことになりましたことは、ご承知の通りです。

前記の各予定行事は、十月二十日にホテル・ニューオータニで行われたシンポジウム、記念式典、祝宴につづいての本記念誌の発刊をもって、すべて成功裏に完了することができました。本誌も三十周年を記念するにふさわしい内容となり、後世に残すものとして立派なできばえであると思います。

各記念行事を行うに際しての、各担当の実行委員の方々のご努力と会員の皆さんからのご協力に対し、ここに更めて厚くお礼申しあげます。

今回の記念事業が、本会の今後のいっそうの発展への一里塚となればと切に願う次第であります。

ご挨拶

明治大学法曹会会長　渡部　喜十郎

明治大学法曹会創立後三十年の歳月が流れた。そして、平成二年十月二十日、ホテルニューオータニでその創立三十周年の式典並びに披露宴が盛大に挙行されたのであるが、更にこの記念事業の一環として記念誌を発行することになったのである。

近年、種々の職域・階層の間において盛んに「創立〇〇周年式典」が挙行され、これが一つの流行行事となっているのである。

思うに、ある事業が長い経過を辿る間において、一定期間経過の時点をその歴史の節目として、過ぎし過程を反省・検討し、同時に、将来の展望を検討するところにその記念式典挙行の意義を見出すことができる。

先に行われた本会の記念式典についても、その当日、記念事業の一環として本会の目的並びに活動方針等についてシンポジウムが行われ、過去の反省と将来の展望について高邁な議論交換がなされ、本会の将来について参考となるいろいろの指針が出されたのであるが、本会は更に百尺竿頭一歩を進

める意をもって、このたび、記念誌を発行することになったのである。

言うまでもなく、その目的とするところは、本会の運営に関し、広く会員各位より、従来の反省、将来の展望等についての寄稿を受け、もって本会発展策の参考資料とするためこの記念誌発行の運びとなったのである。

会員各位におかれては、今後とも本会の発展に倍旧のご協力を願って止まない次第である。

祝辞

明治大学総長　島田正郎

明治大学法曹会が創立三十周年を迎えられると承り、何よりもまず心からお慶びを申しあげます。

明治大学法曹会とは、申すまでもなく、明治大学法学部のご出身であって、朝野の法曹として活躍される方々が、相互に切磋琢磨を積まれる機会を作りたいとされると同時に、それとは別に相互の親睦に役立てたいとされて、結成されたものと思われます。そうすると私には、この会がようやく創立三十周年を迎えられるということに、寧ろ意外の感を抱かずにはおられません。

申すまでもなく、明治法律学校として創立し、数多の法曹を輩出した、輝かしい歴史を有する本学出身の法曹の方々の集まりとしては、短かすぎはしないかと思われてならないからです。

もっとも、明治中期にわが国法曹界に多大の影響を及ぼした『明法雑誌』が、学校の機関誌といわんよりは、卒業され法曹に身を置く方々を中心に、法律学の研究と法律知識の普及を目的に、編纂刊行されたと承知しておりますので、私には明治大学法曹会こそ、以上の先人の意図を継承発展されようとされるものではないかと思われてなりません。

いま一つ明治大学法曹会の果たされつつある大きな業績に、後進の司法試験受験希望者の指導に、ほとんど無報酬で任じてこられ、毎年相当の成果を挙げられつつあるという事実があります。向後も

その事業の一つとして、当然継承されることですから、結果として明治大学法曹会員の無限の増加と、会そのものの隆盛とに期待してやみません。

私共父子二代、明治大学法学部の講席に列すること通算九十年、一面在朝の法曹でもあった亡父は暫くおくとして、終始迂遠な分野の学問にのみ沈潜して、法学部に在りながら法曹会と全く無縁な存在であった私は、貴会今日の隆盛を思うとき、まことに辱知たる感を禁じ得ません。

祝辞

明治大学学長　木村　礎

明治大学法曹会の三十周年を心からお祝い申し上げると共に今後の一層の御発展を期待しております。

御承知の通り、明治法律学校のスタートは明治十四年（一八八一年）でありますが、この年の一月創業者の名を以て「明治法律学校設立ノ趣旨」が発表されました。これは五百字弱の文章ですが、事理を尽くした名文であります。その中に「法律ノ管スル所」として「社会ノ構成」、「政府ノ組織」、「人々各自ノ権利自由」の三点が特に指摘されています。この指摘は、個人、社会、国家という大問題と法学との関係を喝破したもので、現代においても十分通用するものと思われます。

明治法律学校及び明治大学法学部は、数多くのしかもタイプの異なる有為な人々を社会に送り出してきました。明大法曹の日本社会における確固たる存在感を疑う人はいないのであります。

明治大学法曹会の三十年にわたる力強い御活躍に敬意を表します。個人にとっての三十年はたってしまえば瞬時の中でありますが、歴史的には一つの時代の経過であります。今後のことは計り知れま

せんが、一層の激動を予想せねばならないでしょう。明治大学法曹会の持つ意味はますます重くなるに違いありません。

お祝いと同時に今後の御活躍をお願いして擱筆致します。

目次

口絵 ・1

序

発刊の辞 山本 進一 ・10
ご挨拶 渡部喜十郎 ・12
祝辞 島田 正郎 ・14
祝辞 木村 礎 ・16

第一章 先達を語る

1 明治法律学校創立のころ 中村 文也／嘉村 孝 ・24

一、明治法律学校創立のころ

二、第一回卒業生の誕生
三、校友とその活動、『明法雑誌』の発行
四、校友総会
［コラム］五大法律学校と明治法律学校・房川樹芳
民法典論争と明治法律学校・嘉村　孝

2　弁護士の活躍——抵抗の軌跡
明大法曹抵抗の軌跡
一、序／二、山崎今朝弥／三、布施辰治／四、平出　修
農民運動（伏石事件）と弁護士若林三郎　鶴見　祐策　・48

3　先達を語る
一松定吉先生を偲ぶ　木村　良二　・34
長野国助先生　二宮　充子　・67
明治大学法曹会初代会長　水野東太郎先生のこと　佐藤　圭吾　・74
父母を語る　鍛冶　良堅　・78
岳父名川保男のこと　岡村　了一　・81
飛鳥田一雄先生と私　陶山圭之輔　・84

第二章　座談会　女性法曹の歴史を拓いた明治大学
——女性法曹の現在・過去・未来　・89
女性法曹になるまで／戦争中の勉強／女子部を指導した錚々たる人々
女性法曹の有利と不利／家庭、子育てとの両立／後輩への助言と注文

第三章　座談会　明大法曹としての熱き志——忘れた頃の合格座談会　・153
明大法曹を志した動機／明大はどう応えてくれたか／勉強の仕方と人間性
司法試験受験には集中が不可欠／合格以後こう歩んで来た
若い法曹志望者へのメッセージ

第四章　明治大学法曹会と法制研究所
明大法曹会誕生の経緯　萩原　剛　・220

名花一輪かぐわしく——鳥取に中田正子先生をたずねて　増本　敏子　・146

法制研究所の歴史　山本　進一・224
法科特別研究室の歴史　荻野　弘明・231
法学研究室の歴史　関野　昭治／大橋　正爾・241
司法研究室の歴史　渋田　幹雄／山下　善久／房川　樹芳・250
駿台法科研究室　二宮　忠・257
現代法研究室の歩み　中田真之助／守田　和正・266

第五章　徒然なるままに

弁護士の記章（バッジ）　小林　芳郎・272
辯と辨　馬橋　隆二・278
無視できぬ少数意見　金井　猛・281
随想（中部支部報告を含む）　福岡　宗也・284
山とテーマ　関本　立美・288
アメリカからの手紙　村木　千里・291
南の島から　伊志嶺善三・296
大黒さんの袋　徳矢　卓史・300
明大法曹会札幌支部　藤内　博・303

第六章　明治大学法曹会創立三十周年記念行事

明治大学法曹会創立三十周年記念行事の経過　佐藤　圭吾　・306
式典挨拶　抄録　・319
プログラム　・323
招待者名簿　・326
ご寄付名簿　・328
シンポジウム
「後進の法曹養成のため、明治大学法学部と明治大学法曹界は何をすべきか
——明治大学の明日のために」　・330
明治大学法曹会三十周年
記念事業実行委員会・375
明治大学法曹会年表　・381
執筆者一覧　・394
編集後記　・395

第一章　先達を語る

1　明治法律学校創立のころ

中村文也
嘉村孝

一、明治法律学校創立のころ

明治九年二月二十二日「代言人規則」が布達され、四月一日から訴訟代理は原則として試験に合格した免許代言人に限ることになった。この規則の目的としたところは、代言人の品位を高めるところにあった。やがて明治十年の西南戦争も終わり、新政府への攻撃は言論の時代へと変わっていった。

明治十年代わが国が近代法制度を採るに従って自由民権運動が盛んになり、その主導権を握ったのが代言人たちであった。星亨、大井憲太郎、植木網二郎、大岡育造、角田真平、高梨哲四郎、山田泰造、山田東次らその他著名な政治論客の多くは免許代言人らであった。東京では私立の代言人養成機関である法律学校が次々と誕生していた。

明治十三年九月専修学校、十四年一月明治法律学校、十五年十月東京専門学校、十六年同東京法学

校、十八年英吉利法学校と続いている。

明治法律学校は十四年一月十七日麹町区有楽町三丁目一番地島原藩上屋敷内三楽亭跡で開校された。創立者は鳥取藩士岸本辰雄（一八五二～一九一二）、天童藩士宮城浩蔵（一八五〇～九三）、鯖江藩士矢代操（一八五三～九一）の三人。この三人は貢進生として各藩から江戸留学を命じられた秀才であった。貢進生とは、明治新政がわが国の近代化促進のために有能な人物を育成する目的で、各藩から東京大学の前身である大学南校へ派遣した学生のことである。更に三人は司法省法律学校に替りボァソナードから親しくフランス法律を共に学んだクラスメートである。

『明治大学史』によるとボァソナードは学生達に、

「諸君は、将来或は法官と為り、或は代言人と為り、又或は教師と為り、各其撰を異にすべく、予輩必しも其の孰れたるを強ひず。然れども、法学普及の必要なるは、諸君の既に自ら学んで知る所。殊に日本の如き、封建の制百年相踵き、命令服従の習俗牢乎として抜けず、人民義務の観念に富も極めて権利の観念に乏し。故に法学を普及し、権利の観念を鼓吹するは、日本に在りて、特に急要たり。然るに予輩若干の外人と諸君とを除けば、今の日本復一人の法学者もなし、然らば則、諸君たる者、法官たり、代言人たらんより、先つ教師として法学の普及に勉むべきこと、寧ろ先進たる諸君の天職たらずや。」

と語り、学生達に法律学の普及の重要性を説いたことが記されている。「明治法律学校設立の趣旨」には、ボァソナードが理想とした法律学の普及を求める「公衆共同シ大ニ法理ヲ講究シ」と書かれている。参考の為に右設立の趣旨を掲げて置く。

明治法律学校設立の趣旨

夫レ法律ノ管スル所ハ其区域広漠ニシテ其目枚挙ニ遑マアラス蓋シ之ヲ大ニシテハ社会ノ構成ナリ政府ノ組織ナリ之ヲ小ニシテハ人々各自ノ権利自由ナリ凡ソ邦国ノ栄誉人類ノ命脈皆此学ニ係ラサルナシ嗚乎人文ノ開明国運ノ進歩ヲ図ル者此ヲ舎テ其焉クニカ求メンヤ

明治中興識者此ニ見ルアリ夙ニ博士ヲ泰西ニ徴シ或ハ学生ヲ海外ニ遣リ或ハ校ヲ創メ或ハ会ヲ設ケ孜々汲々至ラサル所ナク将サニ人民ヲシテ皆ナ法学ノ蘊奥ヲ極ムルヲ得セシメントセリ唯憾ムラクハ年月尚ホ浅ク未タ其功ヲ奏セス而シテ其弊ノ如キハ既ニ漸ク萌生シ人ヲシテ法学ヲ視テ以テ健訟ノ具ト為サシムルニ至レリ豈ニ救正セサル可ケンヤ生等学浅ク識拙キモ嘗テ自ラ揣ラス聊カ救正ノ志アリ同心協力一校ヲ設立シ将サニ以テ公衆共同シ大ニ法理ヲ講究シテ其真諦ヲ拡張セントス名ケテ明治法律学校と曰フ私ニ聖代ニ遭遇スルノ喜ヲ志ルスナリ斯挙ヤ実ニ上ハ国恩ノ萬一ニ酬ヒ下ハ同胞相愛スルノ責ヲ塞クニ在リ請フ全国ノ志士鄙衷ヲ諒スルアラハ恵然来会シ相共ニ切磋シ其功ヲ奏スルニ至リ以テ明治聖代ノ士タルニ慚チサランコトヲ聊カ記シテ本校設立ノ主旨ヲ陳スルコト爾リ

明治十四年一月　　創業者

二、第一回卒業生の誕生

明治法律学校は翌十五年十月には、第一回卒業生を送り出している。

卒業式当日は岸本校長の祝辞があり、一人一人が卒業証書と束収金の一円を受け取った。この束収金とは、入学時に納めた保証金のようなもので、「卒業ノ節賞与トシテ返附スベシ」という学校の規定により返還されたのであった。

そのころの入学者は、十六歳以上、講義を筆記する能力、漢学の素養のある人とされており、卒業については、後から入学した人でも卒業試験を受けられるといった実力主義をとっていた。当時は、自由民権の風潮が高揚していた時代であり、授業風景は討論会が活発で、例えば、親子の権利義務、華族廃止論、政府批判といった具合に、校内には言論の自由があふれ、白熱の討論が繰り広げられていた。

師弟関係は非常によく円滑そのものであり、先生が病気で欠席すれば学生にいちいち知らせ、先生の家が火事に見舞われたりすると学生が駈けつけ、先生は後で丁寧に学生に礼状を出していた。こうして、師弟が一体となって国家に尽くすという気概と誇りのもとに次の通り第一回の卒業生が誕生したのである。

東京　斎藤　孝治　　佐賀　河村藤四郎　　兵庫　依田銈次郎　　茨城　板橋善四郎　　三重　平松福三郎
宮城　高橋　安爾　　福岡　寺田　栄　　長野　五味　武策　　岡山　吉井盤太郎　　福岡　坂田固太郎
岩手　小野崎勇平　　岡山　間野　正雄　　福井　山口　憲　　広島　田部　香蔵　　福岡　村上　官治
岡山　山谷　虎三　　長崎　永尾作十郎

この中には、母校発展に直接貢献したような斎藤孝治もいれば、法曹の分野で活躍し「明治」の名を高めた人もいる。

法曹となったものは次の通りである。（　）内の数字は代言人試験合格の年、又「判」とは判事登用試験を意味する。

斎藤孝治（明15）　依田銈次郎（明17）　平松福三郎（明16）　高橋安治（明16）　寺田　栄（判・明18）五味武策（判・明19）　吉井盤太郎（明25）　山口　憲（明16）　山谷虎三（明16）　永尾作十郎（明17）

三、校友とその活動、『明法雑誌』の発行

第一回の卒業生誕生に際し、学校側は学校と卒業生との関係を定めなくてはならなくなった。「本校は其の資格殊に本校との関係を定めむこと欲し、特に校友てふ名称を設け、本校の友人として之を待つことゝ為し、同年十二月校友規則を制定したり。既記の如く、校友てふ名称は、当時世上に未だ見ざりし所に係り、実に本校の創案にして、爾来広く諸学校の用ゆる所となりしなり」とある如く、第一回卒業式の二ヵ月後にあたる明治十五年十二月に校友規則を制定し、わが国で初めて「校友」という名称を創案した。この規則では現在の校友規則および校友会会則と比較して、校友のもつ意味あいが、ずいぶん異なっている。それは、自由民権運動の高揚とともに、近代国家への法体系樹立に向

けて法学研究者の意欲を示したものであった。

校友の法学研究の意欲を示したものとして校友による『明法雑誌』の発行がある。『明法雑誌』の第一号は明治十八年二月七日発兌で二十二年十月九十四号まで続いた。当時すでに『法律雑誌』（社長兼編輯長八塚幹之助・印刷長薩埵正邦）『法律叢談』（主事肥塚龍・編輯人丸山名政）『明法志林』（主幹鳩山和夫・編輯人高橋一勝）などが刊行されていたが、いずれもが学校の経営者乃至はそれに準ずるものの発行であり、『明法雑誌』の如き校友による刊行というものではない（尚十九年から校友会の刊行とされた）。この点特筆すべきものである。

第一号の内容は次の通りである。

○論説之部　治罪法ヲ実行スル説　法律学士　井上　操
○講義之部　法律大意　巴里大学法律博士　熊野　敏三
○討論之部　損害要償の件
○問答之部　毒殺未遂の件
○飜訳之部　刑罰論　仏国ジュール、バルニー著　英国状師　岡村　輝彦　校友　田部香蔵訳
○雑録之部　明治法律学校景況

「持主」五味武策、「編輯人」安田繁太郎、「印刷人」吉井盤太郎、「発行所」明治法律学校、「印刷並発売所」知新社である。

五味武策（のち百瀬）は第一回卒業生で明治十九年に判事登用試験に、安田繁太郎は二十年に卒業でこの年十二月に、吉井盤太郎は第一回卒業生で二十五年代言人試験にそれぞれ及第している。

第一号の例言によると、

「本誌ハ明治法律学校教師並ニ校友間（本校卒業生ノ称）ニ於テ法律学並ニ経済学ヲ研究シ且ツ知識ヲ交換スル為メ専ラ此二科ニ関スル論説講義等ヲ掲載シテ教師校友関ニ分賦スル者トス」とある。

しかしながら、『明法雑誌』は「本校講師外ノ者ト雖モ世ニ名声アル者ハ客員トシテ論説中ニ掲載スルコトアルベシ」（明法雑誌規則第三条）とあるように排他的でなく、広く研究者の発表の場を与えた。第一回卒業生が中心となって、法曹をめざした校友の法律経済研究に重要な役割を果たしていることが知ることができる。経営については校友の中から「持主印刷人編輯人各一名ヲ以テ専任セシ」（八条）め、専任者は有給（一〇条）であり、経費は会費と販売費、寄付金（五～七条）による。また利益金があるときはこれを積立て「校友会ニ於テ利用法ヲ議スル」ことになっており運営が整然としている。

四、校友総会

第一回の校友総会は明治十九年五月三十日築地近原邸で開催された。斎藤孝治、平松福三郎、五味武策、小笠原久吉、谷山直太郎らが起草委員として「校友規則」（十五年制定の規則の改正案と思われる）「明法雑誌規則」の起草を委ねられ、これを更に六月二十七日に審査議定の為校友総会（継続総会）を開き、右二案を議決している（明法雑誌十七号）。

第二回総会は二十年三月二十六日神田明神境内開化楼に於て開催され、『明法雑誌』の成績（内容と

売上などであろう）等を報告した他、常議員として平松福三郎、井本常治、小笠原久吉、吉井盤太郎、橋本好正が選ばれている（明法雑誌三十一号）。

五大法律学校と明治法律学校

房川樹芳

「五大法律学校」という名称は本来固有名詞ではないのであるが、やがて固有名詞化していった。異論はあるが、明治十年頃は次の五校を指していた。

明治法律学校（現明治大学）
東京専門学校（現早稲田大学）
和仏法律学校（現法政大学）
英吉利法律学校（現中央大学）
専修学校（現専修大学）

その後、日本法律学校が二十三年に開校し、専修学校は二十七年から法律科の生徒募集をやめたこともあり、先の専修学校に代わって日本法律学校（現日本大学）が入って「五大法律学校」と呼ばれるに至った。

「五大法律学校」が固有名詞化していったのは、まず多数の卒業生を輩出して社会へ貢献していったことが大きいと思われる。例えば、三十年までの卒業生の数は、帝国大学法科大学（現東京大学）は八百四十二名であるのに対し、五大法律学校は五千四百八十七名であった。この卒業生が、憲法など諸法典が整備され始めた時代に与えた影響は無視できず、岩田新著『日本民法史―民法を通じて見たる明治大正思想史』にも、五大法律学校を「吾が国法律思想の普及に貢献したこと、到底官学の及ばざるところ」とたたえている。三十年の統計によると、文官高等試験及第者法科大学二十五名に対し五大法律学校側は二十四名である。また判検事登用試験及第者では四十二名中、五大法律学校側十七名、弁護士試験及第者は同じく二十九名であった。このように、法律専門職における五大法律学校の進出は目ざましい。

また、法律学校間の聯合討論会が「五大法律学校」の名声を高くしていった。聯合討論会は盛況で、第一回のときも「来会セル各校ノ校友生徒無慮千五六百名ニ及ヒ満室立錐ノ余地ナカリシ」ほどである。

明治三十年頃の学生数はつぎの通りである。

明治法律学校……九九七
東京法学院……一〇九九
東京専門学校法学部……六八五
和仏法律学校……五三一
日本法律学校……五〇七

学科としては、民・商・民訴が多く、修業年限はすべて三か年で、入学資格は男子で十七歳以上であった。また、いずれもが通信教育を行っていたことは、国民一般に開かれた制度として誇ってよいものである。

民法典論争と明治法律学校

嘉村　孝

明治大学百年余の歩みの最初の波乱は、明治二十二年に火ぶたが切られたいわゆる「民法典論争」における敗北といってよい。

明治政府は、近代日本の確立に向けて、民法、商法の公布を大きな課題としたが、二十三年四月、両法典は、公布され、その翌年から施行されることになっていた。しかし政府は、十二月、その施行を二十六年一月一日まで延期。更に二十五年になって、再度二十六年一月一日以降延期の形勢となったのである。

そもそも右両法典は、主としてフランス法学者、すなわち明治法律学校名誉校員であり講師のボアソナードをはじめ岸本、井上、宮城、熊野らが編纂したもので、法典公布の決まった二十三年四月には、校友総会を兼ねて大祝宴会を開催し、明治法律学校の果たした国家的役割を喜び合ったものであった。

ところが、施行の延期を主張するイギリス法学者（主に東京法学院［中央大学の前身］）と一部実業家は、この法典が国家的にも社会的にも適さないと盛んに攻撃した。

明治法律学校の岸本、宮城、熊野らは法治協会を結成し、ここを本拠に雑誌を発行して施行を主張。磯部四郎は新聞でも論陣を張った。また、校友の井本常治、豊田鉦三郎、山口憲、平松福三郎、野口本之助、山谷虎三、小笠原久吉の七名は、自ら決死隊と称して東奔西走し、施行の断行を訴えた。

しかし、一部実業家から豊富な活動資金を受けていた延期陣営は裏面活動を展開し、一方断行陣営は、岸本、宮城ら二、三人による私財の提供や寄付を頼りに表面活動に終始したので、苦戦を強いられたとのことである。

こうして延期法案が衆議院で可決され、貴族院も通過。二十九年十二月三十一日まで、その施行は延期されてしまった。

このように明治法律学校陣営の敗北に終わったわけであるが、衆議院議員であった学校創立者の一人、宮城浩蔵の国会における法典断行演説は、「温厚の資、該博の学を以てし、真摯にして沈勇あり、彫飾に失せず、粗野に陥らず、辞至り理盡くし、有数なる大演説の一として、敵も味方も歎賞せざる者なき」と後々までの語り草となった。

2　弁護士の活躍——抵抗の軌跡

明大法曹抵抗の軌跡

木村　良二

一、序

明治大学（明治法律学校）は、創立以来幾多の俊秀なる法曹を輩出し、その活動によって社会に大きな貢献・寄与をなし、その営みは今日に至るも連綿と引き継がれてきている。これは個々の同窓法曹の能力・努力に負うところが大きいことはもちろんであるが、建学の精神を受け継ぐ伝統によって培われた自由闊達な気風、反権力・在野の精神によって支えられていることも明らかであろう。

そこで、本稿では、先達と呼ぶべき何人もの法曹の中から、出色の、とりわけ個性的な、山崎今朝弥、布施辰治、平出修の三人の弁護士の事績を辿ってみたい。この三人は、ほぼ同じ時期に明治法律学校に学び、日清・日露戦争を経て十九世紀から二十世紀へと激しく移り変わる社会において、現在とは比較にならない厳しい制約の下、激しく闘い、多くの業績を残してきたものであり、その歴史的

・社会的意義は今日なお失われてはおらず、我々の学ぶべき道標である。

なお、以下では便宜上年齢順ではなく弁護士登録の早い者から筆を進めたこと、並びに本稿は、いくつかの資料の他、主として左の文献の記述を元に構成したものであることを予め断っておく。

・森長英三郎著『山崎今朝弥』紀伊國屋書店　・布施柑治著『ある弁護士の生涯―布施辰治』岩波新書
・平出彬著『平出修伝』春秋社

二、山崎今朝弥――風刺と諧謔による反権力の人

山崎今朝弥は、一八七七年（明治10）九月十五日、長野県諏訪郡川岸村で父勝左衛門と母よねの三男として生まれた。後に触れる「自伝」にもあるとおり、西南戦争が闘われた年である。山崎家は奇人変人の多い家系で、後年有名となる山崎の奇人振りは幼少時から培われたもののようである。山崎は、高等小学校卒業後、百姓、代用教員、工場の見番などをして数年を過ごし、一八九九年（明治32）三月に明治法律学校に入学した。当時は七月で学年終了となるので、変則の入学である。そして、第一学年を七科目の平均八十五・七点、第二学年も七科目の平均八十二・三点、第三学年を九科目の平均八十六・九点という優秀な成績で及第している。当時はこの第三学年の終了で卒業となるが、山崎は卒業した一九〇一年（明治34）十一月から十二月に判検事登用試験と弁護士試験とを受験、いずれも合格した。同年十二月に司法官試補として採用され、甲府区裁判所詰を命ぜられた。しかし、山崎は正味三ヶ月程度で司法官試補を依願免でやめてしまった。山崎の肌には官僚が合わなかったものと思われる（興味深いのは、山崎の一、二年後に卒業した布施辰治及び平出修も山崎同様司法官試補に任官している

が、布施は十ヶ月、平出は二十日位でいずれもやめてしまっていることである）。だが、山崎はそのまますぐに弁護士になったわけではなく、一年位英語学校に通った後、一九〇三年（明治36）初に米国に渡り、約四年の留学生活を送り、帰国後一九〇七年（明治40）五月に東京弁護士会に入会して弁護士となった。

ここで、山崎が自ら書き、『日本辯護士総覧』にも掲載された自伝を紹介しておこう。

「山崎今朝弥君、君姓は山崎、名は今朝弥、米国伯爵は其通称、明治十年逆賊西郷隆盛の兵を西南に挙ぐるや、君之に応じて直ちに信州諏訪に生る。明料を距る僅に八里、実に清和源氏第百八代の孫なり。幼にして既に神童、餓鬼大将より腕白太政大臣に累進し、大に世に憚らる。人民と伍して芋を掘り、車を押し、辛酸嘗め尽す。傍ら経済の学を明治大学に修め、大に得る処あり。天下嘱望す。不幸、中途試験に合格し官吏となる。久しく海外に遊び、ベースメントユニバーシチーを出で、欧米各国法学博士に任ぜられ、特に米国伯爵を授けらる。誠に稀代の豪傑たり。明治四十年春二月、勢ひに乗じて錦衣帰朝、一躍直ちに天下の平弁護士となる。君資性豪放細心、頗る理財に富み、財産合計百万弗と号す。即業を東京に興し、忽ち田舎に逃亡し、転職三年、甲信を徇へ、各地を荒し、再び東京に凱旋し、爾来頻りに振はず、天下泰平会、帝国言訳商会、私立天理裁判所、軽便代議士顧問部、各種演説引受所等は、皆君の発明経営する所にして、事務所は京橋区新肴町一番地（電話京橋三〇四八番）に設置せらる。」

一頁に印刷されたこの「自伝」の中央には、裸体で腕を胸で組んだ山崎の写真がかざられていると

いう代物で、堺利彦が「当世奇人変人の随一人である」と評するのもうなずけるところである。「博士」は「ヒロシ」と読むなどとうそぶくあたり、その諧謔振りは秀逸でさえある。紙数の都合上紹介はしないが、この調子で作成された訴状もあり、裁判所も食っている。

さて、山崎は米国留学中に大逆事件の中心人物となる幸徳秋水と知り合い、後年は実践的な社会主義弁護士の先駆者として、布施辰治が社会主義的弁護士に転じるまでの期間、孤軍奮闘することとなるが、この大逆事件のころまでは社会主義に傾倒していたわけではない。また、大逆事件については、関与者の中に知人がおり、これとの関係を取り調べられただけであって、その裁判に関しても弁護も傍聴もしていない。しかし、この事件以後の社会主義者に対する弾圧が社会主義運動の冬の時代をもたらし、山崎にもその動向を見張るための専用交番が設けられるなど種々の圧迫が加えられた結果、生来の反骨精神に火がつき、社会主義が圧迫されればされる程その肩を持つようになり、自ら社会主義の世界に突入していったのである。

こうして山崎は堺利彦、大杉栄、荒畑寒村、片山潜らとの交友を続け、大正時代に東京で起こった社会主義者の事件の全てを弁護しているとも言われる程の活動を行った。著名な事件として、「民衆の芸術」事件（編集・発行人大石七分、執筆者大杉栄）、「青服」事件（発行人荒畑寒村、編集人山川均）、「労働新聞」事件（発行人久坂卯之助、編集人和田久太郎）など出版法、新聞紙法に関する事件など枚挙にいとまない。また、大杉栄の傷害被告事件に当り、検事の論告・求刑の際被告人が起立するという従前の長い法廷慣習に対し、山崎の事前の示唆によって大杉が起立を拒否するなどその反骨振りを如何なく発揮している。

山崎は、一九一三年（大正2）に五人の創設メンバーによって組合東京法律事務所を創設した。山崎は三年程で脱会してしまうが、日本で初めての合同法律事務所と言われる。創設メンバーの五人は山崎も含めて四人が明治大学の同窓であり、吉田三市郎は明治大学理事、第二次大戦後の自由法曹団の団長を、阿保浅次郎は東京弁護士会長（昭和26年度）、明治大学理事長をそれぞれ歴任し、佐々木藤市郎は東京市会議員になった人である。この事務所ではいくつかの専門部に分けて担任を決め、山崎は特別上告部を受けもった。これは主として全国各地の弁護士からの依頼で上告審の弁護を行なったものであり、山崎に会いたければ大審院の記録閲覧室に行けと言われる程有名にもなった。一九一五年（大正4）の成績では、民事事件は、棄却百七十一件に対し、破棄三十七件、被上告人の代理人となった場合は勝訴三十一件、敗訴十件、刑事事件では棄却百八十三件に対して破棄四十八件となっている（東京法律一六号）。これは驚くべき数字であり、山崎の明晰な頭脳を物語るものと言えよう。

山崎は、一九二一年（大正10）の自由法曹団の結成に重要な役割を果たし、その三年後には日本フェビアン協会をまとめあげ、同年、無産政党創立準備のための政治研究会の結成に関与した。その後山崎は、農民労働党、労働農民党、社会民衆党などの無産政党の結成等についても関与し、常に中心から離れた裏方的立場としてではあったが、弁護活動を越えて様々な政治活動にも活躍の場を広げたのである。しかし、山崎の活動はあくまでも合法政党の一番左翼にあり、秘密結社には参加していない。

一九三二年（昭和7）の上海事変から第二次大戦の終了するまで、世は非常時であり、山崎が活躍できるような社会主義運動の舞台はなくなってしまった。「隠居の出シャバリ年寄の冷水等、結局衛生

上害あり、寿命の縮まることは一切やりません、非衛生的の出版事業、道楽の足しにもならない無料事件等も年内には全部足を洗ふ予定」（山崎の昭和7年年頭の言葉の一節）という状況であった。

終戦を疎開地、長野県川岸村で迎えた山崎は、既に六十九歳の老境にあった。左翼弁護士の重鎮として再建自由法曹団の顧問に就任し、三鷹事件の弁護団に加わり、松川事件の第一次控訴審では控訴趣旨陳述の弁論を行なった。しかし、このあたりで山崎の活動は終わり、一九五四年（昭和29）七月二十九日、享年七十八歳にて世を去り、自身がその建立に関与した「解放運動無名戦士之墓」（青山墓地の一画で、大逆事件の犠牲者から各種政治活動等の有名、無名の戦士が昭和46年現在で五千七百六十四人合葬されている）に埋骨された。

三、布施辰治――「生くべくんば民衆とともに、死すべくんば民衆のために」

布施辰治は、一八八〇年（明治13）十一月十三日、父栄次郎・母きえの五番目の子（二男）として宮城県牡鹿郡蛇田村（現在は石巻市）に生れた。当時この地域の農村には「間引き」の習慣が残っており、布施家でも五番目の子供は間引くことに産婆と打合わせができていたが、予定日前の出産で産婆が間に合わず、命長らえることになったという。布施は小学校の尋常科を卒業すると同村内の漢学塾に通いながら田畑の仕事を手伝って過した。その後、近在の医師阿部辰五郎の感化などを受け、哲学を学びたいとの向学心に燃えて一八九九年（明治32）に上京、曲折を経て同年秋に明治法律学校に入学した。布施の哲学志向は続くが、苦学して一九〇二年（明治35）同校を卒業、同年秋の判検事登用試験

に合格した。こうして司法官試補に採用され、宇都宮地方裁判所に配属、翌年四月検事代理に任命された。この年五月、日光では藤村操が万有の真相は不可解であるとして華厳滝に投身自殺した。このころ布施は不起訴処分を連発することで上司と気まずくなっており、気の毒な事情の下幼児と心中を図り思い直して自首した母親を殺人未遂で起訴せよとの命令を拒否し、「母親の背にムチするの無惨なる。ああ無惨なる。」として辞職してしまった。同年上京して東京弁護士会に入会して弁護士としての活動が始まった。

布施は後年山崎今朝弥と共に社会主義弁護士として並び称されたが、一九二〇年（大正9）の「自己革命の告白」により「ブルジョア弁護士的要素を厳密に切り捨て」て社会主義運動に大きく転進するまでは決して社会主義運動に積極的ではなかった。明治末年ころ山崎から社会主義者の事件をあっせんされた際には「被告以外の社会主義者がぼくの事務所に出入りするのは困る。被告も事件以外のことで来てはいけない」との条件を付けて受任した。この時、山崎は「ぼくも社会主義者の弁護は厳重な条件付きでやっている。それは『弁護はするが懲役は被告自身で務めよ』ということだ」と答えたという。いかにも人を食った山崎の言であるが、社会主義者が頻繁に出入りする家の主人は即ち社会主義者であるとして警察が執ように干渉を続けた時代のことである。

布施と山崎は比較して言われることが多い。山崎が裏面にかくれて運動するのに対し、布施は常に表面に立って華やかな活動をした。

「東京弁護士会花形十人」（『春秋』昭和3年1月号）では「辰治には賢明を売りながら、東北人固有の愚直なところがあり、今朝弥は声啞を装いながら、非常に機才を蔵している。辰治は働くことのでき

る限り働く。其熱心は真に驚くばかりであるが、恐らくはソンナに儲からぬことであろう。今朝弥は常に働かざることを自慢する。何事にも冷淡であるが、其実仲々鋭いところのある曲者である。」とされている。たしかに布施は「愚直」であるが故に、弁護士会を除名され、二度までも監獄に行くような法廷活動をした。法廷では三時間、五時間にわたって大向こうをうならせる弁論をしたという。

一九二一年（大正10）七月、神戸の川崎造船所及び三菱造船所において賀川豊彦らに指導されて空前のストライキが起こった。神戸大争議の発生である。争議団側は工場管理を宣言し、弾圧のため抜剣警官が労働者を刺殺したり軍隊が出動するまでの事態になり、無数の人権蹂躙が行なわれた。布施は山崎、徳田球一らと共に調査団を結成して現地に急行し、官憲への抗議、争議団の激励、真相発表演説会などに大活躍をした。この調査が機縁になって同年秋に自由法曹団が結成された。布施の人権擁護の活動に拍車をかけた事件である。

布施は、弾圧や差別を受けがちな朝鮮人、台湾人の権利擁護のための弁護、講演活動などを精力的にこなした。また水平社運動にも深く共鳴し、一九二三年（大正12）三月の奈良県下の水平社対国粋会の流血の大衝突事件、その後数年の間に起きた徳川公暗殺準備事件、福岡歩兵連隊爆破陰謀事件などの水平社弾圧のためのデッチ上げ事件など数多くの刑事事件の弁護に力を傾注した。一九二五年（大正14）一月に群馬県世良田村の未解放部落が襲撃された事件が起き、百二十名の部落民に対して無惨な暴行と家財焼き捨てが行なわれた現場を調査した時の印象から発想して墓石に刻み込んだ自作の句が、冒頭の「生くべくんば民衆とともに、死すべくんば民衆のために」である。一九二二年（大正11）には布施の主導により借家人同盟が結成されている。

このような布施の活動の延長上には、布施自身は共産主義者ではなかったが、日本共産党の事件の弁護活動も含まれることになる。しかし、布施の熱心な共産党救援活動は当局のいたく嫌うところとなり、被告団の攻撃を扇動したという理由で一九二九年（昭和4）東京控訴院の懲戒裁判所に起訴され、一九三二年（昭和7）十一月十一日大審院の懲戒裁判所で除名判決が確定、弁護士資格を失った。さらに一九三三年（昭和8）には新聞紙法違反事件で禁錮三ヶ月の刑が確定し、また一九三九年（昭和14）には治安維持法違反事件で懲役二年、未決算入二百日の判決が確定していずれも服役するところとなった。しかも、布施の三男で新聞記者をしていた杜生がやはり治安維持法違反で投獄され一九四四年（昭和19）には獄中死してしまう。こうして布施にとっても真っ暗な時代が終戦まで続く。

終戦の年、布施は六十六歳であった。左派の大物弁護士として再建自由法曹団の顧問に推され、法廷活動にも戻った。三鷹事件の弁護団長を務めるなど国家権力の新たな反動化との闘いに多忙を極めたが、一九四九年（昭和24）には明大記念講堂において布施のため「誕生七〇年記念人権擁護宣言大会」が開かれ、三淵最高裁判所長官らからの祝辞を受けた。常に先頭を駆けようとした闘志の人もガンには勝てず、一九五三年（昭和28）九月十三日、布施は七十三年の生涯を閉じた。

四、平出　修——法律家として、文人として

平出修は一八七八年（明治11）四月三日新潟県中蒲原郡石山村猿ヶ馬場（現新潟市）の旧家、父児玉郡三と母イテの八男、十番目の子として生れた。小学校高等科を首席で卒業、秀才の誉れ高く、病弱

であったが、小学校の助手、訓導（教師）を務めながら文学に関心を深めてゆく。島崎藤村や与謝野鉄幹（寛）らに強くひかれ、地方紙に短歌等の投稿を続ける。一九〇〇年（明治33）には鉄幹の主宰する新詩社に加入し、『明星』に短歌を発表するなど本格的な文芸活動を行なった。このような彼の才能、人柄に目をかけた校長の勧めで高田の弁護士平出善吉の妹ライへの婿入りが決まり（従って、この時から平出姓となる）、平出家では上京して勉学ができるように後援してくれることとなった。時に平出は二十三歳、善吉の母校明治法律学校入学の準備が当時同校に在学中であった義弟辰吉の手で進められ、一九〇一年（明治34）一月に変則の入学を果たした。

中途入学であったにもかかわらず、平出の第一学年の成績は九番であった。第二学年では八科目の平均八十一・六点で三番、第三学年の卒業試験では九科目の平均八十三・九点で僅差の二番である。文芸活動とのかけもちでこの成績であるから、その英才振りがしのばれる。もともと平出が上京を志願した最大の動機は、中央で思いっきり文学に打ち込みたいとの点にあった。だから新詩社の集まりには熱心に参加し、短歌を作り、評論を書き、鉄幹・晶子の与謝野夫妻をはじめ、蒲原有明、石川啄木、萩原朔太郎らの文人と親しく交わり、文壇での地位も着々と固まっていった。

この平出の学識・文才は、在学中既に創立者岸本校長の認めるところとなり、岸本の勧めにより、「法律上の結婚」というひらがな、口語体の法律書を著した。これは岸本の序文を得て一九〇二年（明治35）平出が第三学年の時に出版されている。こうして、平出の法・文二筋の道はさらに固まり、一九〇三年（明治36）明治法律学校卒業の年の十二月、判検事登用試験に合格、いったん司法官試補に任官したものの実質的には勤務することなく辞退して翌年弁護士としての道を歩みはじめる。

時あたかも日露戦争が開始された年であり、平出は平和主義の立場から「七博士の行動を難ず」という意見を発表して好戦的な機運を批判し、同じころ、幸徳秋水・堺利彦らは万朝報を去った。開戦後も平出は文学の純粋性を志向し、「所謂戦争文学を排す」（『明星』37・6）立場を明らかにした。戦争は戦争なり、文学は文学なり、これが平出の考えである。そんなさ中の『明星』九月号に掲載されたのが、与謝野晶子の詩、「君死にたまふこと勿れ（旅順口包囲軍の中に在る弟を歎きて）」である。これに対して国文学者大町桂月が雑誌『太陽』の誌上で痛烈な非難を浴びせ、平出は晶子擁護の論陣を張ることになる。この経緯は文学史上にも大きな意味があり、せめて詩の全文でも紹介したいところであるが、本稿では割愛する。いずれにせよ、稀有な文人法律家としての平出の存在は光る（四年後には平出が兄事した森鷗外の『キタ・セクスアリス』の発禁を巡って再び論陣を張ることになる）。

平出は、法律を善良な庶民のために積極的に用いるのが弁護士の使命と考え、一方で、泥棒や殺人などの悪党の弁護はご免だ、との感覚から、民事専門の弁護士を志していた。しかし、歴史は才能の埋没を許さず、平出を大逆事件の刑事弁護へと駆り立て、この事件によって平出を強く後世に印象付けるのである。

大逆事件とは、それより二年前のいわゆる「赤旗事件」を発端として、幸徳秋水を首魁とする社会主義者のグループが天皇の御召列車に爆裂弾を投げつけて天皇暗殺を企てたとの容疑で幸徳ら二十六名が裁かれた事件である。この大逆事件に関する裁判は大審院が一審にして最終審であり、法定刑は死刑のみである。

一九一〇年（明治43）五月二十五日、長野県中川手村明科（現在明科町）の工員宮下太吉が爆裂弾の製

造、爆弾実験を行なったことが発覚して逮捕されたのが大逆事件へと発展してゆく。当局の反応は極めて早く、同月一日には、幸徳を首魁とする内妻菅野須賀子ら数名が大逆罪に該当するものと判断され、松室検事総長は直ちに大審院長に対して予審開始を請求した。この幸徳の逮捕から事件はさらに進展し、幸徳と「二重橋に押しかけよう」などと座興に威勢のいい雑談をした人々、その人が郷里に帰ってその土産話をしたのを聞いた人々などと網の目は広げられ、捜査の手は大阪、熊本、高知等に伸びた。大石誠之助を中心とする紀州組と呼ばれた人々もそれであり、高木顕明、崎久保誓一らは七月七日に起訴された。

同月末に平出は鉄幹から高木、崎久保両名の弁護を要請された。鉄幹は紀州の知人から平出を名指しで高木らの弁護を依頼して欲しいと頼まれたのである。結局平出は弁護を受諾した。

事件関係者の供述や予審記録から平出は大逆事件なるものの実態を把握する。爆裂弾の投てき順序を相談した菅野ら四名の罪状を争うのはかなり困難に思われるものの、高木、崎久保を含む幸徳以下その余の二十数名については、幸徳を指導者とする社会主義運動を一気に弾圧してしまおうとする当局のでっち上げとの感を深くした。崎久保はみかん園農家の主であり、高木は僧侶である。両名とも言動に多少思いきったことを出しすぎる傾向があり、社会主義思想を持つ者との交友があるという程度の普通の人である。幸徳らの二重橋云々の話を大石から土産話として聞いた際のことが、皇居侵入等の「決死の士」を募る会合とされてしまった。

裁判は諸外国の注目も集める中、国家権力の威信をかけて強引に進められる。同年十二月十日には公判開始、弁護人席には平出の外、鵜沢総明、花井卓蔵、磯部四郎などそうそうたるメンバー合計十

一人が着席した。人定尋問の後、直ちに公開禁止が宣せられる。こうして控訴事実の陳述が行なわれ、同月十二日から十六日までと同月十九日から二十四日までの前後半に分けて集中的に被告人尋問が続けられた。そして同月二十五日には論告が行なわれ、全員死刑が求刑された。弁論は一日おいて同月二十七日からはじまり、平出は同月二十八日弁論を行なっている。

平出は、国家の司法権が正当に、公正に行使されるべきであることを強調した上、社会主義、無政府主義の何たるかを述べ（平出は、その欧州でのあり方などを森鷗外から教えられている）、信念と行動との違い、思想自体は危険ではなく、これを罰すべきではないこと、そもそも高木、崎久保らには大逆罪実行の意思など全く存しなかったことなどをとうとうと二時間にわたって熱弁をふるい、断固として無罪を主張したのである。この平出の弁論は、他の被告人らにも大きな感銘を与え、幸徳、菅野、岡林寅松その他何人もの獄中書簡や日記に記されるところとなった。

判決言渡しは翌一九一一年（明治44）一月十八日、二名を除き高木、崎久保を含む二十四名に死刑が宣告された。しかし、翌日、高木、崎久保ら十二名には恩赦により無期懲役に減刑される（結局、高木は獄中死してしまうが、崎久保は再度の恩赦により昭和4年に出所している）。だが、幸徳、菅野らについては、同月二十四、二十五両日に早くも死刑が執行された。

これだけの大逆事件に集中的に関与しながら、文芸活動も休まず続け、平出の多忙な日々が過ぎてゆく。一九一三年（大正2）には小説集『畜生道』が刊行された。小説『畜生道』は大逆事件を題材とするもので、平出は、作中人物に「今の裁判は畜生道だ」と言わしめている。さらに文筆に、弁護にと多忙を極めるが、同年八月、骨瘍症発病、多くの友人らの励ましを受けて闘病生活を送るが、翌年

三月には重体に陥り、ほとんど毎日鉄幹が枕頭に詰め、見舞いに訪れた高村光太郎が、こんこんとして睡るものよと呼びかける「瀕死の人に与ふ」という詩を作る中、同月十七日、平出はわずか三十六歳でこの世を去る。その四日後に行なわれた永訣式は、鉄幹が司会をし、阿部次郎、花井卓蔵、森鷗外らが弔辞を読むなど、平出の多彩な活躍をしのばせるものであった。一九一七年（大正6）には、鉄幹・晶子夫妻らの手により平出の遺稿集が刊行された。

文筆に、弁護に、激しく三十六年の人生を駆け抜けた平出修はわが明治大学の同窓である。平出の郷里新潟市には、一九七八年（昭和53）四月、生誕百年を記念して「歌碑」が建てられている。

柳には赤き火かかりわが手には
君が肩あり雪ふる雪ふる

農民運動（伏石事件）と弁護士若林三郎

鶴見祐策

権力と戦った明大法曹たち

わが明治大学（明治法律学校）出身の法曹に、誇るべき在野の先輩が大勢おられます。とくに貧しい人々や労働者、農民たちのために、体を張って権力と闘った法曹で著名な方の中には、明治大学の出身者が多いのです。

例えば、布施辰治氏。日弁連の『弁護士百年』の中には、布施さんの顔写真が何回も出てきますが、社会運動の歴史の中でその名前は、落とすことができない大きな存在でした。非合法化された共産党員の被告たちを弁護したということで、治安維持法違反を問われ最後には懲戒になって弁護士資格を奪われ自から実刑を受けました。その記録が、『弁護士百年』の九十五ページに載っています。

布施さんについては、岩波新書の『ある弁護士の生涯』という布施柑治さん（布施さんのご子息）が書かれた本や、『F弁護士の生涯』という伝記があり、布施さん自身の著作も多く残っています。

同時代に活躍された山崎今朝弥氏がいます。山崎さんについては森長英三郎弁護士が紀伊國屋書店の新書を出しています。山崎さんの人柄と業績が描かれ、実におもしろい本です。森長さんの本で

『日本弁護士列伝』（社会思想社）の中では、布施さん、山崎さんのほかに吉田三市郎氏なども紹介されています。また古屋貞雄氏がいます。古屋さんは、朝鮮人の人権のために闘った人です。日本に併合されていた朝鮮の独立運動などで弾圧された被告たちの弁護をされました。

若林三郎という弁護士

古屋さんと同期に、若林三郎という方がおられます。この人は、あまり知られていません。だいぶ前に東京弁護士会の向武男弁護士が、雑誌『人権のために』で「伏石事件と弁護士若林三郎」という文章を書かれました。若林さんを世に紹介したものとして、一番まとまっていると思います。この文章は『自由法曹団物語』の戦前編にも収録されており、私の話もその労作に専ら依拠しています。

若林さんの著作では『明治・大正・農政経済名著集』があります。その月報の付録に、若林さんを回想している文章が三つばかり載っています。作家の新田潤氏、それから平野市太郎という伏石事件の被告、そして先程の向さんが書いたものです。貧農のために苛烈な生涯を送ったその若林弁護士を、ここで紹介したいと思います。

若林三郎氏は、明治二十八年十月長野県上田に生まれ、生後三日目にお母さんが亡くなったため、作家の新田潤氏のお母さんの授乳で育てられました。つまり乳兄弟というわけです。

上田中学四年のとき中退して家を飛び出しましたが、家督を相続すると財産を叩き売って学資をつくり、大正六年に明治大学専門部特科（法律）に入りました。

向弁護士が明大へ行って記録を調べたところ、若林さんは大正八年七月に卒業し、成績はきわめて

優秀で、順位は五席だったということです。同期には、先程の古屋さん、長田治人氏らがいます。

留学後、農民運動へ

若林さんは大正九年に弁護士試験に合格し、十年に開業しました。弁護士の仕事はかなり順調にいっていたようです。大正十一年にはヨーロッパに留学しています。

十三年に帰国すると、当時、農民運動関係の弁護をしていた同期の古屋さんを訪ね、自分も農民運動関係の仕事をやりたいといったそうです。古屋さんは、若林さんの性格を考えて、「やめたほうが良かろう」といったそうですが、若林さんは農民運動を指導していた賀川豊彦氏を訪ね、日農（日本農民組合）の顧問弁護士になり、香川に派遣されました。

当時の香川は零細な小作農が多く、争議が非常に激しいところでした。若林さんが行った大正十三年には地主の側から「小作料請求訴訟」が三百数十件もありました。若林さんは小作人の代理人として、高松、丸亀、観音寺の裁判所に日参しました。

伏石事件の発端

大正十一年の干ばつは、小作人を苦しめました。作物が穫れなくても、決まった小作料を納めなければなりません。そこで小作人は結束して、反当たり一石三斗ぐらいだった小作料を、三斗減らすよう要求し、地主に対抗したのです。

地主側は小作料の減額に応ぜず、小作料の不払いを理由に裁判を起こしました。伏石の農民三百名

は、大正十二年に日本農民組合・伏石支部を結成しました。日本農民組合は、賀川豊彦、杉山元治郎という人たちが、大正十一年に作った組合です。その伏石支部ができたのです。

組合は小作料永久三割減の要求書を地主につきつけました。十三年二月に八十人の地主が結束して、伏石松縄地主協同会を組織しました。三月には一斉に小作人の有体動産、つまり家財道具を仮差し押さえし小作料の請求をしました。裁判所は、小作料減額の要求を認めず、十一月一日、小作料の不足分を払えという判決を下しました。地主側は、農民三十名の耕作していた九町歩あまりの田地の稲穂（稲立毛）を差し押さえました。

差し押さえられた稲の競売が十一月二十七、二十八日に行われ、農民は金をかき集め、何とか全部競落しようと非常な努力をしました。大部分の競落に成功したのですが、九町歩のうち一町五反だけが金で納めきれず地主の手に落ちました。そこで二十八日の夜、農民たちは相談のため若林さんの家をたずねました。

香川県地方は暖かく、伏石一帯では二毛作をしています。稲を刈ったあとに麦をまいて初夏に刈り入れをするのです。しかし、地主側が競落した一町五反の稲を差し押さえたまま放置しているので、農民は刈ることができません。稲刈りを終えて麦をまかなければならない時期です。麦を作って、それで小作料を納めなければなりません。そこで相談に来たわけです。

稲刈りは事務管理

若林弁護士は、法律的な回答をしました。事務管理と留置権で闘えると教えたのです。「稲の刈り取

り時期が遅れて麦まきの時期が遅れるということは、農民も困るし地主も実際困ることなんだ。地主のほうも競落した稲を放置しておくつもりは本当のところはないんだ。一刻も早く刈り取って自分の利益を計るというのは、常識的な地主の立場だろう。したがって、地主のために小作人は稲を刈ることができる。これは民法の事務管理だ」。また、「事務管理で支出した費用は有益費だ。これは地主に請求できる。刈り取りの費用はいくらかかるかわからないけれども、これは有益費なんだ。有益費を地主が支払わなければ、稲は地主に渡さないでよろしい。これは留置権だ」というわけです。

組合員の多くは、弁護士が法律で許されているというのだから大丈夫だろうと考え、翌二十九日早朝から多数の組合員が地主の競落した稲を刈り取りました。三十日には、若林弁護士が地主に対して事務管理をはじめたことを通知する内容証明を送りました。

十二月三日、高松警察署長代理と称する警察官の指揮のもとに、数十名の警察官と地主が、刈り取ったところにやってきました。人夫を連れてきて、積み上げてあった稲を持ち去ろうとしたのです。

急を聞いて駆けつけた若林弁護士は、警察の責任者や地主に対して、自分の民法理論を説明し、「費用を払え。払わなければ渡すわけにはいかない」といったために、地主も警察官もやむを得ず引き上げました。刈り取った稲は農民の側で脱穀し、俵に詰めて競落した地主の名前の立て札を立てて保管しました。

強引な別件逮捕、弁護士自身も

ここで伏石事件が起こるのです。当時の明治憲法下の権力構造は、天皇が頂点に立ち、天皇の権力は独占資本と、封建遺制を基に農民を支配していた地主階級によって支えられていました。このような権力構造を維持するため、農民の運動に対する苛烈な弾圧が常に行われていました。警察、検事局、地主たちは、まき返しを図りました。

十二月三日、脱穀の現場に警察官が現れ、「高松の警察署長が懇談したいといっている。ぜひ来てくれ」と云い、翌四日の夜までに十四、五名の者が、令状なしに次々と警察に連れていかれました。

五日には一応、全員帰宅できたものの、その日から高松の検事局と警察の協力のもと、一斉に逮捕をはじめました。心配して警察に駆けつけた組合員を前に、当時の香川県警察部長は、「おまえたち、どうして農民組合に加入しているんだ。組合に加入しているからこういうことになるんだ。早く脱退しろ」「だいたい事務管理や留置権なんていう権利は日本の法律ではないんだ。おまえたちは三百代言にだまされているんだ」といいました。

十二月十五日までに逮捕された者は二十名。そこで若林弁護士は単身、警察や検事局に抗議に行くのですが、誠実な応対は受けられませんでした。十五日には若林自身が検事局へ召喚されて、翌年の三月二十九日まで拘置所に拘留されました。逮捕された組合員は、三ヵ月以上家に帰れませんでした。農民が家に帰れないということは大変なことです。

予審判事による自白の強要

こうして伏石事件がはじまりました。伏石事件は、大きな社会問題になったばかりでなく、取り調

べの苛酷さがきわだっていました。とくに予審の取り調べが異常でした。中村主税という当時三十三歳の予審判事が、徹底的に農民をいためつけて自白を強要したのです。

若林弁護士の友人だった、明治大学同期の長田治人さんが日本弁護士協会、現在の日弁連にこの問題を持ち込みました。日本弁護士協会は、大正十四年に調査団を派遣しました。当時の協会の機関誌『日本弁護士協会録事』が今でも残っていますが、松谷与二郎氏、古屋貞雄さんら五人の弁護士たちが農民からの聴取書を作っています。長時間にわたって、殴られ、食事を与えられず、自白を強制された様子が生々しく伝えられています。

農民の自殺

植田平太郎という農民は、百日間の拘留のあと、大正十四年三月十三日に釈放されますが、弁護士の調査団に対して述べています。「稲を盗るつもりで稲刈りに行ったことになってるとか、盗む意思がなかったといい通そうとしたら、『何時までもおまえは監獄に入れとくぞ』とおどかしました。頭が変になり、充血してしまいますと、思わぬことを申します。『それは若林さんが盗れといったから盗りました』と、事実でもないことを申しました。今から考えてみれば、若林様には申しわけないと思います」

植田さんは、「裁判所に無理矢理白状させられた、それが残念だ」といって家族の前で涙を流して悔しがったといいます。若林さんに責任を押しつけるような自白をしたことを気に病み、釈放された五日後の三月十八日朝から行方不明となり、午後二時ごろ、自宅から遠くない森の中で首つり自殺をし

ているのが見つかりました。

大正十四年三月二十二日、若林さんを含めた二十四名に対し、高松地方裁判所で公判を行うという予審終結決定（起訴）がありました。

東京弁護士会有志は、弁護士の地位に関する大問題だということで、檄文を各地に送りました。各地の弁護士会が八つの弁護団を作り、香川へ視察に行きました。大阪弁護士会は、臨時総会まで開き、公判闘争をやろうと決めました。

保釈された若林さんは、上京して日本弁護士協会と協議する必要があり、「司法大臣や検事総長に会って、高松司法当局の態度について厳談したらどうか」と助言する人もいて、身の回りのものを売って旅費を作り、三月三十日、船で大阪に出ました。

大阪でいろいろな人と相談したあと、四月三日正午、汽車で東京に向かいました。その間、自分の法律判断のために自殺者まで出したことを思い悩み、汽車の便所の中で、小型ナイフで前頸部を切り、さらに右胸を刺しました。しかし東海道線の興津駅と富士駅の間で乗客によって発見されて病院に担ぎ込まれ、どうにか命はとりとめました。

弁護士たちの協力

日本弁護士協会は、調査団報告をまとめて理事会を数回開き、三月二十四日に、伏石事件の人権蹂躙問題につき当局を叫弾し、責任者の処分を要求して司法大臣、検事総長、司法次官などを歴訪しました。

若林さんは一ヵ月の入院生活後、東京の浅草に奥さんと一緒に移って療養し、六月二十八日に長越信陽堂という本屋から『農民運動と高松事件』という本を出しました。彼の唯一の著作です。これは『弁護士百年』に写真が載っています。それに次のようなことが書かれています。

稲を仮差し押さえられたとき、ある六十六歳になる小作人は、大干ばつと汗と油の結晶になった労作の稲が差し押さえられて糧秣を断たれてしまうわけです。それに逆上して無意識のうちに地主の横暴を連呼しながら、仮差し押さえの表示札を抜き取りました。差し押さえ表示破棄事件となり、その人は服役させられました。六十幾年間、彼は地主に捧げる稲を作ってきただけでした。だから警察に入ったとき、村人たちの温かい情けで集めてくれた金で老妻が差し入れたのは、新しいコールテンの足袋と縞のシャツですが、彼は生まれて初めてコールテンの縞シャツを身につけたのでした。それほど伏石の農民は貧しかったと、若林さんは書いています。

大正十四年七月十七日から公判が開かれました。東京から、長田治人、古屋貞雄、楢橋渡、松谷与二郎、神道寛二、上村進、布施辰治、中村高一、花村四郎、大阪から、細迫兼光、吉田賢一などの弁護士が弁護をしました。七月二十一日に検事の論告、求刑があり、弁論が三日間開かれたあと、十四年九月七日、判決が出ました。

若林さんは窃盗教唆によって懲役十ヵ月の実刑で、ほかに二人の農民が実刑、あとは懲役四ヵ月ないし八ヵ月、執行猶予つきの判決でした。判決理由は、「教唆者は名を民法の事務管理に借りて小作人に稲を刈り取らせて不法に領得させようとした、実行者は教唆において地主の所有にかかる稲立毛を奪取領得したものである」というものでした。内容証明まで出して事務管理をする窃盗というのもお

かしな話で、刈った稲にはちゃんと持ち主の名札をつけて保管しておいたのですから、今の感覚では窃盗罪になどなりませんが、当時の権力構造では通用しませんでした。

当時の判決の裁判長、森章三郎高松地方裁判所所長は、新聞記者にこう語っています。

「幸いにも、我々の期待する刑事政策の目的が十分達せられ、刑の言い渡しを受けた当の被告人どもはもちろんである。世の一般の人々に対しても他戒の効を奏し、いわゆる前車の覆えるを見て後車の戒めとなることを得たならば、国家のため、まことに仕合わせとするところである」

香川の農民運動はこの事件にもかかわらず、広がっていきます。大正十三年二月の香川県における日農の支部は六十一、組合員は八千六百四十四人だったのが、昭和九年末には支部数が百二十七、組合員は一万二千二百六十三人に増加しています。

死を賭しての農民運動

大審院は昭和二年六月二十四日上告を棄却しました。この日のことを、作家の新田さんが書いています。判決言い渡しの日、若林さんは新田さんと傍聴に行くのですが、「中に入って、お前が聴いてくれ」と言って法廷の外にいたそうです。

判決を聴いて新田さんが外へ出て「棄却と言った」と教えると、若林さんは「そうか」と言ってあいにくの強い雨の中を黙って帰っていったと回想しています。

昭和二年七月から翌年三月二十六日まで服役します。若林さんが出所すると、弁護士の資格は剝奪されていました。神経が相当にまいっていたことは想像に難くありません。その後は新田さんと同じ

乳兄弟にあたる宮島保衛氏の二階に、妻と二歳になる潤子ちゃんという女の子の三人で落ち着き、宮島さんに面倒を見てもらいながら生活していました。

昭和三年、潤子ちゃんの桃の節句ということで、宮島家では気を遣い、若林さんたちの住んでいた二階を飾りつけました。若林さんは机の前に座り、紙を広げて長い間黙考していたそうです。しかし、紙の上に残された文字はありませんでした。

桃の節句の二日前の三月一日午前八時過ぎ、若林さんは潤子ちゃんの首を細引きで固く縛り、自分はドイツで買ってきた洋ばさみで右手首の動脈をかき切りました。物音を聞いて駆けつけた妻に、仮死状態の娘を抱きながら、「まあ、お前にも苦労をかけたな」。宮島さんには、わざわざ座り直して、「いろいろお世話になりました」と挨拶して倒れたそうです。三十四歳でした。宮島さんはその死を悼み、上田市の呈蓮寺境内に墓を建てました。墓石には、「元弁護士若林三郎並長女潤子之墓」と刻まれています。

若林さんの生涯をどう評価すべきか。志を遂げずして挫折したと言わざるを得ないところもあります。しかしながら、伏石事件は日本の小作争議の歴史では、新潟の木崎村争議と並ぶほどの大事件でした。農民運動という人間解放の闘いの歴史の中で、大きな役割を果たしたと評価できるのではないでしょうか。

昭和二十年の敗戦後、民主化の改革の中で、天皇制権力を支えていた大ブルジョワ、大財閥解体が行われると同時に、小作人は解放されて、農地改革が実施されました。当時の封建的な地主支配は、あの時期を境にしてほぼ払拭されたということが言えるのではないかと思います。こういった歴史の

進歩に一つの役割を果たした個人として、若林さんの存在が思い起こされ、正しく位置づけられるべきではないかと私は思います。

農民と弁護士の苦闘を伝える——伏石事件の碑

高松と徳島を結ぶ高徳本線に栗林という駅があり、そこに伏石神社があります。昭和二十八年四月十日、一つの碑が狭い幹線道路に面して建てられました。「世に伏石事件として知られる小作争議は大正十三年此地に発生せり。」と書き始められた碑文の最後にこう刻まれています。

「農民側は更に事務管理継続中地主の告訴により司直は多数の農民を召喚し内二十四名は予審廷に廻し百余日勾留取調の結果裁判となる。東京自由法曹団は人権蹂躙なりと奮起し百余名弁護届あり。内数十名高松法廷の弁論を空しく窃盗教唆及び窃盗罪として有罪の判決あり其後小作調停法治安警察法等の制定を見しも働く農民に土地を与へ搾取なき社会を建設せよとの叫は遂に消えず昭和二十一年の農地改革に実を結ぶ。茲に先覚者の苦闘を偲び三十周年を迎え碑を建設して永く後世に伝へんとす。」

この碑文の選者林雪次さんは伏石事件の被告で、懲役六カ月の判決を受けました。この書を書いた人も、同じ判決を受けた真屋卯吉という農民の一人です。

若林弁護士の扱った事件は、伏石事件のほかにとくに記録はありません。ヨーロッパには明治大学から学術研究のために派遣されたという説と、姻族で横浜で株の仲買人をやっている人の事件で収入を得て、自分で留学したという説があります。ドイツでは人民党内閣が成立し、ナチス党をひきいるヒトラーがミュンヘン一揆に失敗して投獄された時期にあたっています。若林さんが、そういう歴史

の息吹に接しておられたことは間違いないものと思います。

本稿は講演で話した内容に加筆したものです。

3　先達を語る

一松定吉先生を偲ぶ

山下　英幸

私が既に歴史上の人物となりつつある一松定吉先生とお会いするようになったのは、昭和三十二年の春休みに、明大雄弁部でＯＢ名簿を作成することになり、私がその責任者となったからである。それまでのＯＢ名簿は罫紙に手書きした簡単なもので、名簿作成といってもＯＢの住所、氏名を調査して補充したり訂正するのが主たる作業であったから、それと同時に先輩から雄弁部時代の想い出等を書いて貰うことを企画した。それで、法学部関係の先輩としては、一松定吉先生（弁護士・参議院議員）をはじめ、鍛冶良作（弁護士・元衆議院議員）、野間繁（弁護士・明大教授）、長尾新九郎（徳島市長）、三木武夫（自民党幹事長・衆議院議員）、岡本昌智（元明大理事）の諸先生方にお願いすることにした。これらの人達のうち、一松先生と三木先生は話をするからそれを基に原稿を書くようにと言われ、一松先生とは数回お会いしたので、その印象が三十三年過ぎた今でも想い出として強く残ってい

るのである。

最初に一松先生にお会いしたのは、その年の三月中旬頃に参議院の議員会館に先生をお訪ねした時であった。私は、先生が鬼検事として名声を博し、その後国会議員となり、新憲法制定当時逓信大臣を務め、その後数回大臣を経験し、当時も参議院議員・弁護士として活躍中の偉大な先輩で、既に八十二歳になっている等の予備知識は持っていた。そのため約束の時間通りに非常に緊張して部屋のドアをノックした。そして、女性秘書の案内で中に通されると、机に向かっていた一松先生は椅子から立たれ、にこにこしながら私の方へ近づいて来て、応接椅子に掛けるよう勧めてくれる。先生は黒い背広で銀縁の眼鏡をかけ小柄な好々爺という印象で、内心ほっとしたことを憶えている。そこで原稿のお願いをすると、今日は時間がないが、時間のあるとき来てくれ、その時想い出を話すから、それを君が書くようにと言われ、雑談をされてから一週間位後の日を約束されたので、その日は帰ることにした。

約束の日に筆記用具を持って議員会館へ行くと、今回も愛想良く迎えてくれて、一時間位話をしてくれたところで、食事に行こうといって議員食堂に案内してくれる。学生身分の私にとってはめずらしい洋食を注文してくれて、それを食べながら更に話の続きを聞かせてくれたのである。その時の話の内容は大略次のようなものである。

(1)　一松先生が郷里大分県から上京して来たのは明治三十二年で、その動機は長いサーベルを吊るして歩く巡査になることであったが、歳を重ねるに従って考えも変わり、次に学校の先生になることに憧れて、師範学校へ入学したのである。ところが、一年生の時、皇位継承における天皇の血縁につ

いて先生に反駁したため、当時のこと故退学処分を受ける。そこで先生になることを諦めて、司法官になることを決心したのであった。

(2) その頃、東京で有名な法律学校は明治法律学校と法学院（中央大学）であったが、司法官になるには教授のほとんどが大審院関係者であった明治法律学校の方が評判が良かったので、こちらに入学する。明治法律学校の授業は毎日午後二時頃から始まったが、その頃は浅草の小学校で代用教員として教鞭をとり、それが終わってから神田の学校まで約三十分歩いて登校したので、初めの授業にはほとんど出られなかったとのことである。明治の授業が終わると直ちに下宿に帰り、夕飯を済ませてすぐに床に入って眠ることにしたが、これは夜になると友人が遊びに行こうと誘いに来るため、これから逃れる方策としてとったもので、その代わり朝の二時頃には起きて、小学校へ勤めに行く前五時間位勉強をする。また日曜日には友人とグループを作って、法律問題の議論や高文の答案練習をしたりして、これを四年間繰り返して高文試験に合格することができる。試験に失敗したときは、自分を励ますために、恥をそそぐという意味で手の平に「雪（そそぐ）」と字を書いて、それを見ながら頑張ったということであった。

(3) 弁論活動については、各校対抗が度々開かれたが、当時は討論形式のものが多く、その内容は法律関係の問題では、例えば刑法では「主観主義と客観主義の対立」、民法は「法人の不法行為能力」といったような学説上争いのある問題を取り上げて、その是非について議論をして勝敗を決める。その頃活発な活動をしていたのは、明治法律学校、法学院、和仏法律学校（法政大学）、日本法律学校（日本大学）、早稲田専門学校（早稲田大学）等であった。

(4)　最近時々、明大雄弁部主催の高校生の弁論大会に審査員として出席したことがあるが、弁論も時代の変遷と共にその態度、内容も著しく変わってきている。この事は国会においても言えることで、その一つとして今日、登壇者のほとんどが原稿を見ながら演説しているが、あれでは徹底して相手に理解させることは困難である。それ故国会議員多しといえどもかつてのような名演説家は見当たらない。少なくともあらゆる場合に、聴衆を前にして演説をするには原稿に頼らないことが第一条件である。一松先生は、学生時代においても、また長い議員生活に入り五回の大臣任期期間中でも決して原稿を見て演説はしなかったとのことである。

(5)　司法試験については、かつては明治の全盛期があって多くの合格者を出していたが、最近は他校に遅れをとり、実に残念である。明治魂で頑張ってもっと多くの合格者が出て欲しい。八十歳を過ぎた今、過ぎた昔を振り返ってみると全く感慨無量である。今の学生も種々と苦労をしているであろうが、先生の学生時代も文字通りの苦学であって、親にも頼らずに切り開いてきた道はそれだけにまた懐かしさも一入（ひとしお）である。諸君らも苦難を克服して、母校明治の名を天下に轟かすよう、努力されんことを切望して止まない。

(6)　最後に八十二歳になった今日でも、一時として忘れずに胸に秘めている成功訓として次の文章を書いてくれる。

刻苦勉励闘いぬいて、雲の上より月を観る
雲の上より月を観る度に、過ぎし昔を想い出す

過ぎし昔は困苦の時代、今や功成り花が咲く
花が咲いたと驕るな心、心驕れば花が散る。

話を聞いてから数日して、やっと書き上げた原稿を持って議員会館へ行くと、例によって笑顔で迎えてくれた。おそるおそる出した原稿に目を通されて、何か所か加筆したり訂正されて、これでいいだろう、良く書けているといって表題を自ら「回顧」と付けられて原稿は完成したのである。その際、名簿の名称と表紙の題字をお願いしたところ、快く引き受けて下さって、後日法律事務所の方へ来るようにと言われる。先生の事務所は京橋にあって大映本社の二階か三階で、窓が円形になった明るい部屋であった。先生は約束通り既に毛筆で「雄辯部名鑑」と達筆で書かれたものを用意していて、これでいいだろうといって手渡してくれたのである。それを受け取り、心より深くお礼を申し上げると、先生は自宅にも遊びに来なさいといって、事務所から出る私を出口まで見送ってくれたのである。

その当時、私は世田谷区松原四丁目に下宿していて、利用駅は小田急線の豪徳寺駅であったので、一松先生の自宅のある世田谷区赤堤は近かった。学生の特権である図々しさを最大限発揮して、名簿が発行されたことを口実に、昭和三十二年六月頃の日曜日に、名簿を持って先生の自宅を訪れると、快く迎えてくれて、和室に通され、お茶とお菓子が出された。名簿を渡すと費用がかかっただろうといって寄付金まで出してくれたのである。私も調子に乗って、記念になるよう一筆書いて載けないでしょうかとお願いすると、別室へ行って色紙を持って来られて、それに「精励不倦」の一文を書いて

くれたうえに、苦労に負けることなく頑張れと励ましてくれたのである。私はそれ迄司法試験受験など考えてもみなかったが、一松先生の励ましによって、就職希望を一転して、新設された司法研究室の一期生として部活動を続けながら司法試験を目指すようになり、風雪の歳月を迎えたが、何時も右の一文を座右の銘として肝に銘じて初志を貫徹できたのであるから、先生は私にとって恩人でもある。

以上のとおり、一松先生とは、五回お会いしたのみであるが、学生であった私に対し、多忙であったにもかかわらず、何時も気持ち良く会って下さって、頼み事はいやな顔一つすることなく引き受けられ、その後輩思いには只々感激するばかりであった。私からみれば雲の上に居るような人でしたが、偉ぶるところは少しもなく、後輩であるということで孫のように接してくれた先生の人柄には心より敬服すると同時に、このような立派な先輩にお会いすることが出来たことは誇りでもあり、また、私の学生時代の尊い想い出の一つでもある。

長野国助先生

二宮　充子

「長野国助先生がお呼びです」、事務員に云われて、半分おそるおそるといった感じで所長室に出向いた新米のイソ弁に、「やあ、来客にメロンを出したのに、急ぐからって、手をつけずに帰ってしまった。皆に分けるだけはないから、君、ここで食べなさい」とテーブルにお皿をすべらせて下さり、向い側でご自分もメロンにスプーンを入れながら「どうかね、事務所に慣れたかい」と仰言った。長野先生と個人的にお話した最初が、この時だったと思います。

一九六九（昭44）年春、長野国助先生八十二歳。私は弁護士生活二年目、この年の二月に長野国助法律事務所に移籍して二、三カ月を過ぎた頃のことでした。

メロンをいただきながら、何をお話したのか、所長室から戻った私に「何でした？」とようやく親しくなった事務員の一人が少し心配そうに聞いてくれたのに対して何と答えたのか、まるで覚えていないのに、よく熟れたメロンの色や、春の日差しがテーブルにつくっていた縞模様は、今でも、昨日のことのように浮かんで来るのです。

私が長野国助事務所に入所した当時、長野先生は、厚生省・法務省・日本国有鉄道などの各種委員会の委員をされるなど、外部でのお仕事にお忙しかったことと、丁度この年の四月に事務所の経営が共同化される前後だったこともあるのでしょうが、所長として事務所を切りまわしておられるというよりは、事件の処理は勿論のこと事務所の運営も全て所員にまかせ切っておられるといった感じでした。事務所に居られない時間も多かったのですが、先生が事務所に居られると、何となく事務所全体が活気づくような気がしたものです。

明治二十年生まれ、当時八十二歳としては、ずいぶん背も高く大柄な先生が、外出先から戻られて事務員の差出すおしぼりで顔ばかりか頭の方までクルクルッと拭われ、「わしの持薬を持って来ておくれ」と云われると、事務員は心得ていて、湯呑みにお酒を入れてお持ちする。そうこうするうちに来客が続くといった状態だったようです。

所長室の金庫には、柿の種やピーナッツを入れた缶が入っていましたが、これは「わしの持薬」のためのおつまみを用意しておくと、誰かがいつの間にか食べてしまって、肝心の時に何もないということがあったため、これを防ぐおつもりだったのでしょう。尤も事務員の方もこれを充分わかっていて、遅くまで事務所で仕事しているような時など「長野先生のおつまみ」を金庫から出して来てくれたものでした。あとで誰かが補充していたのでしょうか。

月一回、夕方から、弁護士全員で事務所会議を開いた後は、必ず会食に出かけるのですが、長野先生は若い者に負けず良く呑み、且つ食べ、気分よく酔われると歌も出ました。事務所の遠足・旅行会でも、はたち代の事務員と同じ行程を楽々とこなされたものです。

七十歳を過ぎられてからも、何度も海外での会議などに出席されたのですから、体格だけでなく健康にも恵まれておられたのでしょう。

すでに当時、事件処理に直接たずさわることの殆んどなかった先生ですが、法廷にお供したことが二度あります。

一つは、業務上過失致死傷事件（交通事故）の控訴審で、先生は自ら裁判官に発言の機会を求められ、交通事故に対する刑事処分が重きに失するのではないかとの趣旨を述べられたのです。丁度その頃、NHKのモーニングショウの女性キャスターが、十年も前に交通事故により他人に傷害を負わせていたことが発覚し、すでに民事刑事の責任をはたし終わっていたにもかかわらず、番組からおろされてしまったということがありましたが、先生はこのことを例に挙げられて、相当長い論陣を張っておられました。私たちが真似したら、裁判官から「要旨だけにして、あとは書面にして」と云われそうだな、さすが長野先生に対しては裁判所も一目も二目もおいているのだろうと思いながら拝聴しました。

もう一つは、離婚事件の一審。依頼者はある有名人の息子さんで、当人も相当の社会的地位にある人でした。状況は当方に不利なのですが、当人はそれをわきまえずに勝手なことばかり主張します。これに対して、主任弁護士であるS先生が歯に衣きせずに厳しい意見を云われるのが、当人には不満だったらしく、親を通して長野先生に抗議があったとのことで、アシスタントをしていた私が先生に呼ばれ、事情を聞かれました。状況をお話すると、「S君は厳しいことを云うからな」と笑っておられ

ましたが、次の期日に突然「僕も行くよ」と法廷に同行されました。発言はされなかったと記憶しますが、当人は長野先生が裁判所へ行って下さっただけで満足したようで、その後は問題もなく無事に解決をみました。当人も当人なら親も親、それにしても、信頼されるというのはこういうことかと、しみじみ感じさせられたことでした。

どちらの事件でも、長野先生のとられた態度は、決して争うとか説得するとかいう積極的なものではなかったのですが、まさに先生の存在そのものが、百万言をついやす弁舌に勝ることを明示したものであり、今思い返してみて、貴重な経験をさせていただけた幸せを喜ぶと共に、せめてあともう少しお教えを受けることが出来たらと残念です。

ここで、ごく簡単に長野先生のご経歴を辿っておきましょう。長野先生は明治二十年愛媛県の越智郡清水村（現在、今治市）に生まれ、高等小学校を卒業後、苦学して明治四十三年、二十三歳で明治大学に入学され、大正元年卒業、同二年に東京法律事務所にはいり、ほぼ十年間勤務されました。この頃東京法律事務所で扱っていた事件に岩野泡鳴の離婚事件があり、吉田三市郎弁護士が担当、その指揮下にあって先生が事務一切をつかさどられたようで、『泡鳴日記』に先生の名がたびたび登場します。ここで働きながら法律の勉強をつづけられ、大正七年、三十一歳のとき、約二〇〇〇人の受験生のうち、二番の成績で弁護士試験に合格しました。大正十年、東京法律事務所を退き長野法律事務所を開設、また同年八月には自由法曹団に参加されました。

弁護士試験に合格した大正七年、長野先生が名義上の発行人になっていた東京法律事務所の機関誌

『法治国』に掲載された荒畑寒村の記事が新聞紙法違反に問われ、弁護士としての仕事のスタートが被告人としての自分の弁護であったのも、先生の人権擁護のための戦いの生涯を物語ります。このときの検事論告のさいの被告人の起立拒否などは、その後の人権運動に深い影響を残します。

「弱い者いじめには目を閉じられないアレルギー性体質」といわれるそのヒューマニズムが、先生の長い弁護士としての活動を貫いています。

戦後は、日本を代表する弁護士として、数多くの責任ある仕事をなされました。主だったものだけでも、最高裁判所裁判官任命諮問委員会委員（昭21）、東京弁護士会会長（昭23）、日本弁護士連合会会長（昭27）、厚生省公害審議会公害部長（昭38）、明治大学理事長（昭39）、人権擁護全国連合会会長、法制審議会会長、長年にわたる日朝協会会長などがあります。

昭和四十年、ブラジルの中国人迫害事件に立ち上がって、国際弁護団を組織し、北京を訪れ、北鮮にも招かれて金日成に会い、現在までの日朝関係の細い糸をつなぐ役割を果たしました。このような動きのなかで、社会党筋から東京都知事候補に目されたため、自民党筋からは左寄りと見られていたといわれますが、左右不偏の市井の巨人であられたことは身近な人々のよく知るところです。

とくに私が存じ上げているのが先生の晩年であるためか、今思い出す先生は、いつもニコニコと穏やかな笑顔です。

八十二歳にして初孫を得られたときのおよろこびの大きかったこと。国助の国をとって国浩ちゃんと名づけられた赤ちゃんのことを、嬉しそうに話しておられた先生。一九七〇（昭45）年の新春、事務所開きの日に人手がなくやむを得ず二歳の娘をつれて行ったのですが、先生がお年玉を下さったう

え、途中で眠ってしまった娘のために所長室のソファを明け渡して下さったこと。道路の渋滞で帰りが遅くなり、途中でバスをとめ、やっと手にいれたおむすびを皆と一緒に食べておられた事務所の遠足の日。事務所近くの小料理屋で、小諸馬子唄、田原坂など、手で拍子をとりながら楽しそうに唄っておられた先生。シャカホイ、シャカホイと囃しことばが今でも聞こえてくるようです。

後に先生に親しかった方々があれこれ思い出話をして、「結局、長野先生は『人生の達人』だったのだ」と云っておられたことがありましたが、どんな場面でも、長野先生はおおらかで自然体だったようです。

一九七一（昭46）年一月二十二日、暮からのお風邪が全快しないまま日を送っておられた奥様が、膝関節リューマチで五反田の関東逓信病院に入院されましたが、検査の結果肺部に癌が発見され、その後二月十五日に千駄木の日本医大病院に転入院されたものの、十八日には逝去されてしまわれました。

先生より十五歳もお若く、まだ六十八歳、先生もまさか奥様がこんなに早く亡くなられることがあろうなど想像も及ばれなかったことでしょう。奥様のご逝去により先生の受けられたショックは、あまりにも大きかったと思われます。お悲しみとお疲れが、私たちの目にも明らかでした。

お通夜、葬儀、告別式と慌しい何日かを過ごされた後、二月下旬、湯河原に静養にお出かけになり、つづいてこの際、健康診断もとのことで、二月八日東京慈恵大学病院に入院されました。この時の先生はお元気で、お一人で歩かれて病院へ行かれたのです。しかし、検査のためとはいえ入院生活

が与える影響もあったのか、間もなく衰弱が目立つようになられて、四月十二日朝ついに幽明境を異にされてしまいました。

今、先生は、崇徳院慈厚国隆居士となられ、鎌倉松ヶ岡の東慶寺に眠っておられます。先生の一周忌追悼会の席上、先生のご高徳を偲び、ご偉業を後世に伝えたいとのことがまとまった形をとりはじめ、一九七四（昭49）年、正式に「長野国助伝刊行会」が発足、一九七六（昭51）年、伝記、年譜、追悼文からなる、七百余頁の『長野国助』伝が刊行されました。

長野国助先生のことは、この『長野国助』伝に、多くの方々によって語られておりますので、くわしくはこの本をお読みください。ここでは、新米のイソ弁の知る、長野国助先生の晩年の二年間のほんの一部を、拙い文に綴ってみました。

明治大学法曹会初代会長　水野東太郎先生のこと

佐藤圭吾

先生は、明治三十七年一月二日愛知県刈谷市で生まれ、大正七年明大法科を卒業して、その年に弁護士試験合格。大正九年弁護士登録をし、その後、東京弁護士会会長、日本弁護士連合会会長等数々の公職を経て、昭和四十三年から四十七年まで明治大学理事長に就任し、五十五年五月享年八十六歳で黄泉の人となった。

在野法曹界で活躍をする一方、こよなく明治大学を愛し、親身になって後進の面倒をよく見た人は先生をおいて後にも先にもいないのではなかろうか。

私は昭和三十四年十一月から翌年六月頃まで司法試験口述試験の準備中、僅かな期間、恩師小出廉二先生の紹介で中央区銀座の西銀ビルの事務所でお世話になり、先生と親しく接する機会を得た。法曹を志す私には、貴重な期間であったと思う。それまでは、法科特別研究室の室生として、たまに忘年会や新入室生歓迎会などでお話を聞く程度で、雲上人のような存在であった。

当時法曹界は法曹一元の理想を実現すべく、いろいろな議論が出されていた時である。先生は率先して法曹一元の道を拓くため、事務所の体制を整備することを心掛け、ローファーム設立に情熱を傾

けていた。事務所には先輩の芳賀繁蔵、故荒井秀夫、海地清幸、萩原剛の諸先生が在籍しており、現在の東京綜合法律事務所の基礎となったものである。その後、萩原剛先生は日本法律事務所を設立し独立したが、辻亨、小倉正昭両先生がスタッフのメンバーとなって現在に至っている。それ以前は、私のいそ弁先である岡安秀先生がおり、宮崎繁樹、雪入益見、綿貫繁夫の諸先生もおられたし、東京綜合事務所になってからは宮原三男、古川祐士、佐藤正勝、岩崎修の諸先生もここで開業した。受験時代はいずれも特研に所属していた。

私は、大阪で弁護士をしている田中美智男先生と事務の手伝いをしていたが、その前後には伊藤政子、陶山和嘉子、増本敏子の諸先生がつぎつぎと実務修習にきていた。山本進一先生も研修所一期生として修習したという。水野法律事務所はまさに明大ファミリーの感があった。

先生は後輩にとって大きな存在であっただけでなく、法科特別研究室の創立に大きな力があったことも影響している。法科特別研究室は、先生の長男の死によって生まれたことはあまりにも有名である。「特別研究生は亡くなった子供にかわる大勢の子供である」という認識から、私たちを受け入れるのに寛容であったと思われる。しかし、明大の後輩ばかりでない。先生の出身地刈谷市出身の子弟に対し、財団法人泉育英会を設立し、育英事業を行っており、この中から多くの俊英が輩出している。先生の面倒見のよさは、弁護士会の内外でも有名であった。慈しみをもって誰れをも受け入れるが、反面「来る者は拒まず、去る者は追わず」の主義であった。慈父ではあったが、厳父ではなかったように思う。

昭和三十五年といえば、明治大学八十周年を迎え、明治大学法曹会創立の時期に当たる。当時、明

大法曹会としてどのような活動をしていたのか、私は全く記憶がないが、司法試験の新合格者として、白表紙の明大法曹会名簿をもらった。頭初の明大法曹会は大学八十周年記念事業に参加し、法学部後援会的な性格のものだったのではないかと思う。当時は水野先生の他に故人になられたが、阿保浅次郎（元理事長）、長谷川太一郎（元最高裁判事）、長野国助（元日弁連会長）、名川保男（元東弁会長）、菅原裕（元東弁会長）の諸先生が現役で活躍されており、これらの多くの先生が大学の理事、評議員として、大学の経営に参画していた。学内には特研の生みの親の一人である野田孝明先生もおられ、当時の明大法曹会は大学と一体となって活動をしていたように思われる。水野先生は明大法曹会の活動をつぎのように語っている。

「明治大学の八十周年記念の時期であったので、法学部の振興と、司法試験の合格者を増やすことが目標であった。それには第一、組織を作るようにしなければいかんというようなことから全国に呼びかけて明大法曹会を作ったということです。当時は判事が五十九人、それから検事が五十一人、弁護士が五百六名、六百名以上の法曹関係者がおりました。これらの会員に呼びかけて、それぞれの地方で、ある程度の数のあるところでは支部を作ってもらうように注文を出して、検討したのです。

そこで何をやるにもまず金がなくちゃしょうがないので、金集めをやることにしました。金の集め方は、明大八十周年記念事業に対する寄付、それから明大法学部振興のための寄付と二つに分けて募集したんです。そのためには、むずかしい問題があったが、大分努力をして明大法曹関係としての寄付金の申込みは確か二百七十七万円になったと思います。実際入金になったのは百六十一万円でした。金の管理は明大職員の久松君に担当してもらいました。それを明大振興のためにいろいろ使った

わけですが、まず第一に法学部に立派な先生を迎えなければいかんというので、丁度そのとき刑法の木村亀二さんが東北大学を停年になってやめられる。そこで木村学説のよし悪しは別として、刑法関係として明大に招聘しようじゃないかというんで、長野先生と渡部先生がわざわざ仙台まで行って、木村亀二さんを口説き落としたんです。停年になったら明大の教授になるということの約束を取りつけてきたんです。そのときに東北大学で、もらっておる給料と明治大学でもらう給料とに差があった。安い給料のところへ来てくださいというわけにいかんので、不足分は明大法曹会の金で補うことにしました。爾来多いときは三万円、少ないときは二万あるいは一万というような差額を木村さんに毎月支払っておりました。また私立大学の何校かで、共同編集をして発行している綜合法学という雑誌がありました。しかし採算がとれなくなり、やめざるを得ないことになったのです。明治も責任ある立場にあったので、その後始末の金が学校にはない。そこで、明大法曹会の寄付金の中から綜合法学解散のために明大が負担しなければならない金の一部、三十万円を出費した。さらに在学中に合格をした者に対して、その年度以降の授業料を出すということでしたが、財源の問題もあって結局在学中に合格した者には五万円支給するということでおちついたのです。」

昭和五十年に旧明大法曹会と全期明大法曹会が合併した。先生は新生明大法曹会の初代会長となり、従来とは違った形で活動を開始し、私も久し振りに先生のお手伝いができると思ったが、間もなく病に倒れてしまった。

司法試験管理委員を経験した先生は、明大から司法試験合格者を三十名にすることが夢であった。

父母を語る

鍛冶　良堅

私の父鍛冶良作は、大正十年に明治大学法学部を卒業し、弁護士となり、母校の司法科試験受験生の指導を相当長く行っていたということである。

父は、富山県の生地（いくじ）という漁村に生まれ、家は貧しく、乳児期は、小学校の代用教員をしていた母親にともなわれ、授業中、教室の隅の大きなソロバンで囲まれた中で過ごした、と聞かされている。小学校を出ると、商家や駅などで働き、その後上京して、富山県選出の代議士の書生となり、その代議士の援助で明治大学予科に進むことになる。

大正七年、富山県魚津の漁民の女房たちが米価の高騰に憤激して米屋に押し入ったことに端を発したいわゆる「米騒動」は、私の父にとって非常な衝撃となり、後に、政治家を志す大きな動機となったようである。父は、相当やり手の弁護士であったという印象をもっているが、将来代議士として出るために、弁護士としての収入の大きな部分を、富山県から立候補するための地盤の形成に費やしていたようである。私の母は、そのことをよくこぼしていた。

母美志子は、北海道根室の網元の娘で、十八歳まで富山県生地の祖父母のもとで育てられた。根室

に移ってからは、男衆と一緒になって働き、米俵を一俵ずつ両手にさげてハシケから陸揚げしたと母から聞かされた。母の両肩の筋肉が厚く盛り上がっていたのを思い出す。その後、上京し、同郷の者の媒酌で父と結婚した。

父は、四谷の高鳥代議士宅の留守番を兼ねてそこに弁護士事務所を開設した。大正十二年、私の兄が生まれ、その二十五日後関東大震災に遭い、高鳥家が半壊したため、神田錦町に移り、大正十五年そこで私が生まれた。次いで昭和三年、神田神保町に事務所兼住宅を新築して移った。当時、市電に乗ると日比谷まで二十分ほどで着き、裁判所に便利ということで、神保町近くに事務所を設ける弁護士は少なくなかったようだ。そういう経緯で、兄も私も明治大学の裏の錦華小学校に通った。二・二六事件の大雪の朝、小学校に行ったところ早く家に帰るようにといわれ、学校に入れてもらえなかったことが思い出される。

父は、いわゆるイソ弁や書生を置き、弁護士として非常に忙しい毎日をおくっていた。二階の事務室兼応接室にいるときは、ホープというタバコを切れ目なくくゆらせ『法曹時報』などを読んでいた姿が目に浮かぶ。相変わらず選挙地盤を培うため、富山に足を運んでいたが、他方、当時の日本弁護士協会の代表として、チェコスロバキアや中国など数度にわたって海外にも足を運んでいた。

太平洋戦争中、兄は富山高校在学中、海軍予備学生として海兵団に入団。私も明治大学予科在学中に召集令状を受けて金沢の連隊に入隊した。昭和二十年四月、父は終戦内閣の大蔵大臣広瀬豊作氏にこわれて大蔵大臣秘書官となり、奇しくも終戦の舞台裏に立ち会うこととなった。

昭和二十一年、富山県から戦後の第一回総選挙に自由党公認で立候補、落選。昭和二十二年、自由

党非公認で立候補、当選。以後、昭和四十四年の総選挙まで当選七回。その間、昭和二十三年には法務政務次官、同三十八年には大蔵政務次官をつとめた。

昭和四十七年、白内障手術を機会に政界を引退したが、選挙の度に味わう家族の苦労は言うに言われぬものがあった。母の苦労は、身をけずるようなものがあったはずである。

父は、子どもに対して、一切干渉がましいことは言わなかったが、すでに司法科試験に合格していた兄が東京大学卒業をひかえて、司法修習生になるべきか日本銀行に勤めるべきか迷っていたとき、勤め人はつまらぬと言った。そして、それがきっかけで兄が弁護士への道を進むことになると、非常に満足そうであった。その頃、弁護士事務所は日本橋にあり、やがて銀座に移ったが、兄が実質これを背負うことになった。

私が、明治大学在学中に司法試験に合格したときも、あまり関心を示さなかった。良い成績で合格したと報告すると、「一番か」という問いが返ってきた。それでも、料亭ですき焼きをごちそうしてもらったが、多分にこれは私が強要したきらいがある。

父が政界引退を決意したあと、地盤を引き継いで選挙に出ないかという話がなかったわけではないが、家族の者は誰も出ようとは言わなかった。父は、政治家として清潔であったが、清潔な金で出る選挙のきびしさは、家族が一番よく知っている。父も、このことについては、一言も触れなかった。

富山県にあった家は、父が生前に老人福祉施設として黒部市に寄付している。享年、八十五歳。日本海に面した松林の中の墓地に、父も母も眠っている。

岳父名川保男のこと

岡村了一

名川保男は明治二十九年三月広島県高田郡向原町に生を享け、昭和五十年五月世を去った。

彼は明治四十一年春、旧制広島県立三次中学校に入学した。数少ない当時の中学校には遠方から入学する少年が多く、これらの生徒は校内で寮生活を送ったが、一室六人の室長は、後に一高に入るや忽ち文名を一世に馳せた五年生の倉田百三であり、四年生がこれまた秀才の名を恣にしていた、後に刑事政策、行刑論の大家となる正木亮、二年生が硬派の頭目で、後に東京弁護士会内で親交を結ぶこととなる西園寺正雄で、そして、一年生二人の相棒は文字どおり終生の親友となった後の明大総長佐々木吉郎であった。実に稀有というべき幸運に恵まれたわけだが、これらの人々に囲まれて、山紫水明の古都三次の地で送った五年間のことは、晩年に入ってからもよく繰り返しての話題となっていた。

十三歳年上の兄侃市は、すでに早く出京、明治法律学校を卒業して任官し、僅々二十七歳の若さで、当時三部か四部しかなかった東京地裁の部長判事となり、名判官と謳われていたが、この兄を慕って彼は上京し、大正三年明治大学に入学した。兄はこの齢の離れた弟の前途を常に思い、三次中

学校在学中も担任教師にしばしば成績の照会をしていた由である。名川家は男子二人の家であったが、二人とも父母の恩愛の絆を断ち切るように家を出ている。今も広島市外の向原町に留守番が守る大屋敷を見るごとに、できれば何とか郷里に留めたいとの父母の願いに背を向け、止み難い青雲の志の赴くまま、兄弟が相次いで出奔にも似た姿で出京した当時のこと、その父母の心を偲び、後に縁連なった私でも一種哀切の思いに誘われた。

明治・大正と世が大きく動き、人文日に盛んなとき、数百年泰平の夢を結んできた天然の佳境も、血気の男子を留める力がなかったのであろう。

時が流れ、兄侃市は大正六年下野して京橋区日吉町に法律事務所を開設、第一東京弁護士会に属し、また、立憲政友会の代議士として、広島市を中心とする郷里より連続当選を続けた。弟保男は大正八年明治大学を卒業、同十一年判検事登用試験および弁護士試験に合格、一時判事となり千葉地裁に勤務したが昭和二年退官して東京弁護士会に入り、兄の事務所に身を置くこととなった。

兄侃市は、一種気骨ある自由主義派の暁将として、芦田均らと政治行動を共にし、昭和十五年米内内閣の当時、これも弁護士であった斉藤隆夫代議士が、有名な支那事変批判演説のため、院議をもって除名されようとしたとき、堂々その非を鳴らして反対を唱えた、いわゆる七名の同志の一人として議会史上にその名を残したが、昭和十九年五十九歳で世を去った。

弟保男は弁護士会長や国家公安委員等を歴任したほか、母校明治大学についても昭和九年以来監事、理事、専務理事、評議員会議長、顧問、校友会長など一代に亘り深い関係をもつこととなった。

昭和二十年秋、満目焦土の新橋土橋の一帯の中に残った日吉ビルの階上に、縁者の某政治家に伴わ

れて母と私は初めて名川保男と対座した。彼五十歳、私は十八歳のときである。

色々、人生や進路についての話を聞いたが、とにかく敗戦直後の凄まじい世相の中で、それをよそにしたような、堂々たる押し出しと、悠々たる話しぶり、莞爾たる温容に私は魅了された。翌春明大予科に入学、それより旧制法学部卒業までの六年間、名川保男は私の保証人であり、学期末ごとに成績表を持って報告に行くこととなっていた。

多情多恨、そのことが有用とも無用ともいえる青年時代、病に臥したり、失敗したり、自身の方途も見失い勝ちなあるとき、平生極めて筆不精な彼からの呼び出しで日吉ビルに行くと彼は静かに話しかけてきた。

「まあ、私学に入り、法科に学び、色々と人生に思うこともあろう。しかし、どうかね、地道に国家試験を受けてみては。誰にもは云はぬ、君には云う。やってみなさい。そしてしかし」と、彼は付け加えた。「しかし、それが幸福かどうかは別のことだよ」。一言ずつゆっくりと、微笑を湛えながら。

聞きながら私は、一つ身を制約のもとにおいて燃えてみようかとひそかに思った。

飛鳥田一雄先生と私

陶山　圭之輔

一、飛鳥田一雄先生は、本年（平成二年）十一月十一日永眠されました。心から御冥福を祈りたいと思います。先生の生前の御活躍のほどは、申し上げるまでもないことですが、一応の経歴を述べますと、

昭和十二年明大法学部卒、同十四年高等試験司法科試験合格、同二十四年横浜弁護士会副会長、横浜市議会議員、同二十六年神奈川県議会議員、同二十八年から同三十八年まで衆議院議員、同三十八年から同五十二年横浜市長、同五十二年日本社会党中央執行委員長、憲法擁護国民連合会長、社会主義インター副議長など要職を歴任されたわけです。

こうした中で、私が出会ったのは、昭和三十三年以来のことです。司法修習生で横浜で勉強中、青年法律家協会の横浜のグループの席に何度か御出席いただき、お話を伺ったのでした。先生は既に衆議院議員として御活躍中でした。若手の弁護士として、国会議員としての経験と豊かな知識に基づくお話は、私にとって大変魅力的なものでした。

二、私が昭和三十五年、一九六〇年、いわゆる六〇年安保闘争の最中、弁護士となったとき、先生

は、社会党の安保三人衆とも云われ、連日の国会における安保論議のヒーローでした。特にアメリカ軍のU2機問題のバクロとこれをめぐる自民党岸内閣との議論は、日本の国内だけではなく、広く世界の飛鳥田としての評価を高くしたものでした。こんな飛鳥田先生を明治大学の大先輩として誇りに思い、安保闘争の中の諸事件を弁護士として取り組みました。安保闘争諸事件の関係集会などでは、よく顔を出していただき国会の議論などの話を聞く機会が多くありました。私は一九六〇年六月十日のいわゆるハガティ事件の弁護団の責任ある弁護士として、先生と接することが多くありましたが、この事件の中でも飛鳥田先生を証人として喚問し証言していただきました。勿論私が尋問したのでした。

三、私が昭和三十八年、神奈川県における労働関係諸事件を処理するため、横浜に法律事務所を開くについては、飛鳥田先生の御紹介をいただき、労働組合や、諸々の団体の関係者と知り合う機会を作っていただきました。

先生も国会議員でありながら、弁護士として、労働組合などの運動の中で発生する諸事件にかかわっておられたのですが、昭和三十八年以降はすべて私の事務所があとを継いだことになるわけです。私が神奈川県評、川労協その他神奈川県内の労働組合などの法律顧問となったのは先生のお陰と云ってよいでしょう。

四、昭和三十四年から三十五年頃、イタリア共産党の構造改革論が、あちこちと日本でも紹介されていました。この流れをくんでか、飛鳥田先生の地方政治への転進が始まったのです。地方政治を革新勢力の手にとり、地方から改革してやがて日本の政治全体を改革するとの発想です。

先生は、昭和三十八年横浜市長に立候補され当選されました。当時先生の提唱された地方政治の革新の運動は、社会党、共産党の共闘、これを中心とする統一戦線運動として発展し、京都、東京、その他多くの都市に革新市長等が生まれ、先生はこれら革新市長を集めて革新市長会を組織され、自ら会長となられ、文字どおり、日本の地域革新運動の最高指導者として活躍されたわけです。飛鳥田先生が横浜市長として提唱された中の一つに、横浜市民一万人集会があります。これは、より直接的な市民の要求を市政に反映させることを目的とするものでしたが、横浜市民の大きな支持を受けたものでした。このまま生涯横浜市長か、私も横浜市民となっており、そう願っていました所、昭和五十二年突如として、社会党の成田委員長辞任にともない、社会党の救世主として横浜市長の職を辞され、社会党委員長として、転進されたのです。横浜市民の中から、時に市民に対する裏切りとまで表現される程市長にとどまることを求める声は大きく、その信頼は厚いものがあったのです。

横浜市長としての先生は、形式にこだわらず、市民に対して、人柄まる出しの対応をされたと思います。私も何度か市長室に先生を訪ねたのですが、いつも市長秘書室が慌てる程に形式抜きでした。

また、先生の市長在籍中のベトナム戦争へのアメリカ軍戦車輸送拒否闘争も忘れることが出来ません。市長としての道路管理の権限を使った誠に法律家らしい闘争だったと思います。

五、先生が社会党の中央執行委員長となられた後は、私はあまりお逢いする機会がありませんでした。しかし私は先生に大きな期待を寄せていました。地方政治の場で、社共両党を中心に革新勢力の統一がなり、革新自治体、革新首長が次々と実現したように、国政の場においても革新統一による新しい政治が実現する、この首班、総理大臣は飛鳥田先生をおいて他にないと。フランス人民戦線の首

班、首相がフランス社会党の弁護士、レオン・ブルムであったように。しかし、日本の政治状況はそうなりませんでした。日本のレオン・ブルム飛鳥田一雄先生とはならなかったのでした。私は残念でなりません。

第二章

座談会

女性法曹の歴史を拓いた明治大学

女性法曹の現在・過去・未来

出席者略歴（五十音順）

鍛冶千鶴子　昭和十七年明治大学専門部女子部法科入学、二十二年明治大学法学部入学。二十三年度高等文官試験司法科試験合格、二十五年明治大学卒業。二十六年研修所（第三期）を修了し、弁護士登録をする。四十一年明治大学短期大学兼任講師。東京都婦人問題協議会会長、法務省法制審議会民法部会委員、日本婦人法律家協会会長等を歴任、平成二年総理府国民生活センター会長。

西岡光子　昭和八年明治大学専門部女子部法科入学、十一年明治大学法学部入学。十四年度高等文官試験司法科試験に合格、弁護士試補として実務修習に入り、十六年弁護士資格を取得する。十七年弁護士登録をするが、十八年登録を取消、二十五年再登録。三十九年より秋田県人権擁護委員連合会会長。五十二年秋田弁護士会会長、六十三年東北弁護士連合会会長。

野田愛子　昭和十七年明治大学専門部女子部法科入学、十九年明治大学法学部入学、二十二年卒業、高等文官試験司法科試験に合格。二十五年研修所（第二期）を修了し、裁判官となる。六十二年札幌高等裁判所長官に任官、中央厚生保護審査会委員。六十三年弁護士登録をし、現在に至る。

山本清子　昭和十五年明治大学専門部女子部法科入学、十七年明治大学法学部入学、二十年卒業。二十二年度高等文官試験司法科試験合格、三十四年弁護士登録をする。四十年婦人総合法律事務所を共同設立し、五十九年東京都人事委員会委員となる。

司会

二宮充子　昭和三十二年明治大学法学部入学、三十六年卒業。三十八年度司法試験合格、四十一年研修所（第十八期）修了、明治大学法学部助手となる。四十三年弁護士登録、法学部助手を辞職。五十三年明治大学法学部兼任講師（民法）、現在に至る。

増本敏子　昭和三十三年東京女子大学文学部から明治大学法学部三年生に編入学、三十四年度司法試験に合格。三十五年明治大学卒業、三十七年研修所（第十四期）修了、東京弁護士会に登録。四十五年横浜弁護士会へ移る。五十七年横浜弁護士会副会長、神奈川県建設工事紛争審査会特別委員。

（平成二年六月三十日
於：ホテルニューオータニ）

女性法曹になるまで

それぞれのキャリア

増本（司会）　先生方、お忙しい中をありがとうございます。

きょうの座談会は、明治大学法曹会創立三十周年記念事業の一つとして、記念誌の発行をいたしますけれども、その記念誌に載せる記事の一つといたしまして、「女性法曹の歴史を拓いた明治大学」というテーマで、「女性法曹の現在・過去・未来」について話し合いをさせていただきたいのです。

女性として初めて高等文官試験司法科試験に合格された三人の方のうちのお一人でいらっしゃいます中田正子先生のところには取材にうかがうのですが、今日は中田正子先生の後にすぐ続いて合格されて、歴史を拓いて来られた四人の先生方にお集まりいただきまして、思い出話から、現在・未来に連なるお話をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

二宮（司会）　随時お話を頂戴すればよろしいかとも思いますけれども、一応、順序があったほうが、読まれる方にも都合が良かろうということで、簡単に司会をさせていただきます。

まず、先生方、それぞれ自己紹介をお願いでき

ますでしょうか。

明治大学に在学された期間、司法試験あるいは高等文官試験司法科試験の合格の年度、修習の期、それから、任官あるいは弁護士としての登録年度など、お願いをしたいと思いますが。

西岡　私は女学校が女子大付属でございましたが、昭和八年女学校卒業後すぐ明治大学専門部女子部法科に入りました。昭和十一年法学部に入りまして、昭和十四年の春、高等文官試験司法科試験筆記に合格、秋に口述試験に合格しました。前年の昭和十三年に久米愛さん、三渕嘉子さん、中田さんが合格しておられました。東京の第一弁護士会木村篤太郎事務所で弁護士実務修習し、昭和十七年から秋田の父の事務所で弁護士登録をしました。そのあと結婚し一時主婦専業をしましたが、昭和二十五年に秋田の父の事務所で再び登録開業以来今日に至っております。

山本　私は女学校を出て、昭和十五年に明大の女子部、正式には専門部女子部法科に入り、十七年の九月、戦局が厳しくなって、三年制のところ二年半で卒業になり、それから続いて十月法学部に入りました。それで法学部の卒業が終戦の年の二十年の九月です。その翌年に高等試験司法科試験が再開され、二十一年夏頃に筆記試験を受けて、翌二十二年に口述試験があって、五月から第一期の司法修習生になったわけです。この時、女性は三人でした。

ところが、一年程して病気で倒れ、長い療養生活となってしまったものですから、回復後もう一回やり直しをして結局十一期生として修了しました。

野田　そうすると、それからあと弁護士。

山本　ずっと弁護士をしています。

二宮　その後が野田先生になられるわけですね。

野田　私は昭和十七年に女学校を卒業して明治

大学専門部女子部法科に入学して、十九年九月に卒業しました。だんだん戦争が激しくなってきて、大学卒業は半年ずつ早まったので、本来三年間行くはずだったところを、二年半で十九年九月に卒業になり、大学に入学しました。その年東京大空襲で家が焼け、長野県に疎開をしたんですが、戦争が終わってすぐ復学し、それで卒業が前に半年縮まっていますから、二十二年九月卒業して、その年に高等文官試験司法科試験に合格しました。それで二十三年から修習生になりました。修習二期です。二十五年に任官して、以来、裁判官生活をしまして、昭和六十二年の十二月に辞めました。

鍛冶　私も野田さんと同じ昭和十七年に明治大学女子部法科に入りましたけれども、十九年の九月の繰り上げ卒業で、勉学を続けられるような状況ではなかったので、そのまま郷里に帰りました。そして阿蘇山のふもとの田舎に疎開して、畑を耕しながら生き延びて、昭和二十二年に明大法学部の入試を受けて、新憲法施行の二十二年の五月に入学、翌二十三年に高等試験司法科試験に合格、その翌年の二十四年に司法修習生（三期）になって、二十五年に法学部を卒業、二十六年に司法修習を終わって弁護士登録、それ以来弁護士ひとすじで四十年ということになります。

なぜ法律を志望したか

二宮　現在では、法律家というのも女性の職業の一つとしての選択ということでも考えられる時代になりましたけれども、終戦前は、よくはわかりませんが、いろいろな女性としてのハンディキャップというようなものがおありだった時代だったろうと思いますが、その時期に法曹を目指されたきっかけなどをお聞かせいただけたらと思います。

西岡　私の動機というのは、親に勧められたということでございます。私は父が弁護士をしておりました。合わせて代議士もしていたんです。ですから弁護士法の改正を父のほうがむしろよく知っていて、娘に自分の跡を継がせたいなあという野心を持ったのが父なんでございます。それで私は女子大の付属ですから、皆さんそのまま上にいっちゃうんですね。自分でも英文科とか国文科へ行ってと思っていたところに、明治大学の女子部に入って法律をしたらどうかということになったわけで、特別の気負いがあってのことではなかったのです。

野田　でも、お父さんのご期待に応えたんだから、ご立派というべきでしょう。

"女性法曹第一号"の記事の強い刺激！

山本　私は昭和十三年に三渕嘉子さんと久米愛さんと中田正子さんの三人の女性が初めて高等試験司法科試験に合格されて、そのことが大きなニュースとして新聞に報道されたので、非常に印象に残ったんですね。それで明大の女子部というのがあるのも分かったんですけれども。ちょうど女学校四年生の時でしたかしら。それから今度女学校を終えて、進学先を考えた時に、小学校は男女共学だったんですけど、その同級生の男子は大学に行けて、たくさん選択の余地があるのに、当時大学令による女子の大学はないんですよね。それで印象に残っていた明大の女子部に入学したわけです。当時は志望者が少なくて書類選考で入学試験がありませんから、楽に入れましたしね、希望に燃えて喜んで入りました。（笑い）

十五年ですから、三渕さんたちがちょうど弁護士試補を終わって弁護士になられたところですね。その頃はまだ女性は弁護士になれても判検事の道は開けていませんでした。

増本　昭和十五年に女子部に入られた。

山本　そうです。だから三渕さんには教わっていないんですが、学期試験の監督に来られたりしたときお目にかかり、まばゆい存在でした。

二宮　西岡先生の場合はお父様のご希望があったということですから、家庭的にはむしろ応援体制だったろうと思いますが、山本先生のご家庭は？



熱心に聞きいる西岡先生（左）と山本先生。

山本　両親はびっくりしてどうしてよいか困ったようです。急に法律の大学へ行きたいと言われて。それでお世話になった小学校の先生にたのんで、両親を説得してもらいました。男の行く大学の法学部へ行くなんて考えてもいなかったでしょうから。

二宮　法学部へ入られたことが、すなわち法曹への道というふうに直結した意識をお持ちでしたか？

山本　そうですね。とにかく無理して入ったのですから、目的はそこだけに置いて入ったような気がしますね。

二宮　なるほど。野田先生は？

野田　今のお話の新聞に出たというのは、鍛冶さんもその新聞をお持ちだと思うんですけれど

も、私は『法曹』という雑誌の一九八九年、つまり平成元年二月号に、「女弁護士の生まれた日」という随想を書きました。

それに、さきほど西岡さんがおっしゃった法律が変わって女性も弁護士になれるとお父様がおっしゃったという弁護士法の改正の経過を書いておきました。

そもそもまず、弁護士法の改正があって、その改正によって女性が司法試験を受けられるようになる。それを目指して女子部ができたということなんですね。

それで、久米さんや三渕さんはその女子部に入られて、卒業する頃にちょうど弁護士法の改正法が施行されて試験が受けられるようになり、昭和十三年に初めて女性が試験に受かって、それで昭和十五年に初めて女弁護士ができたんですね。私は、それをやはり女学校の頃に新聞で見た記憶があります。

山本　大きく出ましたね。三渕さんなんか、現代女性美の代表だと、例のにこやかなお顔が大きく載ったりしたのが、とっても印象に残っています。

「女でも弁護士になれる！」

野田　私も、具体的な中身は覚えていないのですけれども、「ああ、女の人も弁護士になれる道ができたんだなあ」という、何となくそういう感じがあって、まだ、女学校の三年ぐらいだったでしょうかね、二、三年だったんでしょうね。それで、ああ、独立の仕事を持つ道があるんだなという記憶があって。

うちは家庭のほうから言うと、父がアメリカで仕事をして、アメリカに行き来していた関係で、割と当時にすれば開明の家庭だったと思います。女も大学ぐらい出たほうがいいということで、女

の四人きょうだいですけれども、姉たちもみんな一応、資格が取れるような学校に行きました。

ところが、当時は女子の高等教育として英文科か家政科なんですよ。英文科を出れば学校の先生、家政科は良妻賢母というコース、そうすると何となく独立した人格の生活じゃなく、やはり夫に依存するという感じがしました。私はさっき山本さんがおっしゃったように、当時としては珍しい男女共学の小学校を出たんです。それで男の子たちはみんな社会へ出て、なんで女の子だけ学校の先生とか、英文科を出たって箪笥一つ貰うのとあまり変わらないんじゃないかという感じでね。やはり独立した仕事というのとはちょっと違う。

そこへ、弁護士になれるというので、女医さんかどっちかという感じで。じゃあ行ってみようかと思いました。そんなに強烈に弁護士になろうという感じじゃないけれども、英文科や家政科へ行くよりは男と同じような勉強をしたほうがいいなという、そういう感じで行ったわけです。

山本　戦前には、大学令による女子の大学がなかったということ、若い世代にはわからないでしょうね。女子大学といっても専門学校だったわけです。

二宮　歴史としては、そういう事実を勉強したことはありますけれども……。

野田　弁護士法の改正の作業と、今の大学の改正とはやはり同時進行していったわけですね。大学令による大学法学部の学生でないと司法試験の受験資格がない。それでそういう準備をして、女の人にも弁護士になれる道を開いてやろうということで、女子部ができたという歴史があります。

二宮　それでは、鍛冶先生の場合はいかがでしたか。

鍛冶　山本さんや野田さんがおっしゃったのと同じで、私にとってもやはり新聞報道が最も強烈なインパクトで、もう、その時に「これっきゃな

い」というふうに思いましたね、女学校の三年だったと思うんですけれども。

それでその時の久米さんのことを書いた昭和十三年十一月三日の朝日新聞は、女弁護士第一号誕生のニュースをこういうふうに書いています。「大学出の学士さんでも非常な難関であるのに、女の身、しかも一家の妻の身で、一度の受験で高文司法科の狭き門を見事にパスし、わが国で最初の、女弁護士の栄冠を獲得した久米愛さんは、大阪の生んだいとはんで、錦上婦人のために、万丈の気炎をはいたわけである」と書かれていました。女性も弁護士になれるということをこの新聞で知った時の手ごたえには、やはり重く確かなものがありました。

山本　東京では三渕さんの記事が印象に残っているんですが、半世紀も前のことで。

鍛冶　私は熊本にいましたから、見たのは大阪朝日新聞。

山本　私の見たのはおそらく当時の東京日々新聞だったと思います。

鍛冶　他の新聞では、「勇士の妻」高文合格という見出しもありましたね。久米さんが軍隊に行っていらしたから、「勇士の妻」ということになる。

野田　だから、「愛さん、夫君は従軍」と書いてある。これは東京朝日新聞昭和十三年の十一月二日の記事に載っています。

鍛冶　合格なさった三人とも、明大女子部から明治大学法学部に進まれた方ということをその時の新聞で知って、明大女子部に入るんだというふうに心に決め、昭和十七年には東京へ出てきて、女子部へ入りました。

家庭環境にも恵まれていた

二宮　「そうする」という決意をおっしゃった

時のご両親の反応はどんなふうでございましたか。

鍛冶　私、郷里が熊本で、男尊女卑思想の支配的な風土の中で生まれ育ったわけですが、私自身にとってはそれ自体が反面教師でもあったわけですね。そして、女学校自体も、女子師範学校に併設された県立の女学校で、一学年五十人しかとらない、特殊の全人教育をやるところだったものですから、そういう意味ではとっても自由な雰囲気の中で個性的な勉学が伸び伸びとできました。

それから、家庭環境も、両親ともに教師でしたから、子供には好きなだけ学問をやらせたいという気持ちがあったようですね、兄弟みんな明治大学へ入って、兄は山本先生と一緒で、検察官になりましたし、弟は裁判官に。

私が女子部に入った時に父はすでに亡くなっていたんですけれど、母親も今で言えば、翔んでる女っていうのかな、あるいは教育ママっていうのかな、そういう母親だったもんですから、積極的に後押ししてくれまして、抵抗はなかったんです。

二宮　山本先生を除くと、他の今日おみえいただきました先生方は……。

山本　皆さん、大変恵まれた環境だったんですね。大変進んでらしたご家庭だったわけですね。

鍛冶　でも土地柄からいえば、女が東京の学校に行くというだけでも大変な後ろ指を指されそうな雰囲気ではありました。まして、いわんや女が法律を学んでいるなんていうことは、絶対に人に言えない恥ずべきことだから、それは絶対に言いませんでした。

山本　それでも分かってしまって、特別の目で見られているのを感じました。自分では気にもしませんでしたが、変り者扱いだったのではないかしら。

裁縫の学校へ行ったと思われる

鍛冶　私の場合には、分からずに済んだみたい。戦争末期から戦後にかけてお百姓していた時に、私が東京の学校へ行ってたというのは土地の人には分かっているけれども、お裁縫やっていたと思われているわけです。だから、みんな私に縫物を頼みに来る。

信じ難いでしょうけれども、私も、お裁縫の先生やっていたような顔をして、本を見ながら縫って、編んで、洋服も全部手縫で仕立て、お米やお粉と取り替えて暮していました。昭和二十二年に法学部に入るまで、それをやっていたんです。

野田　鍛冶先生は裁判所にもおられましたね。

鍛冶　裁判所にもその前半年ぐらい勤めたけれど、生き延びるにはやはり農耕しかなかった時代でした。

山本　それで鍛冶さんは女子部から学部の間が、二、三年空いていたわけですね。

鍛冶　ええ、昭和十九年から昭和二十二年まで三年間空いています。その間、お百姓したり、お針をしたりしていたというとみんな「嘘っ」って言うのですけれど。

二宮　ご近所の方は東京のお裁縫学校に行っているというふうに思って。

山本　大抵家政科に入られたんです。黙っていれば、もう家政科でしょうね。

野田　そういう意味では、私はなんというのかしら、割りと気楽に、言ってみれば親も私のことを「弁護士になるんだってよー」とか言って、人が来ると喋っているぐらいで、ともかく「夫の後をちょこちょこ後ろから歩くような、そんな女にはなるな」という……。

増本　ご両親がそうなんですね。

野田　ええ。私、それは一番頭に残っています。だからともかく自分の力で生きていくような

人生。それは結婚とかなんかは別だけれども。そういう道は絶対選ばにゃいかんと思いました。要するに、自己のアイデンティティを確立しないと生き甲斐がないというほうに重点があった。だから鍛治さんほど弁護士にならなきゃという、それはないんですよね。

二宮　山本先生は東京でいらっしゃいます？

山本　私は東京の郊外なんですよね、杉並なんですけどね。

二宮　当時から杉並にいらっしゃった。

山本　はあ、今のところなんですけれども、杉並区の農家の小地主で叔母たちも裁縫女学校ぐらいで。

開けた家庭のバックアップ

二宮　西岡先生は、その当時は。

西岡　私は、そういう意味では母が明治の女ですけれども、女子大の四回生で、そして割りに進んでいましたから。

増本　お母さんご自身が女子大卒ですか。

西岡　そうそうそう。

鍛治　あの時代に最高のね。秋田でね。

西岡　秋田の田舎からでしょう。秋田に女学校もなにもない時に仙台の女学校へ行ってそれから今度は東京に来て、日本女子大に入ってアメリカかどこかへ行こうかなと思っていたらしいです。でも、それは親にストップさせられて、秋田に連れ戻されたと言っていましたから「女でも学問をして何か身に付けるように」ということで、めぐまれていました。

鍛治　私の生まれた家は九州の阿蘇の山里、父は地主の一人息子で師範学校を出て教師になりましたが、父の姉も妹もみんな親たちが反対しても、一人で師範学校の試験を受けて来て、学校の先生になっているんです。阿蘇の山の中の地主の

娘が、そんな市内の学校へ行くというのは、当時、考えも及ばなかったことだと思います。それで母のきょうだいもそうですから、学校の先生といっても、開けてはいたんです。

野田　進取の気性にとんでいたんですね。

鍛冶　開けてはいた、そうですね。

野田　ついでに久米さんとか三渕さんとかのご家庭の環境も、やや似たり寄ったり。三渕さんは、お父さんがやはりシンガポールに行ってらしたことがあるわけ。

鍛冶　嘉子の嘉という字は、シンガポールの嘉という字で、なんかイギリスの国籍もあるとおっしゃっていたわね。

野田　出生地主義でね。それと久米さんも確か、私はよくあんまり知らないけれども、やはり大阪の、わりとハイカラな開けたご家庭の。

西岡　あまり詳しくおっしゃらなかったけれど、大阪のご出身でお父様が新しい考えをお持ちだったようです。久米さんも津田塾を出ていらして、ご自分で弁護士を希望していらしたのですから、私なんかよりはしっかりしていらして、私、女学校から直ですから、私と西塚静子さんと久米さんといつも三人グループになってましたが、久米さんがリーダーでした。

二宮　そういう意味で非常に開明の気性だったということですね。

西岡　ご自分から進んでね。

野田　石渡満子さんのご家庭も、お父様は学者じゃなかったかしら。

二宮　石渡満子さんとおっしゃるのは。

山本　私と一緒に二十二年に司法試験に合格され、女子部では一級上でした。司法研修所の一期生で、三渕さんとご一緒に女性初の裁判官になられた方ですが、四十九年に亡くなられました。

野田　また、順々にお話が出るんだと思うんですけれども、初期に司法試験に受かった人たち

は、そういうふうに割りとお嬢さんで、婦人運動家はいませんでした。

山本　それから十八年に、菅井俊子さんが合格されました。

二宮　十七年、十九年にはどなたも受かっていらっしゃらないのですか。

山本　いや、あるんですよ。

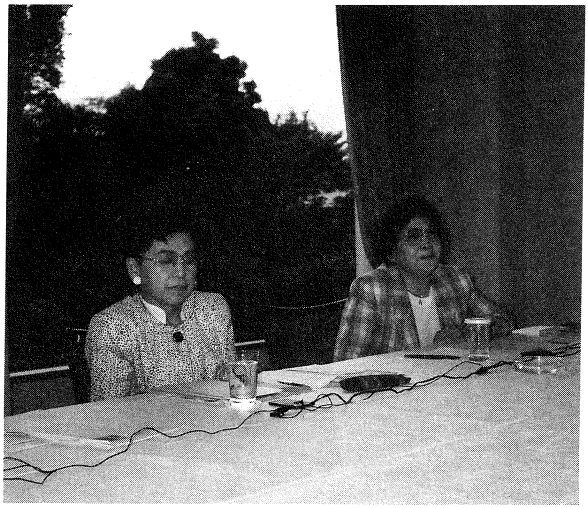

同窓に思いを馳せる鍛冶先生（左）と野田先生。

初期の合格者たち

二宮　そうすると、受かった順序というと、一番最初の昭和十三年の試験に中田正子先生、久米愛先生、三渕嘉子先生。その次の十四年が西岡先生お一人。そして、その次の十五年がなくて、十六年が西塚静子先生と川上キヨ先生。その年の高文行政に渡辺美恵先生。十八年に菅井俊子先生。

山本　そのあと司法試験は、戦争がひどくなりストップになったんです。

増本　そうすると二十年はないわけですね。

山本　そうですね。

鍛冶　そう。二十年は例の特別選考試験。高等試験司法科の特別選考に関する法律が勅令で、面接だけで選考したのがあるでしょう。

増本　特別選考が二十年ですね。

山本　ええ、二十年。

山本　村木千里さんと結城穎子さんと渡辺道子さんの三人ですね。渡辺道子さんは明治じゃないですけれどもね。だから、明治では村木さんと結城さんが二十年合格で、私の女子部からの同級生です。

増本　結城さんという方は亡くなられていますね。

二宮　そうするとその前の十八年が菅井先生とそれからもう一人はどなたでしたか。

山本　門上チエ子さんね。修習は一期生ですけれど合格は菅井さんと一緒です。

二宮　門上先生は、確か明治ではいらっしゃらない。

山本　九州大学です。

二宮　菅井先生が明治ですね。

山本　結城さんも村木さんも、同級生だったんですけれども、幸か不幸か私一人、別の動員先へ行っていた関係で、特別選考試験の情報は知りませんでした。

二宮　二十二年一期が山本清子先生と石渡満子先生。それで二十二年の二期のほうは野田先生ということになりますね。

野田　私と佐々木小里さん。結婚して佐賀さんになりました。その二人です。今、佐賀さんは京都にいらっしゃいます。検事から弁護士になられました。

二宮　なるほど。そのあとの二十三年の三人が、鍛冶先生とどなたか、明治の方はいらっしゃいますか。

鍛冶　この間、東京家裁の参調会の会長になった、宮田静江さん。それともう一人で女子部で私たちより一級上だった永石泰子さん。後に中央大学に行ったようだけど。

野田　その次が広島の平川さん。

鍛冶　平川浩子さん、新津貞子さん、大内淑子さん、江口美葆子さん、いずれも明治で、修習は四期です。次の五期に山田隆子さん。

山本　山田隆子さんは、当時最年少の合格ということでしたね。

野田　江口さんは検事をやっていたんですね。

鍛冶　検察官を三年ほどやってやめられた。

二宮　そうですか。江口先生は、うちのご近所なんです。

戦争中の勉強

「もう日本の国も終わりね」

二宮　ところで、先生方が勉強された時代というのは、戦前も戦争に突入するあたり、それから戦争ですね。西岡先生以外の先生方は割りに戦争の影響というものをお受けになられたんでしょうね。

鍛冶　戦争の真っ只中。

野田　江口さんというのは、結婚された苗字なの。

鍛冶　ええ、江口保夫さんと結婚して。旧は大炊御門（おおいみかど）さん。

二宮　そのあと。

野田　五期に寺沢光子さん、七期に土井博子さん、鎌田千恵子さん。その辺までであとはもう。

鍛冶　あとで表にでもして入れましょうよ。

山本　女子部二年半で、半年早く繰り上げ卒業になり、そして学部へ入って、一年半ぐらいしましたら学徒動員で、終戦まで動員先の陸軍の被服廠で働いていました。

野田　それで私たちは、学徒動員の学生が全部軍隊に入るという時に、神宮の競技場に送りに行ったんです。

鍛冶　学徒出陣ね。

山本　昭和十八年のね。

西岡　私なんか、はしりですよね。昭和十二年に日支事変が始まった。まだその時は大学でしたの。それで、昭和十二年の七月七日蘆溝橋事件、これはよく知っていますの。久米さんと、西塚さんと三人で、大学の近くの駿河台下にライオンベーカリーというのがあって、そこは私たち行きつけなのよね。この日、そこに行って「もうこれじゃ、だめね」と話したことがある。

山本　先見の明があったんですね。

西岡　男の人たちは、教練ですもの。それで私たち教練がないでしょう。その間、明治大学図書館がございました。あそこでいつも勉強していましたけれども、男子学生の「ぎゃーぎゃー」って声が聞こえるの、教練の時に、なんか鉄砲持ってこうやるでしょう。で「もう、あんな声出しているんじゃ、日本の国終りね」なんて言っていたことあるんです。（笑い）

野田　（笑い）久米さんなら言いそうだわね。

西岡　そう昭和十二年の頃から、久米さんが言っていたんです。

野田　そうでしょう。久米さんなら言いそうだと思う。

二宮　増本先生と私はどちらも、その昭和十二年の生まれです。

山本　その頃からだんだんしめつけられてきていましたね。それでもまだ、食べ物はある、着る物はある、空襲があるわけでもなしね。ただ、満

州の兵隊さんに慰問文など、小学校で書かせたりというようなことで、気持ちをみんな煽られてはいましたけれども。

増本　戦意高揚。

山本　ほんとうに。小学校に入った時に満州事変が始まっていましたからね。

ずっと、軍国思想のもとに育てられているから、私なんて、戦争なんて本当にどうなるかわからなかったけれども、負けるとも思っていなかった。

鍛冶　十五年戦争にどっぷり浸って、青春を送った。

野田　でも、まあ、どっぷりとそう言うけれども、まだ女子部に入った頃、十八年の中頃まではまあまあだったと思うんですね、歌舞伎なんかも私も見に行ったりしていましたから。

鍛冶　でも、あなたはご自宅からだったけれども、私は下宿だったから、本当に食べる物がなくてつらかった。

郷里に帰りたいなとたまに思ったわね。石鹸もないし、お風呂にも入れないしね。

軍需工場で働く

野田　ただ、十八年だったと思うんだけれどもね。十七年ですか。B29が初めてきたのは。

鍛冶　十八年よ。

野田　十八年でしょう。私がそれ忘れないのは、上野の国立、今で言うと国立美術館へ絵を見に行っていたんです。そしたら、なんか「敵機が来たぞ」というので、地下鉄の地下道にみんなで避難した記憶がある。それがともかく空襲のはしりでね。そういう時でしたね。だからそういう意味では戦中派というか、だんだんそれから後はもう一瀉千里でしたね。

山本　十八年ぐらいからもうひどくなってきま

したね、生活が。

鍛冶　だって教練があったんだもの、女子学生にも。

野田　あったわよ。

鍛冶　配属将校が、週一回は講義に来ていた。そして、試験に、大戦の詔勅、あの詔勅を暗記して書けといったもの。

野田　よく覚えているわね。

増本　教練もあったんですか。

鍛冶　教練といっても、それは担架を運んだり、救急の方法を学んだり、竹槍をやったりというの。

それで、女子部の正面前の道路で、その教練の配属将校が来て、毎朝、明治天皇御製、なんていうのを一緒に歌わせられた。

野田　あ、御製を歌わせたのは、配属将校のみならず、東大のフランス文学の、斉藤濯さんですかね。あんな文化人までがね。

二宮　あの『星の王子さま』なんかの訳者じゃなくて。

野田　もっと前の人でモリエールなんか訳していたと思いますね。

西岡　私の頃はまだ、良かったですね。

山本　私の頃は、女子部の訓練はまだはしりで、四、五回担架訓練やっただけで、あとは学部へ入学しました。教練は男子学生だけでした。

鍛冶　行った、行った、戸山ヶ原へ毎週。

山本　その点は逃れたけれども、次の学徒動員でまるっきり、大学の授業もなくなり、終戦まで半分は被服廠で働いていました。

野田　そういう軍需工場へ行って、鉄砲の弾磨きで、「こんなことやっていちゃ、日本も負けるわね」なんて言って。（笑い）

女子部を指導した錚々たる人々

女性の法学博士第一号、立石芳枝先生

二宮　なるほど。それじゃそんな中での受験勉強は、いったいどうだったんでしょうね。

山本　十八年でもう司法試験は中止されたでしょう。再開のめどはない。それから空襲は始まるし、試験勉強はしませんでした。

二宮　なるほど。

野田　今までずっと試験に受かった人の話ばっかり出てきたけれども、やはり女子部の先輩としては、立石芳枝先生というのは、忘れてはいけない人なんですよ。それで、立石芳枝さんは、私が後で聞いた話ですと、お父さんが裁判所の所長で、穂積重遠先生と大学の友人でいらして、穂積先生が弁護士法改正を推進なさって、当時明大出の松本重敏弁護士という方と非常に気持ちを通じて、女子部をお作りになった。

女子部ができたぞという話を立石先生のお父様が知って、「穂積君がやっている学校なら、間違いないから」というので、所長のお嬢さんで同志社大学で英文科に行っていらっしゃったのを中退して、女子部に入られた。それが女性の法学博士第一号になられたのです。

山本　法学博士女性第一号の方ですね。

野田　先生は司法試験のほうに行かずに学者の道を選ばれて、明治大学を出てから東大大学院で

穂積先生に師事され、それから穂積先生が大学を去られたあとは我妻栄先生に師事されて、その関係で、ずっと私どもはもう立石先生の生徒ですから。私たちの世代というのは、立石先生の薫陶をというか、精神を受け継いだというか、そういう感じなんですね。

増本　立石先生の教え子の第一回生みたいなものですか、野田先生は。そうじゃなくて山本先生が。

山本　私も立石先生の講義を聞いていますから、そうすると、立石先生の講義を聞いた第一期なのかしらね、今まで考えなかったけれど。

野田　そうなんでしょうね。

山本　昭和十五年に入りました。

野田　私の修習同期の人、やはり東大卒の人が言うには、立石先生がいろいろな講義に出ているのを見ていて、あの頃は女性では一人だけ、研究生になっておられたでしょう。だから、「なんだ変な女の人が（笑い）、東大に講義にちょろちょろ出ているけれども、あれだーれ」と言っていたんですって。だからそういうようなことをやって、女性にして法学博士第一号になられた。

山本　大学院には入れてくれたけれども、戦前、女子は東大には入れませんでしたのよね。

穂積先生が女子部の生みの親

二宮　そうすると、明大の女子部の法律の先生で女性の先生というのは、立石先生が第一号で、その後、第二号の女性の先生が誕生されたのは、どのくらい後になりますか。

野田　そんなに遅くないの。三渕さんと、それから三渕さんと一緒に勉強してらした渋田律子さんという方がいらした。当時森さんと言われましたこのお二人がね。

鍛冶　森律子先生は小野清一郎先生の研究室に

入っておられましたね。ですから、立石先生が我妻研究室、森律子先生が小野清一郎先生のところに行っておられました。

野田　それで私どもに演習を教えてくださったのね。

鍛冶　刑法演習は森先生で、民法演習は三渕さん。

西岡　三渕さんって、当時のお名前は和田さんでしょう、和田さんと森さんはもう仲が良かったもの（注・三渕さんの旧姓は武藤、和田さんと結婚され、その後三渕さんと再婚された）。

鍛冶　だから、演習の時は二人で並んでいらっしゃった。二人で一緒にいらっしゃるのね。片方で民法演習をやるでしょう、その次の時間にまた二人で来て、こんどはこっちが刑法演習をやる。

野田　そういう意味ではやはり法律を教えた女の先生のはしりね。

増本　三渕さんは教えられたんですか。

野田　ええ、演習ね。

増本　演習をね。ああ。ゼミですね。

山本　三渕さんたちの第一期の話ですね。私教わらなかったから。

鍛冶　だけど、それも戦争末期ですからね。三渕さんもすぐ出産と、それから、ご主人が出征されたりしてね。ちょっと遠ざかりました。

西岡　穂積先生はまことに熱心にね。もう、生みの親なんですものね。

野田　そうですね。生みの親なんです、穂積先生は。

男子学生に羨ましがられる

西岡　それで穂積先生のおかげで、民訴の兼子一先生とか、偉い方ばっかりが見えるんですよね。

野田　国立の先生で、みんな東大の先生が来て

いた。

西岡　その関係で我妻先生のところに行ったり。

山本　国際法の神川彦松先生が東大で、経済原論の中山伊知郎先生が一橋大学。

西岡　団藤重光先生のところへ行ったり、いろいろなところに勉強しようと思うと。

山本　どこでもつながりがありましたね。

西岡　一流の先生方がみんなつながりをもっていたんです。

山本　私たちのクラスなんて民訴の兼子一先生に勉強だけでなくよく遊んでもらったりしましたね。卓球をやったり、ハイキングに行ったり。それから女子部で創立十周年に、法律論文集を出したんですよ。私、入学してからまだ三カ月しか講義聞いていないので、西も東も分からなかったのに、夏休みにまとめて応募して載せてもらったのね。これは女性だけで作った初の法律論文集といわれたのを覚えています。

鍛冶　私は女子部創立二十周年記念論文集に、法学部二年のとき「信義誠実の原則と私法自治」とかいう論文書いて、たしか五円もいただいた記憶があります。

野田　すごい。

山本　引っ張り出してみたら、兼子先生の評が載っている、ほかにないから載せてくれたみたいで恥ずかしいんですが。私が入った時が昭和十五年ですから、女子部創立十周年にあたっていました。

二宮　しかも、先生、皇紀二千六百年ですね。

山本　そうですよ。〝紀元は二千六百年〟という歌があったわね。

二宮　はい。覚えています。

山本　それを歌って女学校を卒業して入った年が、女子部創立十周年というわけです。

野田　立石先生は一期でしたね。

山本　立石先生は一期でしょう。十五年が十周年だから、五年から始まったのかしら。

西岡　立石先生が和服でいらしたと思うんですよ。いつも細くてしゅーっとしていらしてね。

山本　立石先生が？　教壇ではいつも素適な洋装でした。

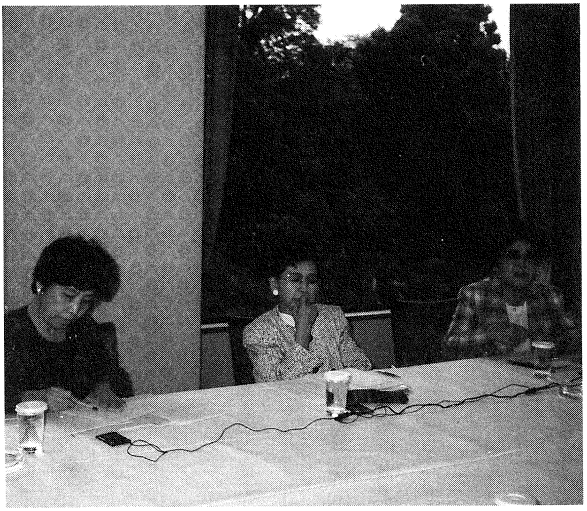

良き師の思い出に華が咲く。左が増本先生。

西岡　そうそう。それでお父さまは判例研究かなんかの雑誌かなにかやっていらしたのと違うのかな。

野田　お父様が法律雑誌やっていらしたのは高窪先生。高窪静江先生です。津田塾を出られて、明大法学部を出られ、私共は英語の授業を受けました。今もご健在でいらっしゃるようです。

西岡　だから私の頃は、男の人達が羨ましがったんです。

女の人にあんな一流のいい先生方が、東大からばっと行くでしょう。女の人にどうしてああ親切に教えるのかなというようなことがありましたよ。

先見の明ある人々

野田　それは穂積先生が日本の近代化というこ

とを一生懸命進めるために、女性に法律を熱心に奨められたんですね。やはり啓蒙的な法律学者だったんですよ。

山本　ちゃんと女性の立場にたって、民法を教わったのを覚えています。

野田　やはり日本も女性に法律ぐらい勉強させて、女の弁護士くらいいなきゃ、近代的な国とは言えないんではないかという、日本の近代化ということを先生は考えたと私は思う。穂積さんの一家の、親の代からの、日本の法律制度を一生懸命作ってきた穂積家の血筋からすれば。

西岡　法律専門部、法科といっても、一番最初に法律なんてわからないでしょう。最初に穂積先生から民法総則を教わるんですよね、その時に妻の無能力を激しく非難するようにおっしゃるもんだから、「ああ、そういうことがあるのかなあ」と、ずいぶん女性の、今で言ったら差別でしょうね。それを叩き込まれたような感じがします。

野田　やっぱり日本で女性の地位が低いのは、後進国で、これは先進国なみにしなきゃいかんというそういうお気持ちを持っていたから、一生懸命教育なさったし、いろいろな先生を引っ張ってきて下さった。

そういう意味では、昭和十三年に初めて女の人が三人受かったということは、先生の引いた路線に沿って先生方がみんなでその夢を実現されたということだったんではないですか。

鍛冶　その明治大学の横田秀雄学長や、弁護士の松本重敏先生など、先見の明があって先進的で開放的な考えをお持ちだったから、当時のそういう審議会の委員もしておられる穂積先生と意気投合して、あの明治大学に女子のための門戸を開こうと……。実験校としてね。

増本　あ、実験的だったんですね。

鍛冶　それはそうだと思いますよ。昭和四年に明治大学に女子部を作れば、弁護士法が改正され

る昭和十一年頃にちょうど間に合うわけよ。昭和四年に開校すれば女子部三年、法学部三年ですか。そうするとちょうど昭和十年から十一年に、大学を出て試験が受けられるという、だいたいの見通しがおありだったのではないでしょうか。

山本　当時はいろいろと議論があったようですね。女子部だけで受験資格を与えるのかどうか。それで文部省にもかけあって、女子部を作れば学部の入学資格が与えられて、学部に在学すれば司法試験の受験資格が与えられるということになったのですね。その当時の明治大学はすごく開けていたと思うんです。他でだれもまだやらない時に女性に道を開いたということは。

増本　計画的だったわけですね。

鍛冶　先が見えていたわけですね。そういう人って十年、二十年、五十年は見えちゃうのよね。

西岡　でも、女子部を出ただけでは受験資格はなかったのですね。

山本　女子部だけではないけれど、女子部を出て学部に在学すれば受験できたんです。

西岡　ああ、そうだったのですね。私は久米さん、西塚さんと昭和十一年頃から「遊びでもいいから受けてみましょう」って、確か試験を受けた記憶があります。

山本　在学すればすぐ受験できたんですね。

鍛冶　そうそう、大学に入ればね。だから「女性法曹の歴史を拓いたわが明治大学」なのよ。

山本　そうなのよ。歴史を拓いたんです。

鍛冶　拓いて、拓いて、そして今後も拓いていくわけ。

野田　それともう一つ加えますと、今、言われた当時の明大の学長をしていた横田先生は、大正十五年に、「夫の貞操義務判決」というのをした有名な裁判官なんですね、大審院長だった。それでこの判決で、「婚姻というのは、夫婦の契約な

んだ」ということを言っているんですよ。

こういう考え方は、実に今の家族法の解説としてもそっくり当たるようね。

だから契約によって夫婦が協力して家庭を作っていくんであって、妻は不貞をやれば離婚、夫は姦通罪で処罰されてはじめて離婚になると。これは不平等、おかしいということをその判決の中で言っているんです。だから、そういう人がたまたまいたから、やっぱりそういう意味で「つくや時代の明けの鐘」というか、そういう先見性があった。

二宮　いろいろ先駆的な考えをお持ちだった方が、そこでちょうど足並みが揃ったということなんでしょうね。

鍛冶　そう、ネットワーキング。

野田　それでまたいい子が入ったということがあるのでは。（笑い）

女性法曹の有利と不利

「お嬢さん先生が来たぞ！」

二宮　そろそろ次のテーマに進ませていただきます。

合格をされるまでというのは、とにかくいろいろな障害はあるとしても、勉強をすればよかったということだと思いますが、合格されていよいよお仕事に踏み出されたあたり。そこら辺のところ

で女性ゆえの大変さ、あるいはひょっとすると女性だから得をしたということもあるのかもしれませんが、その辺のお話をすこし伺わせていただきたいと思いますが。いかがでございましょうか。西岡先生。

西岡　私は、父の事務所に一緒ですから。あまりそういうなんていいますか、一人で道を開いていくとかいう、そういうハンディがないんです。むしろ、他の先生方は父の同僚ばかりですから、「お嬢さん先生が来たぞ」といったようなことで、割りに何も抵抗なしに、いろいろな事件、どんな事件でも、手伝わせて貰いました。だからそういう点では恵まれていました。

二宮　先生は、秋田で弁護士の第一歩を踏み出されたのですね。

西岡　終戦前に、秋田でです。

山本　大変な評判だったでしょうね。

西岡　それはそうですね。二代目が女の弁護士ということでね。

事件でいえばやっぱり不平等だなと思ったのは、戦争中でございましょう。ですから、堕胎事件、それから嬰児殺し、こういうのが多うございました。

それから、離婚は少のうございました。子供を置いてこなきゃならないから。子供の親権が父だけですし、ですから、もう離婚するということは、子供と離れることですから。離婚をする人はまずない。どこまでも忍従ということで。

それから、戦争中ですから。やはりほら田舎でしょう。だから戦争中は三世代同居が普通で長男が応召する。ごたごたがおきるのね。私、よく怒って言ったものですよ。妻というのは共有財産なのかなんて、時々ね。そして、妊娠する。そうすると堕胎をする。そうするともう堕胎罪でしょう。昭和十九年頃になって、堕胎罪が大変多かったと思います。

山本　それは地方で特にはっきり多かったんでしょうね。

西岡　住居侵入よりも多かったです。これは男の方が、秋田の方では夜這いといいますけれどもね。夜這いに来るわけです。ですけれども、姦通罪は親告罪でしょう。親告する夫がいないわけですよね。だからそれでも銃後の妻が疑われては困るというので、罰したのは住居侵入で罰した。そういったようなことが多うございました。

鍛冶　だから、刑事事件が多かったわけですね。

西岡　住居侵入、嬰児殺し、ちょっとの間でしたけれどもね。

野田　仕事をなさる上では、障害はなかったということですね。

西岡　そういうことで、何かそういう「女の人が困ったことがあると、あそこに行くと救ってくれるそうな」といったような。そういうなんかがあったみたいで。

増本　東北ではただ一人の女性の先生。

西岡　ええ。

野田　裁判所へ行った時の仕事をする上で、何か特異な扱いというのはございましたか。

西岡　別に。私、なんかいつも父と一緒ですから。法廷にしても、何にしてもね。なんかそういう意味では。

鍛冶　お一人だけというのももちろんおありでしょう。

西岡　嬰児殺しとか、堕胎罪とかなんかは、そういうのは、一人でも別にそう感じませんでした。

野田　違和感なかった。別に裁判官が妙な顔するとか。

西岡　そんなこと全然なかった、ええ。

野田　それはやはりお幸せでやってらっしゃったわけですね。

裁判官との結婚で登録取り消す

西岡　わりにね。それにあとあまりそれほど長くしませんでしたの。結婚するということになったときに登録を取消しましたから。西岡が判事でしょう。弁護士をしていると自分の仕事に差し障るというのね。

鍛冶　そこのところでは開けてなかったのかしらね。

二宮　先生がご結婚なさったのは。

西岡　昭和二十三年。だけどその時西岡がいうだけでなしに、裁判所は夫が裁判官で妻が弁護士では困る、どっちがやめなきゃならないと。

鍛冶　それでお止めになったんですか。二人なっちゃいかんというのは、奥さんについてだけいうんでしょうね。

二宮　弁護士でもだめなんですか。

西岡　職業をもっちゃいけないのよ。裁判官の妻は主婦じゃないと夫がいい判決を書けないということじゃないの。

野田　そういうふうにご主人が言われたわけですね。

西岡　主人も言ったし、裁判所の方からも言われたことです。戦後間もないからだと思うけど。

野田　他からも。

山本　なにかそういう内規みたいなものがあったのかしら。

野田　いや、内規はないんですよ。

山本　議員さんの奥さんなんかでも厳しかったでしょう。

野田　内規はなかったと思うけれども、戦前からの、そういう意識は残っていたのかなと。今はじめて私、お聞きしたわ。

増本　戦後ですよね、二十三年ですものね。

野田　私どもがなる時は、別に結婚している女

性が裁判官になるのはおかしいということはだれも言わなかったから。夫が仕事を持っている分にはいいんだ。（笑い）

西岡　夫の仕事が学者だったり、会社員だったりだったら何の問題もないでしょうが、夫が裁判官で妻が弁護士ということで、国民に裁判の公正を疑われるようでは困るということじゃないの。

妻が裁判官の場合

野田　夫婦で仕事をしていても、妻が裁判官になるぶんには問題はなかった。二十五年に裁判官になったんですが。

鍛冶　だから、二十三年と二十五年じゃだいぶ違うんじゃないかしら。

野田　違うんだわ。

増本　あるいは、夫が裁判官で、妻が弁護士というのがまずいということでしょうか。

西岡　戦前妻が働くのは男の甲斐性がないことだったでしょう。だから、裁判官の妻は専業主婦でいてほしい意識があり、それが弁護士だったら、裁判の公正を疑われるとなり、なおさら困ることになる。

山本　弁護士がまずいというのは、奥さんの事件がご主人の担当になったりしたら困るというわけかしら。

二宮　例えば、これが大学の先生だったらどうかということになると、そこまではっきり、裁判官の妻が職業を持ってはいけないというふうに言われたかどうかは、わからないんでしょうか。

西岡　そういう気風があったんじゃないですか。

野田　私は全然感じなかったけれどもね。

山本　やはり新憲法施行直後だったので意識が古かったのでしょうか。

鍛冶　そうよ、だって新憲法施行は二十二年

で、その翌年のことだもの。

西岡　専業主婦でなければ、裁判官の判決を書くとかいうような激しい仕事は勤まらないよと、こういうふうに言われました。裁判所の方からもよ。そのあとだって、裁判所は夫婦で任官希望をしたりした人には、妻は専業主婦にと言ってたのを聞きましたよ。



女性論につい力が入る。右が二宮先生。

野田　そういう感じが。だから内規も何もないけども、そういうやっぱり裁判官のなんというのかな、意識というか、それがあったんじゃないのかな。夫婦の裁判官に対する違和感はかなり後まであって、三渕さんが裁判官と結婚され、夫婦の裁判官が次第に増えて、裁判所側も漸く変わっていったように思います。

二宮　野田先生は、修習を終わられてすぐ任官された。

野田　そうですね。

二宮　それが二十五年の春ということでございますね。その当時、女性の法律家の立場として、どんなふうにお感じになっていらっしゃいましたか。

野田　私は裁判官になることには何ら障害はなかったんですけども、むしろ弁護士になった時

に、男と同じ仕事ができるかなあという、やらせてもらえるかなあという感じはあったんです。私は独立の弁護士事務所を持つというところまでは自信もなかったし、それから、先輩見ても、だいたい、大きな事務所にいらっしゃる。そしてそういう方たちとか、それから先のことを考えて見ると、何でも男と同じ仕事をやらせてもらえるかなあという感じが一つあったことと、裁判官なら何でも仕事は平等に来る。裁判官やって辞めるのはいつでもできるから、法律家としていろいろなことを経験するには、先ず裁判官になった方が良かろうということで、一期の先輩も勧めて下さったし、裁判官になったわけです。だから弁護士になることには、やっぱり不安がありました。平等にやっていけるかどうかということで。

二宮　その一年後でいらっしゃいますね、鍛冶先生が弁護士になられたのは。

鍛冶　二十六年です。西岡先生が二十五年に再登録なさった時は、ご主人の任地では弁護士をなさらなかったわけよね。

西岡　そうです。だから、私はもう東北だけに限ったわけ。

山本　ご主人は転任がございますでしょう。

西岡　だから行かないのよ。全然別居しているの、今でも。だからずっと。一緒にいるのはお正月と、春夏のお休みぐらい。

二宮　西岡先生が再登録されたのは、ご主人はそのまま裁判官でいらして。

西岡　長男の出産で実家に帰っていたのですが、ちょうど母が病気でその看病もありましたし、父の事務所で再登録して、弁護士をしたの。その後私の父が病気になったり、一方主人は転任になり、任地に子供を引き連れて転々とするのはいやなので、そのまま秋田に居着いて弁護士を続けました。

山本　ご主人と法廷でお会いになったなんてい

うことは。

西岡　今まで会ったことはありません。東北には来させなかったのかな。私はもう東北だけを自分のホームグラウンドとしてましたから。

鍛冶　私の登録したのは二十六年ですけれども。女の弁護士というのはまだそんなにいない時期でした。司法修習を終えて弁護士になったのでは、私が最初というくらいですから。私は最初から弁護士になりたいと思っていたし、修習の時も久米さんのおられる有馬法律事務所で修習したいとお願いして、そこでやらせてもらったくらいです。最初からやったんですけど、それはやはり大変でしたよ、自立していくというのは。

二宮　最初からお一人で独立して事務所をお持ちになられた。

鍛冶　ええ。事務所を持つといったって当初は自宅と一緒だったり、次に夫と一緒に弁護士開業をしてからは、今の最高裁判所のちょうど裏の三宅坂に二年ぐらい事務所を構え、それから、歌舞伎座の裏に事務所をもって、仕事が暇だから、アテネ・フランセの先生に来ていただいて、私の事務所でよくフランス語の勉強をしていた。

野田　私もいっしょにフランス語を勉強しましたが、そのときは東京地裁の判事補でした。

鍛冶　そう、野田さんと西塚さん、光子先生のご主人の西岡判事と島谷弁護士と倉田判事、それに私の六人で、二年ぐらいやったかしら。

野田　それぐらいに暇だったということね。

鍛冶　あそこの事務所で三年くらいやって、夫のほうが明治大学に引っ張り込まれちゃったんですね。明治大学と引っ張り合いしたんですけれども、夫は、弁護士は頭使わなくて気ばっかり使うけれど、大学のほうは頭は使うが気は使わなくていいというんで、大学に行っちゃったんです。

私も子供を産む時期だったし、自宅が交通も大変便利になったもんですから、その機会に銀座の

事務所を払って自宅を事務所兼用にいいように整備しました。それで子供が産まれた後は少し事件数を減らしたり、出掛けずにすむ執筆の仕事は断らずに引受けたり、緩急よろしきを得てうまくやれるようになりました。弁護士というのはその意味では大変な時はそれなりに、病気の時もスケジュールをうまいぐあいに時間の案配ができて自由で、自分に向いていると思いましたね。

二宮　仕事の中身とか、依頼者の数なんかは、やはり同期の男性の弁護士と比べると、うんと違いましたか。

鍛冶　さあ、その当時仲間がどんなふうにやっていたか、私はよく知りませんけれどもね、だからって、自立して生活していくうえで困るほどのことはない。どんな小さな事件でも精一杯取り組んでいると、依頼者にも、いい弁護士にめぐり会えたと感謝され、それぞれ仕事にやりがいもあり、そこに生きがいを感じてやっていましたよ、貧しくても。

増本　ご夫婦で事務所を持たれたんですか。最初は。

鍛冶　最初は、私、自宅兼で。

増本　お一人だったんですね。

鍛冶　はい。それでその翌年、夫と一緒に事務所をもちました。私、在学中に修習をやっているもんですから。

増本　ああ、そうですか。わかりました。

鍛冶　彼も在学中に司法試験に合格していましたけれども、修習は卒業してからやりましたので。

珍しさが有利な点

二宮　何か女性ゆえの悔しい思い、あるいは得したなという思いで覚えていらっしゃることはありませんか。

鍛冶　それは数が少ないため、やはり珍しがられたというのがありますね。得するというのはどういう中身なのかはわかりませんけれども、損する面と得する面と両方あるかもしれませんね。

それで、どこへ行っても珍しがられるから、東京都内のちょっと外れたところに出張尋問に行っても、「こんなところまでよくいらっしゃいましたね」といわれるんです。いわんや汽車に乗って証人尋問にでも行くとか、臨床尋問に行くなんてことがあると、「よくこういう遠いところまで泊まり掛けで」――昔は京都へ行くんだって一泊ですからね、今みたいなわけにいきませんので――ということになる。「こういうところまでよくいらっしゃいますね。ご主人やお子さんはどうなさるんですか」という言い方を必ずされましたよ。だから、私もその先生に「先生、よくこういう京都までいらっしゃいますね。奥さんやお子さんどうなさっているんですか」と聞きたかったわ。

ローテーションが確立していなかった

野田　さっきの私の得したこと、損したことそういうことがあったかどうかというご質問に、それちょっとお話してなかったんで付け加えますと、私は、やっぱり鍛冶さんの言われたとおり、それは得したこと損したことがそれぞれありますけれども、長い目で振り返ってみると、若い間は損していたと思うんです。

要するに法律家として、男の裁判官に比べ鍛えられるというような機会が少なかったように思います。裁判所のほうは、憲法改正で、女も裁判官に採るということで、そういった形の上の平等はやらざるを得なかったけれども、どう処遇するか、つまり、裁判官の同僚としてしっかり受け入れて、それから一人前の裁判官に育てるということでは熱心でなかったと思うんです。全く個人の

努力でそれを積み上げて行く以外にないということであったように、私は今になって考えてみると、そういう感じがします。

同期の人たちだったらば、何年のキャリアがあればこういうことがあったはずだというそういう経験がなかったんです。三渕さんもほとんど同じような道を辿っています。

当時、女性は家裁にという感じで、家庭裁判所が長かったんです。三渕さんも入られて初めの十年ぐらいは、やはり周りの人が育てようというか、直接裁判長になった人たちは応援してくださるという雰囲気だったようです。ところが、御本人がいよいよ裁判長になりそうな時期に、家庭裁判所に来られました。家庭裁判所が損だとか、そんなことはないですよ。だけれども要するに、家庭裁判所は単独制で合議部制がなかったですから。女を裁判長にするわけにいかないということで、家庭裁判所に来られたと思われます。

これは、私は何回か家庭裁判所に二年ぐらいずつ行ったり出たりしていますけれども、考えてみるとやはり女性の裁判官の処遇というのが試行錯誤の時代だったのではないでしょうか。三渕さんと私はいつも家庭裁判所で一緒でしたから、同僚の男性はどんどん出てゆくのに、私たちは一向に異動がなく、裁判長や所長になるなんていうことは考えもしなかったですよ。全然先が見えていなかったです。全然先が見えないけど、ともかく自分たちの与えられたポストなんだから、ともかく「家庭裁判所じゃ、あの人が一番だというようにやろうじゃないか」と、いつも三渕さんと励まし合っていました。

そういう意味では、いつも張り切ってだれよりも大きな顔してやっていました。そのうち国際婦人年というのが出来たり、国際情勢が変わってきて、女性も処遇しなきゃならんということになって、三渕さんが東京家裁から新潟家裁の所長に出

る。それから、寺沢光子さんが地裁の裁判長になる。私は東京高裁に出ました。そういう外圧があって、だんだん女性の裁判官も男と同じようなローテーションの中に組み込まれるようになった。

だからデメリットとメリットとあるんだけども、得といえば、女の人が珍しがられてポストに就くということはあったかもしれないけれども、仕事を通じてやはり男なみの訓練というものを受けられなかったということは大きなデメリットだと思います。それは東京高裁に行ったとき、もっと若い頃来たかったと痛切に感じました。

二宮　お客さまみたいだった。

野田　そうそう、お客さま。ある時から「あ、このお客さん使えるぞ」とこういうことになったわけです。

そしたらそれなりに、三渕さんなんていう人はほんとうに今でもだれでも、「あれは男だってかなわない」とみんな言っているわけだから、それだけの能力を発揮されて、そのポストで実力を見せられたから、後輩はその恩恵を受けているということは言えると思いますね。

鍛冶　損とか得とかいう観点からではなく、能力を能力なりに評価されるには、普通やはり三倍ぐらいの努力が必要だし、そうだったですよ。われわれの頃にはね。

山本　三渕さんはとっても評判良かったですから。私が修習に行った時、三渕さんを担当した教官がすごくほめていました。

鍛冶　二倍か三倍努力して、はじめて一応それなりに評価される。

山本　良くて当たり前で、ミスすればすぐ女だからということになるからね。

野田　そういう古いものというか裁判官というのは、人間でなければならない反面、一種の職人というか技術者というところがありますから、そ

の一人前の技術者に育てるには、ローテーションに組み込んで育てられることも必要なんですね。

西岡　そういうローテーションに女の人をのせなかったわけですね。

野田　はい、そうです、考えなかった。やはり女の人を合議体の一員にするということだって、違和感があったでしょう。私どもも、初めは開明の裁判長のところに配置されたわけです。

三渕さんの場合は近藤完爾さんが裁判長、私は柳川真佐夫さんが裁判長、新村義人さんが裁判長の部でした。差別感を本来持っていない優れた裁判官でした。そういう意味では非常に運がいいわけです。

だけども後が普通のローテーションではない。

増本　気を使いすぎて、かえって。

野田　だから、逆差別といえば逆差別かもしれない。

山本　だけど、裁判所だから法律どおりには採用もしますよと。

野田　そうそうそう。

山本　ということでそのあとの扱いは平等とはいえないということ。

野田　だから古いというか、女性が裁判官になるということが予想されていない。普通に扱えなかったんでしょう。

鍛冶　慣れていない。

野田　でき上がっているシステムを変えるというところまでいっていないわけです。それがだんだんいろいろな外圧で、今はシステム自体を変えていかなければならないわけです。

鍛冶　だから国際婦人年というのは日本社会にとってすごい強烈なインパクトだった。

山本　それに先輩たちが本当に優れた人達だった。あとに続く人はやり良かったんじゃないのかなと思います。

家庭、子育てとの両立

おっぱい飲ませながら準備書面

二宮　ところでさっき鍛冶先生が、出張なんかされると、「ご主人やお子さん、どうしていらっしゃいますか」というような質問が来たとおっしゃいましたけれども、家庭生活との両立という点では、時代がいつになっても大変さというのはあると思いますけれども、特別こういうことが大変だった、こういうことは大変そうに思われるかもしれないけれども意外にそうでなかったというようなこと。現在から振り返ってみていかがでございましょう。

西岡先生は、お父様のもとで秋田という土地柄と年代から考えますと、お子様をお育ての頃は人手とか、そういう面は。

西岡　人手が余るだけあったぐらいで、余るといったら何ですけれども、お手伝いさんがいました。ただ夜だけです。子供は夜には自分で見なきゃならないから。それで日中は法廷に出るか依頼者が来てるかでしょう。だから夜なんか仕事するときは、準備書面書くにしても何にしても、おっぱい飲ませながらで大変だった。

野田　まず、おっぱい飲ませながら仕事をなさったということですね。

西岡　お昼は人手があって楽でした。

増本　いつごろお子さんを、出産は何年頃です

か。

西岡　だって結婚したのが遅いですから、昭和二十四年に一人生れて、二年おいて二人目。二人だけです。

野田　ご子息は今、家庭局の二課長になっておられますね。

二宮　そうですか。野田先生はいつごろ家庭を持たれて、お子様はいつごろ。

女性法曹同士でお互いに相談

野田　私は修習生のときに結婚して、野田は明治大学の商学部の講師でした。それから、ずっと大学で教授になっていったわけですけれども。子供は二十九年に生れました。裁判官になって六年目ですか、双子だったですから大変でした。ちょうど鍛冶さんのお子さんが一年遅れ、それで同じ頃でしたからね。何かというと電話で、「ご無事?」とかいって。

鍛冶　何もない、事故もなく育っているかどうかということで、お互いに。

野田　ということで、お互いに励ましあいながらやったんで、その当時は私どものはやはり子供を育てる時は、人手はまだ得られる時期だったんです。だから、子供の面倒を見てもらおうということができたんですが、それでもお手伝いを二人常に雇っていました。子供が三歳ぐらいまでは一人は身内の人に見て貰い、お手伝いを一人置いていました。だから一人分の月給は全部お手伝いや、身内の人の生活費にという形でやって、それで、仕事は続けていましたからね。

やはり一番その頃が大変でしたけれども、自分たちだけが大変じゃなくて、久米さんもお嬢ちゃん二人、三渕さんもお子さんがいらして、そういう先輩が子供さんを育てながら仕事をしていらっしゃるというのを見ているわけですから。同僚も

やっていらっしゃる。だからやっぱりこれは頑張んなきゃというか、続けていくのが当たり前なんだなという感じで続けてきましたね。

鍛冶　大変だったけれどもね、お互いに相談したり、こぼしたりすると励ましてもらえるし。久米さんがいつも、「赤ん坊なんてミルクやっていればほうっていても育つわよ」と言って下さるんですよね。

野田　いとも簡単に言うんですよ。

鍛冶　簡単にそういうふうに、まあ励ます意味でね。大変だなどと大袈裟に言うと、「私たちの子ですもの、不良なんかになるはずないわよ」とかなんとか言って下さるしね。また、新聞で広告したらお手伝い希望者がたくさん来た時など、「鍛冶さんのところにあいそうなお手伝いがいるけど、どう?」って言って下さったりして、仲間というか先輩ってありがたいな、といつも思ってました。

山本　私が仕事を始めたのは昭和三十四年からです。昭和三十四年ですから、高度成長期に入っていますでしょう。もう、知り合いの人に頼んで回してもらうか、そういうのぐらいしかその時代は来ないで、ちょっと困りましたね、人手がなくて。

子供は三十年に生れていますからね。三十年と三十四年。だからちょっと遅れたんです。それで結局十年ブランクがあって遅れていますでしょう。そしたら三渕さんに言われたことがある。「あなたは、結婚したり子供生んだり一人前にやってのけていくのね」と(笑い)。十年も病気で休んでいて、その後結婚して子供も生んじゃったものですから。

二宮　先生の場合は、たしかご病気で修習が遅れたということを伺っていますが、弁護士としてのお仕事はいつから始められたわけですか。

山本　修習十一期で終ってからすぐに始めまし

た。三十四年からです。

二宮　その前に上のお嬢様が生れて。

山本　そうそう、満一歳になって、少し手が離れるようになって、研修所に再入所してやり直したわけです。

二宮　そうすると三十四年ぐらいからは人手がやっぱり足りなくて。

山本　そうなんです。各会社の人事担当の人なんかは、青田刈りというのか前の年から日本中回って人集めをやっているというような時代でしたから大変でしたね。

二宮　物理的な人手の問題も大変だったと思いますが、お気持ちのうえでご主人との負担の問題、さっき西岡先生がおっしゃった裁判官が激務で判決を書くのに女房が働いていたんでは到底無理だと言うムード、そういうものは、先生方のご家庭ではいかがでしたでしょうか。

野田　西岡先生のお宅は、ほんと単身赴任のはしりよね。本当に非常にモダンな家庭で、ずっとご主人のほうが単身赴任して、奥さんずっと秋田で。

西岡　悪妻だって言われるわ、みんなに。

増本　あまりご主人の協力なしにお子さんを育てられたんでしょうか。

西岡　それは高校までは私、大学からは主人、東京に居ましたからね。

野田　時期的に協力しているわけよね。同時じゃないけれど。分割して。

西岡　小学校、中学校、高校、これまでは私が全部。そうそうあと大学は東京でしょう。東京に来ると西岡がいますから、そこでバトンタッチして。

夫の本音と建前

二宮　単身赴任だということで、ご主人からの

不平不満などはございませんか。

西岡　あったでしょうけどね。聞くわけに。

野田　不満だなんて聞いていたら、不満だといわれても困るじゃない。（笑い）だいたい、そういう奥さんもらったんだからしようがないんですよ。

二宮　諦めざるをえない。

西岡　野田先生のところも、そうでしょうよ。

野田　そうよ。うちだってそうよ。皆さんもう諦めているんでしょう、そういう女房を貰ったんだから今更それこそ後には引けないでしょう。（笑い）

鍛冶　こちらの三人は三人ともそれぞれ大学の先生でしょう。われらが母校の明治大学の先生だから、図らずも。三人ともそうだから開けているのよ。

野田　開けてはいないんですよ。

鍛冶　あら、そう。

野田　開けてはいないけれども、口先は新しいことをいっているから、これは活字にするときは削らなきゃいけないな。（笑い）意識は古いかしらんけど、それはやっぱり建前はたいせつですから。

二宮　やっぱり文句は言えないということですね。

山本　建前はちゃんと分かって、何とか努力しているみたい。

西岡　まあ、私のところだって同じじゃないの、不便でしょうし、単身赴任じゃね。みっともないし、あの人厳しい判決を書くのは、奥さんがいないからヒステリー起こしているんじゃないかなんていわれたこともあるんじゃないの、きっと。私じゃないわよ。

増本　向こうがね、ご主人のほうがね。

西岡　浮気はできないし、裁判官は。

増本　かわいそうですね。

野田　こちらの方はみんな亭主のほうは浮気できないわけだ。大学には魅力的な女子学生がいっぱいいても、大学の先生という立場上それは格好つけなきゃならんでしょう。

山本　案外教え子の顔は全部覚えていないけれども、向こうは覚えていますでしょう。日本中にいますから。何かちょっと悪いことはしにくいみたいね。（笑い）

野田　でも、まあ、そういう古い意識が、野田なんか、九州の人だからね。非常な努力をしたと思いますよ、本当に。さっきの男尊女卑じゃないけれども、葉隠れのところで育ってきているから。

後輩への助言と注文

真面目だけでは勿体ない

二宮　ところで、先生方は本当に女性法曹の先駆者であられるわけですが、どうでしょうか、先生方から御覧になって現在の若い後輩たち。若いというか、それは私どもの年代も含めてのことですが、いろいろ手厳しいご批判等あるのではないかと思っているんですが。ご批判でもそれから注文でも助言でも。

増本　後輩への助言、注文ね。

鍛冶　大学の後輩？

二宮　いえ、いわゆる法曹の後輩。ここのとこ

ろは明大法曹の後輩といいたいところなんですが、このごろ明大法曹の後輩は本当に微々たる数でしかないものですから、むしろ女性法曹の後輩たちに。

西岡先生は相手方の代理人が女性であったとか、検察官、裁判官が女性というのには。

西岡　私、あまり会いませんです。近ごろになって裁判官が女性の方、度々ございますけど、むしろ男性よりもしっかりしているくらいだなあと思って。

そういっちゃ悪いですけれども、男性の方よりも記録を良く読んでいらっしゃるということでは感心する。

野田　そうですね。女の人のほうが真面目なんじゃないですか、だから法律家としてみれば、真面目な着実な仕事をなさるという感じはしますね。ただ、それだけで終ってしまうということでは勿体ないという、そういう感じをすることはありますね、やっぱり何というのかな、われわれ先輩が持っていたような何か、自分の生き方が道を拓くんだというような、そういう何というか、使命感みたいなものは今必要としないものですからね。要するにみんな何というんですか、同じ背丈の人が並んでいるというのは、何というの。

鍛冶　〝どんぐりの背比べ〟？

野田　〝どんぐりの背比べ〟というのかなんか、ただ数だけ増えて、そのこと自体はいいんだけれども、何というのかな、社会的に何かに寄与したりとか、そういう点ではちょっと希薄になっているんじゃないんでしょうか。

なくなった使命感と連帯感

鍛冶　平均化しているという感じね。数の少なかったわれわれの前後頃は非常に、いってみれば個性的だったし、それぞれに意気込んでいたし、

使命感に燃えていた。

野田　連帯感があった。

鍛冶　そう、連帯感。その連帯感というのは非常に大切なのよね。とりわけこの我が明治大学。初期の頃の女性の法律家の集まりといえば、即明治大学の同窓会みたいだったので、ついついおしゃべりになったりして、お叱りを受けることもあった。それほどに親しかったし、また意見や経験も交換して、お互いに助け合って燃えた時代が、戦後十年、十五年と続いたんです。

野田　二十年ぐらいまではね。

鍛冶　二十年ぐらいまでは続いたんですけどね、その後やっぱり高度成長もある時期に来て、女の進出にもいろんな意味で壁が見え始めたの。数は幾らかずつ増えていっても重要なポストに就くキャリアになっても、それを阻むという状況があったりして、どっち向いても壁だらけという時期があったと思う。そんなときに一九七五年の国際婦人年があったから、またかつてのとはちょっと違った意味での連帯感が生れてきたという感じがありますね。

野田　今はやっぱり個性的な人も出てきていますけれども。しかしその人たちもどこまでもやっぱり個人として活躍しているという感じ、ばらばらなところが多くなったんじゃないでしょうか、どうでしょうか。

山本　皆さん、とても弁護士会なんかで活躍していらっしゃる方はいらっしゃるけども、個人的にそういう連帯感じゃなくて一所懸命やっているという方が多いですわね。うちの事務所ではみんな子供抱えていますから、目下、二人も三人も育てながら一所懸命やっていて、それ以上にはちょっと手が伸ばせないという感じのところもあります。

野田　私どもなんか、いつも女性の地位というのとわれわれの仕事がどこかでつながるという、

女性の地位の向上とか、男女の平等とか、性差別をなくそうとか、声高にそういうことを叫んだり、それを運動目標にして運動するということはしないけれども、何となくそういう共通した意識があって、こういうことをしたら恥ずかしいと、こういうことをすると他の人の地位を下げるとか、意識の底で、何かそういうつながりが先輩とありました。

この頃はそういうものがぷつっと切れている感じがしますけれども。私はそれじゃ、女性の法律家がやるべきことはもうなくなって、それぞれが自分の仕事について増えていけばいいんだろうかと。そういうもんじゃないんじゃないかと思います。

もう一度、「女性法律家の役割というものを考え直す」という、そこらへんをちょっとやって欲しいなあという感じがしますね。

女性法曹はどこまで増える?

二宮　将来的にはどうなりますでしょうね。例えば今、司法試験の女性の合格率は。

鍛冶　一五パーセント。

二宮　一〇パーセントは超えましたね。今後その司法試験の合格者、法曹としての数の割合なんかはどうなっていくというふうに予想を立てていらっしゃいますでしょうか。

野田　それはどんどん増えていくと思いますよ。

鍛冶　増えていきますよ。

二宮　五〇パーセント前後のところまで。

野田　そこまでいくにはかなり時間がかかると思います。

鍛冶　でも、いくでしょう。時間的な、それは予測の差はあるかもしれないけれども、このままでいけば。

野田　今は、全法曹のうちで弁護士を例にとれば、一〇パーセントまでまだいっていません。

山本　ええ、いかない。五・五パーセントでしょう。

鍛冶　裁判官が五パーセント。

野田　女性法曹全体でいえば、約五パーセント。弁護士の数でいうと、一万五千のうち八百。アメリカで法学部の四〇パーセントが女子学生。弁護士が二〇パーセントなんです。裁判官が八パーセントといわれています。だからアメリカの例を考えれば、やがて弁護士は二〇パーセントぐらいまでは、そう遠くない時期になるだろうと、裁判官はもっと早く一〇パーセントぐらいになるかもしれないと思いますね。

女性法律家の大きな役割

二宮　私どもが見ておりますと、先生方が先程おっしゃった「女性の地位の向上ということを考えなければ」という趣旨とちょうど逆行するかのように、今の若い人達が、「かわいい奥さんでいたい」という傾向。それと男の人たちが、たとえ痩我慢にしても、男女平等を自分が口にした以上は、「少々不便でも我慢をして、文句などいえないぞ」という気持ちではなしに、「専業主婦にするんだ」と、臆面もなく口に出す傾向なんじゃないかというふうに感じるんですが。そこらへんのところを、ずっと前に歩いてこられた先輩方として、どんなふうに御覧になっていらっしゃいますか。

鍛冶　そんなのあるんですか。

野田　それはそうですよ。最近の女子学生は。

山本　試験に通った人たちでもそういう考えはあるんですか。

二宮　試験に通った人たちは、そうではないだろうと思います。

山本　ないでしょう。やはり。

二宮　ただ、男の人はそうです。これはもっと大変です。普通の一般の男性よりもっとそうだろうと思います。

野田　いや、そういう人もいるけど、そうでない人も増えてきているんじゃないかと。


和やかに記念撮影。

鍛冶　極端ね。

山本　両極端かもしれませんね。

野田　私は将来の展望としては、女の法律家の人たちの意識がどうなるかは別として、やはり「女子に対するあらゆる差別の撤廃に関する条約」に伴って、いろいろな法律制度が本当に平等になって、これから全社会的に女性が進出することは、もうこれは確かなんです。好むと好まざるとに関わらず、日本の社会が、もうどうしても受け入れざるをえない現実なんです、嫌でも。だから、この現実を直視していく必要があるんじゃないか。それで直視したときに、そこにどんな障害があるかということを考えていくと、これを一つ一つ解決していくのはやはり女性法律家の役割だと、私はそう思うんですよ。

これは要するに、法律は変わった、本当に法律的には男女平等の保証ができた、法律が平等に

なったからといって、現実に平等になるというのは、さっきの両極端あるわけだけど、法律的に、平等が本当に矛盾なく受け入れられるように、いろんなところで変えていく必要があるでしょう。それは大きな声でスローガンを掲げて演説するのではなくて、日々の行動とか、例えば、婦人法律家協会というものが啓蒙活動をするとか、そういうことで変えていかなければ、これは女だけではないのね。やはり男の法律家の協力も得なければいけないし、そういう意味では、私は将来の展望というのはそういうふうになっていくし、そこでの女性法律家の役割というのは、本当に大きいだろうと思います。

それはアメリカでそうなんですよ。私、アメリカみたいに平等な国で、なんで女性の裁判官が集まって会合するんだろうと思った。そういう会合に呼ばれて、そして、彼女たちが何を問題にしているかというと、それなんですよ。本当に法律上平等になったのに、現実にいろいろな不平等があるじゃないかと、それは意識を変える必要があったのに、現実でいろいろな不平等があるじゃないかと、それは意識を変える必要があると。法律を変えても意識を変えなければだめだ。

西岡　意識をもう少し変えなければいけないとつくづく思いますよ。

鍛冶　そのためには枠組を変える責任、それから変えた責任を果したわれわれ法律家が、その意識を変える面にもやはり積極的に踏み込んで努力して行かなければいけないと思う。その役割はずっと果たしてきたと思うのよ。それで、女性弁護士や法律家の役割は、法廷に出て事件処理や法の運用に当たるだけに限定する必要はないわけで、実際にも広がりと深まりを増してきていると思うんですよね。

例えば雇用機会均等法ができると、今度は各都道府県にできた雇用均等委員会に女性弁護士のい

る県では、だいたい女の弁護士入っていますよね。そういう役割もあるし、一方選挙の際に政党から立候補を求められるというのも、女性弁護士の立法機関への参画がやはり期待されているんだと思うんですよね。

それから、国や自治体の各種審議会の委員にも専門職として参画を求められているし、山本先生みたいに人事委員になっている女性弁護士も各都道府県、政令指定都市にだいぶいますでしょう。神奈川県だって、川崎市だって。

山本　岐阜の南谷信子さん、神奈川県の鈴木元子さん、川崎市の横溝正子さんですね。

鍛冶　岐阜の方も。

山本　南谷さんが岐阜で、横溝さんは明大出身です。

鍛冶　川崎市の人事委員ですね。

山本　女性法律家は社会的にすぐに役立ちますでしょう。だからね、女性法律家が増えるということだけでも、自然になんかこう大きく広がって社会的にも大きな力になっていくんではないかなと思います。

鍛冶　みんな頑張って、とりわけわれらが母校、明治大学に入った人たちに頑張って欲しいなあと願わずにはいられない。

野田　おっしゃる若い人達がやっぱり、そういう個々の認識をしてもらうことが必要ですね。

楽しければいいというものじゃない

二宮　そういうところをどうしたらいいのかということも含めて、これは女性に限らず、明治大学の後輩たちに、何か一言ずつ望むことをおっしゃって頂ければと思いますが。

西岡　私なんかやはり今の若い方たちを見ていると、生きることの意味というのかしら、そういうものをもう少し考えてみるべきじゃないかな

と。満ち足りた世の中になっていますね。ですからもうこれで満足している、楽しく生きれば満足しているといったようなところが見えるような気がして、自分たちが通ってきた道を考えますと、生きることの意味というのは、やはり仕事を通して何か人のお役に立つことじゃないかなと思うんです。そういうことを若い方に考えて頂きたいと思う。それが意識がもっと深いところに定着していくということにつながるのではないかと思いますけれどもね。

私なんか長いことやってきて、今頃になって、女子部、明治大学に感謝したい。弁護士をしていて「天職というのはこういうもんかな」と思うことがしばしばあります。やっぱりやってきたことがいろいろな方から、いろいろな方の人生をね、間違ったこともあるかもしれないけど、だいたいいい方向に舵取りしてあげたんじゃないかなあと思うときがあって、そういうときが一番幸せだなあと思います。

二宮　山本先生、いかがでございましょう。先生、女子部で教えていらっしゃる。

山本　女子部で教えたことはないんですけれどもね。明大に来ている女子学生は大変優秀だというんですね、答案なんか見ますとね。だからそういう人がもっと試験受けてくれれば、こういういい仕事もできるんじゃないかと思うんですけれども。今、就職難じゃなくて、むしろどこへでも就職できるし、それで司法試験は難しいんだという先入観でやめてしまう人がいますでしょ、やらないうちからね。ですから一度、皆さんも挑戦してもらって、もっとやっぱり人数ふやしていただきたいなあと思います。

そういうことでやっぱり、先輩と後輩、もう少し交流をもたないといけないなあと思ってね。三渕さんがご存命中に「名簿を作ってちょうだい」といわれたんですよ。明大出身の女性法曹の。そ

司法試験 年度	明大出身女性合格者①（合格時の姓） ※合格年度により記載のため修習の期とちがう場合もある
昭和13年	中田(田中)正子　故久米　愛　故三渕(武藤)嘉子
14	西岡(鈴木)光子
15	この年女性合格者なし
16	西塚静子　川上(菅沼)キヨ　(高文行政科　渡辺美恵)
17	この年女性合格者なし
18	見崎(菅井)俊子(在シカゴ)
19	この年、高等文官試験司法科試験なし
20	特別選考　村木千里　故結城(佐野)穎子
22年1期	山本(小美濃)清子　石渡満子
22年2期	野田(萩原)愛子　佐賀(佐々木)小里
23	鍛治(井野)千鶴子　宮田(松本)静江　大内淑子
24	平川(中西)浩子　新津(佐藤)貞子　江口(大炊御門)美葆子
25	山田(斉藤)隆子　寺沢(鳥居)光子　土井(入江)博子
26	鎌田(藤島)千恵子
27	小倉迪子
28	——
29	手塚(片岡)正枝
30	山田(辻)律子
31	真下(三浦)良子　故川瀬(伊東)悦子　銀島美智子
32	——
33	伊藤(宮沢)政子　故若泉(根谷)ひなを
34	陶山(安原)和嘉子　井野場(寺田)明子　湯坐(長谷川)博子 増本(宮崎)敏子
35	武内喜代
36	故居森喜代
37	菅原　瞳
38	二宮充子
39	亀井(中村)時子　今井(川口)春乃　納谷(宗田)多加代　細田曜子
40	三枝(村井)三重子　横溝(松崎)正子　松井(中原)千恵子 中村(城戸)照美
41	——
42	——
43	小宮(柿本)圭香　城口(小西)美恵子
44	田中(斉藤)佳子　谷口(松田)優子
45	——
46	立花(宮前)旦子　長坂サト子
47	小笠原彩子　田中(深沢)薫　橋本(関ヶ原)裕子
48	——

以下、次ページ

年度	明大出身女性合格者②（合格時の姓）
昭和49年	石井（高橋）小夜子　田中（宮下）その子
50	——
51	——
52	亀井とも子
53	橋本佳子
54	長谷川（松岡）史美　佐藤（古谷）美保
55	——
56	弥富悠子
57	藤重（木村）由美子　高岡（田口）香
58	宮城島幸与
59	加賀美須子　野曽原（菊地）悦子
60	——
61	斉藤（門間）久美子　林　美穂　松平久子
62	込田晶代　赤川美智子
63	甲原裕子　杉本（小平）智子
平成元年	——
2	土赤弘子

れで拾いだしたことはあるんですけれどもね、ご病気になったりでそのままになっています。これを機会に、明大女子法曹の会呼びかけたらどうでしょう。

増本　明治大学、女性では先駆的ですのに。

鍛冶　時代を先取りした。

山本　したけれどあと先細りになってしまって、それがとても残念だと思いますのでね、何かここのところで皆さんのお力を借りてひとつ。

野田　それはやっぱり大学が、先輩をもうちょっと活用なさったらいいんじゃないですかね。

鍛冶　大学自体もそうだと思いますが、せっかくあるこういう組織を活かすというのも大切ではないでしょうか。

野田　明大法曹会などが仲介なさって。

二宮　これは若い人たちにというよりむしろ、それを育てる側に意識して力を入れていただきた

いということになるわけでしょうか。

鍛冶　若い人たちも意識して頑張って欲しいと思う。山本先生もおっしゃったように、とても大変だからっていって女子学生が受験を諦め、売手市場だからということで安易なところへ就職していくという流れを変える必要がありそうです。

山本　就職がいいから余計受けないという話もありますからね。

鍛冶　歴史を先取りした母校の、女性法曹の歴史を拓いていく後継ぎとして続いて欲しいと思いますね。

山本　会っても後輩かどうか分かりませんでしょう。鍛冶さんみたいに婦人法律家協会の会長ですと割りに若い方とお付き合いがあるんですけれども、協会から離れてしまうと、本当にわからなくなるから、やはりそういう会合をもてたらいいんじゃないかなあと思うんですよ。

二宮　これを機会に名簿の整備等もすると思いますので、明大の女性の法曹を集めて、またその時には是非いろいろとお教えいただくということにしたいと思います。

野田　「若い人に何か」とおっしゃったけれど、ほかの人は別として、そんなに急に何か偉そうな裁判官になったわけでもなくて、やはり初めはどうなるのかわからないという気持ちで、仕事に就いているわけだから、先輩のように立派そうな弁護士になったり裁判官になったりはとてもなれないなんていうことを初めに思って諦められることはひとつもないんで、誰だってみんな若いときは手探りでやって来て、そのうちに自分の仕事というものをやってみて、仕事の中で教わっていくわけだから、初めから「私、あんなふうにはなれないわ」なんて思わずに、チャレンジして御覧になるようにということを、最後に今、ちょっと言わせて下さい。

二宮　どうもありがとうございました。

名花一輪かぐわしく——鳥取に中田正子先生をたずねて

増本敏子

はじめに

一九九〇年（平成二年）七月一日夕刻、二宮充子弁護士（東京弁護士会）と私は、日本ではじめての女性法曹三名——久米愛、三渕（武藤）嘉子、中田（田中）正子——のうち唯一人ご健在の中田正子先生にお目にかかるため鳥取へとむかった。二宮さんも私も鳥取ははじめてでかなり遠方のような気がしていたが、飛行時間はわずか一時間十分。梅雨にけむる静かな町であった。

翌二日朝、約束どおり中田先生の事務所兼自宅を訪問する。中田正子法律事務所という縦書の看板のかかった古い民家の前でタクシーを下りると、草花の咲きみだれる前庭にまるで夏椿のようにすっきり立って出迎えていて下さった方、それが中田正子先生だった。

先生は二十九歳で弁護士となられ本年度の日弁連総会で在職五十年の表彰を受けられたので七十九歳ということであるが、まだまだ現役でとてもお若い。さっそく庭先から応接間（事務所）に上がってお話を伺う。

生い立ち

先生は東京育ちで、父上は軍人であったが学問を愛しシェイクスピアを原語で読むというような方であった。男二人、女二人の兄弟姉妹のうち早世された姉上は詩人で、子どもを信頼する自由な家庭の中でのびのびと成長されたようだ。東京府立第二高女（現竹早高校）時代はバスケット・ボールの選手として米国南カロライナ州チャールストンＹＭＣＡ主催のバスケット・ボール・フリー・スロー世界選手権大会ジュニア女子の部で優勝（現地へ出むかず記録を送るもの）したり、山登りをしたりの少女時代であった。

右高女卒業後入学した女子経済専門学校での三年間が、この運動好きの元気な少女に学問への興味を呼び起こしたようだ。校長の新渡戸稲造先生には視野の広さと人間的な深さ、温かさを感じさせる独特の魅力があり、女性にも教育と参政権の必要なことをユーモアを交え熱心に語り実践する人であった。

又、副校長の森本厚吉先生は経済学の理論だけでなく実践家であり、当時の日本の先端をゆく文化アパートをお茶の水の高台に建てて敷地内に新しい女子教育をめざして女子経済専門学校を設立した人であった。政治学の吉野作造先生は大正デモクラシーの権威で自由・平等・議会政治について熱心に講義し、生徒からの「これからの婦人の生き方についてどう思われるか」との質問に対して「経済的独立」と答えられた。法律の我妻栄先生はにこやかに実例をあげながら分かりやすく民法の話をされ、当時の親族相続法を批判しながら改正法を示唆しておられた。この他にも興味のある講義がたくさんあって目の前が大きく開け「もっと学問がしてみたい」という感想と共に卒業したとのこと。現

在の学校教育の閉塞状況と比較すると幸せな学生時代であった。


日本初の女性法曹となられた頃。

法律の道へ

女子経済専門学校を卒業した二十歳の頃、法律を勉強してみたいと心に決めた先生は、その頃東京では女子を正式に入学させる大学がなかったため、日本大学法学部選科生の身分で正規の学生と同様全科目の授業と試験を受け、三年後明治大学が女子の正式入学を許可することになったため入学資格を得るため明大専門部女子部に一年間在学してひきつづき明大法学部に入学した。ちょうど中田先生が明大法学部に入学された前年の昭和十一年から改正弁護士法の施行により女性にも高等文官試験司法科の受験が解放され、弁護士をめざす女性達があいついで明大女子部をへて明大法学部に入学してきており学内は熱気にみちていた。

そしてついに明大法学部在学中の昭和十三年、先生は久米愛、武藤嘉子両先生と共に、女性合格者第一号となり、新聞や雑誌に派手にとりあげられ母校をはじめ婦人団体等からも祝賀を受けて、一年半の弁護士試補の修習へむかうことになった。二十七歳の頃であった。昭和十五年八月に晴れて弁護士開業。試補時代にひきつづき丸の内の岩田宙造事務所（第一東京弁護士会）に入所したが、弁護士会の長老である岩田先生の他六人の男性弁護士がおられ何の差別もなく仕事をすることができた。尚、

先生は試補時代に京大の農業経済出身で研究所に勤務する中田吉雄氏と結婚されていたがお互いに学問を愛し仕事に専念できたということである。

『主婦の友』の法律相談を毎週担当し、毎月雑誌に執筆し（月百通もの相談の手紙が寄せられた）忙しい充実した日々であった。女性からの相談は結婚・離婚・婚外子をめぐるものが多かった。

鳥取に根ざして

昭和二十年四月、戦時下に夫君の結核療養のため先生ご夫妻は、夫君の実家鳥取県八頭郡若桜町根安に疎開された。弁護士業務が順調にのびていたときなので病気さえ直れば東京に戻るつもりだった。ところが敗戦後すぐに夫君が推されて県会議員にならられ、ひきつづき、参議院議員（社会党）を三期十八年間つとめられたうえ、その間昭和二十一年、二十三年、二十六年に二女一男を出産したため鳥取に居ついてしまったとのこと。鳥取市内に住居を移して東京の母上を呼んで同居してもらい出産前後も和服姿で法廷に立ち、夫君の選挙のときは全県下を女性の地位向上を訴えて演説してまわりたくさんの女性票を獲得した。

鳥取の裁判所は書記官も廷吏さんも親切で仲間の法曹からも差別されたことはなく、刑事・民事のさまざまの事件をこなしこの地でも充実した毎日だった。

やがて子ども達は成長して東京の大学に入り、そのまま東京で生活するようになったが、反対に先生自身は鳥取の地に先生を頼りにするたくさんの依頼人や知人、友人がふえてしまい、依頼人とは強い信頼感と責任感で結ばれて事件解決後もひきつづき親しい交際をつづけて、鳥取をひき払う気持ち

はまったくなくなってしまったとのことである。

ご夫君も亡くなられて一人ぐらしだけれどこの地に自分を頼りにする人々がいるかぎりここを去る気はないとのことである。「何歳迄仕事をつづけますか」という私共のぶしつけな質問に対して「この土地では私より年長の男性弁護士が三名いて現役なので私もまだまだ続けたい」と答えられ、それが本当にあたりまえなことに感じられた。



中田先生（左）と。

女性法曹として

鳥取弁護士会は二十五名の少人数のせいもあり先生が入会されて四十五年たつのに今も女性は先生一人である。わが国全体ではずいぶん女性弁護士がふえましたよと話したところ、全弁護士の五、六パーセントではまだ少ないし、司法試験に一割以上の合格者がでるようになったことについてももっともっとふえていいはずだと言われる。弁護士の仕事は苦労も多いけれど実りも多い。これと思う事件にいくらでも打ち込めるし、あっさりもできるし、誰に命令されることもなく自由である。面白い仕事で、関係者とも一度仕事をするといつまでも友人のようにつきあえて、女性にとって非常に良い仕事だと思う。自分はいつも良い仕事を選んで幸せだったと思っている。

先生は県や市の法律相談担当のほか、家事民事調停委員、男女雇用機会均等法施行に伴う機会均等

調停委員などを歴任され、昭和四十四年度には鳥取県弁護士会会長にも就任された。

先生に男性社会である法曹界で道を切り開いてこられた苦労をお尋ねしたところ、弁護士の仕事そのものは大変だけれど、男性弁護士の中にいるから大変だったと思ったことは一度もない。男性に対してひけをとるまいと思ったこともないし、女性だから一歩下がって遠慮しておこうと考えたこともない。ごく自然な気持ちで弁護士の仕事をし、同じ仲間として他の弁護士の方々と円満なおつきあいをしてきたとのご返事であった。

おわりに

お話を伺ってお寿司をごちそうになったあと私達は鳥取砂丘を案内していただいた。梅雨の合間をぬって砂丘の果てまで歩き、日本海を眺めた。砂の上をどんどん歩かれる先生の速いこと。もの静かで、りんとして気品のあること。こんなふうに年をとりたいものだ。

砂丘に沈む夕陽を見られなかったのは残念だったが、中田先生と砂丘を歩けたことは生涯の思い出になるだろう。

たくさんのおみやげまでいただいて、私達は記念誌の編集委員冥利につきる思いで帰途についた。

第三章　座談会　明大法曹としての熱き志

忘れた頃の合格座談会

出席者略歴（五十音順）

笠井勝彦　北海道稚内高校卒業、昭和四十八年法学部卒業、五十一年司法試験合格、研修所第三十一期。五十二年四月修習（東京）、五十四年四月裁判官に任官。函館地裁を皮切りに、千葉地裁千葉家裁釧路地家裁帯広支部、大阪法務局訟務部付検事を経て、平成二年四月から東京地裁。（誌上参加）

長岡壽一　山形県立寒河江高校卒業、昭和四十八年法学部卒業、五十年司法試験合格、研修所第三十期。五十三年四月山形県弁護士会登録、六十年二月同県弁護士会副会長、六十一年五月山形市公害対策審議会副会長、平成二年二月同市女性問題懇話会副会長。

中村雅人　神奈川県立横浜緑ヶ丘高校卒業、昭和四十七年法学部卒業、四十七年司法試験合格、研修所第二十七期。五十年四月東京弁護士会登録、以後薬害スモン訴訟被害者側弁護士として活動。都消費者センターアドバイザー、国民生活センター消費者判例検討委員などを経、平成元年度東京弁護士会公害環境委員会委員長。

藤重良文　石川県立七尾高等学校卒業、昭和五十二年法学部卒業、六十三年司法試験合格、研修所第四十三期。平成元年司法研修所入所、現在司法修習生。

細川律夫　高知学芸高校卒業、昭和四十一年法学部卒業、四十六年司法試験合格、研修所第二十六期。四十九年弁護士登録、平成二年二月衆議院議員当選。『逆転無罪（共著）』『生活を十倍楽しくする法律情報』

松平久子　福井県立藤島高校卒業、昭和六十一年法学部卒業、六十一年司法試験合格、研修所第四十一期。現在、三宅・島澤・山崎法律事務所に所属。

三浦雅生　明大附属明治高校卒業、昭和五十一年法学部卒業、五十年司法試験合格、研修所第三十期。五十三年四月東京弁護士会登録、五十四年四月東京弁護士会調査室嘱託、五十六年九月日本弁護士連合会広報室嘱託。

弥永真生　広島三育学院高校卒業、昭和五十九年政経学部卒業、同年四月東京大学学士入学。六十一年二月公認会計士第三次試験合格、同年四月東京大学法学部助手、平成元年五月筑波大学社会科学系講師、二年四月筑波大学経営・政策科学研究科企業法学専攻講師。

司会

伊藤博　千葉県市立銚子高校卒業、昭和四十八年司法試験合格、研修所第二十八期。東京弁護士会に弁護士登録。

（平成二年七月十日　於：明大学生会館六階会議室）

明大法曹を志した動機

伊藤（司会）　今年、明大法曹会が設立されてから三十周年ということで、その記念行事の一つとして、現在法曹界の中堅・若手としてご活躍の皆さんにお集まり願い、学生時代の思い出や受験時代の経験を語っていただきたいと企画しました。

私は、編集委員会の伊藤といいます。司会をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

まず、出席者の方々から、明大を選択した理由、それから法曹を志した動機についてお伺いしたいと思いますが、まず、細川先生、いかがでございましょうか。

弁護士・政治家への憧れ

細川　二十六期の細川でございます。

「明治」を選択した特別の理由というのはそんなに強くはないのですけれども、いずれ司法試験を受けて法曹界に行きたいというふうに高校時代思っておりまして、そうすると司法試験に合格者が多い大学はどこかということで調べましたらいろいろありまして、そのいろいろあるところを受け明大に合格したという、そういうことなので

す。

従って、消極的といいますか、特に「明治」を選んだという理由はないのですけれども、司法試験に当時合格者が「明治」は多かったですから、そういう意味で選択をしたということになります。

伊藤　法曹を志した動機といいますか、弁護士を志した動機といいますのは何かございますか。

細川　特に強い動機はなかったのですけれども、子どもの頃から、社会科的なそういうのが好きで、できれば法曹界でやってみたいというような、そういう程度の動機ですね。

ただ、高校時代のクラスメートの親父さんが弁護士をやっておりまして、それで私も法学部に行きたいと思っておりまして、その親父さんを見ていて弁護士をやりたいなあということはありましたですね。

伊藤　恰好良かったのですか。

細川　恰好良かったし、その方はまた政治家だったのですね。衆議院議員をやっていたのです。そういうこともありましてですね。

三浦　その当時から衆議院議員になられるということを胸に抱いて、そのワンステップとして弁護士を考えておられたのですか。

細川　これもですね、明確に何がなんでも政治家を目指すというのではなくて、チャンスがあれば私は政治家もやってみたいなあという気持ちはありましたですね。

三浦　政治家になるにはやはり弁護士になるのが第一だということですか。

細川　なっていたほうが得策というか、いいだろうということはありましたですね。

伊藤　次に山形からご参加になっておられます長岡先生、いかがでございましょうか。

長岡　ほとんど細川先生と同じようなもので、まず、明治大学に入ったのはやはり高校のときに

司法試験に合格している数を調べまして、それで多い順に受けたわけです。私の時は、昭和四十四年で東京大学の入試がなかった時なのですね。ですから多い順と言いましても東京大学は受けられなかったということで、それで明治大学に入らせていただいたというようなことなのです。最初から弁護士になるというふうな希望で受験いたしました。

弁護士になるについては、どういうふうな動機で選んだかといいますと、やはり私も、高校の頃は政治家になりたかったのです。そのためには弁護士になるのがいちばんいいのではないかと考えておりました。ところが今はそんなにそういうふうな考え方は貫いておれないので大変恥ずかしい限りでございますが、そんなところです。

伊藤　弥永先生は、今、学者でいらっしゃいますが、いかがでございますか。

弥永　私は、高校のころは、元々、理科系に重点を置いてやっていたものですから、本当は理科系に行きたくてしかたがなかったのです。ただ、私の行っていた学校は受験校ではないものですから授業が思うように進んでくれないものもあって、本当は授業に合わせないで自分でやればよかったのですけれども。ハッと気がついたら、理科系を受けるほどは数学ができなかったものですから、急遽高校三年の終わり頃に文系に転向しようと思いました。そのときにどういう仕事を文系に進んでやろうかと思ったときに公認会計士試験を受けようと、思ったのです。そこで、私立大学のいろいろなデータを調べてみると、合格者では「早・慶」に結構公認会計士は多いのですけれども、明治大学は私立の中では、私が見たときは最も合格率が高かったのです。受けた人数に対して合格する人数が多かったものですから、ここが公認会計士のためならいいかなと思いまして。それと従兄弟が工学部のほうにいたものですから、明

治大学の話は何回も聞かされていて、それで明治大学を選んだというわけです。

伊藤　何故、政経学部へ行かれたのですか、商学部ではなくて。

弥永　経済学だと数学が使えるかなと考えたのです。理科系にしたら弱いといっても文系にいくにしては十分なぐらい数学はやったと思っていたのです。

伊藤　経済学部に入られて、それから法律のほうに進まれたのはどういうきっかけだったのでしょうか。

高校の同級生への対抗意識から

弥永　一つは、小さい頃旭川というところに住んでいました。裁判官にはお会いしたことはないのですけれども、木下裁判官といわれる方のお家に何度か親と一緒に行ったことがあったのですけれども、非常に何かいい仕事なのだなあと、裁判官というのはいい仕事なのだなあと、その時に幼いながら思いました。それからもう一つは、高校時代の同級生で、早稲田大学の法学部に入って司法試験の勉強をしようとしていた友人がいたものですから、それでちょっと対抗意識を燃やして、彼がやるぐらいだったら、私がやったってできるのではないかなというふうに思ったのです。

そういうようなことで、最初に勉強を始めたときは、どちらかというと裁判官志望で司法試験の勉強は始めたのですけれども。ただ、後のほうになってきたら、今度は、明治大学では、司法試験に受かると研究者になりやすいという噂を聞きまして、なんとなく研究者になりたいと思っていましたので、それもかなり補強的な動機となりました。

伊藤　裁判官の家庭を見ていいなあと思ったというのは、具体的にどういうことがございます

か。

弥永　いや、恥ずかしいですけれども、私の住んでいた家はそんなに立派な家ではなかったのです。ところが、官舎は非常に広くて、「あっ、こんな広いところに裁判官になったら住めるのかな」って、五歳ぐらいのときに思ったものですから、それが非常に強い印象として残りました。

伊藤　場所はどちらですか。

弥永　旭川の、どこにあったか忘れましたが。その方は、旭川の地裁の所長さんだったのですけれども。

三浦　何故、東大へ学士入学されたのですか。

弥永　公認会計士に受かっていたので、卒業したらすぐにそのまま就職しようというふうに思っていたのです。けれども、大学を卒業する寸前になって「ああ、明治大学にいたときは勉強もしたけれども、でもアルバイトとかも結構忙しくて思い切り勉強してなかったな」という印象が残りました。もう少し勉強をしたいなと思ったのですが、明治大学は既に学士入学とか大学院の入試とか全部終わっていました。残っているところをいろいろ探してみたら、その年までは東大は学士入学の願書の締切が一月の末ぐらいだったのです。受けられるところといったら東大しかなかったものですから。

三浦　長岡さんと反対のケースですね。

弥永　本当に残っていたところがそこしかなかったのです。受かるとも思いませんでしたけれども、一応受けてみたら入れていただけたので、一所懸命に勉強することになりました。

伊藤　松平さんは、今、渉外弁護士でご活躍でいらっしゃいますが、いかがでございますか。

松平　明大を選択した理由は皆さんとほとんど同じです。

法曹を志した理由というのは、一つは非常に現実的な理由で、もう一つは昔からなんとなくなり

採ってくれないだろうということが二年か三年のときからわかっていました。お給料なんかみても薄給で、とても私はそれでは生活していけないというのがわかって、それが非常に現実的な理由です。

もう一つは、子どもの時から、叔父が弁護士をやっていまして、やはりいい仕事だなあと、「私もなれないはずがない」というそういう理由と、一般の会社に勤められないのだったら、じゃあ何になるかというと、結局、イメージというのはあまり湧かなくて、医者か弁護士かというそういう短絡的な発想で、医者は、私はちょっと血を見るのが駄目ですので、じゃあ弁護士になろうかなと、そういう理由です。

伊藤　叔父さんが弁護士だったからその影響が大きいということですか。

松平　ええ。そういう理由です。

伊藤　渉外弁護士になられたのは、何か理由があったということです。現実的な理由というのは、浪人もしていましたし、親許から離れていましたので、その頃、男女雇用機会均等法とか、多少門戸は広くなっていたのですけれども、企業は

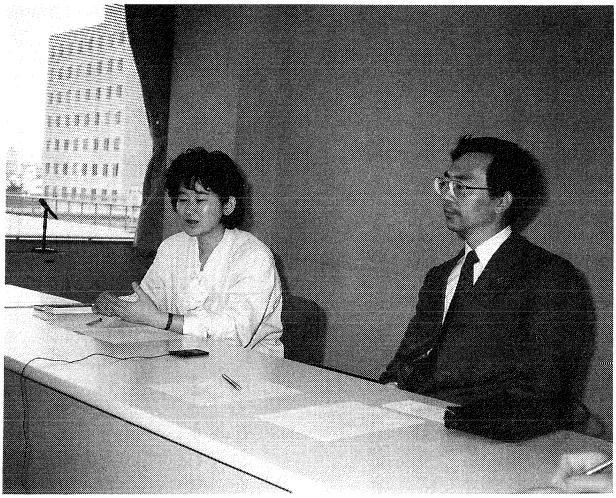

法曹を志した動機もいろいろ。松平先生（左）と長岡先生。

ありますか。

松平　これは実は、事務所を何軒も訪問したときに、今の事務所が気に入ったというのと、あまり離婚とかそういったごちゃごちゃした仕事というのは好きではなくて、どっちかというと企業の法務をやりたかったと。

今、企業の法務をやっている事務所というとほとんど渉外かなという、そういう理由で入りました。

伊藤　次に中村先生、いかがでございますか。

法律事務所でアルバイトして

中村　明大を選択した理由と法曹を志した動機ですが、「明治」で法曹になる人というのは、他の大学を失敗し「明治」で受け止められたというところの、それの反動力があって司法試験を突破したというのがかなりいるのではないかと思うのですが、私自身もやはりその一人だろうと思います。

ただまあ法学部というのは、どこの学校も全部法学部しか受けなかったと。それはやはりなんとなく自分の中に法曹というものをイメージしていたのだと思うのです。法曹の中でも、あまり判事・検事はイメージしてなかったのですね。私の家庭自体は生まれた時は富山県の片田舎で、弁護士なんて全くいない地域でして、およそそういう仕事があることも知らないで育っていたのですが、後からよく聞いてみたら近所に司法書士だけが一人いたというそういうちっちゃな町だったのですけれども、聞いてみたら、紛争ごとというのは、結構その司法書士が非弁活動をやっているらしいというのを最近聞いたのです。

そういうところですから弁護士のイメージは全然なかったのですが、単純なサラリーマン家庭でしたので、サラリーマンの父親の姿というのはよ

く見ているわけですね。それからまた東京へ出てきてからいろいろ周辺にいる人たちのほとんどみんなは企業に勤めている人、あるいは公務員であったりして、勤めている人のそういう生活とかそういうのを見ていてあまり憧れを感じないのですね。

通勤電車の中に学生時代に乗っていて聞いていても、行きも帰りもサラリーマンがなんか疲れた顔をしているし、飲み屋へ行けば上司の愚痴とか悪口ばかり言っているし、あまり楽しくない仕事ではないかなというイメージがなんとなく出てきて、それじゃ自分でやれる仕事ということでだんだん固まってきた。もちろん親戚に一人女性弁護士がおりまして、うちのお袋なんかの話題では、よくその親戚の女性弁護士の話というのが出ていたので、なんとなく周辺としてわかりやすい職業ではあったというのも一つのきっかけにはなっていると思います。

そんな程度で、言ってみればあっちが嫌だからこっちへきたみたいな部分というのは多分に当初はあったのだろうと。自分で法律家になってみて、やはりこっちへきてよかったなと今は思っております。

伊藤　やはりその親戚の女性弁護士の方の影響もあるわけですか。

中村　学生時代にちょっとアルバイトにそこの事務所へいきまして、事務員の手伝いみたいなことを何カ月かやったことがあるのですが、そういう中で弁護士の仕事を現実に見ていますし、民事訴訟なんかの勉強のときに、アルバイトをしていた経験というのが非常に良かったと思うのです。みんなは、訴状とか準備書面を見たことのない人が受験勉強をしているわけですけれども、そういうものを現実に見た経験というのは、やはり「ああ、あのことか」というのがわかりやすくて勉強の役には立ったと思います。促進効果はあったの

だと思います。

伊藤　じゃあ、三浦先生はいかがですか。

三浦　明大を選択した理由というのは、もともと親が明大付属の明治中学を選んだということです。それでエスカレーター式に何の疑問もなく大学へ入りました。

それから法曹を志した動機というのは、高校三年生のときにある同級生が一緒に司法試験を受けてみないかということで、受けてみようかという程度の関心で受けてみました。そして受かったということで、これもあまり積極的な理由がないのですが、弁護士を選択したというのも、あまり積極的な理由はないのです。

なにしろ司法試験に受かって研修所に入って、結構面白いなと、どの職業も思っていたのですが、検察官志望だったのですけれども、当時まだ精神的にひ弱でして、腰縄・手錠つきの人を毎日見ているのはうんざりしてくるのではないかと思い始め、一生同じ仕事に就いたほうがいいのではないかという気持ちが非常に強かったので、検察官はちょっと一生自分の精神では耐えられないのではないかと思ってやめました。裁判官か弁護士かを少しは考えたのですけれども、裁判所のあの雰囲気がやはり耐えられないのではないかという感じで、弁護士がいちばんいい加減に結構過ごしていけるのではないかということで選びました。そんなところです。

伊藤　裁判官の笠井さんはいかがですか。

笠井　私は、北海道の猿払（さるふつ）村という北の果ての田舎町で生まれ育ちました。

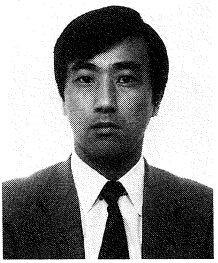

小さいころは、将来の仕事としていろいろなことを考えていたのですが、高校を卒業する辺りになって、弁護士になることも選択肢のひとつに加わりました。下宿生活

のつれづれに高校の図書館にある本を手当たり次第に読んでいるうちに、『二都物語』に出会ったこともその理由のひとつです。この弁護士は、「業務」のためではなく「愛」のためにわざわざ異国の死地に赴くのですが、そのころの私はこの弁護士の純粋さに深い感動を覚えました。きわめて素朴に「弁護士は純粋なもの」と思うようになりました。

明大志望の動機は私もほかの皆様と同様に、当初から明大を選択した訳ではありません。

高校時代に読みあさっていた本の大部分は外国文学の翻訳物でしたが、その中に登場する弁護士はロースクールの出身であり、笑われるかも知れませんが、それは日本の大学の法学部と同じ意味で、法学部を卒業すれば比較的簡単に弁護士になれると思っておりました。そこで、自分ではずいぶんランクを落としたつもりで東京の私学を受験しましたが、途中下車の物見遊山の旅を終えて帰郷してみると不合格の連絡が届いていました。これが「青春の蹉跌」というのかなあなどと思いました。

上京して一年間、アルバイトに精を出しながら浪人生活を送り、昭和四十六年に明大に入学しました。

前年の蹉跌があるので、明大合格は素直に喜びました。しかし、入学直後のクラスの自己紹介で、もっと良い大学が自分の志望校であり、また、自分は有名高校や有名予備校の出身者であることを語る人の多いのには正直言ってへきえきしました。これらはみんな繰り言であり、今更そんなことを思ってみても仕方がないのに、了見の狭い人が結構いるんだなあと思いました。

伊藤　次に修習生の藤重さん、いかがでございますか。

藤重　法曹を志した動機というのが、昔なんかテレビの番組で法律相談をやっているのを見たこ

とがありまして、名前は覚えてないのですが、ある弁護士の先生が的確に問題を解決しているのを見て、これは面白そうだなということがあったので、それで高校生の頃だと思うのですけれども、その頃そういうふうに意識していたと思うのです。

大学をどういうふうに選択したかということなのですが、将来的に司法試験を受けようということもありましたし、当時、従兄弟がまだ受験生で、今、金沢で弁護士をしているのですが、当時受験生で、中央大学で勉強していたので、それで中央大学と早稲田大学、明治大学を受け「明治」に受かったということで明治大学を選択したわけです。

もちろんその後、法曹を志した動機があったから勉強したかというと、それは話は別で、大学のゼミで川端博先生の、当時はまだ川端先生は講師だったと思うのですが、よく勉強されていて、刑法のゼミが大変面白かったというのがあって、刑法だけはずいぶんよく勉強しました。そうこうしているうちに大学を卒業して、しばらくは最初の志しを忘れてしまって遊びほうけ、ただなんとなく刑法の勉強だけはしていたという状態が何年か続いて、それで「駿研」の佐藤先生という弁護士の先生が司法試験を受かったときに「どうしようか」と相談して、やはりもう一回司法試験をやれということになりました。その辺りから当時従兄弟も既に受かって弁護士をしていたので、そういうつながりから具体的に、せっかく刑法も勉強したことだし、なんかそういう方向で活かせるような仕事をしようということで、はっきりとした志望という形になったのではないかなと今は思っていますけれども。

明大はどう応えてくれたか

伊藤　お伺いしていますと、やはり大学に入ってきたときに法律家に将来なろうという動機をお持ちのように思うのですが、大学はそれに応えてくれましたでしょうか。その辺も、批判を交えてでもいいですからお話いただけますか。細川先生、いかがですか。

役に立った研究室制度

細川　私自身は研究室という司法試験を受験する組織といいますか、団体といいますか、そういうのを学校がつくっていてくれたという点は非常に良かったというふうに思います。

ただ、大学の授業だとか、そういうのはもうほとんど何か受けなかったようで聞いた記憶がないのです。大学の先生から直接この講義を受けていろいろなことを吸収したというようなのはあまり記憶はなく、研究室の先輩といいますか、司法試験に合格した指導員という人たちにいろいろ教えていただいたという記憶があります。そういう意味で研究室をつくっていただいたのは非常に応えていただけたというふうに思います。

伊藤　先生は、法科特別研究室のご出身でいらっしゃいますね。

細川　はい。ただ私自身は、研究室ではあまり模範的な研究生ではなくて、研究室の中では籍を

除籍されるかどうかとか、あまり熱心ではなかった研究生でしたけれども、それでも研究室があったということは良かったというふうに思います。

伊藤　法学部というよりも、研究室というところで勉強したということになるのでしょうか。

細川　そうですね。

伊藤　中村先生はいかがでございますか。

中村　私は、入ってきたとき、一年のときに「基礎研」というのに実は三カ月ぐらいだけいたことがあるのですが、たまたま同じ高校から行った友達が、「おーい、なんかやっているようだから行ってみようよ」というので一緒にいって三カ月いたのですが、夏の合宿でおさらばしちゃいまして、そういう人が非常に多いということですから、非常に平均的な明大生だったのではないかと思います。

しかし、その後引き続き上級研究室があるのだということで、やがて「現研」に入ったのですけれども、そういう何らかの雰囲気づくりの受け皿が常時あったという点ではとてもプラスだったと思います。それから私は三年になってから現代法研究室へ入ったのですが、これも正直にいうと「法研」を受けたけれども「法研」で落とされたというそういうのがあって、それで「現研」に仕方なく拾ってもらったと。

私の人生はずっとそういうので、大学入試も研究室に入るときもそうなのですけれども、「法研」の奴だけには負けるものかというので頑張って受かったというそういう歴史があるのですけれども、今度は何に落ちるかわからないのですがね。常に受け皿があったような気がするし、それともう一つは、消極的な話ですが、大学の授業があまり拘束してくれなかったというのがかえって研究室のほうにエネルギーを注げたと。

特に私の場合、三年、四年の二年間というのはだいたいあまり授業には出てなかったような気が

しまして、研究室だけで、外部の受験団体とかあの頃流行っていた中央大学のいろいろな研究室だとか、そういうところへは一切行かずに純粋に「現研」だけで毎週のスケジュールをこなす中で受かっていきました。そういうことで受からせてくれるだけの受け皿があったような気がしますね。その程度のことは十分評価できると思います。

伊藤　弥永先生、どうですか。

弥永　私は、なにしろ法学部ではありませんでしたので、とにかく法律を勉強した初めの部分というのは、やはり「駿研」のお蔭としかいいようがないわけです。結局、東京大学の法学部に入った年に受かったわけですけれども。しかし、その年に受かることができたということは、入ってからの勉強時間というのは本当に三カ月とか四カ月しかないわけですから、それまで駿研にいて、そして合格なさった方に教えていただいたことが大きかったと思います。

やはり政経学部には司法試験を受けている友達はいませんでした。ただいるといえば高校時代の友人が早稲田で大きな顔をして勉強しているというぐらいでした。大学に入ってみて、早稲田とか慶応とかというのは結構すごくもてはやされるんだということがよくわかりました。入るまではあまりどこの大学がどれぐらい高い評価を受けているかというのは知らなかったものですから。ただ、そういうのを見ていると、高校のときは彼より僕のほうが出来たはずなんだけれどもなとか、なんとなく思っていました。だから「駿研」で指導員に教えていただいて法律がわかるようになってきたときには本当に気分が良かったです。

伊藤　法律の勉強は、研究室で勉強したということになるわけですか。

弥永　学部の授業では教科書一冊終わらないどころか四分の一も終わらなかったのではないかと

思います。ところが、研究室では、ひと通り、最初から最後まで三法をやってくださいましたし、その後、「合同答案練習会」というのですか、それもありましたから、非常に良かったと思います。

伊藤　藤重さんはいかがですか。

藤重　僕は途中で一度司法試験の勉強を中断したというか、止めていった時期がありまして、もう一度やってみようということで研究室に戻ることができて勉強を続けられたということで、大学側が直接してくれたわけではないけれども、研究室という存在自体があったことでずいぶんなんていいますか、少なくとも今、司法試験を受かることができた大きな理由であろうと思います。



藤重先生（左）と弥永先生の研究室生時代は…。

僕は、特に、うちの大学の場合、修習生仲間で、たとえば東大生の話を聞くと、やはり東大なんかは司法試験を受けるなりあるいは公務員試験を受けるなりする人間がたくさんいますから、授業も当然それを前提にしてやっているということで、水準はかなり高いわけなのですね。僕は国際私法で司法試験を受けたのですけれども、五年ぐらい前になるかもしれませんが、当時、国際私法の試験委員をしていらした池原先生が、一年間だけうちの大学で授業をしてくれたのです。その授業を拝聴したわけですが、なんというのでしょうか、水準が普通の授業とは違う。このままこの授業を聞いてそれを理解していれば、当然司法試験

に受かって当たり前だろうというふうなレベルの高い授業をしていたと思います。

少なくともその頃は、僕も国際私法の勉強は進んでいましたから十分理解できるのですけれども、初めてあの授業を聞いてあれを理解できるかなといったら、理解できない人間はやはり何人かはいるだろうということで、ある程度学生の質にもよると思うのですが、レベルは向こうが高いと、うちの大学は若干落ちると。そういう意味で、それは大学が応えているのかどうかわかりませんけれども、そういう差があるのは事実だろうというふうに思ってはいます。

伊藤　笠井先生はいかがですか。

笠井　一年生のときにクラスの友人の誘いで基礎研に入りましたが、八ケ岳での合宿に参加した以外は特別の活動や勉強もしませんでした。三年生のときに特研に入れてもらいましたが、当初はゼミや答練もさぼってばかりでした。また、大学の授業も、島田教授の東洋法史等若干の例外を除き興味を持てるものは少なく、余り出席はしませんでした。私は大学の授業が司法試験の受験のために直接役立つものである必要はなく、またそうなってしまうことは寂しく思います。ノートをとり、それを覚えるだけの授業は受験にプラスではあっても、自ら考え行動すべき法曹となるためには余り益がないように思います。

このようにしてできた余裕の時間は、専らアルバイトと旅行、それに友人の縁で入っていた早大の読書会に費やしていました。

授業に全部出る

伊藤　三浦先生はどうですか。

三浦　僕は比較的受験生としては大学の授業に出ているほうだと思います。ほとんど全部出ております。

伊藤　三浦先生は、現役合格ですね。

三浦　はい。大学の授業そのものがつまらない、授業はほとんど出ておりませんけれども、比較的興味があった授業はほとんど出ています。特に一般の人がまず出なかった民法総則の宮崎孝次郎先生というご年配の方が、十二カ国語ぐらい、一つの用語をぺらぺらと黒板にただ書くだけの授業なんかもほとんど全部出席しています。実に感心していたのですが、何を教えているのだろうと思って、本当にまあ、でもいちばん前の席で聞いていました。

印象深いのは、鍛冶先生が親族法を教えて下さったときに、いろいろな具体的な例を出して、財産分与をこのぐらいが適当と思う人は手を挙げてとか、あるいは結婚したときに奥さんが持ってきた冷蔵庫、これはご主人が取っていいものかどうかとか、そういうふうなことで具体的にやってくださったのが非常に印象にあります。それから司法試験で全然取らなかったのですけれども、行政法の各論で田中館先生がかなり出席に厳しくていろいろ授業をしてくださって、全部一年間聞きました。これが今、行政関係の訴訟をやっているときに非常に役立っています。

そういう意味で、僕も受験生のときに、かって研究室の連中や友達から、授業なんかに出てもしようがないという話とか、受かってからも「明治」の授業は駄目だとか、特に「債権各論」なんかは一年中不法行為で終わってしまうというような批判は伺っていたのですが、大抵そういう批判をされる方は完全には出ていない方が多いのですね。それでちょっと疑問に思ったのは、これは、弥永先生にもお聞きしたいのですが、僕と同期の連中でも東大へ結構聞きに行っている方がいたのです。東大の法学部の授業というのは、例えば、債権であればきちんと最初から最後辺りまで全部やってくださるのですか。

他大学との違い

弥永　はい。こちらの法学部と私は比べる材料を持ってないのでわかりませんけれども、からだで感じる感じとしては、スピードが三倍ぐらいあるという感じがしました。まず百十分授業を延長してまでやるのです。百十分が正規の時間で、時間どおり先生がいらしゃって延長する先生のほうが多い。だからだいたい百二十分ぐらいやるわけで、政経学部の場合には、だいたい正味の授業時間というのは六十、七十分ぐらいが多かったので、それだけでも二倍ぐらい時間があって、そのうえ速さが一・五倍から二倍ぐらいで、つまり一回に進む量が三倍から三・五倍ぐらいはありますから。このように考えると、一年間で終わるということはあると思いますね。

伊藤　授業に真面目に出て予習、復習でもやっていれば司法試験の水準に達するというような感じなのですか。

弥永　大抵の科目はそうですね。特に、主要科目は圧倒的に強いですね。なにしろ網羅的にやってくれますから、他に勉強する必要がないというよりは、他に勉強する余裕がないといったほうが正確かもしれません。復習だけで全部潰れるぐらいです。熱心な人たちは、授業中はもっぱらノートをとって、そしてかつテープもとっていって、それで家に帰るとそのテープを起こして、それでノートを補完してそれだけで一日が終わると言っていました。だからだいたい一日に三コマぐらいとっているのが平均なのですけれども、帰ってそれをやるともう夜で、それ以外にやることなんかないというふうに言っていましたね。

三浦　その基準からすると、多分「明治」の授業は駄目でしょうね。応えてないでしょうね。僕なんか研究室の勉強にあきて気晴らしに聞きに

行ったようなものですからね。決してそれが司法試験に役立ったかといえば、役立ちはしませんよね。そういう意味ではとても応えてはくれてないと思いますね、今の授業レベルからすると。

藤重　うちの大学の場合、ゼミが割にいいので、なんていうか、むしろ応えろというほうが無理だという気もするのです。そんなにうちの大学の学生で司法試験なり公務員試験なりを受ける人間がたくさんいるかというといないわけで、圧倒的に普通の会社へ入る人間が多いわけで、そういう人たちに対してうちの大学の先生方が東大なみの授業はできないとは僕は思わないのです、やればできると思うのですが、それをやった場合にほとんどの学生が苦痛の世界で、授業に出る気はしないだろうと思うのですよ。

割りとうちの大学は、ゼミを自由にとれるというか、二年間、Aゼミ、Bゼミに分かれていて、どっちが二年間か忘れましたが二年間のゼミを終わって、結局、ゼミは僕にすごく役立ったのです。そういう意味では別に大学は全然応えてないというのも少し言い過ぎなのではないかなという気がするのですけれども。

僕なんか正直いって川端先生のゼミで刑法はずいぶん勉強させてもらって、あの頃から司法試験に受かるまでそんなに自分の水準は変わらなかった気がするのですが、そこらへんはあんまり大学を責めてもしようがないという気がするのです。

伊藤　その辺も含めて長岡先生はどうですか。

長岡　私が入学した四十四年というのは、いわゆる大学管理法に対する闘争というのがありまして、四月に入学して六月から五カ月間ぐらい休みになってしまったという状況だったのです。

私は、山形県からこちらにまいりまして、一所懸命勉強をしよう、講義もいろいろ聴こう思ってきたわけですけれども、全然、期待したような勉強の場が与えられなかったというような時代だっ

たわけです。ちょうど四年で卒業する年にも、今度は火炎ビンに対する取締り罰則の法律がつくられて今日で使い納めだというようなことを記念館の前の駿河台の通りでやっていたというようなことで、その四年間というのは最初から最後まで大変勉強をしようと思っても十分な授業なり講義なりを受けられないような時期だったのです。ですから逆に私は、大学の授業は一所懸命出ました。それから大学の授業でも司法試験の科目に関するものは全部出ていました。科目に関係しないのは逆にあまり出ませんでした。同じ講義でも別の先生がやるとかという場合は、同じ科目について二重に聴いたりもしました。

それから中央大学が隣りにありましたので、中央大学の講義を聴きに行ったりもしました。東京大学にも政治学を聞きに行きました。東京大学の政治学を聞いて、これは素晴らしいなあと思ったのは、今、弥永先生もおっしゃいましたが、東大の教授が学生に対する接し方というのは、最初から「君たちは司法試験に受かるか行政職試験に受かるか、いずれにしても日本の政治司法を背負って立つエリートなんだ。だからこれくらいの勉強はしなければならないのだ」というようなことで、すごく一所懸命やっているわけですね。

それに対して当時の明治大学の場合には、必ずしもそういうふうな人たちが多かったわけでもありませんし、一般の企業に就職する方が大部分になるわけですから、なかなかそこまでの程度を上げての一般的な講義というのは難しかったのではないかなと思っております。

私の経験で言いますと、やはり大学は、受け身でこういう講座があるからそれに出るというだけではなくて、自分から積極的に勉強したいところに、先生にお願いしてでも入っていくということが必要なのではないかなと思います。

私は、たまたま出身の高校が当時の明治大学教

授の和田英夫先生と同じでして、和田先生からは司法試験を受けるのだったら研究室へ入ってどうこうということもアドバイスいただいたりしました。

それからこれもまた同郷で山形県出身で阿部純二先生という刑事訴訟法とか刑法を担当されていた先生で、今は東北大学の教授をやっておられますけれども、彼のゼミにも卒業してから一学年下のゼミに入れてもらったり、あるいは司法試験の答案を見てもらって、どの程度なのかを教えていただいたりということで、いろいろやった記憶がございます。ですからそういう点では、こちらから求めればそれに応じてくれるだけの態勢といいますか、それなりの先生方というのは十分いらっしゃったのではないかと思っております。

勉強の仕方と人間性

教授に聞きにいく積極性が必要だ

伊藤　大学は教えられることを待つのではなくて、こちらから求めていけと、こういうことになりますか。

長岡　そうだと思います。

伊藤　今も昔も同じでしょうかね。

長岡　そうでしょうね。

弥永　そうですね。私もやはり経済学については本当に明治大学で徹底的に教えていただくこと

ができたと思うのですよ。先生のところへ質問にいくと、先生はすごく歓迎してくださって、そしてやはり研究室とかに呼んで下さって、そしていろいろ教えて下さるわけで、やはり黙って聞いていると駄目というのは確かですね。

伊藤　松平さんは研究室に入らないで司法試験に受かりましたね。

松平　私、研究室に入らなかったのは、一つは、なんとなく拘束されるような気がしたのと、よく大学のゼミなんかで研究室に入っている人たちがいて、すごく勉強しているようで、なんとなくとてもついていけないなあというちょっと偏見があったからです。

もう一つは、私は大学へ入ってすぐから文化系のサークルに一つ、二つ入っていまして、そういった活動がまだ一、二年のときは忙しかったので研究室に入りそこねてしまったのです。そういう理由で、特に研究室を避けていたというわけではないわけです。

私も数少ない一人だと思いますが、大学の授業には非常に真面目に出まして、一年のときはほとんど出なかったのですけれども、ご存じのように明治大学のゼミは、大学の一、二年のときの成績の優の数で決まるというので、一年のときの成績が非常に悪かったので、二年から非常に真面目に出て、二年、三年、四年と授業はほとんど全部出ました。

今、お聞きしたところでは東大の授業は素晴らしいと、私も一回聞きにいけばよかったなあと思っているのですが、残念ながら他の大学の授業は聞きに行きませんで、大学の川端先生のゼミにも入っていましたし、椿先生のゼミでも勉強しました。外部の団体にも週一回、答練で通ったことがあります。

研究室というのは、私は合格した後に研究室のチューターをやってわかったのですが、もっとそ

んな堅いところではないし非常に入ると親しみやすいところだというのがわかるのですけれども、なんとなく壁に入室試験の科目が貼ってあって、民法総則とか書いてあって、それだけでおそれをなしてしまって、とても難しい試験なのだろうか。合格率何%とも書いてありませんし、非常にそれが恐ろしく見えてしまったということです。

中村　落ちる人もいるのだから。

松平　落ちる人がいるとは知りませんでしたけれども。

大学というのは、皆さんがおっしゃったように、大学の授業を聞いていると退屈ですし、研究室も恐ろしそうだし、ただ、実際上、先生に何か質問にいくと非常に親切に答えてくれるし、ゼミでもそうですし、あと、私は研究室が合同でやるような口述模試だけは受けたのです。そうすると、みんな非常にていねいで親切ですし、確か受験料がただだったのか安かったということで、そういう意味では自発的に使おうと思ったら十分使えます。ただもうちょっと、こんなふうに使えるのだよというガイダンスというか入口のほうで誘いかけてくれるというか、やる気のある生徒にもうちょっと誘いかけというのがあるといいなあと思います。

伊藤　司法試験の勉強というのは、授業に出て、あと自分で独学でされたのですか。

松平　実は、合格する一年前にゼミを組みまして、やはり大学のゼミ関係の友達からうちのゼミに入らないかと。普通ですと前の期に合格した人がチューターをやってというのですけれども、そうじゃなくて、合格者のいないゼミで、そこで一年間、朝十時ぐらいから始まって延々とゼミが夜の十時ぐらいまで続くのですよ。そういうのを週に二、三回のゼミに六カ月か八カ月ぐらい出まして、あとは外部のいわゆる週に一回ある答練のようなもので勉強しました。

伊藤　答練というのは、いわゆる司法試験の予備校のようなものですか。

松平　司法試験受験予備校の答練です。

人付き合いとクラブ活動

伊藤　あまり授業に出なかった細川先生、皆さんのご意見を聞いてどうですか。

細川　非常に行き方を間違ったかなあというような気がしますね。というのは、私なんか本当に学生の四年間はクラブ活動だとか県人会だとか、そういうことをずっとやるばっかりで、授業は、一年生の一学期ぐらいに多少出た程度で、ほかは授業というのは出なかったというようなことで、そういうことを考えると、せっかく立派な先生方がいらっしゃってもそういう先生方とほとんど接触がなかったと。クラブとかそういうところで接触があった程度で、そういう意味では非常に残念でございます。

伊藤　もうちょっと講義に出ておけばよかったと。

細川　ええ、もっとやっておけばよかったかなと思います。息子にはちゃんとやれと言おうと思っております。

伊藤　現在、政治家としてのお仕事にはクラブ活動や諸々の活動が非常に役立っているということですか。

細川　そうですね、私自身はそういう無駄な遊びというのですか、酒も相当飲みましたし、そういうことをやったこと自体は無駄なようでも今は役立っているのではないかなと。人とのお付き合いなんかの関係でいろいろな方々と付き合いがありますから、そういう意味で役に立っているということはあると思います。司法試験には本当にかえってマイナスだったのではないかなと思いますね。

伊藤　クラブ活動は何をなさいましたか。

細川「法律問題研究」というのがありまして、あそこに朝から晩まで入り浸りということでした。

伊藤　あとどなたかクラブ活動をやっていたという方はいらっしゃいましたでしょうかね。

松平　私の場合は、「マンガ研究会」でずっと同人誌に描いていました。

伊藤　いまでも描いていますか。

松平　全然描いてないです。三年の「短答」を受けた後に一回描いて、それが最後になりまして、それからずっと受験勉強を真剣にやろうということで、ペンを折ったというのでしょうか。でもまだ私の友人でやっている人とか、プロのマンガ家になった人もいるのですよ。でも私はもう全然仕事のほうに追われてやっていません。

伊藤　皆さん、司法試験を受かるまでは受験一本槍だったのでしょうか。中村先生はどうでしょうか。

中村　大学一、二年はほとんど本も開かないで遊びっぱなしで、三、四年は一応研究室に腰を据えていたという、そういうパターンですね。だらだらはやってなかったですね。

伊藤　一、二年のうちは何か趣味とかそういうものは……

中村　もうあらゆること、交遊関係は広げるは、酒は飲むは、あの頃、未成年だったのかな、よくわからないけど。当時はボーリングも流行っていたしいろいろなことをやりました。麻雀を徹夜で何回もやっておりまして、あまり今、役に立っているとは思っていないのですけれどもね。

伊藤　当時は麻雀と何ですか、流行っていたのは。

中村　ボーリングも流行っておりましたね。ゴルフはまだまだの時代でしたが、ただ、和泉校舎の屋上で体育の時間にゴルフの練習はやりました

ね。外の練習場には行ったこともありましたけれども、まだそういう時代ではなかったですから。

伊藤　弥永先生、今の学生さんは、何を趣味としてやるのでしょうかね。

弥永　さあ、私は、社会人の方々をちょっと相手にしているものですから、ちょっとそういう若い人たちに直接教えてないのでピンとはこないのですけれども。テニスとかスキーとかは非常に好きみたいで、筑波のほうに出かけると、学生の中にはいつも真っ黒な人がいますね。

伊藤　弥永先生は、司法試験を勉強しているときには。

弥永　私は一応アルバイトに熱心に励んでおりまして、大学一年から明治大学を卒業する頃までは一週間に二十時間ぐらいアルバイトをやっていたと思います。これはかなりよい息抜きでした。

卒業目前になってまたやろうかなと考えて復帰したので、司法試験をやっていた期間は、アルバイトをやっていた時間以外と大学の授業に出た時間以外はだいたい真面目にやりました。それでも司法試験のための勉強を朝から晩までやった時期というのは一回もないという感じです。ただ、大学の授業に出ない時間は司法試験に注ぎ込んだという時期はあります。卒業した年というか、合格した年には、六、七カ月、大学にいるか、司法試験を勉強しているかどっちかという生活をしていました。

伊藤　藤重さんは、一時司法試験の受験を断念していたのですか。

藤重　断念していたというよりも、親からお金をもらって遊んでいたというのが正解です。

伊藤　遊んでいたというのは、具体的にはどういうことですか。ぶらぶらですか。

藤重　ぶらぶらもしていたり、暴走族の真似ごともしてみたり、そういう時代もあったということです。僕は断念はしなかったのですけれど、途

中、結婚しましたので、その後はゴルフにいったりダイビングにいったりして、あまり芳しくない生活を続けて、やはり相当遊びましたけれども。

伊藤　長岡さんはいかがですか。

長岡　勉強を始めてからは一切遊びませんで、外に酒を飲みにいくことも全然といっていいくらいなかったですし、ほぼ四年間ぐらいは勉強だけをやったというのが本当のところです。

伊藤　三浦先生はどうでしょうか。

三浦　二年生の春「法研」に入って以後受かるまではほとんど研究室の中にいましたから、あとは気晴らしに授業を聞きにいくというパターンですね。

司法試験受験には集中が不可欠

勉強の辛さとの闘い

伊藤　はたから見ていると司法試験の受験生というのは暗い惨めな生活に見えるのですよね。先生方はどうでしょうか。司法試験の受験期間中かなり勉強されたと思うのですが。その辺のやってよかったとか、司法試験なんか受けなかったら良かったのではないかとか、その辺はございますか。喜び、哀しみというのでしょうかね。細川先生、どうでしょう？

細川　学生時代、サークルだとか、私は高知の出身ですけれども、高知出身の学生の集まりとい

う県人会を作ったりして、そういうことをやっていて非常に楽しかったものですから、そうするとお酒も飲んだりとか、そういう楽しいというか、そういうのを覚えますと、司法試験を受けるということで勉強を始めていわば禁欲的にやるときの辛さといいますか、あれは、やり始めるとすぐになんかそういう誘惑に負けて酒を飲んだりペースを崩したり、その繰り返しを大分やりまして、それが大分辛かったですね。

択一は受かるけれども論文は落っこちるとか、論文受かってもまた口述に落ちるとか、そういう経験をしましたから、今、思い出してみても学生時代ああいう生活を送ったのは良かったのか、それとも初めから勉強だけやってあまりこう世の中の楽しみみたいなのを知らずに勉強をやったほうが良かったのか、どうもまだちょっと判定は出来ませんけれども、そういう辛さというか、苦しさみたいなのはありましたですね。いつになったら受かるのかなというのはね、初めのうちはやれば受かるだろうと思っていたのですけれども、結局、自分に負けるみたいなところがあって、調子よく行っていてもすぐ誘惑に負けるという、それの繰り返しがきつかったですね、自分には。

伊藤　受験勉強をやりながら政治家の修行をしていたという、こんな感じですか。

細川　（笑い）そう意識はしてなかったですけれども、そういう苦労をしたこと自体はもう何にでもある面で耐えられるといいますか、選挙に出ましても選挙でも私は落っこちたりしましたから、そういう時にすぐに諦めるとかそういうことではなくて、じっくりやっていたら必ず当選するだろうといって我慢しながらやるという、そういうのは身についたとは思いますけれどもね。

伊藤　三浦先生はかなり早く受かられましたけれども。

三浦　やはり三年生の夏あたりは相当真っ暗闇

でしたね。指導員からは日暮れて道遠しみたいな脅かし方をされたりして、受かってしまうとすべてが記憶の楽観性というか、楽しい思い出になってしまうでしょう。いいのでしょうけれども、やはりやっている最中は結構みんなしんどいのではないですか。

伊藤　笠井先生はいかがですか。

笠井　私は法学部に入学してからは将来の職業は弁護士と一応決めていたのですが、先に申しましたとおり司法試験の受験勉強は殆どしない日々を続けておりました。それは心のどこかでこの試験を簡単なものと思う意識があったからです。

しかし、現実は厳しく、四年生のときの第一回目の択一受験に惨敗しました。卒業した年の受験には結構準備をして臨みました。「卒業したら弁護士になる」といってあった婚約者（もちろん今の妻）との結婚が迫っていたのに、また択一で振られました。蹉跌は繰り返すものと思いました。

昭和五十年十一月の結婚のとき、父は「勝彦は家なく職なく金もなく資格もなくてただ妻だけがある」という短歌を私に贈ってくれました。

結婚後は、アルバイトの傍ら、不勉強を取り返すために、それまでで最も集中的に勉強をしました。それは「基本書」とされていた限られた本を何度も読み、自分でも様々な場合を想定して考えるといったことが中心でした。そしてこのような勉強には特研の仲間との議論、指導員の援助と激励がとてもプラスになり、妻がこれを支えてくれました。三度目の正直で翌五十一年の択一、論文そして口述に運よく合格することができましたが、あれだけやって合格しなかったら、正に蹉跌を味わったことと思います。

幸運か不運か失恋して

伊藤　中村先生もしんどかったですか。

中村　今はしんどかったという記憶がほとんどどこかへいっちゃっているのですけれどもね。ただ、勉強を始めて三年生の春に入って、夏休み前に、今まで座った習慣ができてない体が急に変調をきたしまして痔になってしまったので夏場はかなり辛かった時期があったのです。もう少し昔から机に長時間座る訓練をしておけば良かったなと思っているのですが、そういうのがやはりできてなかったので、出足でちょっと体調を崩したというのがあったのですが、あとは別に慣れれば長時間座っていても、私自身は、その期間が短期間だったからかもしれませんけれども、あんまり他の誘惑にもかられないように、友達のところにもこっちからいかなきゃ向こうからあまり強引に引っ張り出すような友達もいなかったから良かったのです。でも、ちょうど受験勉強を始める直前にガールフレンドと別れたというラッキーだかアンラッキーだかわからないけれどもあったというのも良かったのかもしれないけれども、割とふっきって勉強だけやっていたのではないかなと。過ぎてみれば二年ぐらいというのは別にあんまり苦しいという思い出は残ってないですね。

伊藤　司法試験の勉強を始められてからはかなり集中的にやったとお思いですか。

中村　ええ。うちの研究室で語り草になっているのですが、私は、だいたいお弁当を二つか三つ持ってきて、一日の三食全部を研究室で食べているという、そういうパターンだったので、朝ももう起きたらお袋が作って置いた弁当二つ分をぱっと持ってすぐでちゃってね。家はただ寝に帰るだけということで、研究室でだいたい朝八時ぐらいから夜十時ぐらいまでの最後までだいたいいましたね。あと食事の時間の前後はよく先輩たちはお茶を飲んで雑談しているとか、マンガを見ているという時間が多いのですが、私はそういう時間を極力カットして、それでも特にあんまり飽きたと

か、いやになったという印象はあまり残ってないのです。

割合自分で工夫をしていたのかもしれませんけれども、一日のうちに一つの科目だけペタッとやるのではなくて、ちょっと他の科目も混ぜてアレンジしてみたり、飽きのこないような勉強の仕方というのをそれなりにやっていたような気がします。目標をしっかりもっていれば受かるという気もあるし、そんなにあんまり苦しんでどろどろになってという雰囲気はなかったですね。

研究室の中の同期の奴にはそういうのがいましたけれども、お風呂にも入らない、洗濯もしないというようなのを着込んで真っ黒になってじっと座っているのもいましたけれども、私はあんまりそういうイメージではやってなくて、それから勉強をやっている間も、あんまり自分で暗いイメージで物をみたり自分を悲劇的にみたりしないほうで、割合昔からあっけらかんと、なんでも楽しく明るく考えるほうなのですね。一回や二回、入試に落ちたって平気なほうですから、そういうので、勉強自体をむしろ楽しんじゃおうと、どうせ同じ期間勉強しているのなら明るく楽しくやろうぜという雰囲気でやっていたので、まあまあなんとか駆け抜けることができたのではないかと思いますね。

友達と作った炊事組合

伊藤　長岡先生も司法試験を始められてからはかなり集中してやられたということですけれども、いかがですか。

長岡　集中というほどたくさん勉強したわけでもないんでしょうけれども、もう考えることは全部法律のことだけというふうな生活を送りました。やはり大学で三食食べると、朝出てきて、この近くで朝の食事をして、また昼も研究室から出

ていって食べて、また夕方も同じようにしてということで、朝から夜の門限までやっていたというような記憶です。

お風呂なんかも大学からこの近くの銭湯にいって入っていたというようなことで、もう生活の本拠は研究室というような時代がありましたね。それから一時は研究室の中で炊事道具を全部買い込んで、御飯を炊いて、おかずも作って、そういう組合を作りまして、七人ぐらいで組合を作って、みんなで出資して炊事もしていたということもありました。

伊藤　友達とそういう組合みたいなのをつくってやることに楽しみがあったのですかね。

長岡　そうなんでしょうね。そういうふうな人間が集まったのが研究室というような感じで、今ではそういう人はいないのでしょうけれども、当時は自然にそういうことをやっていましたね。

伊藤　その辺はどうですか。弥永先生の時代はもうそんな時代ではないと思いますけれども。

弥永　そういうのは私は知らないのですけれども。私にとってたまたま親許から通えた時期というのは大学生になってから非常に短い期間だけだったのですが、司法試験に受かる直前の時期は丁度親が千葉のほうに引っ越してくれていたので助かりました。しかし、友達と外にいったり話をしたりなんかすると時間がぼんぼんなくなっていったものです。

やはり最後の半年ぐらいは一切の義理を絶って、とにかく親に弁当をつくってもらってそれを食べて、それで時間を節約していました。私の場合にはまだあと二年ぐらい先に合格する予定で勉強していたのに、いやに早く受かったものですから、ちょっと受かったときは拍子抜けしたぐらいでした。そのため、あまり苦しかったという思い出はないですけれども。むしろアルバイトをやっているよりは勉強したほうが楽だなあとその時に

思いました。アルバイトをやっているときは人付き合いとかそういう問題で神経を使わないといけないですが、勉強は自分のことだけだから本当に楽だなあと思いましたし、やはり研究室に同じぐらいの年代でというか、一緒に入った非常に優秀な友達が結構いたから、彼らもやっているのだと思うと、自分だけが勉強をやって遊んでないのではないと思うと、結構これも普通の生活なのだと思いましたから、その意味では苦しくなかったと思います。

伊藤　紆余曲折があったように伺っております藤重さんはどうですか。

藤重　受かる一年ないし二年前の間の一年ないし二年だと思います。その間はかなり集中的にやったと思います。あの期間はやはりゴルフにも行きませんでしたし、海にも一年に一回ぐらい潜りにいくぐらいで、あとはだいたいずっと勉強しておりまして、結局、受かってからかなり後輩の指導なんかも見てきたのですが、集中的に勉強するとやはり集中的にやるだけの効果があって、早く受かるような気が僕はします。

去年（平成元年）、僕が指導している期間、僕が直接指導している中で二人受かったのですが、受からない原因というのは何かどこか必ずみんな持っているわけです。それは生活面であったり精神面であったりあるいは勉強の方向それ自体であったりいろいろあると思うのですが、それを集中的に直すと簡単に受かってしまうというようなことでびっくりしたことがありました。

あとは修習生同士でどうやって受かったかというような話もたまにするのですけれども、やはり受かる直前の一年間というのはすべてを忘れて勉強していたという人がやはり圧倒的多数というか、中には一人二人、勉強しないでかえって変な知識がとれて受かったなという人もいましたけれども、大概みんな相当一所懸命勉強してやったと

いう人が多かったように思うので、僕もやはり同じなのではないかなと思っています。

参考書まる暗記ではダメ

伊藤　例えば後輩をこんなふうに指導したとかということがございますか。

藤重　僕がこれで受かるのかなと思ったのは、一人、憲法が大変苦手で、ほとんどD以下でどうしようもないというのでちょっと見てもらいたいというので僕のところへ答案を持ってきたのです。要するに予備校ものの予備校でつくった参考書をまる暗記してそれをそのまま書いてくるような答案で、問に対して全然答えてない。そういうものは全て忘れてしまって、自分の頭でもう一回考えろということで集中的に憲法の勉強をさせて、答案を一週間に何度か忘れたけれども、よく覚えてないのですが、何通も何通も書かせて、それを僕がその都度チェックして、論文試験の直前までそういうことをしていたのですが、それがやはり受かったのです。

もう一人は、どっちかいうと精神的なほうに問題があったと思うのですが、自分が知らない論点が出た場合に、試験委員のほうで解答して欲しい理論のもとで解決しなければならないような問題なのですけれども、ある別の考え方というか問題の読み方をすれば別の解決の仕方も出てくるような問題がたまにあるわけで、それを試験委員に合わせないで、自分の我儘というかよくわからないのですが、自分中心に問題を考えたり、あるいは論点を選んだりというか、そういうことをする奴が一人いて、それも今度何通か答案を書けということで、当たり前のことを当たり前に書くというごくごく昔から言われているようなことなのですが、それを相当注意したらそれも受かったというようなことです。

あとは大学外なのですが、個人的に少し知っているのがいてそれを見ているときも、精神的にかなり弱いほうで、試験の前になると体調を崩してしまうというのがいて、それが何度も何度も電話をかけたり、あと食事したりとか、そういうふうにして付き合っていって、それもなんとかなったというのがあります。

伊藤　司法試験の受験時代のことになっているのですが、松平さん、先輩の時代とずいぶん違うのではないですか。

松平　何が違うかというと、そんなに苦しい思いはなかったのですけれども、ただ一つだけ苦しい思いがありまして、それは何かというと、多分皆さんの頃はあまりなかったと思うのですが、卒業間際の二月、三月になりますと友達からハワイとかロンドンとか、そういうところから、今、卒業旅行でハワイにいっているのとか、葉書がどんどんくるのですよ。そのときほど苦しい思いというか情け無いというか、やはりそのときだけは口惜しいなと、みんな仕事をしているときにこそ、私は今度は海外から葉書を出してやろうと、復讐しようと、そういうふうに思ったのだけは覚えています。

でも、私も受かる最後の一年というのは非常に集中してやって、でもそれは今では忘却してしまったのかもしれないのですけれども、そんなに苦しいという思い出はないです。どちらかというと、現在弁護士になって一年数カ月なのですけれども、今のほうが司法試験のときよりもはるかに椅子に座っている時間が長いのです。受験中はまだ週に一日は休みましたし、そんなに勉強はしなかったのですが、今は実は休みがあまりなくて、それでしかもお客さんのお金とか、そういうものが実際かかっていて、自分の好きなようにできません。

自分の考えを好きなように述べて、理論的に通

る世界と、本当にお金がプラスマイナス動く世界というのは非常に違って、そういう意味では受験中はその頃なりに多少苦しいかなと思ったけれども、実は社会に出ると遥かに苦しかったという、だいたいそういう思い出です。

合格以後こう歩んで来た

伊藤　次に移らせていただきます。

司法試験合格から現在までどういう道を歩んで来られて、どういうお仕事をなさっているか、後輩が参考にできることがあればそれも含めてお話願いたいと思いますが、またお隣りの細川先生からお願いできますか。

二度落選して衆議院議員に

細川　私は、修習が終わって大学の同期の友達と一緒に法律事務所を開設しまして、これは東京で開設したのですが、六年か七年ぐらい一緒にやりまして今の埼玉のほうに事務所を構えました。

そこで三、四年やったときに、五十八年だったのですが、衆議院に出ないかと誘われまして、それで五十八年の末に一回やりまして、六十二年にまたやりまして、それも落選しまして、今度（平成二年）の二月に当選をしたという経過です。私自身は、衆議院議員に特になろうと、あるいは政治家を特にやろうと思って活動をしていたわけで

はないのですが、たまたま研究室の後輩の親父さんが衆議院議員をやっておりまして、その人が引退をされて、その後釜に私に白羽の矢がたったということなのです。

今から思いますのは、私自身は政治家を特に志したというわけではないのですけれども、チャンスがあれば政治家になってみたいということは思っていました。そういう意味で弁護士をやっていても、もし政治に出て欲しいという話があったときには、いつでもやれるという態勢といいますか、心構えは常にもっておこうということでやってきました。

たまたまそういう話がありましたので政治の世界に入ったのですが、これまたなかなか政治の世界というのは思っていた以上に大変なところです。白羽の矢がたったのは、私は社会党から立候補したのですけれど、弁護士というのは、落選しても食いはぐれはないだろうということで誘いやすいというようなことで誘われたというか、推薦をされたのだろうと思います。

そういう意味では、学生の皆さん方が将来政治を志そうとする場合に、まず法曹の資格をとって、それからある程度弁護士なりもやって、それで政治家になるということは非常にいいコースといいますか、政治家になるステップとしては面白いといいますか、そういうコースではなかろうかと思います。今年なんかも二月の選挙で当選しました新人を見ましても、弁護士出身が大変多いのです。

そういう意味で、特にアメリカの政界なんかに弁護士出身が非常に多いのですけれども、日本もやはりそういう方向に進んでいくのではなかろうかと思います。そういう意味では、是非後輩の皆さんも法曹を目指して、そのうえのまた政治家を目指していただきたいと思います。

伊藤　先生はチャンスがあればいつでも出られ

るだけの態勢を整えておいたということですけれども、具体的にどういうふうに自分を磨いていったのでしょうか。

細川　まず心構えだろうと思います。話があったときに、何も政治の世界が全然わからないのでは困りますから、日頃、お付き合いをするときに、仕事の関係でも地方議員の方と付き合ったりとか、あるいは住民運動とか、いろいろなボランティアの活動などをしました。いわゆる人間関係といいますか、人間的ないろいろな付き合いをしておくということが大事ではなかろうかと思います。

私自身はそういうことがあまり苦にならないほうですし、むしろ好きなほうでしたから、そういうことを通じていろいろやったりしていました。それが心構えというか準備みたいな、チャンスがあればということでやっていたのですけれどもね。

手弁当でスモン訴訟

伊藤　次に、中村先生は消費者問題の権威でいらっしゃいますけれども、消費者運動に詳しくなられた経緯というのでしょうか、そこらへんを含めてお願いできたらと思います。

中村　消費者問題に権威がいれば日本はこんな状況には今ないと思うのですけれども、誰もいないものだからみながちょこちょこやっているのだと思うのですが、私自身は、割合どっちかというと、伊藤さんが言ったように、消費者サイドの観点で弁護活動だとか弁護士会の委員会活動、立法活動なんかもいろいろやっています。

それから講演とかマスコミにのったりしていますけれども、いちばんのきっかけはやはり最初に弁護士になってイソ弁で入った事務所で、薬害のスモン訴訟というのがありました。キノホルムに

よって被害を受け、その未曾有の薬害事件に被害者・原告側として関与した。弁護士になったとたんにもうそこへポーンと放り出されまして大変長時間とられました。



法曹界で歩き出した頃を振り返る。中村先生（左）と細川先生。

ある一年間、スモン訴訟のために何日ぐらい費やしたかなというので訟廷日誌を見たら二百七十日間スモンのことで動いていたと。残りのあとほんの数十日が飯の種を稼ぐだけで、スモンのときは本当に手弁当で着手金ゼロでやっていて、本当は弁護士はやっちゃいけないのかもしれませんけれども、着手金ゼロで何年間もそういう莫大な時間を使って、やっと勝てたときにはもうかなり疲れ果てているのです。

今の日本の法律の状況というのは、製造物責任もなければ、なかなか被害者が勝てないという状況がもうそれこそ肌で体験させられまして、よくよく考えてみたら、日本のわれわれが大学で学んだ民法にしても商法にしても、それはお金を儲けている企業は一応資本主義の体制ですから、そういうところの経済というものを守るという立場でだいたい法律ができていて、そういうものをわれわれは学んできていたような気がするのですが、

かたやその裏で犠牲になっていたのが消費者だったのではないかという気がしまして、消費者を守るほうの法律というのは、われわれは大学教育の中でも本当はあまり教わってなかったのです。

これは去年、ラルフ・ネーダーさんが日本に来て、日弁連の人権大会で講演していましたが、彼もそのときやはりそういうことを言っていて、一九六〇年代に彼が車の問題で動き出したときには、やはり大学教育で受けたときの法律というのは企業側の法律であったと。消費者側の見方をする法律がない。そこで自分は、じゃあそういう方面をやろうと志したのだということを言っておられました。

私はたまたま、実際に関与した薬害の訴訟の中でそういう感じを持ちまして、法律を改正するということも大切だなということで、被害者の弁護団で立法提案をしたり、あるいは弁護士会の委員会の中でもいくつか薬害を救済する法案を作ってみたり、薬事法の改正案を作ったり、そういうところへもどんどん関与していくようになりました。国会議員のところに結構要請にも行って、弁護士というのはこういうこともやるのかなということをはじめてそのときわかったのです。また、被害者の人と一緒になって国会に要請にいったりということもたびたびやりまして、それでも一部は薬事法の改正とか、医薬品副作用被害救済基金法の成立という一定の成果は勝ち取れたので、われわれはまあやってよかったという感じがするのですが、そのほかの分野、たとえば食品の事故なんかでは全然法改正も成立しなかったという大変惨めな思いもしています。

死んでいる日本の司法

なんとなく人の命や健康、消費者のサイドで安全を守るという方向で、訴訟だとか委員会活動、

そういうことに関与するようになって、そういう中でいろいろな立法提言なんかしていますと、そのことを注目する人がいて、是非、説明してくれとか、講演してくれとか、マスコミでもテレビやラジオでやってくれとか、そういう機会がだんだん増えてきました。それは自分で志してマスコミに入っていったわけではないのですけれども、たまたま自分がそうやって地道にやっていたことがスポットが当たって引っ張り出されていったというか、そういう感じなのですけれども、たまたま時機に適したというか、食品の安全の問題とか、消費者の権利とかそういう方面で、結構あっちこっちで呼ばれたり物を書いたりするようになってきて、だんだんみんなが私をそういう目で見るようになったのかもしれませんけれども、そういう形で今日来ているわけです。

今はやはり製造物責任の問題なんかかなり力を入れて弁護士会でもやっているのですが、日本の裁判自体に今非常に私はつらい思いをして、日本の司法というのはアメリカの司法と比べて完全に死んでいるなという感じが非常にするのですね。消費者が守られない。例えば欠陥商品で被害を受けたといって訴え出ても、欠陥の存在から因果関係、責任、損害、すべて被害者が証明しないと勝てない。それがまた裁判所はものすごい厳しいことを要求してきまして、ことごとく敗訴の連続になるわけです。

そういう日本の状況を見ていまして、かたやアメリカを見ると、無過失責任、厳格責任を与えてどんどんいろいろなことで勝訴している事件というのはいっぱい聞こえてくる。煙草に発ガン性のあるウオーニングがついてなかっただけで勝利したり、電子レンジに猫を乾かそうと思って入れて爆発して怪我したとかというのでも勝ってしまうのです。それほどの国と比べて、日本の裁判というのは、まず裁判を起こすときに金がかかる。弁

護士にも金を払わなければいかんし、訴訟費用も大変かかる。一億ぐらいの請求をしようと思えば五十何万円の印紙を貼らなければいけないなんて、とんでもない話だと思うのですが、そういうことをやってやっと裁判にこぎつけてもその証明の重みだとか、裁判官の無理解というのが控えていまして、もう、国民はほとんど司法にあまり期待していないのではないかと。

ですから事件屋みたいなものがはびこるのかもしれませんけれども、そういうことではやはりいけないのではないか。アメリカあたりへ行ってみますと、やはり陪審制というのも生きているからだと思うのですが、自分たち国民がおかしいと思うことは、それなりに常識として通るのですね。ああいう司法の中に陪審制などによって民主主義が生きていて、国民が判断側にも立っているというところは非常にやはり学ぶべきものがあるなという感じがしまして、アメリカの司法、法廷なんかも傍聴してきたのですが、非常に生きているなという感じがするのです。

弁護士たちも生き生きやっていますし、人数も多いし、弁護士の中にはもちろん行政機関とか企業とか、そういうところへ入っていくのもたくさんおりますけれども、やはり大勢いて活気があって、裁判所なんかへいってもアメリカの人たちはみんな楽しい劇場に来るような顔をしてにこにこして朝いっぱい集まってくるのですね。ああいうのを見ていて、本当に向こうの裁判というのは生きているな。弁護士なんかもやはりもっと生き生きしているという感じがしますので、日本もそういう生きた司法にしなければいけない、民主的な司法の運用とか、生きた司法にしていかなければいけないのではないかと、このままでは本当にみな裁判というものをあきらめてしまうのではないかと。

そのためにやはり法曹人口をもっと増やさなけ

ればいかんだろうし、陪審制ということも本気になって考えてもらいたいなということを最近、ついこの間、七月二日にアメリカから帰ってきたばかりなのですが、つくづく今思っている最中でして、まだまだやりたいことはいっぱいあって、今後も消費者サイドで発言していこうというふうに考えています。

伊藤　道なき道を切り開いていくには苦労があったと思うのですが、その苦労を支えたのは何でしょうか。

嫁にもらうなら女性弁護士

中村　なんですかね。おかあちゃんが稼いでいたというのもいちばん大きいかもしれませんがね。女房も弁護士をしていますので、それなりに稼いでくれるというのは、最初のやはり弁護士になりたてに着手金もない裁判に何年も、十年近く費やして、いってみれば本当にもらった給料以外の収入というのは全然なくて、自分の個別事件というのはほとんどないのが何年も続きましたので経済的にはちっともリッチではなかったのですが、女房が働いて、女房のほうも収入があるというのは大分助かったなと、今、正直思いますね。今でもやはり自分が金の儲からないことをやっていても、女房のほうがなんとか子供と自分たちの食い扶持ぐらいは稼ぐなという安心感はありますね。そういう意味でやはり後輩の皆さんにも是非弁護士を嫁さんにもらうことをお勧めしたいなということです。

伊藤　藤重さん、いかがですか。奥さんが弁護士だという話が出ましたけれども。

藤重　うちの家内は三十七期だったかと思うのですけれども、もう六年ぐらいやっているのですが、時々、僕が将来的にどういう方向でどういう仕事をするかという話はたまにあります。先程も

ちょっと出ましたけれども、やはり刑事関係が僕は好きなので、おそらく多分儲からないだろうと。中村先生以下ではないかなと思うのですが、儲からないような刑事事件で家内は弁護士ですから、自分の小遣いだけを稼げればそれでいいのではないかと家内も申しております。まだ、修習の段階であまり何も発言することはできないのですけれども、将来的には刑事関係でやってみたいなとは思っております。

修習生活の過ごし方

伊藤　付け加えて修習生の生活というのはいかがですか。後輩に対して参考になるようなことがあれば。

藤重　僕は、なんていいますか、なんでも見てやろうというか、なんでもさせてもらいたいという性格なものですから、今まで弁護、民裁（民事裁判）、検察がだいたい終わったのですけれども、とにかくあれをやらせて欲しい、これをやらせて欲しいということでいろいろ指導官にいっています。

今、検察なのですが、割と厄介な事件と申しますか、トルエンの密売事件でかなり組織的な犯行で、ある暴力団の上層部までちょっといけなかったのですけれども、なかなか面白い事件を任せてもらったのですけれども、もし、今後、修習生になるならば、ずうずうしく、これをやらせてくれとかあれをやらせてくれとか、ぐ条例違反ばっかりやるのは嫌だとか、そういうふうにやっていると、かなり面白い修習ができるのではないかなという気はしています。

伊藤　積極的になりなさいと、こういうことですか。

藤重　積極的というのももちろんなのですが、積極的にプラスアルファーなんでしょうね。もっ

と、その実務家はどうやっているのだろうかというか、弁護士はどういうことをしているのかというのは家内をみればすぐわかるのでどうということはありませんでした。

しかし、特に検察がいったい何を考えてどんなふうにやっているかと、そういうのは凄く興味があって、特に、コンクリート詰め殺人事件なんかでも、公判立会している検事で、求刑なんかもいろいろ考えた検事と話すチャンスがあったのですけれども、ここではとても言えませんけれども、少し検察が考えていること、あるいは検察内部の苦悩といいますか、そういうものも少し教えてもらって、ずいぶん楽しかったなという記憶があります。

伊藤　修習生活は楽しいということになりますか。

藤重　そうですね。

伊藤　笠井先生は、当初の志とは相違し、修習修了後、裁判官になられたのは、どういった理由からですか。

笠井　大げさに言えば、裁判官には憲法七六条三項があり、その実践をしてみたいという気持ちがあったのが志望を変更した動機のひとつです。その年には私を基礎研や特研に誘ってくれた友人を含め、明大から三名の任官者があり、その後も多数の方が裁判官になっているようです。

私は、この三月までの三年間訟務に出ていたほかはずっと裁判所にいます。認識が甘いのかも知れませんが、裁判所に耐えられない雰囲気があるとか日本の裁判が死んでいるとかは思っておりません。もちろん、今の裁判が制度面、運用面ともにこれでよいとも思ってはいないのですが、これを改革するのが実務家の重要な任務のひとつと思います。そのためには色々の考えを持つ多くの人が裁判所にも入ってくるべきで、弁護士、検察官、学者そして一般国民も含めてあるべき裁判の

姿を考え、実践すべきと思います。

大学院で企業法学を教える

伊藤　弥永先生は、企業法学を専攻ということでございますが、どういうお仕事か教えていただければと思います。

弥永　私がいまおりますところは、社会人の方々に大学院レベルの教育の機会を提供するという目的で、今年の春から出来たばかりのところなのですけれども、それをつくるために私は去年から事務のほうを担当して一年間やってきました。今年の春の入試を見ていると、本当に受けていらっしゃる年齢層も幅広くて、二十三、四歳から六十九歳というところまで応募の層があって、そういうことを見ていると、そういう方々に役に立つような大学院教育というのを考えていかなければいけないと思うのですが、実際にやっていてもまだまだ試行錯誤の面があって大変です。もちろん私ども教えている側からすれば普通の学生なんかよりずっと問題意識も鮮明ですし、その意味では楽なのですが。

ただ向こうが期待していることに十分応えられているかというと、そうでもないような面もあります。実際のところ正直いって私も司法研修所に入って、そしてちょっと実務をやってから大学の教える側に回ったほうが良かったのではないかなって、最近本当に感じています。やはり、それを考えていて思うことは、弁護士の先生方とか検事とか判事とかなさった方が大学などで教えるとか、逆のほうはどうかわかりませんけれども、少なくともそういう人事の交流があるとやはりいいのではないかなと思います。

私どものところにも何人かの裁判官出身の先生方がいらっしゃるのですけれども、やはりその先生方の発想は、最初から大学に残ってやっている

人間とちょっと違うところがあります。また社会人の方に役に立つような知識という意味でもそういう実務上がりの先生方というのは非常に大切なことを教えて下さるというので評判が高いわけです。

ただ実務というものと学問という世界とはなかなか結びつかないところもありまして、本当は結びつけたいと思って今回の大学院を作ったのですが、そこがやはり今後の課題だなあと今考えているところです。

渉外弁護士と外国語

伊藤　次に、松平先生、渉外弁護士というお仕事の内容はどういうことをやっていらっしゃるのでしょうか。

松平　渉外といっても別に特別な部門があるわけではなくて、内容的には、日本の企業と外国の企業との利害の対立を調整するとか、日本の企業が外国に子会社をつくったり、外国の企業が日本に子会社をつくって営業活動をする際にいろいろ国が違いますので外国の企業でしたら日本の会社のつくり方がわからないという単純な問題から、ビザをどうすればいいのかとか、うちのほうではこういう法律があるのに日本の法律にはどういう法律があるのだろうとか、そういった日本の法律を紹介して欲しいとか、そういった関係ですので、非常に範囲は広いです。

今言ったのは企業だけですけれども、例えば外人と日本人が結婚して、どうやって離婚していいのかわからないとか、外人同士が日本で結婚して離婚したいのだけれどもどういう手続きをしたらいいのかとか、ともかく外国が関わるものすべてが来ますので、特殊な部門ということではないです。ただ、特殊性があるとしたら、他の弁護士に比べて公的な仕事をしないと、弁護士会活動をし

ている渉外弁護士というのは非常に稀で、唯一弁護士会費を払っているだけで、しかも国選弁護もやらない、刑事弁護もほとんどやらないと。

そういう意味では特殊性があるのかなと思っています。それ以外のところではほとんど変わらないのではないかと思います。

私のやっている仕事も、今、言った、いわゆる典型的な渉外弁護士で、契約書をつくったり、企業活動に関わる仕事をやっていますので、私もちょっと時々疑問を感じるのですけれども、非常に私的な企業の利害だけ、どっちかについて頑張れといっているだけではないかと、そういう疑問も感じまして、将来的には何かもう少し一般的な仕事もしたいなあという希望はあります。

ただそこでいう一般的な仕事というのは、多分、消費者のためとか、そういったことはやらないと思います。ただ、企業の営利活動の中でももう少し広い、何かもう少し公的な仕事があるのではないかと。そういうものに将来的には取り組みたいと思っています。

伊藤　渉外弁護士になるには、外国語がやはり練達でないといけないのですか。

松平　そんなことは全然ないのです。それは非常にみんな一般的に持つ疑問なのですけれども、ただ、嫌いですと、毎日毎日英文の手紙を書きますから苦しくてやっていけないですね。入ればもう毎日朝から晩まで英語の文章を読むか書くかしますから、そういう生活を数年やっていれば、よほど向いてない人でない限り慣れるのではないかというふうに思います。

伊藤　司法試験受験中はあえて外国語の勉強をしてこなくても受かってからでも好きであればいいということですか。

松平　それは大丈夫です。ただ、朝から晩までそういう英語の文章を読んだり書いたりしますから、嫌いな人は止めたほうがいいというだけで

す。

伊藤　次に長岡先生も合格されてから山形で開業されて長いのですが、お話し願えますでしょうか。

間口の広い地方弁護士の仕事

長岡　昭和五十三年に弁護士になりまして、そのときには山形県弁護士会で戦後生まれは一人だけでした。私は二人目だったのです。ほぼ十三年になりますが、今、山形市内に弁護士が三十二名います。そのうちの二十一名が戦後生まれです。ですから私が弁護士になった後十年ぐらいの間にまるきり様相が変わったという感じですね。それは地方の県庁所在地クラスの都市ですと大部分同じような傾向があります。山形市の場合ですと、人口が二十五万人。それに対して弁護士の数が三十二名で、大部分が実働ですから、多すぎるぐらいなのですね。

最近の司法試験改革の話題の中で二百名増員するというようなことがほぼ決まりつつあるようですけれども、地方の都市にいますと、これ以上増えたらどうなるのだろうかというような心配があります。弁護士は急激に増えたけれども事件数はほとんど増えてない。あるいは去年、今年辺りは相当減っているというような状況です。

そういう中で、東京とかその周辺とかの都市部で仕事をやる場合と地方都市でやる場合の違いというのは、ほとんど専門化できないということですね。私はこういう分野をやってみたいとか考えても、元々のパイが少ないわけですからほとんど不可能ですね。ですから、ありとあらゆるものを間口を広くそして奥行きが狭くということにならざるを得ない。その中でも自分はどういう方向での仕事をしたいのかなあということを常々考えていますと、やはり自然とそういうふうな人たちか

らの依頼というのが少しずつ偏ってきて、ある部分が厚くなる、ある部分は薄くなるということは数年の間に出てくるようですけれども、いずれにしましてもなんでもやらなければならないというのが地方の弁護士の宿命のような感じがいたします。

そういう観点から私自身も、そうそう特徴のあるような仕事をしているわけではなく、大部分、本当に特殊な事件を除きまして大部分の類型の仕事、あるいはいろいろな立場の違った方の依頼を受けての仕事というものをやってきたように思います。

特に地方の場合は、弁護士の仕事そのものもさることながら、弁護士会の活動、これはやはり一所懸命みんながやらざるを得ないというような状況です。私自身の例でいいますと、五十三年に弁護士になった後、六十年には副会長をやりました。二年二期やりました。それから日弁連の総会であるとか人権擁護大会であるとか、司法シンポジウム、そういうものにもほとんど全部十年以上出ております。

同期の人なんかとそんな話をしますと、そんなところに出て何のメリットがあるのかというような言い方をされますけれども、そういうメリットとかということじゃなくて出るのが当たり前という感じになってくるのですね。ですからいろいろな弁護士会の活動やら日弁連の活動やらを通して、いろいろな経験をさしていただいて大変私自身は面白いし有り難いなあと思っております。

そういう中で感じるのは、やはり今までの先生方のお話にも出てきておりましたけれども、自分でこれをやりたいから、こういうふうな仕事をやりたいからといってそのとおりにその仕事が与えられるわけでは決してなくて、今、どんな仕事をしているのかなんていうのは、運命的な要素がすごく大きく大部分そうなのではないかなと思いま

す。その運命を決めるのは、やはり人と人との関係じゃないかなあ。どういう人とお付き合いをして、どういうふうな環境にあるのかということがほぼ大部分を決めてしまうのではないかなという気がいたします。

そういう立場から考えますと、やはり同じ大学で勉強をして、先輩後輩だとか同期だという関係というものが、本当に仕事をやっていくうえでも基本にあるのではないかなと。そういうことをやはり明大の法曹会でも大事にしていきたいなあと思っております。

ちなみに明大法曹会の総会には、私もずっと十年来毎回出席しております。最近、三浦先生とお会いできないのが残念なのですけれども。

伊藤　長岡先生、地方で弁護士をやっていらっしゃると活動の分野というのは広がるのではないでしょうか。その辺はいかがですか。

長岡　そうですね。本来の仕事以外でも行政の自治体関係の委員会であるとか審議会などから委員になってくれというような依頼がありまして、本来の弁護士活動以外のところで働けるといいますか、お役に立てる分野が結構あるのではないかなと思います。

細川　政治のほうの誘いはないですか。

長岡　いや、私、いちばん最初に政治家になりたいというふうに言いましたけれども、確かにそういう考えでずっとやってきているのですが、弁護士になってから、私自身が政治家に向くか向かないかいろいろ考えてみたところ、とてもとても政治家になれるような器ではないなあというふうに考え方を変えざるを得ない状況でありまして。

伊藤　それを覚ったのなら丁度いいのじゃないですか、政治家になっても。

三浦先生はどんなお仕事をなさっていらっしゃいますか。

企業サイドからみた法制度

三浦　今、長岡先生がおっしゃったように、運命的な出会いというのがやはりあって、昭和五十三年に長岡先生と同じように、登録して入った事務所がたまたま大手の旅行業者の顧問事務所だった関係で、すぐに静岡地裁であった事件なのですが、マニラにパッケージ・ツアーでいった主婦がバス事故にあって片足切断したということで、その責任を旅行業者に求めてきたという事案がありました。それを旅行業者側としてタッチして、旅行業者には責任がないという判決を得たのです。

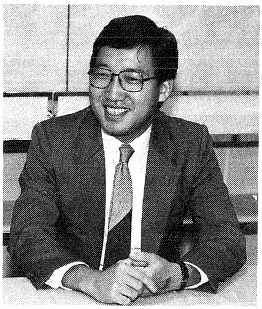

それが縁で昭和五十七年に旅行業法が改正されるときに、日本旅行業協会という旅行業者の集まっている団体側の原案をつくるような作業で運輸省の若手官僚といろいろ二年間ぐらい議論しました。

業法改正にあたり、そのときに標準旅行業約款という、おそらく中村先生のサイドからいえばかなり問題のある約款なのですけれども、その原案をつくって、今の標準旅行業約款の八割方は私がつくった案文です。

最近は海外旅行がかなり多くなって一千万人を突破するという事態になってきて、かなり消費者側のクレームというものが増えてきて、ほぼ毎日のように消費者側のクレームの中で特に旅行業者が困っている事案について電話が毎日かかってきて指示をしているという生活です。

それとはまた別に、やはり事務所の顧問先に、競輪関係の団体があったものですから、競輪選手の不正事案について昭和五十五年あたりから裁判事例で、これが、競輪選手の地位というのは登録によって得られる地位で、弁護士と全く同じで一

種の行政訴訟なのです。登録消除処分取消訴訟というものです。

それの被告側代理人でやった経験があって、今、競輪は静かになったのですけれども、たまたま競艇で昭和六十年に同じような事案があって、競艇のほうの顧問弁護士さんというのは全くそういう事案というのは今までなかったために全然わからないということで応援を頼まれまして、それが縁で今はモーターボートの団体の顧問弁護士をさせていただいております。

その関係で競艇選手の不正事案についての裁判が、今、三件ほどかかっております。それからモーターボートの選手たちにいろいろ教えにいくというか、モーターボート競走法上どういう立場に立っているのかということを教えたりとか、あとは各種モーターボートの団体の職員の養成やなんかに関与するというようなことで、三分の一くらいとられていますが、どちらかというと専門化された業務になっています。

中村先生が言われた、「消費者サイドからみると日本の法律は未熟だ」というのはよくわかるところがあって、旅行業法の改正の際にいろいろ感じたのですけれども、必ず検討委員会みたいな、運輸省がつくる委員会の中には消費者サイドからの代表者が入ってはいるのです。そこのなかで作られる案文というのは、かなり妥協の政治的文書になってしまうので、あとでその約款を基にして裁判を起こすときにどうしても不明瞭な、ある一貫した理論にたった案文というのが作られずに、それを裁判所が後から見たときにどういうふうに理解するかというのがわからないところがあります。

ただ、消費者サイドのクレーム処理を毎日やっていて思うのは、かなり低額なのですね。たとえば海外旅行だとホテルが五つ星ぐらいのホテルがとれなくて四つ星になった、三つ星になったとい

うときにクレームとして上がってくるので、せいぜい十万円前後の金額です。そうなると、業者が悪いと突っぱねてしまえば消費者はもっていくところがなくなってしまう。

日本旅行業協会の中に苦情処理部門というのがあって、そこへもっていくというような形をとっていますが、そこでも困り果てて仲介するわけですが、最終的に話がつかないともっていき場がないというのが日本の裁判制度だという感じがしています。

そういった小額の問題というのは、企業サイドでもかなり困っている部分があって、その辺をなんかうまく作れるようなものがないかなあということを最近思うようになってまいりました。

今、第二東京弁護士会が仲裁の窓口をつくっています。一つの試行錯誤なのでしょうけれども、今はできるだけそちらのほうへもっていって一つの実験をしてもらっているというような状況です。

企業サイドは企業サイドなりに弁護士としては消費者サイドと相対立するというよりは、それなりに企業の側も良心がありますから悩んでいるという感じを抱いています。

理念と経営の板挟み

あと、動機との関連というテーマがあったのですけれども、私は、弁護士になるときにさっき申し上げたように、どちらかというと「デモシカ弁護士」というか、与えられた運命の中でとんとん拍子にきちゃったものですから、あまり理念というものがなく過ごしてきちゃって、十二年目に入ってしまいました。

けれども、最近になって、ようやっと、なんとなくこのままではいけないなという気持がしてきました。

何か自分なりに積極的に出したいものを感じるのですが、どういうふうに出していけばいいのかよくわからなくて、先程、松平先生が、何か公的な仕事をしたいというふうな欲求を出されていました。

今、まさに社会全体がある意味でボランティアの時代というか、そういうふうな何か自分の余った時間を公的なものへ使いたいという欲求が一般的にも出てきている中で、私自身もそういうふうな気持が出てきているのかなというのが一方でするのと、もう一方で、やはり弁護士というのは自由ではあるけれども経営の問題というのを考えなければいけない。お金を取らなければいけないというところがある。これはかなりしんどいのです。

特に東京で弁護士をやっていて思うのですが、固定経費が年々上がってくるということがあるわけです。賃料なんか相当の値上がりを示している。

そういう中で、私はたまたま企業サイドですからある程度企業のほうに対して特に専門領域の事柄をやっているので言い値でとれるようなところがあるから助かってはいますけれども、一般的な事件だけをやっていたときに、果たして東京でこれから弁護士をやっていかれる方が、本当に司法試験をやって良かったというふうに、楽しくて、豊かなというか、リッチな気分に浸れるのかなあというのが、なんか感じますね。

今、長岡先生のお話では地方も大変だということですし、それほど将来性のある仕事じゃないのかなと思ったりしていますけれども。

なんだか暗い話になってしまって、すみません。

若い法曹志望者へのメッセージ

伊藤　暗い話になったところで時間が迫ってきましたので、この辺で若い明大出身者がどんどん法曹界に入っていきたいと思っている人が多いと思いますが、希望に燃えるような、後輩に向けてのメッセージといいますか、期待するというのでしょうか。

贈る言葉を一言ずつでも結構でございますからお願いしたいと思います。

細川先生から。

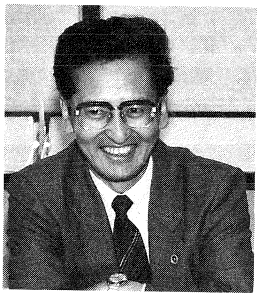

成績が悪くても努力すれば……

細川　私自身は「明治」の学生がより多く法曹界に入っていただきたいと思いますが、それにはやはり司法試験を多く受けてもらわないと。人数が少ないようではちょっと心細いのです。私の経験からいきますと、高等学校のときだってそんなに成績がいいわけではなくて、学校全体で中間ぐらいの成績で、それで「明治」へ入って、それでなんとか一所懸命やれば司法試験に受かって、そしてまたチャンスがあって政治家にもなれると。

そういう誰でも一所懸命やればなんとかなるということがこの世の中じゃなかろうかみたいな気

もするのです。私の人生、今までのを振り返ってみて、いろいろ紆余曲折がありましたけれども、まあ、自分ながらなんとか思ったようにいっているということを考えますと、是非、後輩の皆さん方はあまり自分の将来を固定した見方ではなくて、もっと楽しいといいますか、もっとおおらかに考えるといいますか、そういう方向で進んでいただきたいなあというような気がいたします。

是非、司法試験を受けるようにやってもらいたいと思います。必ず大丈夫だと思います。

根性ある明大法曹

伊藤　次に中村先生。

中村　弁護士になってみて、いろいろな出身大学の人たちと接することがあるのですが、弁護士ほどどこの学校の出身かというのと無関係にやれる業界はないのではないかなという気がするのです。東大出でなければ例えば局長になれないとか、そういうことは絶対ないわけで、われわれの大先輩でもちゃんと日弁連の会長を立派に務められた大先輩もいらっしゃるし、そういう意味では出身校を問わないし、また逆に、私どもが見ている明大出身の法曹というのは、しんどい仕事を根性をもってやっているなというのがだいたい「明治」の先輩のような気がするのですね。

どこかの国立大学の人というのは意外にその辺は軟弱でして、あまりそういう泥臭い力仕事みたいなところはやってこないのですが、でも、やはり法律家として最終的に評価を受けるのはどろどろになってでも一所懸命やるところが評価を受けるのではないかなという気がしますので、そういう意味では「明治」出身の法曹がどんどん出てくることが世の中にとって非常にプラスになる話だと思うのです。

ですからどんどん増えて欲しいなあということ

は切に願っておりますし、特に是非弁護士になられたり、法曹になられたら、国民だとか人間が本当に人間として楽しく生きられる生き甲斐を感じられるような世の中、裁判をやって不合理なことに対してはちゃんと正義が実現するような、そういうような世の中になるようなサイドで活躍してくれる弁護士がもっとどんどん特に「明治」から出て増えてくれることを切に祈っておりますので、皆さん、是非、一所懸命頑張ってやって下さい。

伊藤　笠井先生お願いいたします。

笠井　これは自分に言い聞かせていることなのですけれども、私は社会人となる前の浪人、アルバイト、旅行、他大学での読書会等々の経験とそこでの人とのふれ合い、司法試験の落第、そして十一年余の法曹実務家としての経験、これらすべてを今後の思考と行動の糧として、終生完成を目指して努力したいと思っております。

後輩の方々も、今までもまたこれからも色々な経験をし、その感じ方も様々と思われますが、どんなことでも人生の糧とできるようになって欲しい、躓いてもそれでくじけないで欲しい、広い視野を持ち、多くのことを見聞き、十分に考え、各論も含めて具体的な提言をし、実践できる人になって欲しいと思います。そして、法曹界はそのような実践ができるはずですので、多くの方に司法試験に合格して欲しいと思います。

伊藤　ありがとうございます。弥永先生、お願いいたします。

弥永　やはり司法試験には是非たくさん受かって欲しいと思うのですけれども、日頃、感じるのは、もう少し司法試験に受かって研究者になるという人が出てきてくれるといいなあということです。というのは後輩を教えようと思っても弁護士の先生方はお忙しいですよね。ところが私どもには意外と時間があるのです。

明治大学の合格者を増やすためには、もちろん弁護士などの仕事が魅力的だということも重要なことです。また、受ける人が増えることも重要ですけれども、合格者を増やすためにはやはり教える人が必要です。確かに研究者は全然お金にはならないし、弁護士の先生みたいに目立つということは少ないですが、本当に自由です。そういう意味では弁護士などを「自由業」と言いますけれども、大学の先生ほどの自由業はないと思います。そういう意味で後輩を助けるために、もう少し研究者にもなってほしいと思います。司法試験に受かるとどこの大学でも結構口はあるというか、どちらかというとかなり有利なファクターとして働きますし、たくさん受かって欲しいし、その中の少しは是非研究者に欲しい。そして明治大学の後輩を一緒に教えてくれる人が欲しいなあと思います。

伊藤　次に松平先生、お願いいたします。

松平　私の場合、「明治」というよりは自分の立場でいうと、女性の方にもっと法曹に入って欲しいと。別に研究者でもいいですし裁判官でも検察官でもいいですけれども、そして、もちろん法曹界というよりはもうちょっと広い意味で、もう少し社会のために働いて欲しいと。その場合、法曹界というのはわりと待遇のいいところで、渉外の場合は長時間労働という苦痛は伴いますけれども、女性として例えば仕事をしても、結婚しようが出産しようが辞める必要はないというのがありますし、やはりお客さんの対応というのが違うのです。

夜八時頃事務所なんかに電話がかかってきて「弁護士の松平です」というのと、何も言わないで出るのと全然お客さんの口調が違うと。弁護士ではない普通の女性というのは、電話に出て、こんなふうにぞんざいな扱われ方をしているのだろうと感じるにつれて、やはり弁護士ではなくても

いいですし、何かちゃんとした仕事に就いてそれなりに社会的な仕事をして欲しいと、そういうことを願います。

明大ラグビー式「押しの一手」で

伊藤　じゃあ、次に藤重さん、どうですか、後輩に対して。

藤重　弥永先生が、未だにうちの大学の「駿研」のほうに来てくれて指導をしてもらっているわけですが、この座談会を読む人は是非「駿研」に入っていただきたいと思っているのです。司法試験は、僕はだらだらやっていては絶対受かる試験ではないと、最近よくわかって、最後の一年ないし二年は必死にやればいくらでも受かるというか、そういう試験だということもよくわかり、昔は第三者的に見ていたというのでしょうかね。

一所懸命頑張れば受かるだろうけれども、自分ではできないなあみたいなそういうのがあったのですけれども、「明治」のラグビーが前に出ると押すというああいうラグビーをやっていますけれども、この司法試験もやはり「明治」の学生はとにかくやるんだというような、なんでもいいから、要領が良かろうが悪かろうが、頭が少々悪かろうがなんでもいいからとにかく一所懸命やれば受かると、そういう気持ちでやればやはり受かるだろうと僕は思っているので、今、後輩にもそういう指導はしているのですが、それはそれなりに成果もあるので、もし、この座談会を読むような後輩がいたら、是非、一発チャレンジして明大法曹会に入っていただきたいと思っております。

伊藤　長岡先生、いかがでございます。

法曹としての夢を持て

長岡　対象として十九歳か二十歳ぐらいの学生

の方に言いたいのですけれども、まず自分が将来法曹になって社会的に何をしたいのかという夢を持っていただきたいと思います。法曹を通じて自分が社会にどのような貢献ができるのかというような考え方をしっかり自分で身につけてもらいたいと思います。

それを考えたならば、一旦それを脇に置いて、ひたすら法律的なものの考え方を身につけるような勉強を一所懸命していただきたい。それを三年ないし五年確実にやりますと、必ず司法試験に合格できます。

合格した暁にもう一回、三年ないし五年前に確立した夢を実現するために何をすべきなのかということを考えて、そこから一歩を踏み出してもらいたい。そうすることによってほんとうの意味での社会に役立つ法曹、逞しい法曹というものができるのではないかと思っております。その段階で私は明治大学というのは他の大学と比べても素晴らしい先輩たちをもっていると思います。自分がそこから一歩踏み出したあと、やはりまだまだ未熟で若いわけですから、先輩たちから、上から引っ張ってもらわなければとても仕事ができません。社会的な活動もできないはずです。それを引っ張ってくれる人たちがたくさんいます。ですから、明治大学の学生たち、そこから出てきた法曹というのは、本当に数からいえば他の大学にひけをとるところがあるかもしれませんけれども、実際の活躍の内容というのは決して劣るところはなく、逆に数の割には素晴らしい活躍をしているのではないかと私は考えています。

伊藤　ありがとうございます。最後になりましたが、三浦先生。

三浦　私は、大学四年で試験に受かって研修所に入ったときに、民事弁護の教官から非常に褒められました。どういう褒められ方をしたかという

と、「お前は素晴らしい優秀な男なのだろう」と言われました。「どうしてですか」と聞いたら「大学四年で受かったからだ」と言われたのですが「大学四年で受かったのは優秀なのでしょうか」と言ったら「いや、お前は明治大学の出身だろう」と言われたのですね。「明治大学の出身で大学四年で受かるとどうして優秀なのですか」と言ったら「当たり前じゃないか。東大出で大学四年で受かるのは当たり前だ。みんな周りが勉強しているのだから勉強せざるを得ない環境だ。明治大学のように周りがみんなで一所懸命遊んでいるときによくまあ大学四年で受かったなあ」という褒められ方をしました。

今日また座談会へ出てきて思ったことは、皆さんが大学の選択の理由について正直に自分が志望した大学ではないということをおっしゃって、一つの受け皿として明治大学があったというふうな話を伺って思ったのですが、司法試験そのものがいわば資本主義社会の安全弁みたいな機能を果たしているわけですが、ひょっとすると明治大学も安全弁の役割をそういう意味では果たしているのではないかと思いました。

そういう中で、明治大学の出身者がもし司法試験に受からないようになってくると、これは社会全体にとっても大変に脅威な問題です。やはりいろいろな各層の人たちが司法試験に受かるということがいいことで、大学の序列がもしあるとすれば、それを打ち破るような気持ちで、中村先生ではありませんけれども、法学研究室に負けたくないという、その法学研究室にいた者としては大変光栄な発言がありました。そういう気持ちをもってやっていただきたいということが一つと、それから現状を固定しないで考えていただきたいと。

私も大学三年生の夏休みに、先程いいましたように真っ暗闇な気持ちに陥りました。そこで終わってしまえばそれっきりだったと思うのですけ

れども、やはり突き進みました。人生というのはやはり現状を固定して考えてしまうと、どうしても暗い方向にいってしまうようであります。そういう意味でいろいろな作用、反作用というのは必ず与えてくれるということを信じて、是非この座談会を貴重な材料にしていただければと思います。

伊藤　語り足りないところもあるでしょうけれども、時間がまいりましたので、本日はこれくらいにさせていただきたいと思います。

本日は本当にお忙しいところをありがとうございました。

第四章　明治大学法曹会と法制研究所

明大法曹会誕生の経緯

萩原　剛

一　法曹会規約によれば、「明治大学出身の法曹養成に関する協力」という事項が会設立の目的の中核に据えられている。

昭和三十五年十月、明治大学創立八十周年を記念して設立された旧明大法曹会設立の趣意に「母校翼賛の実を挙げ、法学部振興に寄與し、母校出身の法曹養成に盡力する」ことが謳われているのも同一軌跡上のものである。

二　昭和四十五年秋、母校において本学出身の司法試験合格者の祝賀会が催されたが、その数は寥々たるものであり、このような傾向が此々数年間に亘り続いている現状を打破し、是が非でも年間三十名の合格者を確保したいと強く希望する若手法曹が集まり、その方法を検討することとなった。

三　私は昭和三十一年秋、畏友近藤幹雄君と共に司法研究室を創設し、翌三十二年から同研究室の活動を開始したが、この研究室の開設に係った多くの先達僚友の考え方は、既に実績を挙げている法科特別研究室、法学研究室のような司法試験の受験を志す学生に対し徹底した指導を施す機関を増設することによって学内の志ある者を吸収し、結果として本学出身の合格者を増加させようと言うもの

であった。

司法研究室の創立を契機として法制研究所が設立され、法学研究室、法科特別研究室、並びに司法研究室の三者をこの研究所の傘下に置き連絡を密にすることとなった。

その後設立された駿台法科研究室は、当然のことのように法制研究所の一員になった。また同研究所は、合議の結果各研究室に入室する以前の教養過程にある学生に対し法学に興味を持たせ、基礎的法学教育を施す目的をもって基礎法学研究室を創設した。

このような経過を辿り学内の研究所態勢が確立され、熱意ある関係者の献身的協力を得て各研究室は競って研究生の指導に専念するに至ったのである。

四　それにも拘らずその後の約十年余、昭和四十五年秋、法制研究所主催の合格祝賀会に至るまでの間、従前の状態は維持できたものの遂に合格者三十名の壁を超えることができないまま、焦燥のうちに空しく日子が経過した。

他方学外に眼を転ずると、早稲田、慶応両大学がこの十年余間に司法試験合格者数を飛躍的に増加させて来ている事実は刮目に値するものがあり、就中早稲田大学は法学部のみならず全学こぞってこの点に力を傾注し、その成果を挙げつつあるこの事実は、嘗て斯界の雄と言われた日本大学と好個の対照を見せているのである。

五　前叙の学内研究室の整備充実にも拘らず一進一退が続く現状の中で、これを打破する為には全学挙げて協力態勢をとって貰う以外に方法が無いことを痛感した私は、各研究室の責任者級の弁護士と意見を交換し、大学に対する協力と発言をより速やかにする団体として若手法曹の力を結集した明

大全期法曹会を設立することとしたのである。

昭和四十六年三月荻野弘明、岡村了一、大橋正爾、今泉善弥氏らと第一回設立準備会を開き、名簿の整備、設立趣意書の起案、規約の作成等を行ない、度重なる準備会の結果、同年十月、明大全期法曹会創立総会の案内状を発送するまでに至った。

創立総会は昭和四十六年十一月二十七日山の上ホテルで開催され、出席者八十六名という盛会の中で規約の承認、役員の決定、年会費の確定その他を決議し、代表幹事に荻野弘明氏を選出した。

六　このようにして全期法曹会が誕生したのであるが、翌四十七年六月二日、銀座三笠会館において法曹会活動の一環として水野東太郎、渡部喜十郎、後藤信夫の各先生を招き、「明大法曹の今昔を語る」と題する座談会を催したのであるが、その席上水野先生から「君達は何かと言うとすぐ全期全期と言うが、もう少し経ったら全期以外の法曹は一人も居なくなる。明治大学創立八十年を記念して母校翼賛のために吾々が創った明大法曹会が在り、目立った活動はしていないが、多少の資金もある。それに君達も明大法曹会々員なのだから、この資金もそちらへ移管するから若い人が中心になって昔の明大法曹会を動かしてくれ」という発言があった。気負って全期法曹会を創立した私達、そこに居合わせた者は等しく冷汗三斗の思いをしたことを鮮やかに記憶している。

七　昭和四十八年六月、全期法曹会幹事会を開催、十月に予定されている本年度総会を中止し、明大法曹会と全期法曹会を合併し明大法曹会として再出発する方向を決定した。

昭和五十年一月十三日銀座三笠会館において、旧明大法曹会の水野東太郎、渡部喜十郎、秋根久太の各先生を迎え、全期法曹会を解消し明大法曹会と合併することを確認した。

このような経過を辿り、昭和五十年三月二十日午後五時から、法曹会館において旧明大法曹会と全期法曹会の合併のための総会が開催され、後藤信夫先生を議長として議事がすすめられ、満場一致で新生明大法曹会が誕生したのである。会長に水野東太郎先生を選出し、顧問として野田孝明、小出廉二両先生を推載し、副会長、幹事、事務局人事も滞りなく承認されて議事を終り、祝宴が盛大に行われた。

世話人一同ほっとしたことであった。

八　創業と守成はいずれが困難であるか、両会が一つになって既に十五年、旧明大法曹会創立以来三十年の歳月が流れた。燃えるような情熱のもとに設立されたこの会が果して創立の精神である本学出身の法曹養成に如何程の貢献をし、法学部の振興にどれだけの力を致したであろうか。

創立三十周年記念を迎えるに当ってここに創立の精神を再確認し、組織活動方針を再点検し、大学法学部を通じて大学との意思疎通を密にしつつその覚醒を促し、初期の目的が達せられますよう会員各位のさらなるご協力を乞いつつ與えられた稿に対する責とする次第である。

法制研究所の歴史

山本進一

法科特別研究室と法学研究室

旧制大学当時、明治大学には二つの司法試験受験者のための指導団体があった。

一つは、昭和十五年十月に設立され、同十六年から大学の指導機関として公式にスタートした「法科特別研究室」であり、他の一つは、この法科特別研究室の設立の少し前から当時の法学部教授坂本英雄氏が個人的に受験希望者を指導していた通称「坂研」と言われたグループから発展した「法学研究室」である。

いずれの「研究室」も、当初は、司法試験合格者のボランティア的な指導を中心に、グループのOBや校友篤志家の財政的援助で運営され、大学からは行事のための教室等の配慮を受けるのみで、経済的援助はなかったが、戦後、合格者を毎年出すようになった法科特別研究室には、昭和二十五年頃から多少の予算措置が講ぜられるようになった。

新制大学になって、大学の拡大期を迎え、学生数が急速に増え、両研究室とも多数の室生を擁し、

指導体制も整ってくるに伴い、法学研究室からも大学に向けての財政的援助の要望が強まってきた。そこで暫らくの間は、法科特別研究室主任野田孝明教授の計らいで、同研究室予算の一部を法学研究室の支援に振り向ける措置がとられたこともあった。

法制研究所の発足と司法研究室の設立

昭和三十一年末頃、法科特別研究室のOB受験生のなかから新研究室設立の動きが生じてきた。大学と法科特別研究室の間で、これへの対応が種々協議された結果、大学全体としての試験合格者を増やすためには、少数精鋭主義もさることながら、この際は、受験者を増やすことが急務であり、研究室を増設し、相互の競争を加味することも適切であろうということになり、「司法研究室」の設立を認めることとなった。併せて、これを機会に、法科特別研究室のみならず他の研究室にも大学から財政援助をするために、これらの研究室の連合体として「法制研究所」を発足させ大学予算の窓口とし、右の三研究室をこの法制研究所の傘下において、予算をここで各研究室と協議して配分することとなった。

こうして、昭和三十二年四月に野田孝明教授を初代所長として、法制研究所が発足した。

駿台法科研究室の設立

新制法学部とともに新設された二部法学部にも、昭和三十一年頃から受験グループが生れ地味な活動を続けていたが、右の一連の動きに触発され、大学に対し正式な団体として認めて欲しい旨の働き

かけがあり、昭和三十二年三月、二部生のための特別な措置として「駿台法科研究室」の設立が認められたが、組織が安定するのをまって昭和三十三年四月から、これも法制研究所の構成員となった。なお、余談ながら、法制研究所では各年度の予算を前年度の合格者数の実績を重視して配分していたが、二部生のための駿台法科研究室からは、環境上なかなか合格者も出難いであろうとの考慮から、当時の長谷川太一郎理事長の計らいで、同研究室には、当初、少額ながら別枠予算が組まれた時期があった。合格者が出難いにしても、受験勉強をすることは二部の発展のため意義のあることだということであった。

基礎法学研究室の設立

法制研究所の新体制のもとで各研究室の活動が活発になるにつれ、一、二年次生からも研究室に参加するものが増えてきた。その結果、これらの学生は、和泉に在籍しながら神田の研究室の行事に出るため、授業への出席が不規則にならざるをえない。このため、和泉担当の教員から「和泉学生の基礎的勉学の雰囲気を壊す。基礎的学力も不充分な状態で司法試験の受験勉強に熱中することは、法学部教育の立場から好ましくない。」との批判が聞かれるようになった。

研究室の側からは、一、二年次生を早くから受験体制に入れて鍛えなければ合格者は増えない、との真剣な声もきかれたが、学部からの右の声も無視することができない。そこで、一、二年次生には授業を受けながら受験準備もできるようにしようということから、昭和三十四年四月に、和泉に法制研究所本部の直轄機関として「基礎法学研究室」を設立し、そこで将来の受験のための基礎的な科目

（憲法、民法、刑法）を鍛えることにすると同時に、神田の各研究室は、和泉の一、二年次生を室生として採らないとの申合せを行った。

こうして、基礎法学研究室の指導員には、神田の各研究室から分担して出したり、法学部の若手教員に担当してもらう等いろいろと対応してきたが、いまひとつ評価が冴えず、神田の各研究室からは、やはり早くから神田のきびしい雰囲気のなかで指導しなければ、との意見が次第に強くなり、いつしか前の申合せに対して二年次生は受け入れてもよいとの妥協ができてしまったようである。

現代法研究室の設立

右のような動きと並行して、昭和三十四年頃から法学研究室のＯＢ受験生が集合して新しい研究室を作ろうとの動きが生じ、同年四月頃から「法曹研究室」として非公認ながら活動を始めた。そして、昭和三十五年四月から「法窓研究室」として法制研究所に参加することが認められた。同研究室はその後（昭和四十四年）、「現代法研究室」と改称した。

こうして、法制研究所は、神田地区の法科特別研究室、法学研究室、司法研究室、駿台法科研究室、現代法研究室の五研究室と本部直轄の和泉地区の基礎法学研究室から構成されて現在に至っている。

合同答案練習会（四研究室）

法制研究所ができるまでの法科特別研究室、法学研究室は、いずれも研究室出身の少数のボラン

ティア活動で指導が行われていたので、指導員は司法修習を終了して判・検事に任官したり弁護士となっても本務に支障がない限り、指導を継続することが珍しくなかった。しかし、法制研究所となり合格者が毎年継続して順調に出ているうちに、いつとはなしに各研究室とも、指導員の主力は新規合格者で修習一年の終了までという慣行ができてしまったようであった。そして、合格者数が低迷し、修習生の任地が地方に分散される傾向が強まるにつれて、各研究室とも指導員不足の状況が生じ、これが指導態勢の弱体化をもたらし、合格者数の伸びなやみに繋がるという悪循環を生むようになった。

このため研究室によっては、他大学出身修習生の協力を求めるということも行われたようだが、昭和四十八年十月頃からは、法科特別研究室を除く神田地区四研究室の間で答案練習を合同で行い、共同で答案講評等も行うとの試みがもたれるようになった。これは、各研究室による指導態勢のアンバランスを補うと同時に、問題の作成・講評等の労を合理化し、併せて多数の答案を比較する機会ともなり、かなり有効に機能するかと思われたが、この制度は、十年を経て昭和五十九年三月で打切られた。その理由については必ずしも明らかではないが、この制度の運用の過程で研究室と室生との間の絆が弱くなるとともに、室生のなかに学外のより密度の濃い答案練習会に加入して合同答案練習に参加しない者が増えてきたこと、少数の指導員に運営上の負担が集中するようになってしまったこと等がその原因といえるのではあるまいか。

この制度が廃止され、再び各研究室は独自に指導を行う従来の体制に戻るに至ったが、これによって四研究室の指導が特に強化されたというわけではなく、その後の四研究室においては、室生の学外

の答案練習会への参加と研究室行事の共存という新しい活動体制が生まれつつあるかのように思われる。

法制研究所の大学機構内での位置付け

法制研究所は、現在、法人直轄の機関となっている。室生には法学部に限らず全学部からなれること、在学生よりもむしろ卒業生が多数を占めていること、直接の指導員は専ら各研究室のOBに委ねられ、研究室の運営もOBの組織の協力が大きな力となっていること、この体制を維持してゆくためには各研究室の自治的運営を認めることが必要であること、これらのことを法学部が肩代りするとなると学部は大きな負担を背負い込むことになりかねないこと等がその主な理由である。

しかし、実際のところ法人サイドには研究室の実情を把握することも、これをどう改善したらよいかを判断することも充分にはできない。そのため、予算を決定するにも、果してどのような予算措置が適切かの判断に迷っているのが実情である。法人も、合格者数の現状を満足すべきものとは考えていない。しかし、法制研究所の現状をそのままで予算を増額しても、それが合格者増に有効に結びつくとは考えていないようである。確かな新規計画の提案を期待しているといってもよいであろう。そのため、これまでに度々法制研究所を教学（大学）サイドの所管に移して、この辺のことを検討させようとしてきた。しかし、その都度法制研究所からの強い反対で断念してきたのであった。

そのため、ここ十年程は、法制研究所の予算は据え置かれ、理事会は、その代りに法学部に司法試験対策の特別予算をつけて対応してきている。だが、この学部への予算が果して合格者増に結びつく

ように適切に使われてきたであろうか。

何といっても、合格予備軍の宝庫は法制研究所である。この研究所との緊密な連繋のもとで有効な行事を計画し実施してこそ、この予算が生きてくると思われるが、従来、このための両者間の協議がどれ程行われてきたことであろうか。この辺の諸情況の打開が、当面の法制研究所にとっての大きな課題であるように思われてならない。

法科特別研究室の歴史

荻野弘明

創立

法科特別研究室（以下特研と略称する）が誕生したのは、昭和十五年十月である。

昭和十五年度の高等文官試験司法科試験に合格した酒井亨氏（昭和16卒）が、司法試験を志す学生がお互いに知識を交換し扶けあって勉強できる環境作りをして卒業したいと考え、当時の明大総長志田鉀太郎教授や野田孝明教授に相談し、駿河台校舎の四号館（校友会館のあるところ）に小さな部屋を一室貰って、野田教授が主任教授となり、「法科特別研究室」と命名して産声を上げた。

設立の精神

昭和十六、七年頃、野田先生の学友で、弁護士の水野東太郎氏（東京弁護士会長、日本弁護士連合会長、明大の理事長などを歴任された明大の大先輩である）が、当時明大予科に在学中のご子息を病気で亡くされ、ご令息のためにお使いになる筈の学費を何か有意義に役立てたいとお考えになり、野田教授にご相談なさった結果、これを法科特別研究室に寄附され、これを若い有能な学生たちの教育に使おう

ということになり、このご寄附によって研究室が運営されるようになった。

野田教授は、この水野先生の親の愛が設立の精神であると述べられている（法科特別研究室紀要、創刊号）。

特研の理念

特研が、法曹を目指して勉強する室生の指導を目的としていることは勿論である。しかし、それだけではない。

室生は、法律の勉強ないし司法試験の受験勉強を通じ、互いに切磋琢磨し、学力の向上と人格の陶冶をはかり、立派な社会人として活躍できるように育っていくことが真の目的である。

室生の中には、司法試験に合格する者も、あくまでも合格を目指して勉強する者もあれば、在学中に試験に合格しないで大学卒業と共に研究室を去っていく者もあるが、特研を去った後も、特研で学んだことを生かして立派な社会人として社会に貢献し、活躍できるようにすることが、特研の真の目的とするところである。

従って、特研は大学の教育機関であって、司法試験受験予備校とは本質的に異なるのである。

大戦前の実績と大戦による閉鎖

第二次大戦前の研究室の実績は、司法試験合格者が昭和十六年度一名、昭和十七年度三名、昭和十八年度四名であり、設立間もない研究室としては可成り優秀な成績であった。戦前は、特研にも韓国

からの留学生が可成り在室しており、この中から李炳夏（二期）、林秀成（二期）、任甲寅（三期）の三氏が司法科試験に合格している。韓国留学生は、大戦後、それぞれ母国において法曹の道を進み、法務大臣、大審院長、検事総長といった顕職につかれた方々が何名かおられる。

しかしながら、昭和十八年十二月学徒動員が行われ、昭和十九年度の司法試験は中止となった。

戦後の再開

昭和二十年九月明治大学が再開され、特研も同年十二月から本校四号館で再開されることになった。戦後の特研の再開には、戦前に入室した特研六期生の山本進一教授のご努力によるところが極めて大である。山本教授は何れは司法試験も再開されるであろうと見通され、特研四期の石渡満子、五期の山本清子らの諸氏と受験勉強を始め、当時は指導員もいない状況であったから、その頃仙台で検事をしておられた三期生の宮原三男氏に答案を送って採点して貰うなどして、昭和二十一年十月に再開された戦後最初の高等試験司法科試験を受験したということである。そして、石渡満子、山本清子、山本進一、手塚誠らの諸氏が合格した。

ついで、昭和二十二年度九名、昭和二十三年度五名、昭和二十四年度十一名の司法試験合格者を出し、特研は着実に発展を続けてきたのである。

ちなみに、昭和二十二年度の合格者には、本学の宮崎繁樹教授（八期）、札幌高裁長官をされた野田愛子氏（九期）、昭和二十四年度合格者の中には鈴木俊光法学部長（私も昭和24年度合格者）、昭和二十五年度合格者には玉田弘毅教授、昭和二十六年度合格者に保住昭一教授などがいる。

戦後の特研の指導理念

戦後再開された特研の指導面において、また運営面において最も指導的役割を果たしたのは山本進一教授である。勿論、特研二期の宮川仁、三期の宮原三男、四期の石渡満子氏らが側面から援助された功績もわすれてはならない。

山本教授は、昭和二十二年十一月に室則を制定したが、特研の目的ないし理念として、野田教授の考えておられた特研の理想像を受け継ぎ、研究生は法律学の勉強、研究を通じ、ないしは司法試験の受験勉強を通じ、互いに切嗟啄磨し、学力の向上と人格の陶冶をはかり、研究室の上位にある者は自然にというか、当然にというか司法試験に合格する。すなわち、研究生の学力の水準を高めることを第一の目標とし、上位の者は自然に司法試験に合格する。いろいろな都合で、司法試験の勉強をあきらめて社会に出ていった人も、一年とか二年とか研究室で勉強した人は研究室の先輩として将来交遊を継続していくというかたちを、室則で定めたのである。

特研の大学内における地位

第二次大戦後、特研が再開されたが、当初は財政的には依然として水野氏その他の校友先輩のご援助を得て運営されてきた。そして、昭和二十四年度の司法試験に十一名合格の成績をあげたので、その翌年あたりから当時の理事長阿保浅次郎先生のご理解を得て、二十万か三十万円の予算がはじめて頂けるようになったと記憶している。



1988年夏、室生と指導者との合宿。群馬県猿ケ京温泉で。

特研が主に法学部の学生、卒業生を対象とし、司法試験受験の指導を行っている関係で、法学部所属の団体と理解されがちであるが、そうではなくて、野田教授と阿保理事長とが話合われて、特研を法人直属の機関として、法人の直轄下に位置付けたのである。従って、法学部に所属する機関ではないということをご留意願いたい。特研を法人直属の機関とした理由は、特研は、法学部の学生が主体ではあるが、法学部の学生ばかりではなく、商学部の学生も、政経学部の学生も対象とする。更に、在学生ばかりでなくて、卒業生も対象とするので、こういう研究生を一括して管理するのは法学部長ではちょっと行き過ぎではないか、少なくとも適当ではない、ということで、やむを得ず学校法人明治大学の直轄ということにしたということである。

法制研究所の創立と特研の地位

ところが、昭和三十一、二年頃、萩原剛君（特研十

九期）ら当時の特研の古手の研究生が中心となって、特研とは別に研究室を設立する動きがあり、水野東太郎氏を動かして司法研究室を設立した。これを契機に二部の学生を対象とする目的で駿台法科研究室とか、現在の現代法研究室とか新しい研究室が次々と設立された。また、坂本英雄教授（刑法）の私塾のようなかたちで従来から存在していた坂本研究室も法学研究室と名を改めて存在を主張するに至った。これらの研究室は、当然のことながら予算の分配を求めてきたのである。

特研が大学から受けていた予算は、過去の大きな実績と野田教授のご努力によって認められてきたもので、これを全く実績のない新しい研究室に分配することについては、特研関係者の抵抗感が無かったわけではない。しかし、野田教授や宮原教授、山本教授が、大局的見地に立って、司法試験合格者が殖えるならば結構なことだということで、昭和三十二年四月法制研究所を設け、特研をはじめ司法研究室、駿台法科研究室等の各研究室を法制研究所に所属させることとし、法制研究所が学校法人明治大学の直属の機関ということになったのである。従って、特研は、大学直属の機関から法制研究所所属の一研究室に格下げとなったのである。新しくできたばかりで全く実績のない研究室も、すぐに大学の予算を使えるようになったのは、特研がそれまでに多くの実績をあげて、予算も年々増やして頂いてきたからで、特研の功績は自負してもよいものである。いわば、特研は法制研究所の原点であり、中核でもあり、それなりに実績を挙げていかねばならない宿命を負っているともいえる。

法制研究所が設立され、野田教授が初代の所長に就任し、特研の主任教授には宮原三男教授が就任した。

研究室統合問題

私は、昭和三十七年十二月、野田教授の厳命で特研の主任に就任した。

私の主任在任中、二回程、法学部から、法制研究所の各研究室を統合してはどうか、と勧告されたことがある。一度などは、当時の法学部長松岡三郎教授はじめ数名の教授（殆ど研究室の主任ではない教授だったと記憶している）が出席し、法学部教授会の意向として、法制研究所の各研究室を統合し、法学部の監督指導下に置き、法学部の教員が積極的に指導に臨むと言ったような方針が提案されたことがあった。各研究室とも、こぞって研究室の統合に反対した。特に、駿研の二宮充子さんがもっとも強硬に反対したのを記憶している。

教授会に加わっていない研究室の主任は私だけであったから、私は法学部の教員諸公に対し、専任教員が積極的に指導に臨まれるのはまことに歓迎するところであるが、法学部が直接受験指導を行なうのは問題があるのではないか、法学部は司法試験の受験指導のためにのみあるのではないから、これに相当のエネルギーを費やすことは難しいし、これを快く思わない教授、学生、校友の反発を招くおそれがある。専任教員は、本来の研究活動と学生の指導に専念し、必要に応じて受験指導を行なうことが最善である。受験指導には、一般学生に対する指導とは異なった面もあるので、法学部以外の機関が、受験指導に適した指導員を確保して行なうべきである、といった趣旨の説明をして反対した。

私の説明に対し、出席の教授諸公は快く理解を示され、この問題は白紙撤回された。研究室が法学部に所属するようになると、教授会の動向がもろに研究室の運営に波及することとなり、望ましいこ

とではない。

合同プラン

和田英夫教授（憲法）が法制研究所長のとき、各研究室の合同プラン問題があった。これは、各研究室の室生が同一のプランで答案構成を行ない、各研究室の指導員が自己の研究室の室生のみならず他研究室の室生の答案も採点するという方法である。少なくとも答案構成に関しては、研究室を統合したのと同一である。和田先生から私に対し、特研の参加を求められた。合同プランに参加したとしても合格者が増加する保証はなく、むしろ合格者が減少するおそれがある。現に、特研のプランで毎年何名かの合格者が出ているのに、あえて危険な道を選ぶわけにいかないので、これに対する参加はおことわりした。この選択は、結果からみても正しかったと思う。当時の責任者の岩佐直径君は、合同プランに参加している研究室は受験組の合同プランに追われて、非受験の若い研究生に対する基礎的な指導がおろそかになることを警告していたが、これは卓見であった。

歴代主任及び責任者

特研の初代主任教授は野田孝明教授（昭和16年10月～昭和32年3月）である。野田教授が法制研究所長に就任したので、二代目の主任教授には宮原三男教授（昭和32年4月～昭和37年12月）が就任した。私は昭和三十七年十二月、三代目の主任となり、昭和五十九年十二月、法制研究所長に就任のため特研の主任を退任した。その後は、新井泉太郎君（特研第三十三期）が特研の主任に就任して現在に至ってい

る。

特研の室則が制定されてからの初代の責任者は山田直大弁護士である。その後、私、鈴木俊光教授、玉田弘毅教授が責任者となっている。宮原教授の主任時代の責任者は、新井藤作弁護士、大下慶郎弁護士の両君である。

大下慶郎君は、私が主任となった後も責任者をつとめ、その後、新井泉太郎弁護士、故小林和夫弁護士、古川祐士弁護士、岩佐直径弁護士、田中等弁護士の諸君が責任者をつとめてくれた。

新井泉太郎君が主任となってからは、田中等君、及川健二弁護士が責任者をつとめている。

特研として特記すべき成績

昭和二十四年度の司法試験で十一名の合格者があってから、暫く十名以上合格者がでることがなかったが、昭和三十九年度は十五名の合格者があった。このうち、三年在学中の者二名（森田倩弘、鈴木航児）、四年在学中の者二名（土田吉彦、湯浅勝喜）があった。

昭和六十二年度に十四名が合格したのが、これに次ぐ成績である。昭和六十二年度は、明大全体でも三十二名の合格者があり、はじめて合格者が三十名を越した年でもあった。

むすび

特研は創立以来現在も、特研独自の答案構成（練習）及びゼミを行なっている。特研の答案構成及びゼミに真面目に参加する室生は一、二年のうちに司法試験に合格できるという目標で行事が設定され

ている。現に、予備校に通わなくとも、特研の行事に参加するだけで司法試験に合格する室生も少なくない。室生に対し、特研の行事を信頼させ、参加させることが、特研の存続上極めて重要であることを付言する。

特研は平成元年十一月、創立五十周年を迎え、盛大に祝賀行事を行なった。五十年間にわたる特研の歴史を、限られた枚数に表わすのは困難と思われたので、特研出身者以外の人達にも是非知っておいて頂きたい事項を、重点的に取りあげて特研の歴史とした次第である。

なお、私の記憶に基づく部分も可成あるので、細部において記憶違いの箇所もあるかも知れないが、この点はご容赦願いたい。

法学研究室の歴史

草創の時代

関野昭治

一　明治大学本館中庭に図書館があり、その二階が自習室となっていて、ここが当時高等試験司法科試験の受験勉強に勤しんでいた真面目な学生達の根城となっていました。

この自習室の入口の向かって左側にあった十坪たらずの空室が、我が愛する法学研究室の発祥の地であります。

昭和二十二年秋頃と思いますが、この自習室で毎日顔を合わせる法学部の学生や、専門部高学年の学生達が、休憩時間に自習室を出た廊下にたむろして生意気な法律論を展開したりしていた折、気の合った仲間で研究室を創設しようではないかという意見が出ました。

二　早速有志を募ったところ、約二十名の希望者が集まりましたが、第一に問題となったのは研究室の根拠地としての部室の確保でありました。



昭和33年度法学研究室春期入室歓迎会。

丁度先程申したように自習室入口に向かって左側の小部屋が物置のような状態でしたが、空部屋になっていたので、この部屋を大学に無断で拝借して入り込むことにしました。

第二の問題は研究室としての指導体制をどうするかということであります。

戦前から明大には坂本英雄教授が主宰、指導し多くの合格者を送り出していた坂本研究室がありましたので、この坂本研究室出身者を指導員として招聘しようということになりました。

早速同研究室の出身者である馬橋隆二先生（最近まで大宮市長を務められ現在弁護士で活動されている）や竹田実先生（当初より弁護士活動をされている）、当時横浜地裁判事をされていた新井先生（名前は失念しました）に交渉して、指導員を承諾していただきました。

第三の問題は研究室の主任教授を誰にお願いするかということでありました。

種々と意見がありましたが、人格、識見は当然のことながら、受験生を暖かく見守ってくれるだけではなく、気安く、研究室に来ていただけるような教授ということで、川添清吉教授にお願いしてみようということになり、おそるおそる陳情に上がりましたところ、快くご承認をいただけたわけです。

また小出廉二教授にも研究室創設の趣旨をご説明申し上げたところ、好意的に協力を約束していただきました。

三　このようにして「法学研究室」がスタートしたのですが、受験生らが自分のための環境づくりのため研究室をつくり、仲間を集め、苦難の中から出発したという法学研究室の草創期の歴史は特筆すべきであると信じます。

昭和二十三年春には研究室生の公募をしましたが、多数の入室希望者が集まり、口述試験で入室者を選定したような状況でした。おそらく、研究室の創立の経過に賛同し、受験の熱意に感動してくれたことが原因ではないかと、感激し合った次第です。

そして昭和二十四年度には早々と合格者を出したわけですが、法学研究室の最初の合格者は、金田泉弁護士、井上義男弁護士、私（以上第四期）であります。私の記憶しているところでは斉藤義夫弁護士（第五期）、苅部侯雄公証人（第六期元検事正）、河野博公証人（第七期元検事正）、金井猛公証人（第七期元検事正）、安間喜夫判事（第七期）という具合に続々と合格者を送り出し、華々しい実績のもとにスタートしたのであります。

法学研究室の輝ける一時代

大橋正爾

私が志を抱いて法学研究室へ入室したのは、昭和三十年大学三年生の秋のことでした。

当時の私には、本学に研究室が幾つもあるとは露知らず、入室手続を済ませた後、法学研究室とは自習室脇にある元喫煙所だということに気付き、何とも詫しい気持ちに襲われたものです。

法科特別研究室へ入室した友人達は、休憩室・自習室・ゼミ室・図書室のある恵まれた環境で受験生活を送っているというのに、裸電球が一つだけブラ下がっている母室の光景は、何とも頼りなく心細い限りでした。

その頃の母室は低迷期とでもいうのでしょうか、合格者とて数少ないうえ、研究室運営にも問題があった様子でした。

そして、退室したり除名された後試験に合格した人達を呼び戻し、それらの人達の指導を仰ぐ有様だったのです。

そのためでしょうか、研究室の雰囲気は何時も暗く淀んでおり、徒に室歴の永い人達が滞留するばかりで、新参者の私達は旧陸軍か運動部的な空気を感ぜざるを得ませんでした。

そんな現状でも主任の川添先生は、私達に毎週必ず民法ゼミを行なってくださり、感謝に堪えない次第でした。

同時に入室した私達は、特研に追いつけ追い越せという気概だけは、誰にも劣るものではありませんでした。

入室して一年程後、岡村指導員に伴われて研究室委員の渥美君と私や多くの室生達は、長谷川理事長・評議員会議長、総長・学長・学部長・院長の諸先生方の御自宅へ、大時代風な巻紙に筆書した嘆願書を持参して、設備改善の陳情を繰り返しました。

学生運動に似たような点もありますが、いわゆる「学生運動」なるものとは全く異なり、礼節を失わない請願に徹したのです。

私達は、勉強時間を割いて歩き回ることにためらいも覚えましたが、こんなことをして自分が合格できなければ赤恥ものだと考え、余計勉学に励むことにしたのです。

そのような陳情の結果や、大学当局にも研究施設を拡充して合格者を増やすという機運のありました折とて、各研究室を統括する法制研究所が設立される運びとなりました。

研究所の設立とともに、法学研究室および新規に設立された司法研究室は、特研と同じような予算と設備を御配慮いただくことになり、私達も燃え立たざるを得ませんでした。

同じ秋に入室した十二人の仲間達は、申し合わせをしまして大晦日・元旦もお盆も無く机を並べて勉学に励みました。

卒業と同時に受験を止めた人達を除き、早い遅いの違いはあっても合計六名の受験生が全員合格し

たのですから、私達も随分頑張ったものだと存じます。

昭和三十三年には、法学研究室も多数の合格者を出すことができました。

私達新指導員は、心機一転毎年多数の合格者を出せるような、明るい分かり易い研究室の雰囲気造りに励みました。

熱意のある研究生を求めて、ガイダンスのため和泉校舎や短大に出向いたことも、随分多かったように思います。

信濃学寮における夏季合宿では、毎日午前中はゼミを実施しましたが、指導員の熱意と研究生の気力が合体し、今思い起こしましても充実した素晴らしい合宿だったと記憶しております。

成績の良くない年の赤倉の合宿では、指導員の寄付したお酒を受験生にシコタマ注入して、彼らを元気付けることもいたしました。

当時の母室には、涙をこぼしながら語る受験生の悩みに耳を傾ける指導員達の姿も多かったのです。

当時の法学研究室という団体は、実に人間の臭いと汗に溢れていたのでした。

新進指導員達の協力と気力ある研究生の努力により、以後毎年コンスタントに多数の合格者を出すことができました。

私たちは、老舗研究室の看板に恥ずかしくない実績を残すよう責任感に溢れていましたし、そうした気持ちの結果は、ジャイアンツにも比せられるような特研を、一度は追い越すまでに至ったのです。

こうして母室は、昭和三十三年から四十年代に掛けての一時代を、「黄金時代？」として経験できたのですが、こういう状態を永続させるということは、仲々至難なことであります。

伝え聞く現在の母室は、確かに老舗の看板を抱える者として恥ずかしい成績のようであります。

でも現場の若い指導員達は、皆それぞれ一生懸命に指導しているのです。



1990年夏、バーベキューで勉強の疲れをいやす室生。山梨県西湖で。

しかし研究生の指導やその合格というものは、少数の指導員の手でできることではありませんし、比較的多数の現場指導員とそれを支える先輩指導員達の無私な協力および教員の方々の適切な御指導というチーム・ワークが、絶対に必要かと思えるのです。

先輩指導員は、若い学生達にコモン・センスやリーガル・センス、社会への希望や夢と癒やしを与えるべきであります。

たまには一緒にビールでも口にしながら、彼らと人生を語ることも必要でした。

かつての指導員達は、不安と苦悩にあえぐ受験生に、こうして時間を割いたものであります。

現場の指導員達は、研修所の帰りには足まめに研

究室に立ち寄り、地に付いた木目細かな指導をして欲しいと存じます。

教員の先生方には、学会では現在何が何のため問題視されているのか、巨視的な立場からの指導もお願いしたいところです。

現在の受験界には、有料の予備校的な施設が多く、大学の研究室で指導員が行なう指導では不充分だと考える人もおります。

でもそれら有料の場所は、所詮自分の基礎的な力を付ける場所ではありません。

いくら小手先のテクニックやポイントなるものを教えてもらいましても、その前に基礎体力や応用能力が欠けていたのでは無意味です。

多数の合格者を出すことのできた時代の母室では、受験生に知識を与えるということよりも、彼ら自身にヤル気と自信を植え付けることに主眼があったように思えます。

与えられた詰め込み勉強しか知らない学生達に、論理的に物事を考えることの大切さを指導し、貧困な国語力を気付かせるためテニヲハに至るまで答案を添削したものでした。

研究生達と一緒にする野球試合は、実に楽しいものでした。

この日ばかりは、和泉校舎のグラウンドで一切の勉強を忘れて汗を流し、試合後はビールで乾杯しながらまた明日の勉学を誓うのでした。

明るい笑顔で白球を追っていた研究生達から、何人もの合格者がでているのです。

スポーツも、頭を使って工夫いたしませんと上達しませんのは、勉強と全く同じです。

最近は予備校的受験や管理的スポーツが流行るようですが、それには味も素気もなくて深みが感ぜ

られません。

勉強もしない「受験生」が論外であることは勿論です。

努力する受験生と手助けする指導員。

自主的・自発的な勉学やスポーツ。

一時代の母室は、そのようなものを求めていたとでもいえましょうか。

高校時代には、詰め込み勉強よりはスポーツに熱中していた学生の中に、却って光る素材が埋もれていたのです。

時代も試験の傾向も変わったと考える向きもありますが、最近の試験問題特に短答式の問題をみますと、基本的概念の正確な把握とその論理的処理が求められています。

瑣末な知識の集積で合格できないのは、昔も今も全く変わりありません。

その意味では、かつての母室における基本的概念の内包と外延の正確な把握に徹した指導は誤りではなかったと申せます。

昭和五十年代以降の母室は、いわば低迷期にあるようですが、目下現場の指導員達は何かと腐心しておられる様子です。

私達先輩指導員も、彼らの邪魔にならぬようなお手伝いをさせていただき、昔日の栄光を呼び戻したいと存じます。

司法研究室の歴史

創設期から合同答練開始の頃

渋田幹雄
山下善久

司法研究室は昭和三十一年十月から三十二年四月にかけて創設された。

創設者は萩原剛、近藤幹雄の両先輩であった。両氏は昭和三十一年十月下旬頃から新研究室の設立構想を固め、情熱的かつ精力的に各方面への働きかけを行った。明大法学部出身の合格数が衰退していく状況をみるにしのびず、後進の指導のために新研究室を創立する決意を固めたということである。

両氏は小出先生、和田先生その他に働きかけ、賛同を得て創立を実現させたとのことである。

昭和三十一年十一月十日に創立総会が開催された。これには小出先生、鈴木俊光先生、萩原、近藤両指導員、受験生、室生らが参加した。当初の在籍者はいわゆるゼロ期と呼ばれていた受験生（大渕、

利穂、坂巻、藤枝ら十四、五名）と法律問題研究部のメンバー（渋田、長谷川ら六、七名）などであった。受験組の人々はほとんど真法会に参加し、非受験組が萩原、近藤両指導員により、その都度大学の教室を借りてゼミや答練をやっていた。

昭和三十一年十二月二十五日、第一回の忘年会が行われ、小出、和田両教授、多数の先輩指導員、受験生、室生がこぞって参加し、盛会であった。

しかし、部屋がなくては研究室の存亡にかかわるとの創設者の考えで、翌年にかけて精力的に部屋の確保のための運動が展開された。

萩原氏らは水野東太郎先生や長谷川理事長などに懇請し、記念館四階の雄弁部の隣室を獲得した。

昭和三十二年三月中旬、和田先生、鈴木先生が大学側から指導にあたることが決まり、名称は「司法研究室」ということに確定した。

昭和三十二年四月十四日、新研究室に中沢守正先生の筆になる「司法研究室」の看板が掲げられ、設備などもととのって、名実ともに研究室が発足した。なお、この年三月には第一期生が入室している。

昭和三十二年四月十四日法制研究所の初会合があり、研究室の予算が配分された。

主任教授になられた和田先生は室生に対し「当研究室はこれまでにないユニークな存在として誕生した。室生の自覚と自立性、指導員の熱意によりどんなバッドコンディションでも合格できるような実力を身につけてほしい。仮に合格しなくても他の分野で在室したことが生かされるような勉強をしてほしい」という意味のことをのべておられた。

新鮮な雰囲気と指導員の熱意のお陰で室生は伸び伸びと研究生活を送ったものである。

そして、昭和三十三年度の合格者は七名を出すことができた。この中には研究室のゼミと答練だけで合格した在学生が二名いたのでさらに室生の意気が高揚したものである。

昭和四十六年になると、司法研究室が創設されてから既に十五年を経過し、合格者も六十名を超え、また創設者の精神も先輩から引き継がれて、室生一同、他の研究室と一種違った雰囲気で伸び伸びと受験勉強に励んでいた。

当時の司法研究室の受験生体制は現在と同様、期ごとにプランを作成し、そのプランに基づいて原則として土曜日にゼミ、日曜日に答案練習を行っていた。

しかし、入室後三年以上経った受験生の大多数は、研究室内部で答案練習をするのではなく、外部すなわち中央大学の真法会等に参加していたのである。

昭和四十八年秋に特研を除く四研究室で合同答練がスタートした。その経緯について一言を触れると、過去十年来の懸案事項であった「合格者三十名の壁を突破する一方策として法制研究所所属の五研究室で合同して指導する方法はないか」との問題提起を、昭和四十七年度の合格者が中心となって検討し、当時司法研の合格者が多かったこともあり、合同答練発足の原動力となったのである。

その内容は、すべての受験生が合同答練に参加できたのではなく、受験組と非受験組とに分かれ受験組のみが合同答練に参加し、非受験組は従来通り研究室の内部のプランに基づく答案練習をなすというものであった。

合同答練スタートまでは研究生同士で、しかも人数も十余名での答案練習であったため、刺激もなく漫然と参加しているだけの時もあった。

ところが、合同答練は四研究室合同で、百五十名以上の受験生が答案練習を行い、しかも毎週成績が発表されることから、刺激となり、受験生同士の競争を生み、良い結果をもたらした。

しかし、反面、一番大切な入室時の研究生の指導が万全ではないため、当初は合同答練からの合格者が多かったものの、徐々にマイナス面が目立ちはじめ、司法研究室も冬の時代を迎えることになった。

ここ数年、ようやく合格者を多数出せるようになり、昔の研究室らしい雰囲気になってきた。

その間、大変な努力をしてくれた責任者、指導員に心から感謝する次第である。

研究室移転の頃

房川　樹芳

昭和五十九年一月から同六十二年一月までの三年間、司法研究室の責任者を任されておりました。また、いずれも埼玉弁護士会の石河秀夫先生、池本誠司先生に副責任者になってもらい、三人の責任者体制でした。

私が選任される以前の三年間の研究室の合格者状況は、昭和五十六年はゼロ、同五十七年は四名、同五十八年は二名ということで低迷を続けておりましたので、これを何とかすることに専念しようと

思って引き受けたわけです。ところが、もっと大変な事態が起こるとは夢にも思いませんでした。

昭和五十九年四月二十七日に、大学側から法制研究所に対し正式に元大学院のビル（現在の研究室）への移転の話が持ち込まれ、法制研究所で協議し各研究室でも移転は止むを得ないということで、あとは部屋割の問題に焦点は絞られて協議をしました。

五月三十一日に第一回の協議をしたところ、法制研究所の事務局側の提案は、各研究室平等の原則から各研究室は三部屋ずつ割当て、残りを事務局一、会議室一、共同ゼミ室三、というもので、共同ゼミ室の利用について次回協議をすることになりました。

六月七日、二回目の会議に臨んだところ、事務局は突然前の提案を撤回し、新提案をしてきました。それはなんと会議室と共同ゼミ室の三部屋は特研と法研と駿研に割当てるというものでした。つまり、特研・法研・駿研は各四部屋で司法研は現研と同じ三部屋という案でした。どうしてこんな案がのめると思いますか。猛烈に反論しましたが、事務局の根拠は共同ゼミ室の管理が難しいので、すべて各研究室の専属の部屋にしたい。その場合現況の各研究室の占有面積割合に近いものにしたいというものでした。特研・法研・駿研は当然事務局案に異存はなく、現研も室生、合格者数が少ないこともあって他より部屋数が少ないことは容認する方向にあり、反対するのは司法研だけで、多勢に無勢、一時は押し切られそうになりましたが、とにかく続行になりました。

その後、研究室に戻り先輩達にも相談しすぐ抗議文を作成し、さらに顧問の鈴木俊光先生にも、司法研が特研・駿研・法研より少ないのは納得できない旨お話して、最後は各研究室の顧問の先生達の協議までして戴きました。その協議は山の上ホテルで行われましたが、研究室生も動員して協議会場

のまわりで鈴木先生の応援をするという事態にまでなりました。

ここで譲ったら、これから何十年間かこの部屋割が固定されてしまう。これまで司法研の面積が狭くて劣悪な環境を強いられていたわけだからここで改善しなければ室生の不満もつのる。また室生も指導員達の手綱を見ているから、ここで破れると今後の指導にも悪影響がでる等々、必死でした。

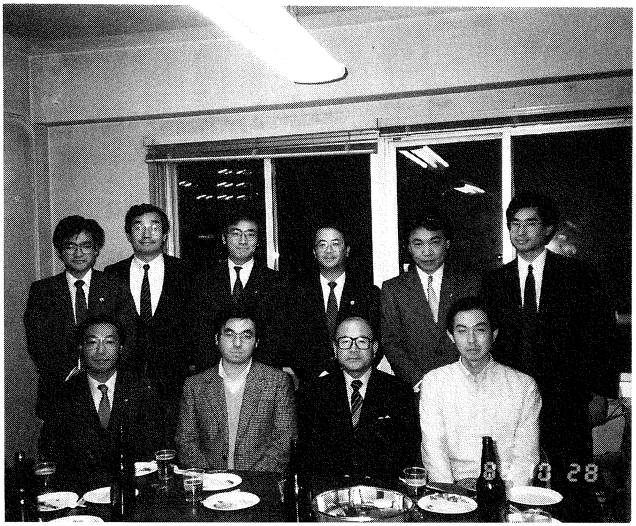

1988年10月28日、司法研究室ゼミ室での最終合格者合格祝賀会。

しかし、ただでさえ、合格者が少なくその指導体制の改善等につとめたいのに、なんでこんなことで苦労しなければならないのかと思うと非常に腹だたしかったですね。しかし、そんな思いが通じたのか顧問会議では、ようやく各研究室平等の原則が確認され、事務局の案は改善することが決まりました。

その後、色々検討しているうちに妙案が出て、同一フロアで法学会が使用することになる部屋二部屋のうち一つを譲ってもらうことになり、それを司法研にも与えることで、現研を除く四研は四部屋ずつ割り当てられることになり司法研も納得し、この部屋割問題も七月の初めにようやく片付きました。この問題には落ちがありまして、四研の四部屋は大きい部屋二、小さい部屋二の割り当てでしたが、事務

局の部屋として割り当てられた大きい部屋を事務局が小さいので良いと言い出し、司法研の小さい部屋と交換したため、結局司法研がわずかですが一番面積的に広くなってしまいました。そうして十月十九日に移転となり研究室生総出で現在の所へ引っ越してきたわけです。そんな騒動がありましたが、昭和五十九年の合格者は司法研は明治全体の十六名中三名でした。

私の責任者の頃は、研究室の入室希望者が少なく、募集しても数名しかこないこともありました。まず室生がこないと合格者なんか増える筈もなく、短大はもちろん、文学部や経済学部などにもビラ・ポスターをはって募集し、他の研究室から「そこまでしなくとも」と言われたりもしました。研究室内のゼミの体制も苦労しましたが、三年目にとり入れたのは、駿研方式で、合格に近い者は研究室のゼミには出席しなくてよいが民間の答練に参加してもらい、そのかわりその答案を指導員が再度チェックするゼミを開くもので、これは後に効果を発揮してきたようです。指導員の絶対数、特に合格したての人が不足し、他大学の合格者にお願いしたりしました。

自分なりに頑張ったつもりでしたが、昭和六十年は合格者二名、昭和六十一年は一名というのが私の責任者時代の合格者数です。効果をあげ得ないまま、昭和六十二年に札幌で開業することにしたため、中川徹先生と交替して戴きましたが、今では得難い経験をさせて貰ったと感謝しております。

駿台法科研究室

二宮　忠

駿台法科研究室が創立され今年で三十二年になる。昭和三十一年ごろ二部学生の有志が「駿法会」なるグループを結成し、受験勉強をしていた。すべて昼は働き夜のみ勉強していた人達である。しかし、特定の部屋はない。定まった指導員もいなかった。そのうちの一部の者が縁をたよって荻窪の山本進一先生宅へ押しかけ、昼間働き夜のみ勉強する者達の研究室を作って欲しいと陳情した。先生も「大学も研究室を増設する構想をもっているのでよい機会だ。陳情書を書くように」と示唆された。何度も手直しされた揚句山本先生の手を通じて大学へ提出した。幸い法学研究室が使用していた部屋が空室となるのを機会に、その部屋を使用させてもらえる目途がついた。そのとき二部の法律問題研究会からも同じ部屋を使いたい希望が出た。山本先生の仲介により双方が合体してその部屋を使うようになり、山本先生に「駿台法科研究室」と命名して戴き当研究室が創立された。昭和三十二年三月か四月のことである。同年十月には今泉善弥先生を指導員として迎え、本格的な研究室活動に入るのである。駿研の歴史を語ることは多くの人を語ることになるのだが、特に山本進一先生、今泉善弥先生、小松俊雄先生をおいては語れない。二十周年記念行事を行ったとき、発刊した記念誌に戴いた

各先生の寄稿がその歴史の一端をみせているが、ここには残念ながら与えられた紙数の関係から山本・今泉両先生のもののみを転載したい。先ず、山本進一先生のものを紹介しよう。

〝研究室の二十周年に憶う〟と題して寄稿下さった。

〝光陰矢の如し〟とは、昔からの諺だが、駿台法科研究室（通称『駿研』）も、創立以来はや二十年を過ぎたことになる。駿研ＯＢの会を駿研の創立年にちなんで〝三二会〟と名付けているが、研究室の齢を数えるのには結構役立っていよう。

駿研は、法科特別研究室（通称『特研』）にいた今泉善弥君等が中心になってできた研究室である。周知のように、どこの研究室でも、そこでの勉強は大変きびしいもので、日曜も祭日もなく文字通り月月火水木金金の毎日だが、これについてこられない者達は退室させられてしまう。それにもかかわらず、それらの行事は答案練習にしても、講義やゼミナールにしても、ウイーク・デーの昼間に行われるのが一般だったので、昼間勤務を持っている二部生やＯＢには、司法試験の受験勉強をやりたくても、研究室の行事についてゆけない者がかなりいた。これらの者達にも受験指導のチャンスを与えてやりたいということで発足したのが、駿研である。

当時、法科特別研究室から身を引いてフリーになっていた私に今泉君から相談があって、私が主任を引き受けることになった。その時、名称を『駿台法科研究室』と呼ぶことにして新しい板地に墨痕も鮮やかに（?）腕を振るって研究室の表札を書いたものだが、それもまだ当時のまま残されていることと思う。

設立の趣旨から、周囲からのこれといった反対もなく、設立自体は比較的スムースにいったのだが、昼間勤めている連中の片手間勉強の研究室ということで、他の研究室からは大して期待もされていなかったが、二部の学生には大きな反響を呼んで、勉学の意欲をかきたてたものであった。

そして、私が当時は、特研に多少の顔がきいていた関係から、人柄も能力も申し分のない指導委員を、こちらから特に指名して分けてもらって発足したので、指導スタッフは特研の研究室生からもらやましがられるようなメンバーで、しかも行事は、主として夕方から、答案練習は日曜日に、ということでスタートすることができたのである。

しかし、何といっても勤労者が中心なので勉学のレベルがいまひとつぱっとしないところがあって、学力の向上には指導委員も大いに頭を悩ましたもので、研究室全体のレベルをあげてムードを引きしめるためにと昼間の優秀な学生も相当数入れるようにするなど、指導委員会を頻繁に開いては協議に協議を重ね、いろいろのアイデアを試みながら、何とか努力してきたものであった。

こんな調子なので、発足直後は、部室を貰うにしても、予算を分けて貰うにしても、随分と肩身のせまい思いをしたもので、部室も初めは、図書館本館二階の閲覧室入口脇の三畳程の小部屋を連絡所にもらって発足したものの、答案練習はもちろん、講義やゼミも、研究室の例会等の会合も、すべて一般の教室をその都度借用してやらねばならないあり様で、運営委員の諸君は、毎週、行事のための教室を獲得するのにも、大変な苦労が必要だったが、とにかく合格者を出すまでは半人前と言われても仕方がないと皆んなで言いきかせ合って頑張ったものである。

そんななかで故長谷川太一郎理事長が大きな好意を寄せて下さったことが、われわれにとっては大

きな励みであった。同理事長は、昭和三十五年に、池田公三君ら当時の運営委員からの直訴的な要望に応えて、真面目に勉強している学生諸君の団体がそんな状態では可哀相だと同情してくださり、ヒルトップホテル本館裏の佐々木文庫の二階を駿研に開放してくれたし、予算も二部生のためということで別わく予算を明示してくれるようになったのである。

古めかしいながらも静かな木造洋館の佐々木文庫の二階に本拠地を得て、研究生もやっと腰が落ち着いた感があり、意気大いにあがったものであった。

こうした苦労を重ねた末、昭和三十六年に斉藤義雄君がはじめて合格し、研究室での合格者第一号となったときの研究室一同の喜びは、それはもう大変なもので、まさに筆舌に尽くし難いものがあった。

斉藤君の合格を転機に、研究生全体の意欲も、自覚も本当に一人前になった感があり、その後は着実に合格者が続くようになったが、それは、あたかも永い冬の間にせっせと力を培った植物が春を迎えていっせいに緑をふき出したような有様で、今泉君をはじめとする指導委員諸君のなみなみならぬ努力がすべて本物だったことを物語っており、関係者一同に大きな満足と自信を与えたものでもあった。

こうして、どうにか毎年のように合格者を出すようになり、また司法試験の受験をやめて他の職場で活躍するＯＢも多数になったので、昭和四十二年に、これらのＯＢ間の連絡をはかり、研究室を中心とする交友の輪をひろげようということになって、〝三二会〟が発足し、毎年一回の総会には遠方からの会員も集まり、またこれまでに何回かの会報も発行して現在に及んでいる。

この二十年を振り返ってみると、駿研は、その発足以来指導委員と研究生との間の和やかな雰囲気が、その大きな特色であったと思う。

もちろん、司法試験のための勉強には、妥協を許さないきびしさが必要であるが、こうした受験生活は、ややもすると受験生の毎日の生活を暗く悲観的なものにしてしまうが、こうした空気を明るくし、希望を与えていく指導員の苦労は並大抵のものではないが、それが比較的うまく行っていたのが駿研の誇りだろうと思う。

どうか今後も、この研究室の誇れる特色をいっそう発展させながら、毎年多数の合格者がでてくるような機構と雰囲気を永く持続してもらいたいと思う。　以上

次に〝回顧雑感〟と題して寄稿下さった今泉先生のものを紹介する。

一　昭和三十二年十月司法試験合格発表の翌朝、私は山本進一先生宅に合格の報告にまいりました。その時、先生は「二部学生を中心とした司法試験受験のための研究団体がある。来年には大学から研究室として許可されると思うが、君が指導してやってくれ」と命ぜられたことが、私が駿台法科研究室にかかわることになったはじまりです。

その時は司法試験合格のうれしさで唯何となく引き受けたもので、正直な話、駿台法科研究室の存在すら知らなかった私には指導の理想も構想もなく、建前も本音もない、唯何となくだったのです。

従って、指導員として又三二会を通じて駿研と二十年以上もかかわり合いを続け、遂には私の法律

事務所も駿台綜合法律事務所として駿研出身者をもって構成されることになり、その愛着故にそのかかわり合いは今後も永く続くことなどは予想だに出来ませんでした。

二(1)　当時の駿研は図書館脇の出窓みたいな場所にあって研究生の全くの自主運営で、諸経費も室費のみで処理されていました。

此の年、明大では司法試験合格者は戦後最低とかで、全部で六名しかおらず、どの研究室も指導員不足で悩んでいました。駿研には私の外に同期に合格した法研の苦田文一君（現判事）が派遣されました。但し、彼は確か郷里が岡山で修習地が京都であったため、指導期間も短かった記憶があります。従って一時期私の孤軍奮闘となるわけですが、私もその年司法研究室の指導も分担しており、その間自分の納得できる様な指導は出来なかったことといまだに忸怩たるものがあります。

(2)　昭和三十三年四月、駿研は正式に法制研究所の傘下に入ることを許され、予算も他の研究室に比べて極めて少額でありましたが、配分を受けることになりました。

同時に、大学より上田耕生君（現判事）が初代責任者として参加して貰うことが出来、その秋には利穂要次、伊藤徹雄両君の指導も得られる様になり、ようやく研究室の体裁は整って来たわけです。

(3)　私が駿研の責任者になったのは、信州の葛温泉に合宿に行った昭和三十五年の夏以後だったと記憶しています。何しろ、最初から責任者のつもりでやっておりますので始期はさだかではないのです。

それにしても当初は合格者が出ませんでした。山本先生も業を煮やし、毎週特別ゼミナールをやっていただくことになりました。この特別ゼミは、答案練習で一定基準の点数をとった数名がAクラス

として参加出来、そのメンバーは変更もあります。文字通りの特訓で、研究生は「とても役に立った」、「勉強になった」と感謝しておりました。参加出来ない研究生が隣の部屋で立ち聞きしているのを目撃し、不憫に思ったことがありましたが、反面勝負の厳しさを教えられたものです。

(4)　昭和三十六年秋、駿研合格者第一号は斉藤義雄君です。うれしいと言うよりやっと出たと言った感じが強かったことを覚えています。嬉しかったのは、むしろ翌年続いて駿研より二宮忠君、板橋秀夫君（現判事）、角田進君（現判事）の三名の合格者が出たことでこれで駿研も法制研究所内で一人前の研究室として軌道に乗ったことを感じられたからです。



1990年夏、緊張する合宿の日々。福島県羽鳥湖のペンションで。

昭和三十八年秋には、山本朝光君、堀川和男君（現検事）、谷口嘉宏君、二宮充子さんと女性第一号を含めた四名の合格者を出したわけですが、その年の四月、私自身弁護士として独立し事務所を開設しなくてはならず、小松俊雄先生に責任者を交替していただいたことは、時期的にみても極めて幸せであったと考えております。　以上

駿研は創立三十二年目にして漸く合格者が百名を超えた。この間主任の山本進一、小松俊雄の両教授、責任者の上田耕生、今泉善弥、小松俊雄、斉藤義雄、二宮忠、山本朝光、堀本縣治、塚越幸弥、城山忠人、小宮清、飯野紀夫、安斉勉、明石一秀の各氏及びこれをとりまく指導員が寝食を忘れ、私財を投じ研究室の為に尽くした結果である。特に小松先生は昭和三十八年責任者に、昭和三十九年主任に各就任されて、現在まで研究生と寝食を共にする程の努力を傾けられ、駿研と共に歩まれている。今、駿研は小松先生を中心として揺ぎない団結を誇っている。駿研が評価されているとするならば、それは小松先生の努力に負うところが大きい。駿研の特色は「指導員と研究生間の心のつながりを大切にし全体が和やかな雰囲気をかもし出す」ことで、これは代々の責任者によって受継がれ今も生きている。

合格者の殆どは弁護士になっているが、各地で本業の他弁護士会々務にも活躍し、単位会の会長、副会長の現役・経験者も数多く、日弁連でも多くの者が活発に活躍し、基本的人権の擁護に寄与している。

明大内における新参の弱小研究室であった駿研も、昭和三十六年以来連綿と合格者が続き、ここ十年は平均三・八名の合格者を輩出し漸くその体制を整え風格も備わって来た。しかし、まだまだ一人前とは言い難い。毎年の現役指導員は論議を重ね、より完全な研究室を目指しその改善に懸命に取組んでいる。OBはその成果を楽しみにして何一つ口出ししないで温かく見守っている。これが駿研である。研究室の合言葉は「常時二桁合格者を出すこと」である。それが実現したとき、はじめて研究

室として誇れるものだと認識し努力し続けている各年度の現指導員に敬意を表したい。一方、ＯＢも同一認識のもとに「三二会」なるＯＢ会を通し物心両面の支援体制を整えている。

研究室の歴史は合格者が如実に物語る。その蔭には数多くの指導員の涙ぐましい努力が隠されていることはいうまでもなく、これらの人達に感謝しつつ、合格者二百名突破の日も早からんことを夢見て筆を置く。

現代法研究室の歩み

中田　真之助
守田　和正

現代法研究室が法制研究所所属の研究室として発足したのは、昭和三十五年四月のことであった。ただ、非公認の団体として活動を始めていたのは昭和三十四年四月からであり、当時の名称は「法曹研究室」と称した。そのころの明治大学では、昭和三十二年ないし三十三年に司法研究室、駿台法科研究室が相次いで創立されたように、司法試験における成績向上に熱意が入っており、法制研究所長として受験指導等の面で中心的存在であり、司法試験委員でもあった野田孝明先生から、受験回数を重ねているベテラン受験生のための研究室を作ったらどうかとのアイデア、指示があったことによるものである。こうした受験生の多くは、かって法科特別研究室や法学研究室に在籍した経験はあるものの、その時点では所属が無く、外部の答案練習会を利用するなどしていた人達であり、合格まであと一歩という者もあったから、これらの人達のための研究室というのは有効なアイデアであった。

しかし、昭和三十四年の時点では、既に四つの研究室が存在することなどから正式な研究室としては認知してもらえず、非公認の団体として発足することとなった。もっとも、非公認とはいっても、

前記「法曹研究室」との命名は野田先生によるものであったし、部屋の利用も何とか都合をつけて貰えた。創設当初は短期大学の校舎内の小さな部屋を使い、その後、現在は大学会館が建っている位置にあった木造校舎の教室を利用し、更に、旧図書館（当時自習室）入口横の小部屋（それ以前に法学研究室があった）に移転した。

当時の指導は、司法研究室や駿台法科研究室に所属する指導員の方達が非常に協力して下さった。この方達の多くはベテランであったから、ベテラン受験生の指導には効果があったように思われる。そのような状態が一年続き、翌三十五年四月になって、ようやく法制研究所所属の研究室として公認されるようになったものである。その際、名称も変更することとなり、再び野田先生により「法窓研究室」と名付けられた。「法窓」は、穂積陳重博士の『法窓夜話』から採られたものである。

新「法窓研究室」の初代主任は、野間繁先生であり、指導員は、「法曹研究室」時代からの田原俊雄氏（現弁護士）、中田（当時和泉の基礎法学研究室の責任者であったが、こちらの指導員も兼ねた）のほか、昭和三十五年秋からはその年合格された高野敬一氏（現弁護士）、佐治孝一氏（検察官を経て現公証人）等が熱心な指導にあたってくれた。

創立後三、四年は、当初の目的であったベテラン受験生の合格があったが、その後は、比較的若い世代の合格者も現われるようになり、当初の特色は失っていったものの、研究室の将来のためには良い傾向と思われる状態でもあった。しかし、創立後約十年の間、結果的には、毎年一名ないし三名程度の合格者しか出せなかったことは残念なことであった。

この間、研究室主任は、野間先生が野田先生の後任として法制研究所長に就任されたこともあっ

て、玉田弘毅先生に交代し、現在に至っている。

その後、昭和四十四年に至って、現在の名称「現代法研究室」と改称した。これは、合格者数がはかばかしくないこと等のため、当時の指導員戸井田啓治氏（現弁護士）等を中心として、文字どおり「現代」的な、フレッシュな感覚を研究室に与え、成績のアップを図ろうと考えたことによるもので、玉田先生始め先輩指導員の賛同を得て、改称するに至ったものである。

改称の効果というより、そのような指導員の熱意によると思われるが、昭和四十五年から四十九年頃までは、毎年一、二名にとどまるものの、在学生や卒業後一、二年の合格者を輩出することができ、人数は少なくとも室員と年齢的に近い者が合格するということは、室員に与える影響にも大なるものがあったようである。

しかし、昭和五十年から五十二年にかけては合格者ゼロの状態が続き、指導体制も十分でなくなり、研究室の存続意義自体が問われ、研究室の廃止を言う声もあった。この際は、先輩弁護士や指導員に室員を含めて協議し、室員も合格を目指して勉学に励む熱意を示し、結局、東京、横浜等にいる先輩弁護士等の協力を得て研究室の存続、指導体制の補充を行うこととなり、指導員が先輩弁護士にゼミ指導等を割り当て、弁護士中心の受験指導がしばらくの間行われた。幸いに、昭和五十三年には二名の合格者を出すことができたので、弁護士による指導体制は自然解消となったが、その後の昭和五十五年、五十六年はまた合格者がなく、再び一部有志の弁護士による指導が行われた。次いで、昭和五十七年から六十二年までは、毎年一、二名の合格者が出ていたが、最近、昭和六十三年、平成元年は連続して合格者を出すことができなかった。

平成元年十一月十一日には、研究室の創立三十周年を祝う記念式典・パーティを開催した。研究室の過去の実績等からすれば、こうした行事を行うことを躊躇する空気もあったが、ＯＢの交流を図るとともに室員に対する刺激にもなろうとの考えから、前述した昭和四十五年ないし四十九年頃に合格した者達と現指導員が中心となって開催の運びとなったものである。当日は、法制研究所長荻野弘明先生、法学部長鈴木俊光先生、駿台法科研究室主任小松俊雄先生始め他の研究室の諸先生が来賓として出席され、ご祝辞をいただいた。研究室としては、法曹界以外の人達に対しても参加を求めたところ、多数の出席があり、会社員、自営業の方達も多いのはもとよりであるが、税理士、司法書士、行政書士、公務員等としてかっての勉学の成果をそれぞれの分野で生かして活躍している方達が多いことを改めて知らされたのは、大きな収穫であった。今後、ＯＢ会としてこれらの方達との交流が計画されているのは、法曹界に身を置くものとしても有意義なことであろう。また、パーティや二次会の席では、先輩から現室員への激励もあり、室員も有益な助言を得ることができたといえよう。なお、その後、先輩



1988年３月26日、４年生の卒業祝いを研究室で開く。

指導員や出身者の寄稿、記念式典の写真等を中心とする三十周年記念誌も発行した。

しかし、祝典も終り、過去三十年を振り返ったとき、この研究室が十分な実績を挙げられなかったことについては、大いに反省すべきものがある。近時も、先輩指導員を含め、数次の会合をもち、過去の反省を含め、今後の対策を協議しているところである。しかし、問題は、司法試験の受験予備校の隆盛や試験制度の改革論議に象徴されるように、一明治大学の中での競争や比較にとどまる問題ではなく、余程の創意、工夫により受験生に成果をもたらすような指導が求められているというべきであり、そのような指導ができるか否かが、正にこの研究室の今後の存在意義を決するものといえると思われる。

第五章　徒然なるままに

弁護士の記章（バッジ）

小林芳郎

われわれ弁護士の身分を表すために日常つけているしるしの徽章（日弁連では「記章」の語をつかっている）のことは、あまり書かれたことがないので、私が知る限りのことを記しておきたい。

弁護士の記章は、表面を十六弁のひまわりの花とし、その中心部に秤一台を配している。ひまわりは正義の象徴、秤は衡平の象徴（『弁護士百年』昭和51・2）とされ、またひまわりは太陽に向かって明るく力強く咲くことから、正義に輝く象徴で自由の羽ばたきを連想させ、秤は傾斜を敏感に表示することから、公平と平等の心がけを求めるもので、弁護士は自由と正義、公正と平等を仕事のモットーとすることを表している（日弁連刊小冊子「弁護士ってなんだろう」）という。

色彩は花弁の部分を金色の黒いぶし、中心部の地は銀色で、裏面に「日本弁護士連合会員章」の文字を刻し、現行の記章では会員の登録番号を本体の裏面に刻している。記章の大きさは直径十八ミリで、厚さは四ミリである。日弁連の弁護士記章規則（改正昭和62・3・13）では、「ねじ台の部分に登録番号を刻する」としており、現物の記章と若干の食い違いを生じている。これは昭和二十四年十月十七日施行の弁護士記章規則第二条の文言をそのまま受け継いでいるためである。

昭和二十四年十月当時に制作されたバッジ（旧バッジ）は、現在のものよりも直径にして二ミリ大きく、厚さも三ミリ厚いもので、「ねじ台」の部分に登録番号を刻していた。この記章は、ねじ台の部分と本体との接合不良で紛失することが多いなどの不評が多く、昭和二十七年一月十二日の理事会の承認により発注した新しい製法による新バッジがつくられ、現行のものと同一のものとなった。しかし、記章規則の修正はされずにそのままの文言を受け継いだことにより、規則と実物に相違が生じたもののようである。

記章の所有権は、日本弁護士連合会にあり（日弁連バッジ調査委員会、昭和25・4・3付報告書）、登録した弁護士に貸与する方式がとられている（弁護士記章規則二）。

さきに新設された外国法事務弁護士の記章は、その形状・制式は国内会員のものと同一だが、大きさは直径十四ミリ、厚さは三ミリでひと回り小さく、表面の花弁の中に「外国法事務弁護士」と刻し、本体の裏面に日弁連外国特別会員章と表示し、登録番号の頭にGの記号を入れている。また、最近は少なくなった在日外国人の準会員章は、形状・制式・大きさともに現行の国内会員のものと同じであるが、登録番号の頭にAM（アソシエイト・メンバーズの略）を刻している。

この弁護士記章は、意匠登録（昭和24・9・20出願、同25・3・16登録番号九二五六〇）がなされ、さらに商標登録（昭和59・8・13出願、同61・5・8公告決定。商願五九・八九三〇〇）もなされている。従って、この記章または類似のマークを使用するには日弁連の承諾を要することは言うまでもない。

弁護士記章の制定は、昭和二十三年五月八日、日本弁護士会連合会（旧連合会）の理事総会で議決、審査委員会が準備に入ったことに始まる。当時法務庁（一九四八年司法省から法務庁に改む）より、非公

式に、近く検事、弁護士の法服（明治26司法省令四号、同年4・5公布により定められ、昭和20・8・15の終戦までこの司法省令によっていた）に代えて、記章を帯用することとしたいとの連絡があったことによる。旧連合会では昭和二十三年五月二十四日、弁護士記章制定審査委員会を設置（委員長正木昊）し、記章の具備条件として「弁護士の品位職能を表し、一目瞭然たること、芸術的にして魅力あること、意匠を簡単に言い表し得ること、近代味があり、堅牢にして取り扱いに便なること、模造模擬し易からざること、外国人に対して良き印象を与えるものなること」などを議決し、原型の制作については同年七月二十二日、委員会に美術学校出身の沖電気富永意匠部長を招き説明をうけ制作依頼をしたが、昭和二十三年度中には決定を見るに至らなかった。

当時の弁護士記章制定審査委員会では、東京二弁の正木委員長案により、ひまわりの実の部分に「辯」の字を入れることで原型を完成し、武蔵プレス工場栗原辰五郎氏の手により記章七組の見本が制作された。しかし、記章の具備条件に照らして疑義があり、その後東弁の増岡正三郎委員から、ひまわりの実の部分に金色の「秤」を入れた原形及び見本制作があり、以後、正木案（二弁案）と増岡案（東弁案）が対立することとなった。両案ともに、ひまわりは同じで秤の色も金色だが、実の部分を「辯」の字を入れるか「秤」とするかの対立となり、昭和二十四年五月四日、六日、同委員会で審議したが、意見が対立し、東京一弁が東弁案の「秤の金色の部分を銀色とする」という折衷案を提案したが、決定には至らず理事会に一任した。そして同年六月三日、緊急理事会において東京一弁案に落ち着いた。旧連合会は同月二十五日付日記文書で全国弁護士会長に回答期限を付けて意見の照会を行っている。

現行弁護士法施行の頃（昭和24・6・10公布、9・1施行）であり日本弁護士連合会発足（昭和24・9・1）の直前であったから、関係者の弁護士記章の決定作業は大変だったに違いない。余談だが、現行の日弁連発足により法務府（法務庁を改称、後に一九五二年法務省となる）から弁護士登録事務が移管され、新連合会は当時の全国弁護士五千九百十八名を日弁連登録番号に切り替え、登録名簿と記章番号を整理して同年九月二十八日から十月八日までに記章を交付している。これが弁護士記章の原形である。

しかし、現在の記章誕生までには若干の過程を経なければならなかった。それは、旧連合会と新連合会の違いでもある。当時旧連合会は、その会長を東京三会の会長が順番に引き受け、連合会長を引き受けた会は一切の事務を管理していた。また旧連合会の理事会は各地の弁護士会長で構成していたが、緊急理事会は東京三会会長のみで構成されていた。そして、昭和二十二年度は東京一弁、二十三年度は東京二弁、二十四年度は新連合会発足の九月一日まで東弁がその当番となっていた。旧連合会の記章制定の決定は、この緊急理事会において行われたのである。日弁連（新連合会）は発足後、バッジ調査委員会を設置し、旧連合会での記章制定経過を調査し報告書を出している（昭和25・2・4）。その目的は報告書からは明らかでないが、おそらくは各地方弁護士会の意見が十分に聴取されていないとの判断からと推察される。かくして、昭和二十五年四月九日臨時総会で、バッジ問題の措置、新バッジ制定について一任をうけ、同年五月八日新バッジ制定委員会を設置し、デザインの懸賞募集までしたが、旧連合会当時からの記章デザインを変更せずとの委員会意見を昭和二十七年一月十二日理事会で決定している。その内容は、意匠は当時使用中のバッジ意匠のとおりとし、材料は銀台、周囲

の花弁部分を金メッキ、中心の秤部分は銀台そのままとする。バッジの大きさ、厚さは旧バッジ（登録時のものの）よりひと回り小さく、薄くする（日弁連総二三〇。昭和27・2・17付連合会長より全国弁護士宛報告文書）として、その制作を大阪造幣廠に発注した。この型の記章が今日使われているものである。そのほか、登録順序不同の会員登録番号を昭和二十七年四月一日現在で登録年月日順に、また登録を同じくする者は年齢順に整理し新バッジに新番号を刻して交付した。

現行の弁護士記章の交付は、日弁連の会員登録事務の一環として行われている。各単位会から登録請求があると到着受付日順に行い、同日到着受付のときは連合会の定める弁護士会の順（日弁連刊の会員名簿目次の順）に行う。たとえば、東京三会から同日に出されたとすると、まず東弁から行うことになる。また同一単位会から複数人の登録請求があるとその自主性を尊重してその会の作成した登録請求者名簿の順に行い、会員番号もその順序で決められる。また現在の会員章の制作は、財団法人造幣局泉友会東京支部で行うが、その鋳型は本部（大阪）で保管されていて毎年原型が鋳造されて東京へ運ばれるという。

ところで、弁護士記章がつくられた頃は評判が悪く、裏返しに付けて歩く人が相当いたらしい。当時は法服を復活させよとの会員の意見（大島正義、「自由と正義」二・四号、昭和26・4刊。浦田関太郎、同二・五号、昭和26・5刊。白井茂、同二・七号、昭和26・7刊など）と合わせて、弁護士バッジを付けて歩くべきではないとの意見はかなり長く唱え続けられた（沢田剛、「自由と正義」二十一・三号、昭和45・3刊）。これらの批判の底流は、弁護士の使命を言い表していないとする内容のものが多い。たとえば、秤は制作者の意図では公平を意味しているが、裁判官なら「公平」でよいが人権擁護の戦士である弁

護士のバッジとしてはピッタリしない（前掲の沢田剛）とか、弁護士は事件と報酬を天秤ばかりにかけて行動するなどとからかわれるなど。

この流れを受け継ぐものとは思わないが、最近でもバッジを付けないことを当然視するような事例がある。東京一弁が昭和六十三年度に弁護士業務の宣伝用のポスターを製作した。テーマは「人間の好きな弁護士です」というもので、そのモデルの男性は金ブチのメガネで鼻の下にヒゲをたくわえ、毅然とした姿で写っている。しかし、この男性はバッジを胸に付けてはいない。

象徴とかシンボルは抽象的なものを示すのに役立つ形象であるといわれるが、すべての実体を表示できるものではない。弁護士記章のデザインの好き嫌いはあるにせよ、弁護士にとって記章制度の存在は重要である。日常の生活は別として、弁護士が職務を行う場合には必ず記章を帯用しなければならない（日弁連会則二九Ⅱ）。身分証明書の発行が一般化されていない弁護士業界では、バッジの帯用によってその身分を証明することが容易にできる。従って、バッジを帯用せずに被疑者の接見のために夜間警察署に赴き、弁護士または弁護人であることを証明できないとして、接見を拒否されるような事例（東京地決、昭和48・9・12刑裁月報五・九・一三三五）は起こり得ない。また、バッジの帯用は、弁護士と接する市民にとっても信用度の保証にも思えるのだが、諸兄姉の意見はどうであろうか。弁護士記章制度の紹介を兼ねて私見を述べた次第である。

辯と辨

馬橋　隆二

今年八月三期十二年の大宮市長を終えて、いま職業を問われれば、弁護士ですと答える外ありません。窮屈な衣を脱いでホッとしているところです。

私は二期生として修習を終え昭和二十五年弁護士登録をし、この途一すじに仕事をして参りました。

昭和五十三年、いろいろな事情で大宮市長になりました。郷土のため役に立ちたいとは考えていましたが、市長とは決断をにぶらせました。三十年近い弁護士の仕事を停止しなければなりません。そして、タスキを掛け、名前を叫び、頭をペコペコ下げる選挙を考えると喜んで引き受けることはできません。

それでも友人や有力者の勧誘に負けて選挙に立ち苦しい恥ずかしい選挙運動も座禅にも似た修業のつもりで耐えました。

ようやく当選して間もなく、或る先輩弁護士から「君は本当の弁護士の市長になれ」と激励の手紙をいただき、この考え方、言い替えれば、弁護士或いは法律家の精神を忘れず市長の職を務める。こ

れを基本として十二年間市長職を行って参りました。

市は、末端行政です。住民のもっとも身近な役所として、多種多様な問題が持ち込まれます。その一つひとつは住民にとって重要なことですから、金額の大小、関係者の地位によって差別はできません。

或る日、市長宛の投書がありました。「大宮から大阪に移って来た老人ですが、大宮市役所へ証明を貰いに行った。受付が親切にしてくれ、証明書と一緒に『おじいさん、がんばって』と書いたメモが入っていた。非常な感激です。私は生きる勇気がわいて来ました」とありました。小さなメモ用紙の一行の文句が、老人に生きる喜びを与えたのです。

九月の敬老の日に七十歳以上の方に敬老金三千円を贈っています。今どき年三千円ではと考えさせられる額ですが、支給されると多くのお礼状が届きます。或る婦人から「七十歳になって初めて三千円をいただき日頃念願していた新漢和中辞典を購入しました……」

長い間欲しかった辞典を手にした老人の喜びが伝わって来ました。

或る寺の本堂に参った時でした。片隅の方に白布に包まれた多数の骨箱を発見しました。住職は、「これは無縁仏で市からの預かりものです。十年以上も経っているものもあります」とのこと、早速市民霊園に無縁仏の墓「やすらぎの墓」を造り納骨することができました。議会でも問題にされず、誰からも陳情もないことですが、私には天命のように思われた事業でした。

大宮市は、平成二年度一般会計は一千億円を越え人口も四十万人を突破し大規模事業も目白押しです。然し市民の小さな声を無視することはできません。そこに本当の人間社会の実体があるのです。

市長の職を離れ、歩んで来た十二年間を振り返りますと苦しみも、悲しみもありましたが、今はすべて楽しい思い出として残っております。それは心の奥に法の精神、正義の燈を常にもやし続けて来たという自負心があるからだと思われます。

私は明治大学在学中、鵜沢聰明先生の講義を受けました。或る日、先生が「辯護士の辯は中に言を書くが、本来は辨と中はリでなければならない。弁護士は理非曲直を自らわきまえて、自ら正しきを実行する人であって、それでこそ社会から尊敬もされるのだ」と話されたことがありました。私には忘れることのできない心の指針となっています。そして明治大学に学んだ法曹の精神としてもよいと思っています。

現在は漢字が制限され「弁」と書いていますが、これでは弁当の弁も同じです。弁護士も職業ですから食も大切ですが、それが弁護士の本質であってはなりません。常に正義の精神を忘れず、信念と自らの実行があって国民の味方となり、社会からの尊敬を受けるのです。口先だけ、型だけの説教など直ぐにメッキがはがれ社会の非難や嘲笑を受けるのみであります。

私の七十二年の人生経験、特に市長という末端行政を預かった十二年の経験を含めて、再び弁護士の一員に戻った現在の心境を述べさせていただきました。

無視できぬ少数意見

金井　猛

記念誌の原稿執筆依頼を受けたのが父の急逝直後で、締切日までに原稿を書く時間的、心理的余裕がなかったので、お許しを得て、札幌地検検事正をしていた当時の昨年の憲法週間に当たって、同年五月三日付「北海タイムス」に寄稿した論説を転載させて頂いて責をふさぐこととした。

今年（一九八九年）で四十二回目になる憲法週間が、また、やって来た。

戦後新しく出来たこの憲法が施行された日は、激動の時代におけるわが国の新しい門出を象徴するように、雨と風に明けた一日であったと言われるが、それから四十二年の歳月を経て、この憲法の理念が広く、着実に国民の間に定着しつつあることは誠に喜ばしい。

ところで、憲法の解釈・適用というものは、現実には、具体的な事件の争訟を通じ、最終的には最高裁判所の判断によって決められることになる。最高裁判所は、これまで、例えば自衛隊に関する長沼あるいは百里基地事件、報道の自由に関する外務省機密漏洩事件、スト権に関するいわゆる労働三判決、国会議員選挙の定数不均衡に関する判決、政教分離に関する津体育館地鎮祭あるいは自衛官合

祀事件等、多くの事件において、重要な憲法判断を示されており、これが憲法の理念・趣旨を国民の間に定着させる上で、大いに役立っていることはいうまでもなかろう。

これらの事件においては、それぞれの立場に立つ意見が激しく戦わされているが、それも、裁判所の判断を導く上で大事なことである。しかし、それだけに、その意見というものは、身勝手なご都合主義、すなわち自分に都合のよい憲法のある条項の尊重だけを強調し、自分の意見に都合の悪いところは無視してかえりみないというものであってはならない。身勝手な意見では到底説得力ももち得まい。

また、いったん裁判所の判断が示された以上、これを尊重し、これに従わなければならないのは当然であって、それが民主主義の根幹をなす「法の支配」の基本である。自分の気に食わないからそれに従わない、好きにやるというのでは、世の中は、「力の支配」「人の支配」になり、強いもの勝ちになってしまうであろう。

最近、法廷における傍聴人のメモに関する最高裁判決があった。この判決の多数意見は「審理の公正・円滑な運営を妨げるなど、特段の事情がないかぎり、法廷でのメモは傍聴人の自由に任せるのが憲法二十一条一項の精神に合致する」として、メモは原則自由との判断を示したものである。マスコミの論調は概ね好評で、メモ解禁は時代の流れであるとか、司法の権威主義を反省したものと解説を加えているが、これに反対した同判決中の少数意見に触れられているものはほとんどない。それで良いのであろうか。民事事件と異なり、刑事事件では、被告人は自分の意思によらず、検察官の公訴提起によって審理の場にたたされ、証人も国民の義務として心ならずも法廷に立たなければならない場

合が多い。とすれば、これら被告人や証人の、平穏で、かつ心理的圧迫を受けない雰囲気のもとで審理を受ける権利ないし利益もまた、無視できないであろう。

この点に関して朝日新聞論説が「法廷メモの問題は、被告や証人など訴訟関係人の権利保護という観点からも検討する必要がある。さまざまな当事者の権利を守る立場から、論議をさらに深めていきたい。」と提言しているのは誠にもっともであり、われわれも、「特段の事情」のある場合における法廷警察権の行使という場面を通じて、両者の権利ないし利益のバランスがとれた審理の在り方というものが確立されることを望んでやまない。そしてまた、同時に、傍聴人も、メモを取ることが、法廷内の秩序や静穏を乱したり、審理、裁判の場にふさわしくない雰囲気を醸し出したり、証人、被告人に不当な影響を与えたりすることのないよう心すべきであって、それこそが、憲法の精神の実践につながるものであることを忘れてはなるまい。

随想（中部支部報告を含む）

福岡　宗也

私が明治大学に在学したのは、昭和二十六年から昭和三十年までです。

当時は、まだ太平洋戦争敗戦の傷跡が我が国のあらゆる分野に残っていたときであり、衣食住ともに不足し、総ての国民が耐乏生活を余儀なくされていた時代でした。

しかし、戦争の重圧から解放され、平和主義の確立、基本的人権の尊重、国民主権の確立等を高らかにうたい昭和二十二年に施行された憲法に基づく新しい法体系の整備が完了し、日本と連合国との平和条約も調印され日本の独立が回復したこと等により、国民はようやく明るさを取り戻し、祖国復興に歩みだした時でもありました。

当時、私は商家に生まれ育ったこともあり、商人として身を立てようと志しておりました。明治大学で法律を学ぶこととしたのも、よりよき商人になるためには新しい自由主義社会の法律知識が必要であると考えたからであり、法律専門家となるためではなかったのです。

ところが、勉強をすすめるうちに法律の個人の権利の擁護、尊厳、平等の確保、幸福の追求、公共の福祉等の理念に感動し、法律そのものに興味を持つようになり、もう少し深く法律を研究してみた

いと考えるようになり、法学研究室に入室しました。

最初は法律を研究したいということだけで入室したので司法試験に挑戦し法律家になる気はありませんでした。

しかし、研究室において先輩、友人と法律問題について討議しているうちにいつしか法律家になりたいという気持ちになり、司法試験をめざして勉強を始めていました。

その当時在京大学の司法試験受験の他流試合の場となっていた、中央大学真法会が主催する司法試験模擬試験にも参加しました。

最初に参加した昭和三十年の年間の成績優秀賞をいただき合格はまず間違いないといわれ、司法試験も大したことはないと、うぬぼれていたところ蕁麻疹が出て体調を崩したこともあり、見事不合格となりました。

この不合格は私にとっては大ショックで二カ月位学校で友人と顔を合わせるのが辛く下宿に閉じこもっていました。

しかし、気をとり直して再度挑戦を決意し真法会の模擬試験にも参加し、この三十一年度は真法会の最優秀賞を受賞することもでき、無事司法試験にも合格することができました。

今振り返ってみると天狗の鼻を折られて屈辱に耐えて懸命に勉強したこの一年の努力の成果が、その後の私の法曹生活を支える大きな糧になったと思っています。

司法修習を終了した昭和三十四年四月に故郷の名古屋に帰って弁護士を開業しました。

その年の九月に伊勢湾台風が来襲し名古屋南部に高波が押し寄せ多くの犠牲者が出ました。この被

害で中部地区では当分は歌舞音曲、訴訟沙汰は慎むという風潮となり、民事訴訟は減少し、一年生弁護士にはつらかったという記憶があります。

しかし、この被災者救済の一つとして巡回の無料法律相談に参加する等の活動ができたことは有意義でした。

その後は比較的順調に弁護士業務を遂行できたと満足していますし、弁護士会の活動も昭和五十五年度には日弁連修習委員長、昭和五十六年度には名古屋弁護士会会長、日弁連副会長、平成二年度には日弁連業対委員長などの役職を勤めさせていただき感謝しております。今後も国民のため、弁護士会のために役立つようなよい仕事をしたいと念願しております。

最後に、明大法曹会中部支部についての御報告を申し上げます。

中部支部は昭和六十三年三月十九日に愛知、三重、岐阜の三県に在住の明大出身の法曹を会員として設立されました。

目的は会員の親睦、法学の研究、明大並びに明大法曹会の発展に寄与すること等です。

現在の会員数は約四十名であり、役員は会長一名、副会長二名、幹事数名であり、創立以来私が会長を勤めさせていただいております。これまでの主たる活動は会員校友を対象とする講演会、東海三県に赴任され又他に転勤される任官者、修習生の歓送迎会、忘年会その他の親睦会、年一回の定期総会及び校友を招いての懇親会等です。特に本年度は右行事の他に左の要領で明大法律相談部の後援活動を実施しました。

多数の市民の方が法律相談におとずれ、また懇親会には地元校友が多数参加され、非常な盛会とな

りました。

記

㈠　無料法律相談
①平成二年八月二十八日、八月二十九日
於、岐阜県瑞浪市総合センター
②平成二年八月三十日
於、岐阜県恵那市文化センター

㈡　懇親会

㈢　懇親ゴルフ会

明大法曹会中部支部の活動は年々活発となり、講演会、懇親会はこの地区の校友の皆様に非常に好評であり年々参加人数も増加して来ておりますので、今後とも努力してよりよき内容の活動をしたいと考えております。

明大並びに明大法曹会の発展を祈念して筆をおきます。

山とテーマ

関本立美

近年、中高年の登山ブームだという。継続型、復活型、そして初心者型とあるとのこと。大学入学の前、証券会社にいた頃、先輩について、尾瀬や、日光白根にいってから、あのいそがしく、そうぞうしかった大学時代に、すこし山を歩いた私は、「復活型」ということだろうか。最初は、尾瀬であった。たしか連休の頃で、大清水から三平峠を越えて行ったが、一面の雪原であった。装備も悪くずぶぬれになりながら、ひたすら歩いた記憶が残っている。日光白根は、前白根から見た、本白根とその鞍部のかわいらしい小さな池が印象的であった。もう一度は、お花畑のころたずねている。好ましい山の一つである。

大学時代は、法律問題研究部の有志で、奥秩父を縦走したことが懐かしい。雲取から金峰まで四泊（だったと思う）。あの長い尾根尾根をコースタイムより相当早く歩き通した。笠取小屋でドラム缶の風呂にはいった。今、東京で弁護士として活躍している、門井君も一緒だった。南アルプスは何回もいった。北岳など三山縦走、甲斐駒、鳳凰等々。そしていまは亡き友、山尾と歩いた、聖、赤石、荒川の縦走は生涯忘れられない山行の一つである。南アルプス南部、そして北部の大パノラマと「雷

鳥」の写真が残っている。

弁護士になり、甲府で仕事をするようになって、早十八年になる。毎日、南アルプスや富士山をながめて暮らしている。そしてここ数年、ひとなみに「ブーム」にかぶれて山歩きを「復活」させたというわけである。今、友達と家族と、そしてひとりでと、春、夏、秋、冬それぞれの山を楽しんでいる。わが明治の細田、渡辺弁護士ともご一緒することもある。この前は、裁判官もふくめて瑞牆山（みずがきやま）にいった。あの峨峨たる岩峰も登るのはわりあい楽である。しらないうちに岩の間を登って、ひょいと山頂の岩の上にたつことができる。富士見平小屋では、何年か前に残念な事件があったが、その事件を担当した人から生々しい話を聞いた。帰りは増富温泉に入って汗を流し、一杯やって楽しくすごした。

「日本百名山」とか、「日本列島横断」とかいろいろあるが、私が今考えているのは、「三〇〇〇メートル峰をみんな歩く」ことである。あと、穂高である。来年には行けると思う。つぎは、「甲州百山」である。これは、昨年山梨のその道の「プロ」三人が出版した本で、北岳（三一九二メートル）から大月駅前にそびえる岩殿山（六三四メートル）などまで、甲斐の山々が紹介されている。私には、やはり富士山や菰釣山（こもつりやま）などが入っていないのはさみしいが……。ともあれ、現在六十八山歩いた。高いのはだいたい歩いているが、人が殆どいかない山、道があるかないかというような山、きいたことのない山などが多く、あと三年はかかると思う。このなかで難関は、笊ケ岳（ざるがだけ）であろう。日帰りは無理だし、山小屋はなし。道もどうだかこころもとない。二、三人で話題には上せているが、具体化したことがない。

「県境一周」というのもある。これも大変である。南アルプスの農鳥岳以南、鋸岳、仙丈岳からのバカ尾根などが難関である。

そしてはるか彼方に、「日本百名山」がちらちらしはじめている。いま、三十とすこし歩いたところ。北海道と近畿以西は、未踏の地である。元気なうちに中部山岳の大変な山々と北海道の山にぜひいってみたいとおもっている。

もう一つ、「毎月山行」である。これは簡単なようでわりあい大変である。天気がわるかったり、仕事や行事が重なって日曜日がつぶれ、すぐ月末がくる。一か月は早い。誰に催促されるわけではないが、締め切りみたいなものである。月末あわてて一〇〇〇メートル前後の山を半日でいってきたりする。これも地の利のなせる技か。おかげで健康でここ二年くらい、「毎月山行」がつづいている。

アメリカからの手紙

村木千里

母校明治大学法曹会が本年で創立三十周年を迎えたとのことで誠に喜ばしいことです。

私こと昭和二十年九月に法学部を卒業。同年十一月、司法試補及び弁護士試補試験に合格。同二十二年に試補終了、弁護士としての登録をいたしました。法学部卒業の日から、何と四十五年という長い月日を経ている訳で、唯感慨無量の思いをしております。

誠に「光陰矢の如し」の言葉そのままで、私の在米生活も早二十数年に及び、アメリカの生活も身について「住めば都」などと思っている此の頃です。

来米の当初は、当地での弁護士活動をと希望していたのですが、アメリカ法と日本法の相違、訴訟手続、法廷での訴訟進行の方式が全く異なるうえ、当地での弁護士資格を得るためには改めて四年間の大学での勉強、並びにバー・アソシエーション（Bar Association＝州の弁護士協会）の施行する試験に合格の必要ありということで（終戦直後、国際戦争裁判に参与した英・米その他の国の弁護士が裁判終了後、日本弁護士会準会員として、日本での弁護士活動を認められましたのとは、大変な相違で、いわゆる最恵国待遇は認められませんでした）、弁護士活動のことは断念した訳です。

もっとも、アメリカでのジュリー・システム（Jury System ＝ 陪審制度）、そしてプリ・バーゲン（Pre-Bargain ＝ 裁判前の検察官と弁護人の話し合いで、被告が有罪を認めることを条件に、刑の軽減を認め、裁判所はその申告に基づいて刑の宣告をするだけで、法廷内の訴訟行為は省略される）は、私の習得した弁護士実務以上に、多分に芝居のうまい俳優的な素質を必要と見たので、私は不適格と思ったのが最大の原因であったのかも知れません。

ちょうどその頃、さる輸入会社から日本、台湾並びに東南アジアの輸入品について相談を受けたことから、同社の輸入コンサルタント並びにバイヤーとして、近東、東南アジア、ヨーロッパ、北欧を駆け回りましたが、定年で退職をし、その後は受験準備の指導をする私学を運営して今日に至っております。

授業の内容は、ＮＡＳＤ（National Association of Securities Dealers ＝ アメリカ証券取扱人協会）の施行する証券取引人免許試験及び、アメリカ沿岸警備隊の施行する、各種各級の船舶運転士の免許試験の受験に必要な科目を講義とコンピューターのクイズを併用して行っております。

ＮＡＳＤは、証券取引所で取引をする証券会社、投資会社、投資銀行等が自主的に発起人として組織した協会で、連邦政府のＳＥＣ（Securities and Exchange Commission ＝ アメリカ証券取引委員会）の監督のもとにあり、アメリカ全国の証券取引の基準を定め、協会のメンバーの営業資金の最低額保持、会員の品位保持、公正な取引等を監督するため、協会自身がNASD, Rules of Fair Practice（公正取引規則）を有し、規則違反のメンバーの違反事項の調査、審理そして懲罰を与える機関を有し免許を発行するについても、厳格な資格調査のうえ審査に通った者だけがＮＡＳＤの施行する試験に合格するこ

とによって、証券取引業に従事することが可能になります。

このような厳格な監督下にあっても規則違反者が時々出ます。昨年もインサイド・インフォメーション（内部的情報）を利用して、莫大な利益を得た証券会社の役員、ブローカー等が摘発され、懲役刑に加えて証券史上最高額の罰金を科された事件がありました。日本の証券取引界でも、インサイド・インフォメーションは厳しくたたかれるようですが、懲罰の方は如何なものでしょうか。資料がないので比較することができません。

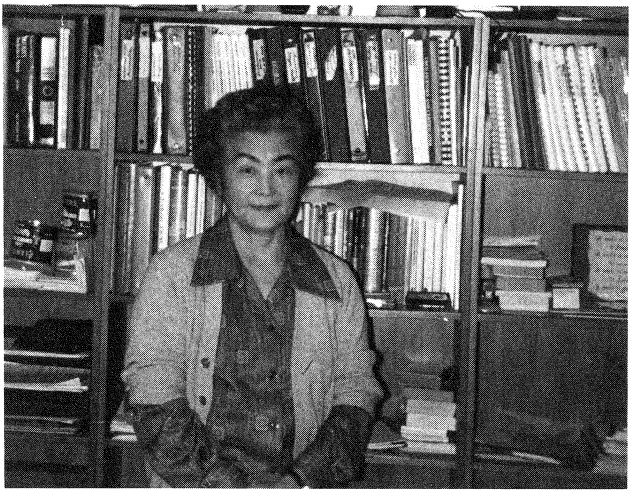
1990年3月、アメリカにて。

ここ四、五年のアメリカ証券取引所における日本の投資会社、銀行等の進出はめざましく、取引総額も年々増額の一方で、経済界の話題になっております。同時に、日本生産会社の進出もすさまじく米各州に工場、営業所を開いて業績を挙げております。

私の在住するワシントン州バンクーバー市は、山と緑と河と海に囲まれた美しい小都市で、人口は四万五千（一九八九調）コロンビア河の北岸にあります。コロンビア河がカナディアン・ロッキーを水源として多数の小河川を合流して、延々二千四百哩（約三千七百キロメートル）を流れて、ワシントン州のアストリアで太平洋に注ぐの

ですが、河畔の美しいことアメリカ一、二の絶景と言われています。

このコロンビア河を挟んで、南が札幌市と姉妹都市であるオレゴン州ポートランド市で人口三百七十九万（一九九〇調）で、周辺小都市を合わせると約一千万の中都市で約五十六社の日本会社（銀行、商事会社等の非製造企業を含む）が進出して、めざましい活躍を続けております。バンクーバーにもシャープ、京セラ、信越半導体、松下パナソニック等が進出しており、これらの会社のほとんどが六名から十五名の日本からの駐在員を持ち、現地雇用人の指導に与っています。そして、その大部分が家族同伴で赴任しており、言語、習慣の異なる国で生活を始めている訳で、日常生活に必要な知識、買い物、交通機関の知識、運転免許変更、子供達の学校との連絡等々当面しなければならない種々の問題があり、家族のほとんどが英語を話せないので、苦労をしております。

六、七年前にたまたま知己を得た日本企業社長から相談を受けたことから始まり、最近ではかなりの数の日本人主婦から色々な相談を受けるようになりました。私にとっては、日本語で話す機会ができましたのと世代の違う若い日本女性と話し合って、現代人の社会観念、生活観念等を知る事ができるので、大変楽しんで奉仕しております。

以上のようなことで、私自身の仕事に加えて如何にして時間を少しでも多く日本会社家族の相談にさいてと、スケジュールを組む訳ですが、かなり多忙です。唯、充実した日々を過ごすことができますので、年毎に私自身の熟年度（?）が高化していることを考える暇もありませんので、大変幸せと思っております。

明大法曹会創立三十周年の意義ある記念誌に寄稿をということで、いささか緊張してはおります

が、思うままを書き綴って「アメリカ便り」ということにしました。

母校明治大学がますます繁栄されて、これからも多数のすぐれた法律家を日本社会に送り出されることを切に祈っております。

南の島から

伊志嶺　善三

去る八月十七日、明治大学校友会沖縄県支部の総会が那覇市内のホテルで開かれた。初めて連絡を受けた私も喜び勇んで出席した。厳粛な雰囲気の中ですすめられた総会に続いて催された懇親会は、打って変わって興奮と感激と談笑の内に閉じた。学生寮で一緒だった数名の旧友に再会を果たして、感極まる思いに浸った。

校友会沖縄県支部の名簿によれば、昭和七年から同六十三年までの県内の明大校友は三百七十四名にのぼる。その数も驚きであったが何よりも実に多くの県在住の校友の面々が政治、経済、教育、マスコミなど各界各層の一線で活躍し、不動の実績をあげておられることか。同時に大きな慶びであった。久し振り、というには月並み過ぎる歳月を経てはいるが、改めて校友の活力と活動の多様さを思い知らされた。

県内の校友の中に、わが明大法曹がその一角を占めていることはもとよりである。わが同僚弁護士八名をはじめ、裁判官、検察官、裁判所書記官、検察事務官、公証人、司法書士と、総勢二十余名。まことに多士済済というにふさわしく、いたく誇りに思う。

だが……ここで溜息をつくことがある。ヨコのつながりがきちっとしていないことである。たびたび集まることはあるらしいのだが、こちとらにはお呼びがかからない。たとえば「明大法曹沖縄県支部」をつくって、法曹としての知識を広めたり、親睦をはかるなどの活動をしてはどうか。そのほうがまた全国の明大法曹との連携を強め交流を深めることにもつながるのでは、と考えるのだが。ここで発奮して、〝エイ！　これからはオレがやるゾ〟と言いたくもあり、言いたくもなし、などと迷える子羊よろしく悩み苦しむ小心者の姿がここにある。はなはだ頼りなく、お詫びのしようもない。この優柔不断がもとで、昨年九月の明大校友会創立九十周年記念の「明治大学全国校友沖縄大会」（暁の鐘南から響く）の大成功の感動を共有する機会を逃すなどという一世一代の不幸を嘗る羽目になった次第である。悔悟の念に襲われてもあとのまつりで、文字どおり〝後悔先に立たず〟である。背後から〝ザマー見ろ〟と嘲笑を浴びせられているような羞恥を感じていることぐらいがいささかの救いであろうか。

かかる次第で、この玉書に寄稿するに最も相応しくない者に御鉢が回って来たものだと思う。期限を徒過し、たびたび催促されての急ごしらえがこの始末である。

ふるさと沖縄に戻って十五年。人と自然の温かさに浸ってのんびりと過ごす明大法曹のなれの果てに、しごく落胆される方も多かろうと思うが、為す術もない。御容赦を願って、以下簡単な沖縄雑感を申し述べることでニンムを解かれたく思う。

戦中戦後の沖縄は悲運の道を歩んだ。太平洋戦争末期の沖縄戦で約二十万人の県民が犠牲をこうむった。県土も焼け野原と化した。戦後の混乱と失意の中で生き残った者は、負からのスタートを余

儀なくされた。占領に続く米軍の圧制下で民族の自治と自由を求めて闘った。その成果の一つが一九七二年五月十五日の祖国復帰であった。核も基地もない平和で豊かな沖縄を求めた県民の祖国復帰への願いからは程遠いものであったが、母の懐に飛び込んだ県民の喜びは大きかった。

しかし復帰した沖縄を待ち受けていたものは安保であった。国土の〇・五九パーセントの県土に全国の七五パーセントの米軍基地が集中しているうえに、新しく自衛隊基地が加わった。核訓練を含む軍事演習がくりかえされ、県民に耐え難い不安と被害をもたらしている。東西の緊張緩和が言われるなかで、沖縄の基地は縮小どころかますます強化されている。反戦地主たちの土地の強制使用がくりかえされている。軍用地返還訴訟に携わる者の一人として心が痛む思いである。イラクのクウェート侵攻以来の中東情勢の危機の中で、沖縄の基地の動きがはっきりと激しさを増している。

沖縄の悲劇が打ち払われる日はいつのことであろうか。

復帰に伴って、わが政府もさっそく第一次振興計画を樹て、多くの特別措置を講じて多額の金を沖縄に投入した。十年を過ぎ、さらに二次振計にすすみ、いま、その最後の段階を迎え三次振計の必要が強調されている。その特別の計らいで道路・港湾・空港などのハード面での本土との格差は縮まったといわれている。年間二百万の観光客も沖縄経済を潤しているが、本土資本による土地の買い占めと開発ブームも急速に襲って来ている。

その急激な変化の中で、県民は多くのものを失いつつある。自然破壊がその最たるものである。赤土の流入によってコバルトブルーの美をつくり出す沿岸一帯のサンゴ礁がことごとく死滅していく。わが国全体の希少の至宝ともいうべき美しい海が失われつつある。いまなら辛うじて間に合うと思う

のだが、止まることを知らない、行政の対応も、後追いで後向きで言い訳がましい。これに歯止めをかけようとの声が聞こえ始めた。いちるの望みを託したい。

大黒さんの袋

徳矢　卓史

私の事務所の私の背の棚には大きな大黒、恵比寿さんの木彫り、しかも一刀彫りの顔面のみの彫刻がある。

これは親爺からの相続財産であり、事務所での準家宝として取り扱っている。

依頼者と応接すると、依頼者の目線の上真正面にあたるよう配置しているので、少し置物について興味のある人は必ず「いいものですね」「いくら位して手に入れられたのか」と賛辞と羨望の言葉を受ける機会が多い。

さて、大黒さんは大きな袋を背負っている。この中身は一体何だろうかと思って調べてみたら、寿命、裕福、人望、清麗、威光、愛嬌とのことである。そこで、袋の中身と我身をあてはめて考えてみた。

① 寿命―寿命は未だ来ていないが、最近五十代後半に癌死、過労死、成人病死が多いと聞くと、五十七歳の小生いささか不安の念が隠せない。

② 裕福―これは豊かに富んで幸福の意味であるが、弁護士開業三十三年目を過ぎて、四階建のビ

ルを建てられたことと、日常生活に困らない程度で、今日の税制の下ではなかなか望めない感じである。

③　人望―外観上頭の毛が白くなり、目尻にしわが出てきたが、年より若く見られるのを嬉しく思う位で、多少人から信頼はされていても、特に人から崇敬されているとは思えない。

④　清麗―もともとバンカラ気性ではあるが、仕事柄、清潔な衣類をまとうことは心掛けているものの、清らかで麗しいものは一向に持ち合わせがない。

⑤　威光―親爺が死んで来年が三十三回忌になるので親の威光は完全消滅し、女房と子どもに対する威光もパッとせず、他人に対しては威厳なるものを保とうとすれどもこれが伝わっていないもどかしさを感じているこの頃である。

⑥　愛嬌―弁論と挨拶以外はいつも大阪弁を使っている。大阪弁の特徴は紋切り型ではなく、独特の省略、簡略した単語で、なげやり的な発言をしながら相手への好意を表現するもので、このおかげで闘争的であるべき弁護士としてはあまりケンカをしない方である。

愛嬌は女性の特徴であったものが男性に移りつつある傾向とのこと。先年施行された男女雇用平等法の影響でもあるのかしらと考えているが、この年ではあまり必要がなくなって、却って愛嬌があると威光なるものを傷つけかねないおそれがあると考えている。

以上、袋の中身について私が持っているとすれば、清麗の清のみのようであり、まだまだ大黒さんの袋の中から取り出して私の身につけてもらいたいものばかりである。

しかし、大黒、恵比寿さんの笑顔を見ていると心が和み、最近の核家族化、受験勉強の深刻化、イラクにからむ中近東の国際情勢を踏まえて、心からの笑いが見られない今日の世情を考えると、『笑み』をたたえ、また、たたえられる生活が大切だと痛感している。

私は法科特別研究室の二十二期生である。昭和二十六年に入学して、昭和三十一年迄特研のお世話になったが、在学中、雄弁部とワンダーフォーゲル部に入部していたので、特研では劣等研究生であったと思っているが、食糧、物資の乏しい時代であり、今日のグルメ、飽食時代と全く異なった時期で、いつも腹をすかせていた記憶があり、当時は大黒さんの袋の中など空気が入っているくらいに思っていたが、ある程度の年齢、地位になってくると、この袋の中のいくつかでも身につけたいと思うようになったので、雑文を書いた次第である。

明大法曹会札幌支部

藤内　博

明大法曹会札幌支部と言っても、特別な組織があるわけではありませんが、札幌弁護士会の長老である中山信一郎先生を筆頭に、札幌に十一名、旭川に二名の合計十三名の弁護士を擁しております。裁判官会員としては、成川洋司さんが札幌地裁に新任でおられたのですが、現在は八王子に転出して、札幌には、誰もおりません。

釧路地裁北見支部に、札幌修習で神戸から転勤して来られた森邦明さんがおられます。検察官会員としては、山口一誠さんが札幌地検の公安部長から刑事部長になり活躍中です。公証人会員としては、荒井三夫先生がおられましたが、昨年、残念ながら御亡くなりになりました。後輩の私たちにも、なにかと御声を掛けていただいた先輩でしたが、残念至極です。

中山信一郎先生は、明治四十四年の御生まれで、我が札弁では最長老の一人で、明大校友会札幌支部の支部長として御活躍中であります。戦後しばらく道会議員としても大活躍されたとうかがっております。中山先生の後は、二十期の私まで約三十数年の断絶があります。

もっとも二宮嘉計先生は三十四期の出身ですが、大正十三年生れの元軍人で、司法試験は五期に合

格されましたが、修習されず、三十四期になったそうです。

磯部憲次先生が二十二期、今崎清和先生が二十六期、川村昭範先生が二十八期、坂本彰先生が三十三期、千葉悟先生及び房川樹芳先生が三十五期、野田信彦先生が三十六期、斎田顕彰先生が三十九期です。

磯部先生は公害委員会の委員長として、スパイクタイヤ禁止運動に大活躍され、その前には札弁副会長をなされており、今崎先生も副会長を経ており、来年は川村先生が副会長就任予定であります。旭川では、千葉健夫先生が検事から弁護士になられ、既に会長にも就任され、活躍中です。もっとも夏は、ゴルフの合い間に仕事をされていると、もっぱらの噂ですが。

成川毅先生は、札幌地検で退官され、千葉先輩の御世話で旭川で開業、旭川弁護士会の若手のホープとされております。

法曹会札幌支部は特別の活動を行っているわけではありませんが、女性の高裁長官としては初めての野田愛子様が札幌に着任した際は、長官を囲む会を開催し、皆でその就任を御祝いしたことがあり、また、金井猛先輩が札幌地検検事正として着任した際にも、歓迎会を開き、皆で集まり楽しい時を過ごしたものでした。

一番若い斎田先生も昨年独立され、皆が一国一城の主となっております。

札幌の会員は一同元気で活躍中であります。

最後に、我が会員の川村昭範先生が監督である我が札弁野球部は、苦節十年、名古屋での日弁連野球全国大会において、優勝いたしましたことを御報告して、札幌支部の近況報告といたします。

第六章　明治大学法曹会創立三十周年記念行事

明治大学法曹会創立三十周年記念行事の経過

佐藤圭吾

一　実行委員会成立までの経緯

平成二年度に創立三十周年記念行事を行うことに決定し、事務局長を命ぜられたのは昭和六十三年十月十一日の在京幹事会であった。その際委託された事務は、会長と相談して、実行委員長の選任、実行委員会の構成、記念行事の内容等を決めることであった。

本会の中核である法科特別研究室ならびに誠和会の創立記念行事が平成元年度に盛大に執り行われることになっていた。また明大法曹会は法制研究所所属の五研究室の責任者から構成された事務局中心に運営されており、実行委員会の事務局は、その事務局とは全く別個に構成運営されたいとの要望もあり、為すすべもなく虚しく時が経過するだけであった。

ようやく平成元年十一月になって、山本進一先生から実行委員長に就任してもよいとの内諾を得て、記念事業の具体的な行事と実行委員会の構成に着手することができるようになった。

当然のことながら最初に考えなければならないのは、会員の意思を記念行事に結集させるためには

記念行事の柱をどう設定するかということである。明大全期法曹会の設立、旧明大法曹会との発展的な合併に裏方を務めた一人として、当時年一回の総会を開催するために一部の人達が相当のエネルギーを費やすほどで、ここにきてようやく組織らしくなったものの、そのような現状でエネルギーを結集できるか大変心配であった。

明大法曹会が設立されて、その趣旨に沿った実のある活動をしたかを考えてみる。総会では法学部資料センター主導型の講演を開催するだけで、特定の問題について大学法学部会員と共同で研究活動をしたこともない。中大法曹会は学研連が中心となって何十年も前から司法試験の合格者を輩出するために大学側と議論をしている。しかし本会は会員の中でも在野で活躍している会員が多いのに、このような機会が全くなかった。そのための行事を企画し、明大法曹会の今後の活動の参考にしてはどうだろうか。これを大きな柱とした。

本会はここ数年、法制研究所に毎年二十万円ほどの補助をしているが、合格者が少なければ指導費、活動費も不十分であり、ますます合格者が目減りするのではないか、この際、法制研究所の充実を計るために資金を集めて援助すべきであるとの意見も出た。これを具体化するためには一人でも多くの会員に参加してもらう必要があった。そのための実行委員会の構成は、弁護士会、各研究室、期別、職業等を考慮する必要があり、明大法曹会名簿を睨みながらの難行苦行の日々であった。

記念事業には金が必要である。その規模によって、会員にお願いする寄付金の目標額が違ってくる。熟慮の末、一千五百万円は必要であろうとの予測のもとに、その規模で行事を計画することにした。

平成元年十二月九日法曹会館において行われた司法試験合格者祝賀会開始の前に在京役員会を開催し、主要な記念行事、予算規模の承認を得て、会場の予約をし、さらに主要な役員の選任を諒承していただき、ようやく記念行事の具体化に向けて動き出すことになった。しかし一月、二月は弁護士会の選挙シーズンであり、スタッフも集まらない。実行委員会の構成を完了し、幹事会の諒承を得たのは、ようやく平成二年三月二十二日になってのことであった。

二　財務委員会・記念誌編集委員会の早期活動

(1)　記念行事の内容、日時を決定したものの、財源をどうするかについては、早急に対応を迫られていた。そこで財務委員長に岡村了一、副委員長に坂巻幸次、新井泉太朗、二宮忠の諸先生に早々に就任をお願いし、募金の方法について相談、議論の末、会員には委員会から一応の金額を設定し、寄付をお願いすることにした。ここ数年の間、各研究室では各種記念行事を行っている。その際ＯＢ会員は相当の出費をしているし、お願いの文書が送付されるのは六月頃になる予定なので、募金期間が短いことから募金目標の一千五百万円の捻出については大変に懸念されたのである。また寄付を受けたうえ祝宴会に会費を徴収するのは如何なるものか、との反対の意見もあった。会員から集めた浄財を飲み食いに使うのは適当でないので、一万円程度なら会費として徴収してもよいだろうということになった。しかし予想に反し、記念式典当日の十月二十日現在、四百名の会員から総額二千六百四十九万六千円の寄付金を頂戴することができ、祝宴会の当日会費収入は百四十五万円であった。会員の

力強いご理解には心から感謝申し上げる次第である。

記念行事の途中で行われた定時総会における財務委員長からの報告のとおり、残余金は明大法曹会の特別会計に移行し、使途については慎重に協議をすることになっている。寄付金を送金後亡くなられた実行委員会総務委員長菅沼漠先生及び新井博先生には生前のご好意感謝申し上げるとともに謹んで哀悼の意を表します。

(2) 募金とともに、早速準備に取りかからなければならないのは、記念誌の編集であった。元日弁連「自由と正義」編集委員長中村文也先生に委員長をお願いし、増本敏子、二宮充子両副委員長に加え、多忙の中を伊藤博、三浦雅生両先生に早急に編集方針、内容、発行の時期等の検討、併せて取材活動をお願いすることとなった。短い準備期間で大変な無理をお願いしたが、十二月に入り本稿を編集委員会に託して、約一年間にわたる記念事業もようやく終わったという感慨がひとしおである。発刊に際し記念事業のシンポジウムや式典祝宴の様子を登載できたことを喜んでいる。

三　記念行事

(1) 法律相談活動の実施

明治大学法律相談部は学生が主体となって毎年夏季に地方で法律相談活動を実施している。法律相談部は学生委員会の中の法学会の一部門とされていた。活動は大学教授、ＯＢ会員の指導の下に実施

されている。参加する学生の中には法律相談を通じてリーガルマインドを学び、かつては司法試験を目指す学生も多く、本会会員も多数そのＯＢとなっている。明治大学法律相談部が東大セツルメント、法律相談部と同組織のものかわからないが、法学部の学生と実務家の接点の場として貴重な存在である。記念行事企画の中で、会員が主体となって各地で法律相談を実施してはどうかという提案もあったが、諸般の事情からこれを実施するのは困難であった。そこで今回は実際の活動を明大法曹会中部支部にお願いして実施することとし、明大法曹会後援事業として八月二十八日、二十九日瑞浪市総合文化センター、同三十日恵那市文化センターで実施された。その内容については、中部支部の大塚英男会員から次のような活動報告が寄せられた。

法律相談

・当支部からは、三日間で延べ十八名の弁護士を派遣し、学生の法律相談活動に対するアドバイスを実施

・名古屋弁護士会の協力を得て、弁護士会発行のパンフレット五種類を法律相談来訪者に配布

・相談件数は、三日間で延べ四十件

当支部から法律相談部に対する寄付

・明治大学法曹会より当支部に対し、活動補助金として金三十万円の交付があった。当支部は、同補助金のうち金二十万円を図書購入費用等に使用していただくため、法律相談部に寄付することとし、平成二年八月三十日に行われた懇親会席上において贈呈

懇親会

・平成二年八月三十日、法律相談部の宿泊先である恵那かんぽ保養センターにおいて、鈴木俊光法学部長をはじめ、法律相談部顧問弁護士五名、当支部弁護士十五名、校友十一名、学生四十六名の総勢七十八名にて懇親会を開催。法学部相談活動を終えて、大学教授、弁護士、校友、学生が懇親を深めた。なお、懇親会費用は当支部にて負担

(2) **記念ゴルフ大会**

十月十九日（金）雲一つない秋晴れの下、萩原剛先生の紹介により、名門我孫子ゴルフ倶楽部で記念ゴルフ大会が開催された。明大法曹会ゴルフは昭和五十七年十月我孫子ゴルフ倶楽部で第一回コンペを開催以来、毎年二回ずつ開催しているため、今回は第十七回大会となった。

午前八時二十分、実行委員会副委員長萩原剛先生の開会の挨拶。八時三十分、アウト・インに分かれた三十四名は、天気も申し分ないし、われこそは記念杯ぞ、と張り切ってスタートした。本大会には、和歌山地検検事正を退任したばかりの増田豊、四国より森吉徳雄、名古屋弁護士会池内勇、新潟弁護士会畑七起、群馬弁護士会大塚武一の諸先生が遠方から参加し、記念大会らしい盛り上がりを見せた。

好天にもかかわらず、ローハンデ組のスコアが伸びず、実行委員長杯を手にしたのは若手の埼玉弁護士会石河秀夫先生であった。明大法曹会ゴルフ二回目の優勝である。優勝を狙った天野耕一先生は今回も準優勝に甘んじ、優勝杯を逃してしまった。ベスグロ記念杯は萩原剛、池内勇両先生が八十六

の同グロスのため圧倒的な?年齢差で池内勇先生が涙を飲んだ。池内先生にはあの一打が惜しまれた。三十周年記念大会という名の三十位杯はスコアを厳正に確認したうえ、ゴルフ幹事の及川健二先生に輝いた。

記念ゴルフ大会成績表

参加者	OUT	IN	グロス	ハンデ	ネット	順位
石河　秀夫	45	50	95	23	72	1
天野　耕一	50	45	95	21	74	2
阿部　正義	50	42	92	18	74	3
佐藤　正勝	45	46	91	16	75	4
岡本　好司	57	54	111	36	75	5
池内　勇	43	43	86	10	76	6
土谷　英和	47	43	90	13	77	7
大浦　浩	46	49	95	16	79	8
伊藤　博	53	63	116	36	80	9
伊豆鉄次郎	52	56	108	27	81	10
萩原　克虎	42	46	88	7	81	11
松江　康司	42	46	88	7	81	12
荻野　弘明	52	51	103	20	83	13
萩原　剛	45	41	86	3	83	14
山下　英幸	42	49	91	8	83	15
森吉　徳雄	46	44	90	7	83	16
新井　藤作	47	50	97	13	84	17
二宮　忠	48	51	99	14	85	18
椎名　啓一	52	61	113	26	87	19
吉浦　勇	47	48	95	8	87	20
佐藤　圭吾	53	59	112	25	87	21
西村　健三	59	50	109	22	87	22
横張　清美	52	56	108	20	88	23
前島　良彦	48	47	95	7	88	24
大塚　武一	60	64	124	36	88	25
門馬　博	53	54	107	18	89	26
畑　七起	61	58	119	29	90	27
鈴木　隆	52	54	106	16	90	28
濱　孝司	58	58	116	26	90	29
及川　健二	58	55	113	20	93	30
新井泉太朗	60	57	117	22	95	31
鎌田　勇	64	63	127	30	97	32
鈴木　清明	69	65	134	36	98	33
増田　豊	68	65	133	27	106	34

ドラコン
松江康司・大浦　浩・石河秀夫・濱　孝司
ニアピン
阿部正義（2）・新井藤作・森吉徳雄・土谷英和（2）・佐藤正勝

クラブハウスでの懇親会はそれぞれの近況を話し、またゴルフの腕前を自慢したり、スコアの悪さを弁解したり、和気あいあいのうちに過ごし、懇親を深めて明日の記念行事の成功を祈りつつ、午後五時解散した。

当日の出席者の成績は別表のとおりである。

(3) シンポジウム・式典・祝宴会

十月二十日（土）、当日は三つの記念行事のほかに、定時総会も開催されることになり、受付業務を円滑に行うため、前日、式典副委員長山下英幸先生と相談のうえ、各事務所から急遽五名の受付嬢を頼むことにした。

しかし当日の行事は四名の演出者によって第四幕の芝居を演ずるようなもので、会場の点検、ホテル側の打ち合わせ等意外な雑事が多く、不手際が多々あり、ご出席の先生方に大変ご迷惑をおかけした。

①シンポジウム

シンポジウムは「後進法曹養成のため、明治大学法学部と明治大学法曹会は何をすべきか」と題して午後一時に開かれた。大学側から野上法学部教授、中村短大助教授を迎え、司法試験合格者の長期低落傾向から大学側の実情・機構・教育環境の整備・後進法曹輩出のための指導についての具体策等幅広く議論された。来賓で出席の公認会計士や駿台会計人倶楽部の先生にも多大な関心を寄せていただいた。

シンポの様子は本章後半に掲載したので、それぞれの議論を吟味していただければ幸いである。ただ一回限りの議論で終わらせることなく、相互に共通の認識を得たことに関しては、すみやかに実行することが何よりも急務である。今後も議論を継続し、百十年の伝統を持つ法学部の発展に大学内外の法曹が共に取り組むべきであろう。短い準備期間の中で、一応の目的を達することができたのは、多忙にもかかわらず、勢力的にお膳立てをしてくれたシンポ委員の方々であり、ここに深く感謝申し上げる。

②式典

記念式典は午後四時三十分より山下英幸式典委員会副委員長の司会により「舞の間」で開始された。式典委員長伊豆鉄次郎先生による「会員相互の融和と団結・後進への援助を強化促進し、さらに一層の発展を祈念する」旨の開会の辞に始まり、山本進一実行委員長、渡部喜十郎明大法曹会会長の挨拶式辞に続き、照明が暗転し、会員物故者に対する黙禱が捧げられた。

そして記念事業の一つである法制研究所への寄付金が、実行委員長から荻野弘明所長に贈呈された。荻野所長は「予想以上に多額の寄付が集まったことは、会員諸君の後輩法曹育成に対する大きな関心の現れ、法制研究所所長として、この応援に応えられる指導に全力をあげる」と謝辞を述べた。

続いて本会法曹会八十歳以上の各会員に対し、感謝状ならびに記念品贈呈があり、出席した岡山弁護士会岸本静雄、愛媛弁護士会木原繁季両先生より以下のような謝辞が述べられた。

岸本静雄先生「大学当時、創立者の岸本辰雄先生と名前が一字違いであることを思い、学校に対

して敬意と尊敬の念をもって勉学に励んだ。この会の創立からほとんど会合に出席、三十年が過ぎて、恥ずかしい気もするが、よかったなあとも思う。おめでたい席で表彰され、記念品までいただいてありがとう」

木原繁季先生「私が高文に合格したのは昭和十二年、立石芳枝先生と同期だった。先生が病気のときにはノートを貸し、新しいノートをもらったことも何度かあった。先の黙禱のときにはまっさきにその立石先生のことを思い出した。私としては大学の先生の講義をよく聞くことが大事と思う。今日はほんとうにありがとう」

その後、記念行事の報告、出席された島田正郎総長をはじめ来賓の祝辞が続き、手塚正枝式典副委員長の「ご来賓、先輩をお迎えし、厳粛な中にも、和気あいあいとした式典を挙行することができ、感謝する」旨の閉会の辞をもって、とどこおりなく式典を終えることができた。

③祝宴会

祝宴は、会場を「鳳凰の間」に移し、亀井時子、鈴木勝利両会員の司会で午後六時十五分頃より開宴された。

最初に祝宴委員会委員長福岡宗也先生より、会場を埋めつくした来賓、会員に対し、「記念行事を盛り上げていただいたことを感謝し、この記念行事は明大法曹会の三十年の歴史をかみしめ、反省することは反省し、一層の発展のための新しい出発としたい」との挨拶があった。岸本静雄会員の乾杯で宴は開かれ、全国から集まった会員の和やかな歓談、シンポジウムでの議論の続きをしながら、宴は大いに盛り上がった。



岸本静雄会員の音頭で乾杯。



祝宴開会の辞を述べる福岡宗也祝宴委員長。



知らせ合うこと、思い出すこと、話ははずむ。



酒をくみかわして、何年ぶりぞ。



明大マンドリンOBクラブの演奏で古賀メロディーを楽しむ。



長老たちの話は、しんみりと……

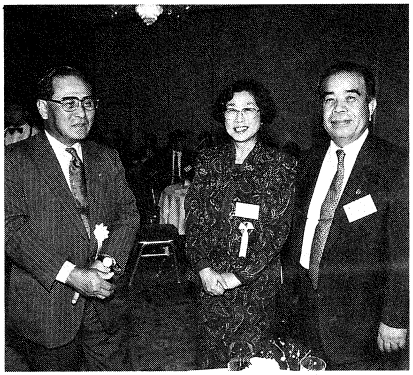

司法試験の頃の思い出がこの三人を結ぶのか。



定刻過ぎても、去る者なし。

途中で、遠方から出席の札幌弁護士会藤内博会員、前大宮市長の埼玉弁護士会馬橋隆二会員の挨拶があり、続いて三十名編成の明大マンドリンＯＢクラブの演奏が開始され、しばらく古賀メロディーを聞きながら秋の夕べを楽しんだ。また前日行われた記念ゴルフ大会の優勝者石河秀夫、ベスグロの萩原剛、三十周年記念三十位の及川健二各会員へ、実行委員長から各表彰カップが手渡された。福引きは、広井武昭、門馬博両会員により挙行され、一等賞は弁護士らしいカバンとのこと、事務局金子穂積会員が引き当てた。朝早くからホテルに張りついたご苦労賞である。

いよいよ祝宴も終盤になり、秋田徹会員がリーダーとなって参加者全員が輪になり、マンドリンクラブの伴奏で校歌を三番まで斉唱、元関弁連理事長井上義男会員の音頭で万歳三唱をした。最後に祝宴委員会副委員長吉浦勇会員は、「明治大学法曹会会員八百名の二割以上の多数がご出席したことを感謝するとともに、本日の記念行事で三十周年の節目で考えたことの意義は大きい、四十周年に向けて飛躍的発展を期したい」との閉会の挨拶をし、祝宴は、とどこおりなくお開きとなった。

三十周年記念行事を無難に終えることができ、実行委員をはじめ、会員のご協力に対し、改めて感謝申し上げる次第である。

式典挨拶　抄録

以下に式典でいただいたご挨拶を抄録する。ただし、島田正郎明治大学総長、山本進一明治大学法曹会三十周年記念行事実行委員長、渡部喜十郎明治大学法曹会長のご挨拶は、巻頭言とほぼ同じであるため、割愛させていただいた。また、各ご挨拶はより丁寧な、謙虚な言葉を用いてお話されたが、敬語類、さまざまなお気配りの内容については省略し、内容についても簡略化のために一部言葉を変えさせていただいた。

祝　辞

明治大学法学部長　小松俊雄

先程のシンポジウムでの議論については、学科長の野上教授のご意見をよくお聞きし、我々執行部としても真剣に取り組んでいきたい。

私も、司法試験の受験生のため、駿台法科研究室の主任を務めてもう二十年以上になる。その間、司法試験の合格者数の低迷について、歴代学部長も非常に心配され、いろいろ努力されてきた。しかし、なんといっても現実に受験生を指導するのは、駿河台にある五つの研究室だ。常に思ってきたことは、受験生の数が少なくて低迷をしていたときに先輩の関係者、研究室の先輩の方々が研究室へ常に顔を出して後輩

ために激励をしてくれることが、なによりの特効薬ではないかということだ。特に合格者数が一人とか二人とかいうようなときには、研究生はもちろん、現実に指導に当たっている指導員自身が、沈んだ気持ちでいる。そういったときに、十人も十五人も先輩が来て激励していただければ、明日からまたやろうという気概が湧いてくる。

法曹会のますますのご発展を祈り、今後研究室の後輩のために指導、激励をお願いする。

祝　辞

駿台公認会計士会会長　岩井　敏

明治大学法曹会が、たいへん輝かしい歴史を刻まれ、ここに創立三十周年の記念式典を挙行されますことを心からお喜び申し上げる。先程、シンポジウムを傍聴させていただいた。私共、明治大学公認会計士会としても、経理研究所の所属で公認会計士の第二次試験の受験指導機関として、特別会計研究室を持っている。

昭和二十九年から続いている機関で、商学部系統の先生方と私共の会員とが協力して二次試験の受験指導にあたっている。今年の合格者は十九名。研究室外では十七名の校友が合格した。明治大学出身の合格者は、昭和三十年代以来、だいたい十数名から二十四、五名。したがって、絶対数では落ち込んでいない。しかし、昭和三十年代の公認会計士の二次試験の合格者総数は百数十名、徐々に増えて二百数十名、三百名になり、飛躍的に昨年からは五、六百人に増加している。

ということは、相対的に明大の特別会計研究室の成果がいま問われているということになる。先程のシ

ンポジウムを拝聴して、全く悩みは同じということを痛感した。私共の所属する監査法人でも、若いほうの部下は慶応卒の会計士、インターン生ばかり。彼らに、なぜ慶応の卒業生は二次試験に合格するのか聞いてみると、大学の授業の場で先生方が会計士の試験を受けるよう絶えず勧めているという。

福沢諭吉のいわゆる実学の思想が脈打っているのだろう。研究室もなく、特別な受験指導は行わずに、成果を挙げていることは、注目に価する。そのような観点から、後進の養成のために励まなければならないと痛感した。

本日ここに出席させていただいたことに厚く御礼を申し上げ、明治大学法曹会のご発展を心から祈念する。

祝辞

駿台会計人クラブ会長　関本和幸

私共の駿台会計人クラブがたまたま今年創立三十五年。その意味では、先生方の団体よりも五年年上になる。前にお話された岩井先生は「明治大学公認会計士会」、私のほうは「駿台会計人クラブ」。同じような名称だが、私共の駿台会計人クラブは、税理士の公認団体で、現在全国で約二千名の会員を擁している。ともに自由職業の一員だが、自由職業の中でも弁護士さんと私共税理士、そして公認会計士の仕事にはたいへん共通点がある。

私は、明治大学を卒業した自由職業人が協力し、そのときどきの一つのテーマで研究会をもったらどうかとかねがね思っている。具体的にいうと、ここ数年来土地がたいへん高騰し、土地の問題が社会的な大

きな問題として取り上げられ、遺産相続ということで大きな問題になっている。遺産相続というテーマの映画が封切られてさえいる。当然のことながら、相続、そして贈与については先生方の領分だが、税としては相続税、贈与税の問題があり、たいへん難しく法律が作られている。法律が難しいうえにさらに実務的には通達によっていろいろ評価が変えられている。

憲法三十条あるいは八十四条で、租税法定主義で「法律に定めるに従って」と書いてあるに関わらず、現在国税庁で通達が改正されると、法律を度外視してその通達によって税金が確定してしまうという問題がある。こういった問題についても先生方と私共と、適当な機会に共通の勉強をする研究会を持っていただければありがたい。

今日の三十周年を契機に法曹会でも是非ともご検討いただければ幸いだ。明治大学法曹会が今後さらに四十年、五十年と永遠に発展されるよう、また本日ご出席の先生方の健康とお仕事のますますの繁栄を心から祈念する。

明治大学法曹会三十周年記念行事　プログラム

一、シンポジウム

日　時　平成二年十月二十日（土）　午後一時より三時五十分

場　所　ホテル・ニューオータニ「舞の間」

司　会　小林芳郎・古川祐士

題「後進の法曹養成のため、明治大学法学部と明治大学法曹会は何をすべきか
―明治大学の明日のために」

（一）開会の挨拶　記念行事実行委員長　新井藤作

（二）問題提起

パネリスト　明治大学教授　結城康郎・松江康司・君山利男

明治大学短期大学助教授　野上修市

法制研究所所長　中村義幸

荻野弘明

及川健二・三浦雅生・小野寺昭夫

明石一秀・栗田誠之

（三）閉会の挨拶　記念行事実行副委員長　真下良子

二、記念式典

日　時　平成二年十月二十日（土）　午後四時三十分より五時五十分

場　所　ホテル・ニューオータニ「舞の間」

司　会　山下英幸

次　第

（一）開会の辞　式典委員会委員長　伊豆鉄次郎

（二）実行委員長挨拶　実行委員長　山本進一

（三）式　辞　明治大学法曹会会長　渡部喜十郎

（四）物故者に対する黙禱

（五）法制研究所への寄付金贈呈

（六）八十歳以上の会員に対し感謝状並びに記念品贈呈（被表彰者別表のとおり）　岸本静雄・木原繁季　新井藤作・斉藤　弘

（七）謝　辞　明治大学総長　島田正郎

（八）記念行事報告　明治大学法学部長　小松俊雄

（九）来賓祝辞　校友会会長代理　岡村了一　駿台公認会計士会会長　岩井　敏　駿台会計人クラブ会長　関本和幸　式典委員会副委員長　手塚正枝

（十）閉会の辞

三、祝宴会

日　時　平成二年十月二十日（土）　午後六時より八時
場　所　ホテル・ニューオータニ「鳳凰の間」
司　会　亀井時子・鈴木勝利

次　第

（一）開宴の挨拶　祝宴委員会委員長　福岡宗也
（二）乾　杯
（三）パーティー　明治大学マンドリンＯＢクラブの演奏
　　記念ゴルフ大会表彰
（四）福　引　祝宴委員会副委員長　吉浦　勇
（五）閉会の辞

四、記念ゴルフ大会

主宰　明大法曹ゴルフ会
日　時　平成二年十月十九日（金）　午前八時より
場　所　我孫子ゴルフ倶楽部
会　費　六千円
競技方法　アウト・イン同時スタート午前八時三十分

招待者名簿

被表彰者（八十歳以上・カッコ内は生年月日）

顧問　小出　廉二（明28・10・11）

東京　大島　四郎（明43・8・12）　岡田　喜義（明37・1・23）　奥田　実（明27・3・6）
川添　清吉（明31・8・27）　霧生　昇（明32・11・27）　国枝　亨（明34・1・9）
栗木　義次（明36・10・22）　後藤　信夫（明31・5・21）　宍道　進（明36・12・22）
鈴木圭一郎（明41・9・13）　高桑　瀞（明39・11・10）　垂水　正雄（明35・6・27）
野村　高助（明27・9・5）　芳賀　繁蔵（明38・5・30）　一松　弘（明43・10・6）
渡部喜十郎（明35・3・20）

第二東京　秋根　久太（明36・3・30）　鵜沢重次郎（明36・4・25）　小林　直人（明41・10・18）
松本　嘉市（明37・10・21）　山浦　重三（明42・4・10）

横浜　毛利　恒夫（明36・8・23）

埼玉　千島　勲（明33・12・18）

千葉県　伊藤　博文（明37・12・1）

水戸　野口　利一（明37・9・21）

栃木県　川上　キヨ（明41・11・3）

山梨県　内藤亥十二（明24・8・29）　田上　宇平（明35・12・26）

長野県　増田要次郎（明33・12・20）

大阪　池内　判也（明36・5・5）

名古屋　大畑　政盛（明32・9・17）　福井　正二（明35・2・9）

三　重　岡田　利一（明43・12・24）
岐阜県　山本　忠七（明35・6・16）
岡　山　岸本　静雄（明40・3・31）
鳥取県　中田　正子（明43・12・1）
福岡県　川崎　力三（明31・7・14）
佐賀県　野方　寛（明30・7・9）
大分県　仲　武雄（明32・11・7）
仙　台　檀崎　喜作（明36・10・18）
愛　媛　木原　繁季（明43・7・5）

宮本譽志男（明31・10・16）

広石　郁磨（明32・11・15）
遠藤　求（明35・1・26）

明治大学理事長　後藤　信夫
明治大学総長　島田　正郎
明治大学学長　木村　磯
明治大学法学部長　小松　俊雄
法学部資料センター事務局　吉田　隆子
法制研究所所長　荻野　弘明
法制研究所事務局長　増田　豊
法制研究所事務局　毛木　妙子

基礎研究室　小山　廣和・高地　茂也
司法試験委員　伊藤　進・川端　博
特別会員　和田　英夫・駒沢　貞志
会員国会議員　三浦　久・細川　律夫
明治大学校友会会長　内田　芳郎
駿台公認会計士会会長　岩井　敏
駿台会計人クラブ会長　関本　和幸
明治大学教授　野上　修市・中村　義幸

ご寄付名簿（平成二年十月二十九日現在　順不同）

渡部喜十郎　岸本静雄　鈴木俊光　永塚　昇　山本進一　与儀英毅　井野一郎　岡村了一　荻野弘明
鍛冶良堅　坂巻幸次　田中宇平　土田吉彦　徳矢卓也　野田愛子　福岡宗也　三好泰祐　山本清子
青木　孝　渥美俊行　天野耕一　新井泉太朗　新井藤作　安斉　勉　伊豆鉄次郎　池内　勇　伊志嶺善三
伊藤　博　伊藤大陸　伊藤徹雄　飯野紀夫　岩崎明弘　今泉善弥　井野場明子　石井卓夫　井野三郎
井上秀寿　石田駿二朗　石渡　稔　石河秀夫　稲場　勉　海地清幸　漆原良夫　及川健二　大浦　浩
大橋正爾　大下慶郎　大野重信　大野悦男　河野　博　鍛冶千鶴子　嘉村　孝　亀井時子　金田　泉
金井　猛　苅部候雄　川上義隆　角田　進　小林芳郎　小林直人　小宮　清　小坂嘉幸　小中貞夫
小島　孝　黒木芳男　君塚美明　清田嘉一　佐藤圭吾　鈴木勝利　城山忠人　佐治孝一　鈴木信司
菅沼　漠　菅谷英夫　酒井　什　佐和洋亮　関野昭治　鈴木　隆　斉藤　弘　立花旦子　立花充泰
高橋保治　竹久保好勝　千葉孝榮　手塚義雄　辻　亨　高野康雄　手塚正枝　千葉健夫　角田久哉
長島祐享　中田真之助　野口　忠　西村健三　苦田文一　長岡壽一　納谷廣美　西岡光子　二宮　忠
二宮充子　中村文也　中田正子　永井登志彦　藤原和男　古川祐士　福島啓充　平川　實　橋本正夫
堀本縣治　萩原　剛　萩原克虎　広井武昭　畑　七起　広野光俊　藤枝忠了　藤内　博　房川樹芳
真下良子　宮崎正明　村瀬尚男　増田　豊　松井千恵子　増本敏子　森　保彦　三浦雅生　松島寿雄
水野敏明　山崎武徳　横幕武徳　横張清美　山下英幸　横溝　徹　横溝正子　山田隆子　吉浦　勇
山根　茂　山本健三　山下善久　山登健二　渡辺真次　篠田暉三　鈴木規之　福田　隆　溝辺克己
稲垣久一郎　奥川貴弥　田坂昭頼　新井　博　阿部正義　安達正二　雨宮秀雄　荒木　勇　池田道夫
磯部憲次　伊藤　厚　岩崎精孝　岩下孝善　岩佐直径　板橋秀夫　今井春乃　上田廣一　榎本吉延
小野寺昭夫　大石隆久　及川卓美　大平弘忠　大塚誠一　岡田和義　大根田毅熙　小倉迪子　大澤文三郎
岡本好司　嘉松喜佐夫　川合昭三　川村昭範　金臺和夫　木原繁季　木元錦哉　郡司　宏　古関陽太郎
近藤僚三　小泉萬里夫　小宮圭香　小松俊雄　近藤千秋　斉藤義夫　佐藤正勝　佐藤英二　佐々木新一
三枝一雄　椎名啓一　城口美恵子　渋田幹雄　杉山忠雄　菅原　瞳　鈴木銀治郎　関本立美　高野敬一

玉田弘毅　高橋治雄　立岩　弘　高橋良喜　田中栄治郎　田中晴男　田中美智男　田中　等　田中佳子
土谷英和　津乗宏通　塚越幸弥　鶴見祐策　戸張義生　戸井田啓治　富岡秀夫　永瀬精一　長坂サト子
永田力三　中山吉弘　中嶋正博　野原　泰　野上泰弘　橋本裕子　早川律三郎　萩原清光　馬場直次
服部一雄　平川浩子　弘中　徹　福島啓氏　藤巻克平　保住昭一　増井喜久士　増田嘉一郎　前島良彦
松本嘉市　光前幸一　峰　隆男　溝渕　勝　向井哲次郎　村田長生　森井博文　守田和正　毛利秀之
山田勝重　山本満夫　山田　宰　矢作健太郎　山本朝光　山田謙治　山西健司　安間喜夫　山崎重吉
結城康郎　湯浅　実　柚木　要　柚木　司　利穂要次　渡辺明男　綿貫繁夫　青木幸男
大川智行　加嶋安太郎　河田英正　桜井　勇　吉本明彦　菅原佳典　田原俊雄　千島　勲　寺澤光子
中嶋親志　西塚静子　西畑　肇　宮田勝吉　佐藤辰弥　山浦重三　明石一秀　伊藤嘉章　井上勝弘
池本誠司　井上豊治　石井一志　市川幸永　遠藤達雄　村上有司　小田清和　大本和則　大迫勇壮
川上泰三　鎌田勇夫　金子穂積　君山利男　木村良二　小柴文男　孤田　優　小長谷保　権田陸奥雄
佐藤裕人　佐々木敏雄　佐橋　渡　清水　謙　鈴木勝美　鈴木正巳　鈴木清明　菅谷　徹　瀬戸和宏
立木恭義　谷　修　高柳　元　千葉　悟　冨沢昌平　智口成市　長谷川健　濱　孝司　長谷川史美
藤川明典　深澤一郎　松江康司　水上　進　牟田哲朗　門馬　博　山野光雄　山下訓生　与世田兼稔
小笠原彩子　尾原英臣　各務邦彦　斉藤義雄　佐賀小里　下地昭一朗　菅原信夫　高橋貞夫　田中浩二
野村　實　藤重良文　宮本誉志男　森吉徳雄　安井信久　天海義彦　一木泰造　今川一雄　内田繁俊
大島正寿　小澤義彦　小野正弘　香月裕爾　河田泰常　栗田誠之　込田晶代　真田昌行　東海林保
杉本弘之　鈴木　実　瀬川卓男　瀬戸久夫　高津健蔵　武井伸八　武内大桂　玉井勝利　手塚　明
伝田喜久　中村照美　中村好伸　成川　毅　日向　隆　福本博之　堀越　孝　松田壮吾　馬橋隆二
桃川雅之　楊　永裕　横田信之　横塚　章　市川太志　一寶　真　小川幸三　神田英明
小寺智子　甲原裕子　鋤柄一三　鈴木一洋　鈴木　隆　曽根信一　宇賀神直　高木　茂　高岡　香
仲　武雄　中田憲悟　西川源誌　深野和男　古川忠雄　堀内茂夫　反田一富　井上勝弘　吉川幸雄
吉積千春　岡本義弘　斉藤安彦　二宮三郎　浦田ヒナ　西畑修司　町田　清　増田　祥

シンポジウム

「後進の法曹養成のため、明治大学法学部と明治大学法曹会は何をすべきか」

――明治大学の明日のために――

明治大学三十周年記念行事の一環として、記念式典に先立つ平成二年十月二十日午後一時より午後三時五十分まで、ホテル・ニューオータニ「舞の間」において、後進法曹養成のためのシンポジウムが開催された。

以下に同シンポジウムの諸発言の内容を掲載する。なお、読みやすさのために過剰な丁寧語を省き、会話語調を調整し、かつ一部を簡略化したことをお断りしておく。

同シンポジウムは、問題提起者の発言とあらかじめ招聘されたパネリスト七人の方々の発言を中心に、参加者の意見を募るという形式で進められた。

参加者は、総員で二百十名であった。発言者名等は、本文中でごらんいただきたい。

開会挨拶

記念行事実行委員長　新井藤作
（東京弁護士会）



明大法曹会の創立三十周年記念の記念行事の一つとして、『後進の法曹養成のため明治大学法学部と明大法曹会は何をすべきか』というテーマでシンポジウムを開催します。現在、日本の司法でもっとも問題になっているのは、法曹人口を増やすということ、司法試験の改革問題だと思います。この点については、一昨日いわゆる三者協議（注・三者とは法務省、日弁連、最高裁）においておよその方向づけが決まったようで、法曹人口を相当増やす見込みであるということです。

ところで、明治大学法学部の司法試験の合格者は、最近非常に低落傾向にあるという指摘があります。その原因は何かということをこのシンポジウムで突き止めていただきたい。

一つの理由として、学生の司法試験離れということが考えられます。就職状況がいいということも手伝ってはいますが、なかでも明治大学は司法試験の受験者数がとくに減ってきているということが指摘されています。

一方、司法試験を勉強する人たちには大学の法学教育、大学の授業というものをあまりあてにしないという傾向があります。

先週、経団連の会議場でシンポジウムがありましたが、東大の新堂幸司教授は「司法試験によって大学教育が蝕まれている」という発言をしておりました。

東大あたりでも司法試験を受験する者は、大学の授業に出なくなる、そして予備校に行く傾向があると、話されていました。

こういう現状において、われわれは大学教育というものはいったいどうあるべきかを考えてみなければなりません。これには二つの考え方があると思います。

一つは、大学法学部の勉強は何も司法試験を目的とするものではない、学生の中、とくに明大では司法試験に合格するのは一パーセントくらいにすぎないという現状から考えると、ほとんどの学生諸君は企業に就職するだけであり、わずかの合格者のために大学の教育がそう関わる必要はないという考え方があるかと思います。

もう一つは、法学部の社会的評価がやはり司法試験の合格者の数によって決められているという現実から、司法試験によって多くの合格者を出すということがやはり大学の一つの教育目的でなければならないとも思えるわけです。

この点について、明治大学の大学案内に、明治大学の法学部の沿革と特色は、「一八八一年の法学部の前身である明治法律学校の創設」から始まり、「この法学部は以来多数の優れた教授陣を擁して法律学の進歩に多大な貢献を果たし、同時に、法曹の育成とくにわが国における在野法曹界の発展は本学法学部をぬきにしては語ることができない」としています。

しかもその中で、戦前から今日に至るまで女性法曹のために大学教育の門戸を開放し、その大半はわが法学部の出身者によって占められていること、これが女性の社会的地位の向上、活動領域の拡大に多大な貢献をしているということに触れております。

従って、わが法学部は法曹の育成ということについて今後もけっして無関心にならず、むしろ積極的に取り組むべきではないかという気がいたします。

そこで本日、明治大学法学部と明大法曹会は後進の法曹養成についてどのようなことをすべきかを、ここで討論していただきたい。そして明治大学の明日のために実りのあるシンポジウムを期待

してご挨拶といたします。

シンポジウムの進行について

司会：小林芳郎

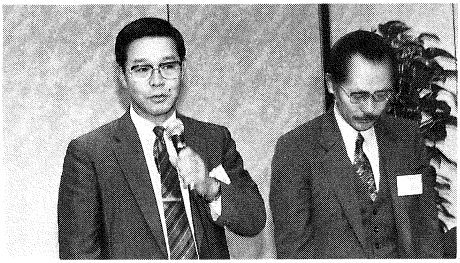

本日の司会は東京弁護士会の小林芳郎と、古川祐士先生です。本日の進行について、申し述べさせていただきます。前半と後半にシンポジウムを分け、前半において基調報告とパネリストの方々に十分くらいご発言をいただき、休憩します。

その後、後半の討論ではお集まりの方々にご発言いただき、パネリストの方からそれに対するコメントなり応答を頂きます。

発問者の予定時間はだいたい五分くらい、そして発問に対する応答も五分くらいを予定しております。

では、最初に本日の基調報告者をご紹介します。結城康郎先生、松江康司先生、君山利男先生です。

つぎにパネリストの先生方をご紹介します。大学法学部から野上修市教授、明治大学短期大学の中村善幸助教授、法制研究所長の荻野弘明先生、明治大学法曹会の事務局長横張清美先生、法科特別研究室の責任者及川健二先生、法学研究室の三浦雅生先生、司法研究室の小野寺昭夫先生、駿台法科研究室の明石一秀先生、現代法研究室の栗田誠之先生です。

それでは本日の基調報告ならびに問題提起を結城康郎先生にお願いします。

問題提起　結城康郎（東京弁護士会）

大学の活力の問題と改革の問題
司法試験などの受験指導体制の問題

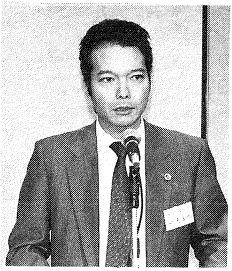

三人を代表し、問題提起をさせていただきます。一八八一年わが明治大学が明治法律学校として創設されて以来、明治大学ならびに明治大学法学部は、法律学の進展と日本の近代化に多大な貢献を残してきました。ことに戦前における女子部の創設や韓国、中国からの海外留学生の受け入れなどにつき刮目すべき実績がございました。法曹界を見ても、戦前から幾多の人材を輩出し、司法の近代化や人権擁護の活動などにおいても大きな足跡を残しています。今日までの先人、先輩の努力には敬服に価するものがあります。しかしながら現に実務界で活躍している法曹の一人として、母校の現在及び将来の展望を考え、明治大学法曹会は何をすることができるのかという観点から、あえて事実を率直に直視して発言させていただきます。

現在、明治大学は、最近の司法試験合格者の数にも現れているように依然として長期低落的傾向にある、すなわち過去十年間の合格者数が百五十名ないし百六十名程度で全体のせいぜい三パーセント程度でしかありません。国家公務員の試験、外交官試験、企業の就職、あるいは政界・財界における活躍、あるいは文学部、理工学部、マスコミその他の分野においても、同様に長期低落の状況ではなかろうかと思います。

司法試験でも全体の合格者数が現在の半分程度だった昭和二十年代と比べても、明治大学の合格者の割合は低下してきております。しかし真に重要なのは、司法試験合格者数という目先の数だけでなく、その底辺たるべき明治大学全体の活力な

いしバイタリティーの問題ではないでしょうか。

法学部を例にとれば、法学教育の在り方、学生の意識の高揚ということが問題になります。大学全体として、昔流にいう「文武両道」の総合力が問題ではなかろうかと考える次第です。

一方には、「最近は就職状況はいいはずだ」「明治の学生の偏差値も上がっているはずだ」という反論もあろうかと思います。しかしながらその内実を洗ってみますと、悪いとはいえずとも、反対に素晴らしくいいというわけでもないと思われるのです。就職状況や偏差値から見ても、明治大学あるいは明治大学法学部の学生が良くなっている以上に他の大学が向上しており、このために相対的には低下しているのではないか。

このような把握が正しいとすれば〝それはなぜか〟ということが問題とされなければなりません。結論として、自信をもち意欲に燃えた学生が少ない、ということがいえるのではないでしょうか。法学部を含む現在の明治大学全体を、〝バイタリティー溢れた魅力ある大学〟といえるのかどうか、この点が問題になるような気がします。

司法試験をぜひとも受けてみたいという意欲を持つ学生が多く入学していない、あるいは入学していてもそのような意欲をはぐくみ育て、さらに法曹人を含め、多くの場面で飛躍する社会的に有能な人材を育てるという土壌が現在失われているとも考えられます。

ではなぜ大学がそのような状況であるのかと考えると、大学当局そのものがそのような状況分析をせず、また明日に向かって発展すべき意欲を持っていない、あるいはそれを実行する力に欠けているともいえるのではないかと思うわけです。

学生の質が悪いから教授は意欲を失うということをいわれるとしたら、それは誠に本末転倒した議論ではないでしょうか。

現在、世界は半世紀に一度の大転換の時期を迎えており、日本社会に限って考えても、戦後約五十年、平和と経済的繁栄の中で社会的構造は大き

く変貌を遂げつつあります。かような社会的変貌の中で、各大学は新しい時代に向けてそれぞれ自己改革を計るべく生みの苦しみを体験しています。学制改革の試みは、筑波大学、横浜国立大学、神戸大学のみならず東京大学ですら新しい時代の要請にそうべく、大胆に実行されつつあります。

時代の変化に応じ新しい時代に対応できる体制をも整えなければなりません。今、明治大学法学部が行わなければならないことは、いくつか考えられます。まず一つは、大学当局者が自ら勇気と自信と意欲と誇りを持って、ことなかれ主義を一掃するということが一つです。

二十一世紀に向けて大学法学部の将来を展望し、新しい時代に耐えうる大胆で斬新なアイデアを立案し、実行し活力ある魅力ある大学を建設できるリーダーシップを発揮できるように、大学全体の組織を強力でかつ柔軟なものに改革する。この中には理事長、総長、学長、理事者、教授会、評議員などの機構改革と若返りということも含まれようかと考えます。

三番目に、大学法学部の教員が意欲を持って高度な研究と法曹養成のための教育の道を拡大し、教育効果を挙げうる環境を整えること。そのためには給与を含む教員、研究者、教育者としての待遇を良くするとともに、研究に名を借りたアルバイトなどの兼業を禁止し、自らの研究と教育効果の高揚に専念し、他大学の模範たるべき存在になること。

四番目に、時代の新しい要請に応じた法曹養成のための新しい学部、学科の新設を含む学制改革を検討、実現すること。

五番目に、有効に機能すべく法制研究所の機構の改善を含む司法試験など各種受験指導に、全学部挙げて真剣に取り組むこと。これは正規の課程と課外活動との関係の見直しないし調整をはかるということも含まれると思います。

六番目に、国際化時代に対応する最低限の能力

として法学部において実践的な語学力の鍛練に力を尽くす。

七番目に、法学部の教育の現状が司法試験合格水準と大きな隔たりのある現実を踏まえて、明大法曹会は後進法曹養成のために、後援団体として強力かつ柔軟にバックアップする態勢を具体的にどう作るかを検討すること。

というようなことが問題であろうかと考える次第です。以上、結城と松江と君山により問題提起をさせていただきました。

司会　では、パネリストの方々のご発言をいただきます。なお、パネリストの方々にはテーマだけを伝え、内容の打ち合わせはしておりません。

基調報告と問題提起の中には、大学の経営の面にまで入るところもありましたが、その点を除き、とくに法学教育と法曹養成という方向にテーマをしぼり、お二人の先生方に法学教育の現状と認識そして将来に対する展望について、ご発言いただきたい。

では、初めに野上教授にお願いします。野上教授は憲法学が専攻で、現在明治大学で教鞭をとられています。大学側の代表としてでなく、ご自分で日常お考えになっているところから、法学教育と後進法曹養成のためにご発言をお願いします。

パネリスト　野上修市（明治大学法学部教授）



明治の法学部には熱いものがない
夜学を効果的に使ってはどうか

今、たいへん難しい問題を与えられ、どのように答えていいか苦慮しているところです。私は早稲田大学の法学部の法職課程にも十年以上勤務し

たため、明治よりも逆に早稲田と因縁がたいへん深いのですが、そこで感じたことを明大に引き戻す形でお話ししましょう。

ご承知のように、早稲田大学の法職課程は、かなりの部分を明治大学をモデルにしてつくったものです。その後、改善を加えて、明治大学とは全く異なったものになっております。とくに注目して良いのは、早稲田は法学部の二部をやめて法職課程にしたことです。ここに、一つ、われわれが学ぶ何かがあるような気がします。

確かにいろいろと明治大学でも問題があるわけですが、率直に申しまして明治大学の夜間の一つに、早稲田の法職課程をモデルにして完全に司法試験用のコースを作るということを考えても良いのではないでしょうか。夜だと現在二百何十名をとりますと、すので、それにプラス二百何十名をとりますと、先輩の弁護士先生を導入してわれわれと一緒にやっていけるのではないかと考えております。

十月一日に誕生した新しい学部長、小松俊雄先生はそのようなことを考え、なんとか突破口にしたいというような抱負を抱いております。

先程結城先生からご指摘があった点は、残念ながら本当にそのとおりであると答えざるをえません。確かに一般的には明治の学生のレベルは上がっておりますが、司法試験関係になりますとほとんど意欲がない。

鈴木俊光前法学部長のときからも、学部ではいろいろと苦労をされております。前学部長が最後の仕事としておやりになった、来年から憲法と民法を一年生から教えるということも、長い間司法試験関係者の提言していたことでした。

努力はしているのですが、司法試験についての空気というか、熱い気持ちが学部全体にありません。これは確かなことです。早稲田の場合もそんなに、全員にそれがあるわけではありません。全員で千何百人おります。実際に私共が最初に加わった頃には八百人くらいの学生に講義しておりました。それからだんだん減ってまいりまして、

数年前は五十名くらいになっていました。

早稲田も危機感を感じ、いろいろと手をうったようで、三年前からまた私の講義などが増えてまいりました。最初私はビギナーを相手に講義していました。今は直前コースというほんとうに合格間近かの人を相手に講義していますが、百何十人に復活してきています。

明治大学の大半の学生が予備校に行って、正規の授業は出ないという状態にあるのに、なぜ一度滅りだした早稲田が再生復活しているのか、私もじっくり調べてみたいのですが、とにかく早稲田の一部には、そういう熱いものがあるのです。全体として、国家試験をねらう人が非常に増えて、その中の抜けた人が司法試験をねらうというように、法学部全体がそういう空気になっているのです。熱い気持ちを持っているところが、明治大学とは全然違うわけで、明治大学の場合は法学部に入ったという意識が非常に希薄です。

以上、夜学を効果的、効率的に使うことを考える必要があるのではないかという観点から、私は話をさせていただきました。

司会　それでは同じような視点になるかと思いますが、中村義幸助教授にお願いします。中村助教授は行政法の担当と伺っております。

パネリスト　中村義幸（明治大学短期大学助教授）

教学の責任者、学長に権限がない
改革案が実行できない評議委員会の構成



短大はご承知のように法律科です。短大の法律科を出て法学部に編入して将来司法試験を目指そうという方も最近ほとんどいません。それでも戦

前の女子部からの長い伝統があり、その意味では明治大学全体として司法試験合格者を増やす、それに短大教育がどうコミットしていくかという点で、私にも発言のチャンスがあると思われます。

法学部中心の法曹養成教育については、野上先生がご発言になりました。私はもう少し観点を変えて話させていただきます。たまたま私は今年、「明治大学専任教授会」という、教員相互の親睦を図るための任意の団体の事務局長に任ぜられました。これは専任教員の九割五分くらいが任意加盟している大学公認の団体です。この観点から、専任教授連合会として、大学のシステムはどうあるべきかについて、発言させていただきます。

問題提起の一つとして、大学の機構改革が取り上げられましたが、明治大学の組織機構図を見ればわかるように、本来、教学について最高の権限と責任を持っていなければならない学長に、実際にはほとんど権限がないという状況です。ちなみに、早稲田大学の場合は、現役の教授が総長、理事長であり、非常に強力な教学サイドから出た改革案を、権限集中的な制度でしょうか、総長、理事長が断固実行できるわけです。

明治大学は過去の経緯があって、理事長、総長、学長というトロイカ体制、権力分立制という形になっているという話です。理事長、総長というと、大学を代表する経営体としての最終権限の帰属者、責任者、牽引者ということになると思います。ところが、教学の最高の責任者である学長に、各教授会、連合教授会、学部長会等で決まった教学の大方針を断行できる十分な権限がありません。これは、ある意味では、大学教員は研究、教育に意欲を持ち、それに集中せよということでありますが、さまざまな改革案をドラフトしても、それに対して責任はあるが権限がないということになります。すると、どうしても消極的にならざるをえないという面も出てくる。

この点も、大学が自己改革として取り組むべき最も重要な課題であり、専任教授連合会が理事長

にも改革案を申し入れ、長年にわたって取り組んできたものです。しかし、いまだに十分な実現をみてはおりません。

もう一つ、評議員の選考システム、評議員役員の構成と選出方法という問題も提起されています。大学の最高の意思決定機関は、恐らく「評議委員会」ということになると思いますが、この七十名の委員の構成の中で、大学、短期大学の専任教授、助教授は十九名です。それから〝学識経験者〟という枠で現職、元職を問わず教職員も含めて十名。この十名の枠全員を現職の教員が占めたとしても、現職の教職員の数は二十九名にしかならない。過半数を占めないわけです。

大学の中には、さまざまな経験を持ち、外国等の大学の諸問題について非常に精通した先生もおられ、こういうシステムでこういう教育をやろうと熱意に燃えて改革案を書いておられる先生もたくさんおられます。しかし、いかんせん現在の評議員会の構成では、それを断行するのもなかなか容易ではありません。

このため、長年の懸案となっていながら、大学の機構改革がなかなか実行されないのです。この点についても、法曹会の方々にいろいろとご検討いただければ有り難いと考えております。

司会　大学側のご意見が出ましたが、問題提起にあった点で一つ抜けた事柄について、野上教授にお尋ねいたします。明治大学の現状の法学教育と司法試験はどうなっているでしょうか。

平成二年の十月十一日、商事法務研究会の創立三十五周年記念シンポジウムがあり、その席で、東京大学法学部長新堂幸司教授、京都大学法学部教授川又良也先生、早稲田大学の鈴木重勝教授が共通してこんな趣旨のことをおっしゃっていました。それは「現在の大学法学教育においては、司法試験の現行の在り方、現状が、法学教育を蝕んでいる。そういう悪弊から学生をいかにガードするかにテーマがある」ということでした。そのよ

うな現状の法学教育と司法試験との関係を、どう認識され、どうお考えになっているか簡単にお話いただきたい。

野上修市　早稲田の鈴木重勝先生とはたいへん親しい仲で、そういうことを言われたというのはちょっと不思議に思っております。その場でそういう話になったのかもしれません。明治大学の場合、私たちのブランチで、司法試験に通用するような講義をやっている人はいないと思います。これにはいろいろ理由はございます。とにかく今は基礎講座が二年から正式に始まりますが、一、二年生のときに司法試験用の講義をすると、ほとんどの学生が出なくなってしまいます。したがって、そういう考えでは講義はしておりません。かつてあったように三年か四年で受かるということは、よほどのことがない限り現在ではありません。司法試験は、やはり別の段階、別の組織でやらないと、学部から見た法学教育と対立、矛盾することはあると思います。

司会　それでは、後進法曹養成の一番の現場におられる法制研究所の荻野弘明先生に、現状とあるべき方策等についてお願いします。

パネリスト　荻野弘明（法制研究所所長）

一、二年生のための基礎法学研究室
司法試験受験を勧める努力が必要



私は昭和三十七年十二月に法科特別研究室の主任を命ぜられ、以来二十年くらい主任を務めました。それから昭和五十九年十二月に法制研究所の所長をお引き受けしました。大学教育と司法試験

との関係についていえば、率直に申しまして野上先生のおっしゃるように、かなりの部分対立する関係にある。なぜかというと、法学部の専門科目の教育は四年間で終わります。全科目が終わるのが四年の終了時なのです。ところが現状は、三年生、四年生で司法試験を受けるという形になっており、大学でまだ講義を聞いていないものも勉強して、受験するという実情にあるわけです。

そういう点からまず大学教育と司法試験との関係は全く一致していない。矛盾する部分がかなりあります。

卒業してから司法試験を受けようという学生もかなりいます。学生時代は学生生活を十分に堪能して、とにかく卒業してから司法試験を受ける。これは学校教育とほぼ思想が一致するわけです。しかし、在学中もしくは早い期間に司法試験に合格したいと希望する者は、どうしても一、二年生の頃から勉強を始めなければならない。ということから、先程の「司法試験は大学教育を毒する」という考え方も出てくるのではないでしょうか。

今から十年前頃から、研究室に入ってくる学生が非常に少なくなってきました。それ以前は、一つの研究室にかならず百人前後の希望者がおりました。研究室は多くても三十人くらいしかとりませんので、筆記試験をして、その中から選んで研究生を採用する、というシステムをとってきたのです。ところが、現状ではほとんど無試験でも入れてしまう状況で、数を確保することに汲々(きゅうきゅう)とする状況にあります。その原因は、その頃から予備校が非常に注目を集めるようになったことにあります。司法試験希望者は予備校へかなりの部分をとられてしまったと推測しています。

昭和五十九年に法制研究所の所長になりまして、法学部の法曹養成に関心の深い先生方の何人かに集まっていただき、野上先生とも、いろいろと意見の交換をいたしました。

そのときに集まった司法試験合格者の間に、早稲田の法職課程など司法試験受験者に対する大学

での指導自体すでに魅力が失われた、予備校のほうがいいんだといった感覚の発言がかなり多数あったと記憶しています。

しかし、私は法制研究所の所長として、司法試験の受験生をたくさん研究室に集めるために、基礎法学研究室の活用を考えました。一年生から民法、刑法、憲法といった科目の基礎的なものを指導するというような研究室で、その研究生からできるだけ多数司法試験を受ける者を出したい、将来研究室に入室させたいということで、合格した指導員を講師に派遣して、民法と刑法の基礎を教えてもらい、かつ研究室の宣伝をしました。

憲法は、野上先生にずっと今でも引き続いて講義をしていただいております。最近では基礎法学研究室に入ってくる学生の数も増えてまいりました。駿河台の研究室に入ってくる学生もかなり増えました。昨年の例でいうと、駿台法科研究室には、約七十名くらい志願者があってほぼ七十名くらいの者を入れたということです。司法研究室はやはり六十名くらい希望者がおって、そしてほぼ入れたということです。法科特別研究室のほうは四十名弱でしたが、前回、前々回とも四十名、五十名というかなり多くの数の学生が入室しており、ある程度は効果が上がっております。でも、一年生から予備校に行ってしまうという弊害もあります。いきなり予備校に行っていけない理由は、あまり基礎的な研究に対しての指導が受けられないということにあります。基礎的な考え方、あるいは法律的なものの考え方を、明治大学の研究室で指導し、実力がついてから予備校に行くとかなり合格率が高いのです。全く研究室に来ないで司法試験を受験している人たちの合格率は、きわめて低いわけです。これはデータの上からもはっきりしております。

私としましては、私共の各研究室に入ってきた学生を指導する、合格者を増やすには層を厚くしなければいけないという意味で、なるべくたくさん収容してもらいたいと考えます。そのために、

基礎法学研究室に司法試験合格者を講師としてお送りしているわけです。たくさん入れてもらって基礎をじっくりと勉強させてやってもらいたい。その後に自分の意思で予備校に行くんであれば禁止する理由はないということで、そう指導をしているような状況です。

私共の希望としては、大学の各専門の先生方から「司法試験を一度やってみなさい。もし在学中に合格しないで就職にまわりたいというのなら、それでも十分に間に合うんだ」ということを言っていただくようお願いし、基礎法学研究室の入室式でもそう言っております。司法試験をやろうという人をたくさん増やしていくということについては、ぜひ大学側にもご協力をお願いしたい。

司会　本日は各研究室の責任者にもご出席をいただいております。この機会に各研究室の責任者の方からいわゆる司法試験、法曹を志して法制研究所の中の研究室に入ってくる方々の入室状況あるいは受験者層あるいは受験層、そして近年の択一試験の受験者および合格者、あるいは論文試験の受験者、合格者についての現況の報告をいただきます。

初めに法科特別研究室の及川健二先生にお願いします。

パネリスト　及川健二（法科特別研究室）

択一も最終合格者も若干減ってきているが合格者が出なくなるわけではない



簡単に現況を説明させていただきます。法科特別研究室は、だいたい春と秋の年二回、入室募集を行い、秋の十月には一年生をとります。入って

くるのは三十名から四十名。

過去に論文試験の合格者、および最終合格者が非常に多かった時期があり、六十二年に十四名が合格したときには七十名、八十名と入ってきましたが、平均して三十名前後ということになります。

十年くらい前には法科特別研究室への入室に応募してくる人は百名を超え、選抜して三十四、五名をとっていたのですが、近頃は三十名から四十名の応募者全員を入れるという状況です。

過去五年の統計では、法科特別研究室の択一の合格者は、毎年二十六名から二十八名の間に一定しております。

十年前にさかのぼると、法科特別研究室の択一合格者は年間五十名程度おりました。そういう意味では、過去五年間では択一合格者の数も減少しております。

論文もしくは最終司法試験の合格者の数は、過去五年間の平均で、だいたい五名から六名となっています。

平均で六名ということはけっして高い数字ではないわけで、昭和五十年前後には七、八名が続いたという時期もあり、そういう意味では、相対的に若干合格者も減少気味です。入室者自体も減り、択一合格者の数も減り、それに対応して、論文の合格者も減ってきているということになるのではないかと思います。

今年は法科特別研究室の合格者は一名しかおりません。

しかし合格者が少ないからといって、研究室から合格者が出ないということはけっしてございません。十分に合格するレベルの室生はまだたくさん抱えております。

司会　では法学研究室の三浦雅生先生、お願いします。

パネリスト　三浦雅生（法学研究室）

司法試験は大学の授業の延長上にあるのだから授業は完結させるべきだ

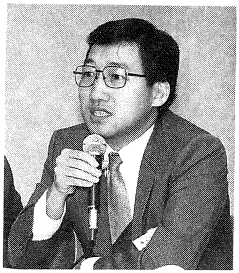

私が法学研究室で合格したのは昭和五十年です。その二年くらい前、法学研究室というのは組織体ではありませんでした。というのは、個人技で受かっている研究室でした。残念ながら以後も同じような状況です。したがって、合格者が翌年、翌々年の入室生を指導するという状況です。ゼロになった場合には前年の合格者がもう一度やる、あるいは同期の修習生を集めてきてアルバイトでやっていただくという状況です。

従って、たまたま個人技の方が受かって、それがたまたま法学研究室に何年か前在室していたことがあるという結果にすぎません。過去五年間の択一合格者数は、昭和六十一年が七名、六十二年が五名、六十三年が九名、平成元年が十名、平成二年が十名。春と秋に募集して入室しているわけですが、受験者総数は相当減って、毎年十名前後、もちろん全員を入れています。

私が受かってから二、三年後、昭和五十四年くらいから長期低落傾向がつづき、受験者数そのものが減ってきています。

ところで、基調報告に今の学生気質について「不本意ながら明治大学に入学してそのまま自信と活力をなくした学生が多い」という認識でしたが、後段の部分はそのとおりかもしれません。前段の不本意ながら入学してという点は、現在の明治大学の姿ではなくて、恐らく過去何十年前の明治大学に入ってきた学生の姿だろうと思います。

明治大学の三十周年記念誌の座談会（第三章）で、五名ほどの先生方に明治大学志望の動機を伺いました。全員が受け皿で、たまたま受かったの

が明治大学であるということでした。したがって皆不本意であります。ただ、問題は不本意で終わらせたかどうかということで、敗者復活戦にかけるという意気がその頃はあったと思います。司法試験は敗者復活戦の試験だという認識で挑んでいくだけのバイタリティーが、その当時の方々にはあった。

しかし、今の学生にはそれだけのバイタリティーがあるのか、つまりそんなに司法試験を一生懸命やらなくてもかなり一流の企業に入れる。多くの選択肢の中の一つとして司法試験があるにすぎないというところまで落ちてきているのではないか。そういう意味であまり司法試験ということに力んで、大学教育を考える必要はないのではないかと思います。

司法試験と法学部の授業でいいますと、これはけっして対立する観点ではないと思います。というのは、荻野先生は司法試験は三年、四年生で受けるから大学の授業に付き合わせていては遅いという言い方をされました。しかし、実際に司法試験に、三年生、四年生で受かる者はあまりおりません。ほとんど皆無です。実際には卒業してから三年、四年で受かる。とすれば、大学の授業は司法試験の問題と対立するどころか、大学の授業を理解してそれを乗り越えたところに司法試験があるというのが正常な姿であろうと思います。

そこで、大学教育は何をすべきかという点に戻ったときに、果たして明治大学の授業はいいのかどうかという問題に戻ることになります。法科特別研究室卒業の小澤義彦さんが書いておられます。

要するに明治大学の授業は内容が足りないということです。私はここに問題があるのではないかと思います。二つのことだけを指摘しておきたいと思います。一つの問題点は、合格された方々が一様に授業を受けていないということです。これは「囁き効果」のせいだろうと思います。先程出ていました経団連ホールでの法曹シンポでも、早

稲田大学の鈴木重勝先生が、企業法務の立場を辛辣にいっております。企業の方は二つの顔を持っている。つまり、法務部の顔と人事部の顔を持っている。学生に接するとき、法務部の方は「大学教育は足りない足りない」というけれども、一方で人事部の方は「別に大学の授業なんて出ていなくてもいいよ、卒業できれば人事の方は通るよ」という言い方をする。この効果は絶大で、学生はそのために就職のためだけを考えるからスポーツサークルをやってしまうといっていました。

同じことが授業に関してもいえる。つまり受かった方が「明治大学の授業なんて受けたってしようがないよ」と自分は受けてもないくせに後輩におっしゃる。この囁きが後輩にどれだけ悪影響を与えているかということを考える必要がある。

もう一点は、授業のほうの問題です。私は授業はできるだけ原則として出ました。そして出た結果考えたことは、半分くらいの授業は残念ながら出る価値はありませんでした。なぜ価値がないかということは、完結しないからです。一から十までの授業があったときに、せいぜい一か二で終わってしまう。債権各論の授業は、不法行為だけで一年間が終わってしまう。やっている先生からすれば、不法行為のことがわかれば、債権各論全般について演繹的に理解できるとおっしゃるかもしれません。これは逃げ口上だと思います。そこまで実力のある人間なら簡単に司法試験に受かるはずだからです。

一般の学生はやはり、債権各論なら債権各論の全体を知ることが必要です。それを知ったうえでより高いステップでの司法試験というのがあるわけですから、大学の授業と司法試験の受験が相対立するという考えで教授の方たちが授業をしているとすれば、それはむしろたいへん大きな問題だろうと思います。法学部に来る一般の学生に与える授業としてもやはり完結した授業を私は望みたいと思います。

司会　続きまして司法研究室の小野寺昭夫先生にお願いします。

パネリスト　小野寺昭夫（司法研究室）

指導強化で合格者倍増
予備校で受講させて答練を作る

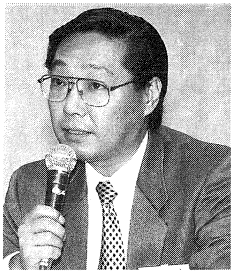

平成二年を含めた五年の数字を申し上げますと、まず昭和六十一年は合格者が一人で、短答式（択一）が二十五名。六十二年は合格者二名で短答式が二十五名。六十三年は合格者二名で、短答式は十七名。平成元年は合格者が五名で、短答式が二十名。平成二年は論文合格者は六名、うち一名は駿研と重なっています。それから口述は去年落ちた人一名を含め、七名受けることになります。短答式は十九名でした。

なお六十三年は二名となっていますが、外語大の学生が明治大学の聴講生としてずっと研究室の中で勉強して受かっていますから、研究室自体としては三名という数字で考えています。この数字を見ますと、短答式が年平均二十名前後。最終合格は二～三名というのがこの十年ないし十五年の数字となります。

私は昭和六十三年一月からこの研究室の責任者になったのですが、それまでの研究室にはやはりいろいろ問題がありました。まず一つは合格者が一名～二名という状態が長く続いていること。それから室生が非常に少ない、例年十一月と春の二月に、年二期制で室生を募集しますが、合計しても二十名～三十名くらいしかいない。それから、研究室の指導はどうしても研究室の合格者が中心になって指導しますから、一名～二名の合格者では指導体制が非常に不十分です。それを補うため

に、それまでは弁護士などのＯＢが仕事の合間をぬって室生を指導したわけです。そういうＯＢの補足の中で指導体制は行われていたということ。

それから、以前、特研を除く四研の「合同答練」というのがあり、だいたい在室一年を経過したものは、おおむねこの合同答練に出て、参加して勉強するという形態をとっておりました。ところが、ある時期になってこの合同答練をなくすことになり、そのために、研究室の中に受験組を対象にした答練が不足したわけです。そこでその答練を作ろうとしたんですが、やはり当時合格者が少なく答練を作るだけの人材がいないために、受験組の答練ができなかった。どうしたかというと、特定の予備校に集中して室生を受講させてその問題を持ち返らせて答案を再度書かせたり、答案の採点を再度したり、その問題を中心にゼミをしたり、要するに予備校の答練の補足、補充というものをやるわけです。

それを受験組の指導体制をとしていたという状況だったのです。そこで私は、どうしても研究室の合格者を増やさなければ、研究室自体が活気がつかない。合格者を増やせば必然的に室生も増えるという考えに立って、六十三年からＯＢ会の「黎明会」の全面的な援助を受けました。一つは人的な援助です。これは指導ということではなくて、ＯＢができるだけ指導員および室生と顔を合わすようにして、合宿、忘年会などいろいろなときにできるだけ顔を出してもらって一緒に飲んで話すだけでいい。

それから物的な面では資金援助をお願いしました。たまたま黎明会では、二百万円か三百万円くらいのお金の蓄えがありましたので、年百万円くらいの援助を受けてこれを指導費にあてました。

指導体制は、研究室単位の合格者ではどうしても足りません。だいたい研究室の指導には現役の合格者で少なくとも五名以上の指導員が必要ですから、応援の三名くらいを東京大学、中央大学の合格者に頼みました。これらのうちの研究室の合

格者と他大学の合格者、これらの人にたんに他大学の人はアルバイトではなくて一つのゼミ要するに答練ではなくて、合格水準に近い人たちを集めたゼミを毎週集中して持ってもらうとか、そんな形で指導することにしました。その結果、幸いに六十三年には聴講生を含めて三名、それから平成元年には論文六名、最終合格は五名。今年は口述をうけているのが七名というような数字になったわけです。

その結果、昨年の十一月、一気に五十名以上の入室希望がありました。だいたいゼミを中心としますから、ゼミでは二十五名が限度です。新しい期は二つのゼミを持つ体制をとりました。

本年度からは年二期制を変えて、年一期制にし、十一月の入室だけで二月は原則として募集しないことにしました。年一期制にして十一月に入った室生をなんとか頑張らせるということにしたわけです。合格者の指導がうまくいったために合格水準に近かった者を拾い上げるとさらに少しずつ合格が増える。その結果、入室希望者が増えるというような連鎖反応で、うちの研究室が良くなりかけているという現状です。

司会　では、駿台法科研究室の明石一秀先生。

パネリスト　明石一秀（駿台法科研究室）

研究室では、基礎を教えるから択一合格者の最終合格率が高い



私は今年で五年間責任者を務めています。過去五年間、平均しますと毎年択一に二十三、四名、論文に四、五名。今年は四名が口述試験を受けており、最終も四名だと思います。過去五年間を平

均するとだいたい毎年四～五名が受かるというところで落ち着いております。

研究室の運営方法としましては、ほぼ小野寺先生と同じ仕組みで、学内で一、二年養成をした後は学外へ出します。学外で競争して答案に点をつけてもらって帰ってくるわけです。その答案をもう一度書き直す、あるいは徹底的に添削しなおすという形で学外の予備校なり中大の真法会などを利用して答練をやる。ただ基礎力は研究室でつけさせることを終始徹底する。

法制研究所の資料によると、択一合格者は本学で毎年二百人くらい、最近減ったとしても百五十くらいです。十年平均して二百人くらい。これに対して最終合格は十六人、論文突破率は約七・六パーセントです。研究室関係の内訳を見ますと、だいたい百人前後が毎年択一に受かり、論文には十二、三名が受かる。論文の合格率は一一パーセントか一二パーセントで、司法試験のごく平均的な数字となります。

駿研は、毎年二十三、四名が択一に受かって、論文四、五名ですから、二割近い合格率になります。司法研も、特研もほぼ同じで、確かに数は多くありませんが、択一に合格した者は確実に論文に合格させていくという意味では、研究室活動が十分に機能していると私は思っております。

言い換えれば、予備校に流れた諸君、研究室外で択一に合格した諸君は毎年八十人から百人いるわけです。しかし、最終合格者は毎年三、四名で非常に少ない。言い換えれば予備校に流れて学部の授業も受けず、研究室からも離れていると、明治大学の出身者の場合、なかなか最終合格ができない。これが客観的な事実です。

内部で現実に指導している立場で具体的な学生の様子をお話しますと、択一か論文に合格させるという点については、現役の合格者がどんどん厳しい指導をしていけば本人たちも発奮してどんどん答案も良くなります。この点については、自信を持っているのですが、初学者がなかなか択一合

格水準にたどりつけないというのが、駿研の場合の悩みです。

特研と比べると、択一合格の平均年齢が高くなっております。特研は非常に厳しい指導をしておられて、早く択一を狙える。駿研はそれに比べると二、三年遅れている。もう少し初学者指導を充実したいということで、抜本的な制度改革を行い、初学者の一年半ないし二年間のプランをきっちり練り直しております。

その骨子は、先程から野上先生が言われたように、初学者には厳しい指導をしてもなかなかついてこられない。また学部の講義を聞かない。そういった点を考え、当初から厳しいゼミ、個別指導はやめ、講義形式でいく。一年半体系的に憲法、民法、刑法の基本論点を講義で説明する。それを答案練習会で書かせてみる。こういった甘い指導体制ですけれども、現状やむをえないということで、法職と答練とミックスしたような形のプランを作っております。

幸い昨年七十名入りました室生も約五十名残って研究室で勉強しております。この方法が比較的学生にはなじみやすく、初学者にはよいのではないかと思っております。

司法試験の合格者をどのようにして出すかということを考えますと、一言でいえば一週一冊の答案練習会方式、中大方式から、法職、つまり講義を聞きながら学ぶという早稲田方式に切り換えていくべきじゃないかと思います。明治の場合、全合格者二百五十名の時代にも、十人以上の合格者を出していた。今は平均的な努力家が大学の講義を聞きながら三年、五年、卒業してから頑張って受かるという時代に事実上移ってきました。できれば法職課程を学内に作っていただきたい。

もう一つは、私の研究室のOBの弥永君が筑波大学の二部の大学院の講師をしております。これは会社の法務部の社員を対象にした大学院で、実務法曹の中の企業内法務を育てるコースです。そういった方向で例えば二部の活性化という意味

で、明治大学でも司法試験を受ける法曹以外の法律実務家の養成にも力を尽くしていただければと思っております。

司会　最後になりましたが、現代法学研究室の栗田誠之先生にお願いします。

パネリスト　栗田誠之（現代法学研究室）

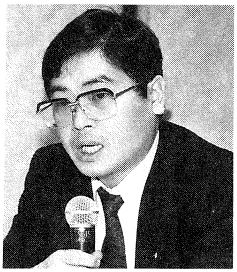

合格者が少ないことによる悪循環を断ち切る方法を考慮中

現代法学研究室の場合、もともと人数が少ない。最終合格者は過去五年間で五名、残念ながら今年はゼロで、平均すると年一人くらいしか出ない。択一が平均して五名から六名程度。新入室員が十名から十五名程度という現状です。あまり成績が上がらない原因は、合格者があまり出ない。そのために新しい新入室員が入ってこない。するとまた合格者輩出の率が減るという悪循環にあると思われます。結局は合格者を増やしていかないと定着化がはかれないため、抜本的な改革をしなければならない。研究室に入れば必ず受かるという印象を植え付けられれば予備校に流れない。研究室の指導の中で出た人がいれば、当然その方法を研究室の中で後輩に教えていく。それがどんどん定型化してくれば、研究室の内部で合格者を増やしていくことができると考えております。

そのためには、とりあえず指導員の確保等があります。当研究室も昨年ＯＢ会を結成して、資金面等を確保していこうという現状にあります。

司会　以上が研究室の実情と責任者のご意見です。ここで、大学法曹会事務局長の横張清美先生

に、後進法曹養成ということに関連しまして、実情と将来についてのご意見を若干承りたい。

パネリスト　横張清美（明治大学法曹会事務局長）

法曹会からの資金援助と今後の活動・協力について



明大法曹会は、明治大学卒業の法曹を中心として構成されております。会の目的は、法学研究の向上、明治大学出身の法曹の養成に関する協力、会員相互の親睦と交流を図るとなっております。そういうことから、後進法曹の養成に関しては重大な関心を持ち、そしてそれに関与していかなければならないと考えておりますが、その点について今まで十分に活動していたかどうかについては忸怩たるものがあります。

思い起こせば八年程前に、この後進法曹の養成に関して合格者が少ないことで、なぜこのようになったのかということを事務局を中心として検討したことがあります。そのときには各研究室の責任者の方々にお集まりいただき、大学の先生にもお集まり願って、現場の状況などいろいろお話を聞いた記憶がございます。そして、法制研究所になにがしかの援助をしようということで、金銭的な援助を始めました。

また司法試験の説明会等に人材を派遣するということから、裁判官、検察官、弁護士等の人材の要請があれば派遣してきました。法曹会の予算規模は四百万円弱で、金銭的な補助にも限度があり、当初はたしか年間十万円程度、現在は二十万円程度、予算の約五パーセント程度を法制研究所に寄付していることになります。

人材の派遣は、この二、三年ないように思って

おります。いずれにしましても、人材はたいへん豊富ですが、経済的には非常に小規模であるという悩みがございます。今回は三十周年を記念いたしまして法制研究所のほうに多大な援助ができるということです。これも会員の皆様方の深いご理解によるものであり、これから有意義に使っていかなければいけないのではないかと考えております。本シンポジウムを機会に、会員の皆様方にさらに後進法曹に対する関心をもっていただきたいと願っている次第です。

司会　これで予定の前半を終了します。最初申しましたように、提言ないしは発言をいただく方は発問用紙に概要ないしは内容を書いて司会席のほうに提出を願いたい。それでは休憩に入ります。

（休憩：十分）

司会　それでは後半の部を再開します。

司会：古川祐士　いただいた発問用紙には、いろいろなご発言の内容がございます。そのなかから最初に、法学教育と司法試験受験というテーマについて、和田英夫先生にお願いいたします。

発言者　和田英夫（明治大学名誉教授）

体系的な基礎の知識と実践的な知識は双方とも必要



明治大学では今は名誉教授ですが、現職は駿河台大学の法学部教授で、法学部長をやっております。今日の問題にかなり関わりのあるところから

やってまいりました。

私は、法制研究所の所長もやりましたし、鈴木先生と一緒に司法研究室を作った頃の責任者の一人でもあります。司会者からいわれた点について簡単に申し上げます。

東大の新堂さんその他のお話のように、「司法試験のために本来の法学教育、大学教育が蝕まれている」というようなことがあったとします。これはかなり複雑な問題であります。

私の結論は、ある意味で賛成、ある意味で反対であります。基本的にいうと、私は全部蝕まれているとは感じません。

とくに私は憲法と行政法をやってきたわけですが、東大の芦部信喜君などと話をしますと、明治の場合も択一はかなりとっているわけです。しかし、論文試験でドドッと落ちる。三割くらいしか通りません。東大の場合はその率は割にいいようです。その原因がどこにあるかと考えると、やはり勉強の足りないことが論文試験の段階でまざまざと出てくる。私自身は司法試験の委員をやったことはありません。ただ国家公務員の試験の委員をやった経験からいえば、こんな程度のものでよくも択一の関門を通ってきたかと思うものがものすごく多い。

私は司法試験の場合も同じだと思うわけです。どこに問題があるか、結局大学で憲法でも民法でも、全体的な体系的な知識をがっちりやっていればどんな問題が出ようが、ある程度対応できるはずなんです。それは択一の場合には試されない。論文の場合はたちまちそれが試されるわけです。

予備校での受験指導、これはそれなりの意味はあると思うのですが、やはりこれはグルントの問題、体系的な問題、憲法であれ行政法であれ、それをがっちり押さえて指導している予備校の先生がどれほどいるか、という疑問を持つわけです。

だとすると、十年、三十年と憲法なり民法なりその論文を書き、また学会で発言をし、教育をしている先生のほうが専門なわけなんですよ。

そういう点からしますと、私は大学でグルントの知識をがっちりやるということは、司法試験の勉強とは矛盾しないどころか、むしろそれが前提だと思います。

ただし実務的、実践的な場面になるとこれだけでは無理でしょう。その点で、新堂君がいったようなことについて私はある意味でいうと反対です。また、ある意味でいうと、最初から司法試験、司法試験というのはまず駄目です。

がっちりと憲法なら憲法、民法なら民法とそれの体系なりグルントなりをやってそれを踏まえてでないと細かな問題をいくら暗記しても駄目だと思います。

司会　非常に基礎的な問題をご発言いただきました。それに関連する発言として、秋田徹先生からご発言をお願いします。

発言者　秋田　徹（東京弁護士会）

なぜ弁護士になりたいのか それがわかるようにすること

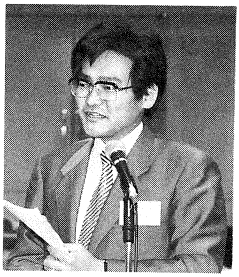

受験生がどうして司法試験を受けるのか、何をやりたいのかというところが抜けていて、ただ技術的な指導をやればいいということには反対します。最初に一、二年生に対して基礎法学研究室があります。荻野先生から合格者が研究室と同じように派遣されて指導するというふうな態勢になっているという話ですが、これには反対です。直前の技術的な指導であれば合格者のレベルでいいと思うが、和田先生のお話にあったように法律家というのは何なのかとか、憲法はどういうものなのか、ということはやはり長年研究されている先生

方に直接お話を伺いながらゼミをやるのが一番いいと思います。

私が基礎研究室に入った頃は、野上先生や伊藤先生、川端先生などにゼミで一年間みっちりやってもらった。そういうことがあってやる気が起こりましたし、充実した勉強ができたと思うので、ぜひ基礎研究室の体制を見直してもらいたい。

受験生と話をしていて、一番欠落を感ずるのは、なぜ弁護士になりたいのかと聞いたときに、何も答えないことです。とくに法律家として目指しているものに何かある、そういうことを啓発すべきだと思うんです。

そのためには一番重要なことは受験生というよりは一年生、二年生に、法律家と会わせることが必要だと思うんです。基礎研究室なんかが中心に法律家との接触というものを常時やるということが一番重要だと思います。

大学の姿勢ですが、ある学生が司法試験を受けたいと就職課に行った。大学当局は、司法試験はやめなさいといったというのです。「君くらいの成績なら有名企業に入れますよ。そんなに苦労をして何年経って受かるかわからないのはやめて、有名企業に行ったほうがいいですよ」といったというんです。大学としても、司法試験の合格者を増やすのは困難ですから、有名企業への就職数を増やしたほうが宣伝効果がある。だから、大学全体としてそういう姿勢になっていると私は思っています。

法制研究所は、大学直属という形ですが、法学部と法制研究所の間に連係プレーが若干欠けているのではないかと思います。交流が少ないということと大学教授自身が法制研究所が何をしているのか知らないというのが現状だと思います。これをなんとかしてもらいたい。

司会　この点に関して荻野弘明先生お願いします。

基礎法学研究室での指導効果は十分に上がっている

荻野弘明　基礎研究室は明治大学の優秀な先生方に講義をしてもらったほうがいいという面もあります。それは否定いたしません。

私が所長になったときに基礎研究室を潰せという話が圧倒的だった。一年生から駿河台の研究室に入れて、指導したほうがいいという意見が圧倒的だったんです。基礎研から上級研のほうに入ってこない。そういうものは意味がないからやめてしまえ、という意味もあったのだと思います。私はせっかくある制度なのだから、これをなんとかいかして研究室に入る人を増やすと、これを一生懸命やってなおかつ駄目ならやめるということを考えてもいいと。

先程、和田先生からお話がありました一年生からガツガツ上級研の勉強を強制するということはよくありません。学校の内部の様子もある程度わかってから司法試験をやろうと。それからどの研究室に入ろうということも自分自身でよく検討し、駿河台の上級研に入ってくるほうがいいんじゃないかという発想で、合格者を講師として派遣したわけです。その効果は現実に現れています。去年は大量に入ってきたので各研究室とも非常に活気がある。法研と現研の場合は若干少ないが、駿研と司法研は非常に活気が出ているんです。そういう意味で私はこのほうが正しいのではないかと思っています。

それから大学との連係で、法学部のほうに基礎講座というのがあり、基礎講座に入るのは基礎研とダブっている。基礎研の学生が、基礎講座のほうで二十人とか十五人という少ない人員で教授の先生方から直接ゼミを受けている。これは非常に効果が上がっていると思います。

しかも学生の中であまり人数が多くて基礎講座に入れないという人がいるものですから、基礎講座の数を増やしてもらいたいとか、入れなかった

人のためになんとかやってもらいたいとか、といった要望もあるというふうに聞いております。

司会　基礎研の指導では大学の先生方のじかの講義がほしいというお話に関連して、小澤義彦先生にお願いします。

発言者　小澤義彦（山梨県弁護士会）

大学は普通に講義し、完結させ司法試験にも実務にも役立つようにせよ



司法試験の教育と大学の法学部の教育が矛盾するのか一致するのかなど、いろんな問題が議論されてきました。東大の授業にかなり出た経験がある合格者ということで、あえて発言させてもらいます。

東大ではそんなことは考えてないと思うんです。普通に講義をしているんだと思います。普通に講義をしてその内容がそのまま司法試験にも役立ち、国家公務員の試験にも役立つし、実務企業に出ればそれに役立つということをしていると思うんです。

言い伝えられていることは、東大の講義をそのままノートにとると、そのままでもサブノートになる。それを見ていればそれで十分なんだという。それから学期末の試験を研究してみると、司法試験の問題と非常によく似ている。しかしそれは東大の先生方がべつに司法試験に役立つように問題を出しているわけではないと思うんです。そのときどきの問題、もしくは重要な基礎、基本的な概念というものについて理解を求めるという形の授業を行っていると思うんです。

明治大学になぜそれができないのか、疑問に思

います。もちろん、私も全部授業に出ていないから簡単には比較できないところがあるんですが、かならず完結する。全体について完結するということは、非常に大事なことではないかと思います。

もしそれが時間がないということであれば、時間数を増やすべきだと思うのです。時間がない割には休講が非常に多かったという記憶が多い。やる気のある人にとって休講で中途で終わってしまうということになると、出てもしょうがないということになると思うんです。

その辺のところをぜひ改善して、普通に講義し、それがそのまま司法試験にも役立ち国家公務員試験にも役立ち、実務にも役立つような授業をしていただきたいと思います。

司会　法学部の授業内容の完結という点はどうでしょうか。

司法試験用の講義と法学部の講義ははっきり分けている

野上修市　それぞれの先生方の方針なり考え方がありますから、なかなか自信ある答えができません。今、東大のことをかなり讃めたたえていらっしゃる。私は去年から初めて法学部を教えだして、それまでは憲法は法学部で教えていませんので、そういう面では経験が浅いのです。司法試験用の講義と法学部の講義ははっきり分けています。

司法試験のための講義のときはガラリと変えます。早稲田の場合、そういう入門とか初級とか上級とか分かれていまして、だんだん講義が終わりになりますと、密度の高いものになってきます。明治の場合はそういうコースがありません。私が呼ばれた場合、司法試験用のときは完全に司法試験用の話をする。学部はそうではない、という形で二年目に入ってきている。もう一つ、民法でも

一年半にしてほしいというような要求がわれわれスタッフから学部の執行部に投げかけられているのですが、いろいろな事情があってできない。そういう面でいいますと、結局私の経験ではかなりつっこんだ議論はできない。とにかく時間のないことは事実です。判例なんかほとんどつっこんだ議論はできません。

私は原則的に一回も休講をしないシステムをとっています。休講をしてもかならず土曜日に補講する。休講してはいけないということは私も感じています。充実したエネルギッシュな講義をしなければいけない。そういう意味では、あらためてきりっとしなければいけないと思っています。

司会　受験層を拡大するという点についてのご意見が出ております。利穂先生、その点についてお願いします。

発言者　利穂要次（東京弁護士会）

大学は司法試験に学生の関心を持たせ法曹会は資金援助を増やせ



とにかく外から見ていますと司法試験の合格者を増やすということが一番大事で、そのためには、受験者層を充実して幅広くするということが急務だと思います。そのためには、明治大学の先生自体が新しく入ってきた一年生に司法試験に対する関心を持っていただくよう、折りに触れて司法試験の話をしていただきたい。入ったときから司法試験はやったほうがいいという雰囲気を作ってもらわないと話にならない。学生自体に司法試験に対する雰囲気を盛り上げていただくように、先生全員にお願いしたいということが一つ。

それから、受験層を拡大するためにわれわれ明大法曹会の八百人の組織をがっちりと充実させて、金も少なくとも一年間に一千万円くらい集めて強力に受験者層に働きかける。働きかけるための技術的なことはいろいろあろうかと思います。そのためには口も出すが金も出す。学校にも働きかける。というように、学校側と明大法曹会側が協力しないとこのピンチは打破できない。この三十周年を機会にぜひともその二点を実行してもらいたい。

司会　学長でご苦労なさった山本進一先生、今のような発言を聞いてコメントか感想をお願いします。私が司法試験を受けていた当時に読んだ本によりますと、山本先生は学部の講義には全部出た、それ以外に何時間か勉強したというふうなことが雑誌に載っておりました。授業について、お願いいたします。

発言者　山本進一（明治大学法学部教授）

授業、基礎研では基礎的なことを研究所での指導は合格後二、三年の人に

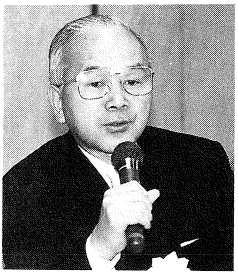

学部の授業は、実は選んで出ていました。学生の目からみても率直にいって出てもしようがないという授業もありました。恐らく今でも学生は選んでいると思います。今日の先生方の発言を伺って、それぞれいっておられることは当たっている。皆さんのいわれたことがそのまま実現されれば、ほんとうに大学は一回りも二回り良くなるんではないかという感じがしました。

かいつまんでいいますと、最近は学生の就職が良くなったということで、受験生が増えないとも

いわれている。考えてみると司法試験の合格というものも就職問題の一つなんです。とてもいい就職だと思うんですが、ただ通るか通らないかわからないという不安感のあることが、学生から敬遠される理由だと思うんです。

したがって、大学のほうで授業を聞いているとこれは受かりそうだなあと、なんとはなしに自信が湧いてくるという気分にさせてやればもう少し合格者が出てくるんじゃないか。そういう意味では大学の教育のほうにも大きな責任があるという気がします。それから、最近の学生は他の大学を落ちたから来たんだというふうなものよりもむしろ、うちの大学に入って満足しているという学生がだいぶ増えて、それがかえって逆に反骨の精神をなくしているんじゃないかというところもある。非常に学園生活を楽しんでいるというふうな雰囲気が出てきたようにも思うんです。

こういうところが非常にむずかしいところで、学生の質が変わろうとしていると感じているんですが、これにどう対応していくかというのが学部としての一つの姿勢の問題にもなろうかと思うんです。

やはり和田先生がいわれたように、授業の内容としては基礎的なことをきちっと教えてやるということが、きわめて大切であると私は実感します。そういう意味からいうと、一、二年の間はできるなら基礎研できちっと基礎的なものがやれるようなシステムができれば理想的なのですが、なかなかそれをやっているとかえって法律が面白くなくなってしまう、あるいは情熱が覚めてしまうというのがかなり現実的な問題です。この理想と現実との問題はそう簡単にはいかないと思います。ただ努力目標としては基礎研で基礎をしっかりやって、そして本研究室に入ったときには受験態勢にすっと入れるような形に持っていけるようにすることが大切だろうという感じがいたします。

学生の文章力が最近は非常に乏しくなってきて

いるので、学部で教育をされるときにはそれもぜひやってほしい。かつては法学部でも入ってくる学生に対して一、二年の間では文章力を非常に重視して教育したことがある。いつの間にかそれが消えてしまったようです。やはり教育面でも学部の姿勢がだんだん安易になってきているという面はちょっと警戒しなければならない。例えば、最近はゼミナールを選択にしてはどうかという意見も出てきているんですが、やはりこれなんかも裏側で安易な道を求めているという危険な思想があるとすれば警戒しなければならないという感じがします。

法制研究所と学部との連係は、私もとくに学部にはお願いしたいことだと思うのです。最近そういう方面での連係がうまくとれていないという感じがする。なんといっても、合格線に近い学生を抱えているのはやはり法制研究所なのですから、適切な助力ができるようなことがあるのではないかと。一般の学生に対しては基礎的なものは必要でしょうが、かなり合格に近いところにきいてる学生に対しては、先程野上先生がいわれたように受験に合格させるための指導というのもできるわけで、そういう形のものを法制研究所とタイアップしてやっていけば、あえて制度化しなくても、現在の法学部の中でも協力できるものがあるという感じがします。法制研究所との連係を制度的にもう少し学部で考えてほしいと先生方からの話で感じました。

それから、予備校に最近では受験生が流れているという話ですが、大学院の学生の中で非常に整理された答案の解答の図式のようなものを持っている学生がいた。聞いてみれば予備校のテキストでした。それを見て、こういう勉強をやっていていいのかなあという感じがしたんです。

たしかに予備校では受験技術に走っていて、記憶をうまく整理するということをやりますけれども、ものの本格的な考え方というのは弱いんじゃないかという感じがするわけです。そういう形で

合格者が出てくるということはあまり歓迎することじゃない。最近は全てが受験ズレで、司法試験まで受験ズレをしてきたという形のものが将来法曹になるということは、やはりあまり歓迎すべきことじゃない。そういう意味で、大学の教育をきちっとやっていれば司法試験に通るという形に大学も責任をもってその方向へ持って行かなければならない。

受験生からすれば、とにかく通りたいという気持ちが強いわけですから、通るためには予備校がいいということになるのが、それではほんとうではないということをやっぱりきちっと教えてやるということが必要だという感じがしました。

各研究室にお願いしたいことは、司法試験に合格して一年、通ったばかりの人が中心になって指導してるということはやっぱりちょっと基礎的なものが欠けるんじゃないか、そういう意味で法曹になってちょうど修習が終わって三年くらいまでの間の若手の法曹にもう少し研究室の中に入って指導をしてもらうということが必要なのではないか。先程法曹会のほうから人材派遣を考えているということのお話がありましたが、ぜひそういう面での協力をしてほしいという感じがします。

先生方ももちろん、受験用の最近の学会の流れ、その他のことはやはり専門家の立場でないとお話できないということが多いと思うので、そういう特別講座も必要でしょうけれど、やはり技術的な試験に合格させるためにはやはり法曹二、三年くらいまでの若手の先生方が一番充実しているという感じがいたします。その点を考慮していただきたいと思います。

司会　山本先生に総括していただいたようですが、学部なり法制研究所に対する要望も含めてご発言いただきました。短い時間でしたが、討論は終了させていただき、本日の総括的なまとめを司会の小林芳郎がいたします。

まとめ

小林芳郎　最後に総括にかえまして若干のまとめを申し上げます。本日は明治大学法曹会の三十周年記念行事として、「後進法曹養成のため明治大学法学部と法曹会は何をすべきか」、副題として〝明治大学の明日のために〟というテーマで、皆さんからいろいろな問題提起、提言をいただきました。

多数の発言の申し込みをいただきながら、時間の都合で割愛させていただいたことをお許しいただきたい。

本日の議論を大まかにかいつまんでみますと、だいたい次のようになるのではないかと思います。

まず、合格者を増やす最も有効な手法は、受験者を増やすということであり、そして受験者層の充実を図ることにあると思われます。本学法学部では、受験者が一人でも多くなるように啓発すべきであるということになります。

現状では、全国の大学で法律学の学科ないし学部を設置しているところは五十余だといわれています。これは十年前くらいの統計資料で、新しく開かれた学部、学科はそれ以上になると思います。法学部の卒業生は毎年一万五千人。最近はそれよりも多くなって二万人弱であろうといわれています。

一方、司法試験の受験者は、二万八千人くらいの時期もありましたが、だいたい平均二万二、三千人というところかと思います。司法試験の合格者はだいたい平均五百名前後というのが実情です。

明治大学法学部からは、毎年一、二部合わせて約一千二百名前後が卒業しています。卒業生のほとんどは司法試験を目指しません。そして本学の司法試験合格者は毎年平均して十五、六名前後であります。平成二年度は、在学中の合格者はゼロであるという実情です。

大学側の教授、教師の側からしますと、講義のなかでは司法試験受験者のためにばかり精力を傾けられない。多数の法学部学生のために法学教育を行うべきであるというような意見もあるように見えます。本日参加いただいた大学教授の経験者の方はかならずしもそういう意見ではないようですが、私の聞くところによりますと明治大学の民事法の有名な教授などは卒業生の中でわずか一パーセントあまりの合格者、しかもそれが在学中に出るかどうかもわからないような人たちのために講義のエネルギーは傾けられないし、傾けるとすると全く無責任の誇りをまぬかれないという厳しい意見を公言されていると聞いています。

これは、立場を変えてみますと誠に正直な教師としての一面を物語っていると思います。

しかしながら、果たしてそれでいいのかという疑問もある。また、現在の大学法学部の教授の一部には、そういう考え方の立場もかなりあるということは無視できないことであろうかと思います。

先程の発言にもありましたように、私学の大学法学部の評価は司法試験の合格者数で決まるという有力な見方も一般社会にあり、司法試験を目指す学生の増加こそまさに法学部の水準を向上させ、そして法学部の教育効果をあげることには役立つのではないかという考え方もあります。そのための教師側の努力が足りないのではないかというような観点、学生も在学中精一杯司法試験に向けて努力することはけっして就職には悪影響を及ぼすものではないという見方もできるのではないかという気がいたします。

そして、過去において法学部の教授は自己の研究にエネルギーを使い、自説を授業で強調することにはたいへん熱心で、そのための努力ははらうが、やはり教師として学生たちに司法試験受験をすすめ、それにより法学教育のレベルを上げることに努力をはらってきただろうか、司法試験の受験者の増加充実と合格者の増加に向けての努力と

いうような視点を忘れてはいないかということも今後は考えなければならないと思われます。

大学の講義と司法試験の現状、司法試験問題との水準に隔たりがあるのが現状ですが、その間を埋めるのが司法試験塾であるとして、本学の法学部教育の場でもっと司法試験合格者増加のために努力するというような議論が出てよさそうにも思えます。

一九八八年、二年程前のことかと思いますが、法曹基本問題懇談会で三ケ月章東大名誉教授は一識者として発言なさった中に、法学部教育がけっしてそれを諦めるべきではない。むしろ、法学教育の延長線上でもっと努力できる場面があるはずだ。そしてどの国においても、司法試験あるいはそれに準ずる試験と学部教育のいわゆる相剋の中で、法学教育の改善をしてきた歴史を持つものである。だから、大学の努力でできるものもまだまだあるはずだという発言をなさったと聞いております。

これは忘れられつつある重要な一視点であり、山本進一先生のご意見もそういうところにあろうかと思います。本日はあまり議論に出ませんでしたが、法学部の教師の陣容の編成とか、環境面、例えば図書館、自習室の開館時間を含めた勉強のために寄与する客観的環境の改善なども、大学側の法学部で検討すべき問題点の一つでありましょう。

法制研究所においては、法学部と法制研究所、そして各研究室との連係を含めた改善も、大きな問題であろうかと思います。この法制研究所の在り方についても、司法試験塾が隆盛をきわめる現今にありましては、たいへんむずかしい時期に至っている。

私は今年四月まで司法研修所の教官でしたが、実情を申しますと四十二期の司法修習生の採用者は四百九十三名。その中で学外の塾、つまり私的塾に行ったのは四百十三名。つまり、私的な塾に通わなかった人はわずか八十名です。これが実情

であり、四十三期修習生、来春二回試験を受けて卒業する修習生では、五百十二名中四百五十七名が司法試験塾に通った経験を持っており、塾に通わない人はわずか五十五人。八十人から五十五人に減っているというのも一つの現状で、これも無視できない実情であると思います。この実情からも、法制研究所は法曹志望の学生に対して今後いったい何をなしていくべきなのかということを検討することも大事なテーマになろうかと思います。

やりうることは基礎研の充実も含めて、法制研究所組織・内容の充実、例えば司法試験受験者のために元司法試験委員を呼んで特別講義の催しをするとか、あるいは後進養成のための新しい工夫をすべき時期に至っているという感を受けるわけです。

法曹会については、いろいろと近年改革をされ充実しているので、新しいアイデアが生まれているようです。

明治大学法曹会もすでに設立以来三十周年です。この間法曹会自体はいったい後進法曹養成のために何をしてきたのだろうか。今後は何をしていくべきかということを、今改めて皆さんに認識していただかなければならない時期に至っています。

本日のシンポジウムも、将来の展望のための導入路として、検討をしていただきたい。法曹会は法制研究所に対して近年二十万円くらいの資金援助をしているのが実状ですが、果たして資金援助の額として十分であるか、あるいは資金援助をしているだけでいいのか。もっとやることは他にないだろうか。例えば、先程から話が出ております後進法曹の養成のために役に立つ人材の派遣、あるいは本学法曹会の組織のもとで後進法曹養成のため問題を検討する検討会をつくるとか、本学出身の判検事、弁護士により法曹の使命と任務を教育し、あるいは若き学生と接触する機会を持ちうるような方法を考えるなど、いろいろアイデアを

考えることもできると思われます。本日の皆さんからの提言は今後の検討課題としていただきたい。

本日は、終戦後学制改革以来四十五年になろうとする新制大学制度の実情を振り返りまして、将来への改革のための導入路としての議論をいただきました。皆さんには今後とも格別の関心をもっていただきたいと考えます。

本日の議論と提言、私のまとめの中にも失礼にあたる発言もあったと思いますが、テーマに対する熱意としてお許しいただきたい。時間の都合で、議論を十分にまとめることができませんでしたが、これをもってまとめとさせていただきたいと思います。

司会　これで本シンポジウムを終了いたします。最後に閉会の挨拶を埼玉弁護士会の真下良子先生にお願いします。

閉会挨拶

記念式典実行副委員長　真下良子（埼玉弁護士会）



予定の時刻となりました。本日は野上先生を始めパネリストの各先生には、貴重なご意見を賜り有難うございました。また、会場の皆様には活発、白熱したご発言、真摯なご提言によりまして論議の中に積極的に参加していただきましたことを感謝いたします。

明大出身の司法試験の合格者の長期凋落傾向が、明大法曹会の弱体につながるという危機感が、今日のシンポジウムを盛り上げたように感じます。明大法曹会は今後どうあるべきかということ、現場の教育の問題、研究室の在り方につきま

しても、大学当局、教授会と連係しバックアップして明大の後進法曹の輩出、養成の場となる土壌作りに邁進しなければならないということについては異論はないことと思います。そして将来の展望の上に立った意見の集約をみたことが今日のシンポジウムの大きな成果であったように思います。

今後とも、今日のこの成果が十分にいかされるよう期待いたします。

司会　司会の都合でご発言をご遠慮願った方々もおりますので、お詫び申し上げます。以上をもちまして、明大法曹会創立三十周年記念シンポジウムを終了します。

（終了時間：十月二十日午後三時五十分）

明治大学法曹会三十周年記念事業実行委員会

（順不同）

顧問

後藤信夫　小出廉二　秋根久太　中山信一郎　田上宗平
芳賀繁蔵　岡田喜義　栗木義次　鈴木圭一郎　服部一夫
向井哲次郎　酒井亨　中田正子　西岡光子　西塚静子
東民夫

相談役

宮崎繁樹　鍛冶良堅　玉田弘毅　苅部候雄　河野博
松原滋　寺沢光子　土井博子　永井登志彦　稲垣久一郎
片岡聡　宮原三男　中沢守正　田中浩二　金井猛
近藤幹雄　増田豊　馬橋隆二　海地清幸　大沢文三郎
岡安秀　加島安太郎　宮田勝吉　山田直大　宮田静江
鍛冶千鶴子　新津貞子　関野昭治　内藤功　高橋保治
松浦勇　椎名啓一　山田隆子　小林直人　竹下甫

実行委員会

委員長

山本進一

副委員長

野田愛子（東弁）　荻野弘明（東弁）　井上義男（一弁）　鈴木俊光（大学）
川上義隆（二弁）　徳矢卓史（大阪）　大石隆久（静岡）　福岡宗也（名古屋）
山本清子（東弁）　萩原剛（東弁）　今泉善彌（東弁）　中田真之助（東弁）
新井藤作（東弁）　岡村了一（東弁）　伊豆鉄次郎（東弁）　陶山圭之輔（横浜）

財務委員会

委員長	岡村了一（東弁）
副委員長	大下慶郎（一弁）　渋田幹雄（東弁）　坂巻幸次（埼玉）　新井泉太朗（東弁） 二宮　忠（東弁）　横溝　徹（横浜）　土田吉彦（千葉）　黒木芳男（二弁）
委員	三好泰弘（愛媛）　谷　正之（一弁）　野口　忠（東弁）　福島啓充（東弁） 菅原信夫（一弁）　城山忠人（一弁）　森　保彦（一弁）　阿部　博（二弁） 小笹勝弘（横浜）　鍛冶　勉（埼玉）　田口二郎（千葉）　菅谷英夫（水戸） 畑　七起（新潟）　清田嘉一（山梨）　村瀬尚男（名古屋）　小中貞夫（広島） 藤原和男（鳥取）　岩崎明弘（福岡）　広野光俊（仙台）　角田久哉（福島） 長岡寿一（山形）　藤内　博（札幌）　千葉健夫（旭川）　森吉徳雄（徳島） 宮良　皓（沖縄）　大塚武一（群馬）
相談役	大　学：保住昭一 裁判官：鎌田千恵子 検察官：辻田耕作

会計監査委員会

委員	手塚義雄（二弁）　石田駿二朗（東弁）

記念行事実行委員会

委員長	新井藤作（東弁）			
副委員長	真下良子（埼玉）　斉藤　弘（一弁）　小林芳郎（東弁）　長島祐亨（埼玉） 大野悦男（岐阜）　陶山和嘉子（横浜）			
	利穂要次（東弁）　藤沢抱一（東弁）　結城康郎（東弁）　松江康司（東弁）			

委員（シンポ部会）	山田勝重（東弁）　小野瀬有（東弁）　清水　謙（一弁）　山下善久（東弁） 天野耕一（一弁）　井上秀寿（一弁）　田中その子（一弁）　溝辺克己（一弁） 岡本好司（一弁）　鈴木善治（二弁）　林　良二（横浜）　井上豊治（埼玉） 渡辺真次（千葉）　山崎武徳（二弁）　渡部史郎（大阪）　木村　靖（滋賀） 深沢一郎（山梨）　渡辺征二郎（一弁）　富岡桂三（群馬）　若月家光（静岡） 長尾　亨（一弁）
（法律相談）	武内大佳（横浜）　馬場直次（東弁）　平山樺一郎（東弁）　井口壮太郎（千葉） 増井喜久士（二弁）　岩下孝善（東弁）　桃川雅之（東弁）　菰田　優（一弁） 広井武昭（東弁）　杉下弘之（水戸）　吉田杉明（一弁）
（ゴルフ大会）	南　博之（東弁）　西村健三（東弁）　萩原克虎（東弁）　山登健二（横浜） 前島良彦（東弁）　山田謙治（群馬）　湯坐一衛（一弁）　門馬　博（東弁） 佐藤正勝（東弁）　池内　勇（名古屋）
大学関係	小松俊雄
裁判官	上田耕生

式典委員会

委員長	伊豆鉄次郎（東弁）
副委員長	手塚正枝（東弁）　辻　亨（東弁）　伊藤政子（埼玉）　伊藤徹雄（東弁） 君塚義明（東弁）
部会長	古川祐士（東弁）
副部会長	鈴木信司（東弁）　横溝正子（横浜）
	安斎　勉（一弁）　南部憲克（一弁）　伊藤克方（二弁）　建入則久（二弁）

委員	保科善重（二弁） 関本立美（山梨） 中村照美（長崎） 伊藤大陸（岩手） 宮崎正明（東弁） 弘中徹（一弁） 塚越幸称（埼玉） 宮崎明（東弁） 金台和夫（埼玉） 堀本懸治（東弁） 佐藤辰弥（広島） 浅沼貞夫（仙台） 市井茂（福島） 奥川貴弥（一弁） 渡辺興（一弁） 田中晴男（静岡） 岩崎修（東弁） 日向隆（東弁） 桜井勇（千葉） 平川実（広島） 菅原瞳（岩手） 長坂サト子（東弁） 佐藤裕人（仙台） 雨宮秀雄（横浜） 中川徹（東弁） 谷口優子（横浜） 浅田隆幸（徳島） 稲葉勉（栃木） 嘉松喜佐夫（岡山） 玉井勝利（愛媛） 野村実（東弁） 谷川浩也（一弁） 戸井田啓治（横浜） 岩崎昭（東弁） 小倉正昭（東弁） 今崎清和（札幌）
大学関係	川端博
裁判官	
検察官	上田廣一
祝宴委員会	
委員長	福岡宗也（名古屋）
副委員長	吉浦勇（東弁） 福島啓氏（名古屋）
委員	高野康雄（東弁） 立山秀彦（熊本） 渡辺和廣（山梨） 河田英正（岡山） 渥美俊行（東弁） 岩崎修（東弁） 佐々木敏雄（東弁） 浜孝司（東弁） 酒井什（東弁） 山田宰（一弁） 小泉万理夫（横浜） 立岩弘（広島） 秋田徹（東弁） 海老原照男（東弁） 高橋良喜（東弁） 山野光雄（埼玉） 大橋正爾（東弁） 亀井時子（東弁） 中山吉弘（東弁） 門井節夫（二弁） 松井千恵子（大阪） 宇野源太郎（大分） 石井嘉雄（東弁） 古閑陽太郎（東弁） 土谷英和（東弁） 佐々木新一（埼玉） 大浦浩（一弁） 猪俣貞夫（横浜） 野田底吾（神戸） 阿部正義（東弁） 今井春乃（東弁） 近藤僚三（東弁） 野上泰弘（東弁） 田中薫（静岡） 青木幸男（熊本）

大学関係	三枝一雄
裁判官	藤枝忠了
検察官	湯浅勝善

永田力三（神戸）　長谷川久二（一弁）　立花充康（大分）　長堀　清（東弁）
江川　清（東弁）　高橋信正（栃木）　細田　浩（山梨）　酒井紳一（金沢）
小田清和（広島）　大塚英男（名古屋）

記念誌編集委員会

委員長	中村文也（横浜）
副委員長	増本敏子（横浜）　二宮充子（東弁）　小坂嘉幸（一弁）　青木　孝（二弁）
部会長	伊藤　博（東弁）
副部会長	嘉村　孝（東弁）　三浦雅生（東弁）　横幕武徳（二弁）
編集委員	池本誠司（埼玉）　富沢昌平（千葉）　横塚　章（東弁）　鈴木清明（東弁） 池田道夫（東弁）　鈴木銀次郎（一弁）　藤巻克平（二弁）　松田壮吾（横浜） 石河秀夫（埼玉）　戸張順平（水戸）　田中　薫（静岡）　田中美智男（大阪） 田中純志（熊本）　山下訓生（高知）　房川樹芳（札幌）
大学関係	木元錦哉
裁判官	石井忠雄
検察官	淡路行男

総務・企画委員会

委員長	菅沼　漠（一弁）
副委員長	石井卓夫（東弁）　苫田文一（埼玉）　永塚　昇（一弁）　柚木　司（二弁） 小笹勝広（横浜）
委員	荒木　勇（東弁）　今井春乃（東弁）　尾原英臣（東弁）　郡司　宏（東弁） 田中耕輔（東弁）　山崎重一（東弁）　鈴木　隆（東弁）　田中その子（一弁） 山根　茂（一弁）　榎本吉延（二弁）　佐和洋亮（二弁）　山本安志（横浜） 萩原清光（埼玉）
大学関係	納谷広美
裁判官	鈴木浩美
検察官	外岡孝昭

実行委員会事務局

事務局長	佐藤圭吾（東弁）
次長	山下英幸（東弁）　横張清美（東弁）　小宮　清（東弁）　鈴木勝利（東弁） 及川健二（東弁）　飯野紀夫（東弁）　小野寺昭夫（東弁）　岩佐直径（東弁） 中村雅人（東弁）
委員	金子穂積（東弁）　栗田誠之（横浜）　佐久間洋一（一弁）　瀬戸和博（東弁） 明石一秀（東弁）　加賀美順子（東弁）　君山利男（東弁）

明治大学法曹会年表

西暦	明大関係	法律関係	社会関係
一八八〇年（明治13）	岸本辰雄、宮城浩蔵、矢代操が明治法律学校開業届けを提出する	元老院に民法編纂局を設立 刑法・治罪法公布	
一八八一年	明治法律学校開校 西園寺公望を講師に招く		北海道開拓使官有物払下事件
一八八四年	八王子に分校設置		
一八八五年	『明法雑誌』創刊		秩父事件が起きる
一八八六年	校舎を麴町から駿河台へ移転	帝国大学令公布	
一八八九年		帝国憲法発布	
一八九〇年	宮城浩蔵第一回衆議院議員選挙に当選		
一八九一年	矢代操逝去		
一八九三年	宮城浩蔵逝去		
一八九四年			日清戦争
一八九七年（明治30）	高等文官判事検事弁護士試験受験者のため研究科設置	代言人規則廃止、弁護士法を公布	
一八九九年	明治法学会を設立して『明治法学』を創刊		

一九〇〇年		治安警察法公布
一九〇一年	刑法改正反対を決議	
一九〇二年（明治35）	創立記念日を一月十七日に制定	
一九〇三年	専門学校令により私立明治法律学校を私立明治大学と改称	
一九〇四年		日露戦争
一九一〇年		大逆事件が発生、翌年幸徳秋水ら十二人が処刑される
一九一一年	校舎新築落成移転	
一九一二年（大正元年）	記念館火災に遭う 岸本辰雄逝去	
一九一八年	大学予科の修業年限を延長して二年とし、大学及び専門部各科の学年暦を四月一日に始め翌年三月三十一日に終了と改正	大学令公布
一九二〇年	大学令による明治大学認可 明治大学校歌成る	
一九二一年（大正10）	法学部夜間部授業開始	
一九二三年	大学・予科校舎、中学校舎焼	関東大震災

一九二五年	ける		
一九二九年	女子部開校		
一九三一年	女子部卒業生の学部入学を文部大臣認可		
一九三六年	女子部校舎を猿楽町より駿河台へ移転		
一九三七年	明治大学報国会を組織		
一九三八年		治安維持法 普通選挙法公布	
一九四〇年 (昭和15)	創立六十周年式典挙行 法科特別研究室が設立される		
一九四一年	神宮外苑競技場で明治大学学園全員の報国隊編成式挙行		
一九四三年	学徒出陣壮行会挙行	兵役法改正・学徒の在学期間短縮の特典廃止 国家総動員法公布	
一九四四年	明治女子専門学校を専門学校令により設置認可		
一九四五年 (昭和20)	授業全面停止、挙学決戦体制をとる	治安維持法廃止 衆議院議員選挙法の改正公布 労働組合法公布 農地調整法改正公布	

	満州事変勃発	
	二・二六事件起きる	
	日中戦争起きる	
	大政翼賛会発足	
	太平洋戦争勃発	
	大日本労務報国会結成	
	ポツダム宣言受諾により太平洋戦争終結 婦人参政権が実現する 農地改革始まる	

一九四六年		公職追放令公布 新日本国憲法公布 極東国際軍事裁判開く	文部省男女共学実施を指示
一九四七年		教育基本法公布 労働基準法公布 独占禁止法公布 改正刑法公布 改正民法公布	
一九四八年	法学研究室が設立される	世界人権宣言を国連総会で採択	青酸カリによる帝国銀行椎名町支店十二人の殺害事件起こる（帝銀事件） ガンジー氏暗殺される ソ連がベルリン封鎖始める
一九四九年	学校教育法により明治大学設置		ドッジ・ライン施かれる 北大西洋条約機構（NATO）調印
一九五〇年（昭和25）			下山事件起きる 松川事件起きる
一九五一年	学校法人となる		湯川秀樹博士がノーベル物理学賞受賞
一九五二年			対日講和条約調印 日米安全保障条約調印（旧安保条約）
一九五三年			

一九五四年		原子力基本法公布
一九五五年（昭和30）		
一九五六年	司法研究室が設立される	
一九五七年	駿台法科研究室が設立される 野田孝明教授が初代所長となって法制研究所が設立される	チャタレイ裁判最高裁判決により有罪確定
一九五八年		
一九五九年	学校教育法により明治大学設置 和泉校舎に基礎法学研究室を設立する	
一九六〇年（昭和35）	安保阻止で全学抗議休講に突入 明治大学創立八十周年記念式典挙行 法曹（現代法）研究室が設立される 明大法曹会創立される	
一九六一年		
一九六二年		
一九六三年		

		第一回原水爆禁止世界大会を広島で開催
		東海村原子炉に「原子の火」ともる ソ連世界初の人工衛星「スプートニク1号」打ち上げ成功
	安保改定阻止全国スト	
	新安保条約比准書交換発効 米大統領にケネディー当選	

一九六四年		東海道新幹線開通 東京オリンピック開催される
一九六五年 (昭和40)		朝永振一郎博士ノーベル物理学賞受賞
一九六六年		
一九六七年		
一九六八年		東大安田講堂事件 中ソ国境緊張
一九六九年	大学立法反対スト突入	アポロ11号人類初の月面着陸
一九七〇年 (昭和45)		大阪万国博覧会開催 赤軍派学生による「よど号」ハイジャック事件 三島由紀夫が自衛隊に乱入して割腹自殺
一九七一年	三月、明大全期法曹会準備会 十月二十七日、明大全期法曹会幹事会 十一月二十七日、明大全期法曹会創立総会（山の上ホテルにて）。規約を承認、年会費一千円、定時総会は年一回とする。代表幹事・荻野弘明、その他の世話人を石田、伊豆、岡村、萩原、今泉、大橋、渥美、中田、佐藤、新井、二宮、	通貨変動相場制へ 沖縄返還協定調印

家永三郎教科書検定違憲訴訟を起こす

一九七二年	小林、小坂、山根、山下、堀本、青木、谷、城山と指名 六月二日、後藤、水野、渡部諸先生を招き「明大法曹の今昔を語る」と題する座談会を行う 十一月三十日、同第二回総会（山の上ホテルにて）。活動活発化のための事業計画について議論、全国的な活動をする、機関誌の発行、会員の写真帳をつくる等の意見が出る
一九七三年	六月、第三回総会のための世話人会開催。明大法曹会との合体に向けて本年の活動停止を決定 十月、世話人会で十一月予定の全期会総会延期を決定（萩原、伊豆、山根、山下、佐藤）
一九七四年	一月、全期会を発展的に解消し、明大法曹会との合併を決定。三月二十日に二つの会の総会を同時に開催、名簿を改訂すること等を決める（水野、渡部、秋根、荻野、萩原、石田、岡村、今泉、新井、城山、山根、山下、佐藤）
一九七五年（昭和50）	三月二十日、明大法曹会総会（世話人・水野、浜田、名川、奈良高松塚古墳を発見 川端康成ガス自殺 日中国交正常化成る

一九七六年	後藤、菅原、薄根、大島、秋根）と第三回全期会総会を同時に開催。全期法曹会は発展的解消 新生「明大法曹会」発足、水野会長が選任される 司法試験合格者十九人		
一九七七年	四月、前年三月二十日から約一年間の会計、会務について報告、第二回総会を六月十九日に開催すること、今後の運営は事務局を編成して行うこと等を決定（野田孝明、松尾菊太郎、秋根久太、後藤信夫、鈴木俊光、金井猛、荻野、石田、岡村、萩原、中村、二宮、君塚、佐藤） 司法試験合格者十二人		
一九七八年	司法試験合格者二十人		
一九七九年	司法試験合格者十六人		
一九八〇年（昭和55）	司法試験合格者二十三人 明治大学創立百周年記念式典挙行	千葉一区の一票の重みで最高裁違憲判決	
一九八一年	司法試験合格者十七人 司法試験合格者十二人		ロッキード疑獄起きる 毛沢東中国共産党首席死去
			イラン・イラク戦争勃発
			中国残留孤児初来日 アメリカのスペースシャトル初打ち上げ

一九八二年	司法試験合格者十五人	イギリスとアルゼンチンの間でフォークランド紛争始まる ブレジネフ・ソ連共産党書記長死去 三宅島大噴火
一九八三年	司法試験合格者八人	植村直己さん遭難
一九八四年	司法試験合格者十八人	インドのガンジー首相暗殺される 新札発行される
一九八五年（昭和60）	司法試験合格者十三人	ソ連共産党書記長にゴルバチョフ氏就任 中曽根首相が靖国神社公式参拝
一九八六年	司法試験合格者十六人	フィリピン大統領にアキノ氏就任、マルコス元大統領アメリカに亡命 ハレーすい星地球大接近 ソ連チェルノブイリ原発で爆発事故 社会党委員長に土井たか子氏就任。政党史上初の女性党首
一九八七年	司法試験合格者三十一人	国鉄百十五年の歴史に幕を下ろしてJRに 全日本民間労働組合連合会発足（連合）
一九八八年	司法試験合格者十五人	韓国大統領に盧泰愚氏就任 牛肉・オレンジ自由化決ま

死刑囚免田栄さん再審無罪

衆議院定数訴訟で最高裁判所が違憲判決

売上税廃案となる
帝銀事件の平沢貞通死刑囚獄中死

一九八九年（平成元年）	法科特別研究室が創立五十周年を迎える 司法試験合格者十六人	る リクルート事件発覚 ソウルオリンピック開幕 昭和天皇崩御し、平成と改元 消費税スタート 天安門事件起きる ベルリンの壁の取り壊し開始 東西ドイツ統一成る
一九九〇年	明大法曹会創立三十周年記念式典が挙行される	

守田和正（もりた　かずまさ）昭和24年7月22日生・千葉県弁護士会会員　昭和49年検察官に任官、研修所26期、札幌、釧路地検帯広支部検察官を経て昭和51年退官、同年弁護士登録

小林芳郎（こばやし　よしろう）昭和14年5月18日生・東京弁護士会会員　昭和41年弁護士登録、研修所18期、東弁常議員、日弁連代議員、東弁総務・人事・厚生各委員会副委員長、司法研修所教官等を歴任

馬橋隆二（まばし　りゅうじ）大正7年8月31日生・埼玉弁護士会会員　昭和25年弁護士登録、埼玉弁護士会会長、日弁連理事、関弁連理事、日弁連代議員会副議長を経て、昭和53年から大宮市長を3期務める

金井　猛（かない　たけし）昭和5年11月11日生・公証人（新宿御苑前公証役場）　昭和31年検事任官、研修所8期、東京高検刑事部長、法務総合研究所研修第一部長、盛岡、札幌、水戸各地検検事正を歴任後、退官

福岡宗也（ふくおか　そうや）昭和7年10月17日生・名古屋弁護士会会員　昭和34年弁護士登録、研修所11期、名古屋弁護士会会長、日弁連副会長、中部弁護士会連合会理事長、日弁連司法修習委員会委員長、同業務対策委員会委員長、愛知県公害審査会会長等を歴任

関本立美（せきもと　たつみ）昭和17年12月26日生・山梨県弁護士会会員　昭和48年弁護士登録、研修所25期、山梨県弁護士会会長、日弁連常務理事、日弁連刑法「改正」阻止実行委員会委員等を歴任

村木千里（むらき　ちさと、ミセス・アルキメデス）大正11年生　昭和22年弁護士登録（同50年迄東京弁護士会在会）、同30年渡米、カルカムトレイディング社輸出部顧問を経て、現在、オレゴン州ポートランドにてパシフィック・ノースウェスト・イクザムプレプセンター運営

伊志嶺善三（いしみね　ぜんぞう）昭和12年1月18日生・沖縄弁護士会会員　昭和44年弁護士登録、研修所21期、日弁連公害対策環境保全委員会委員、沖縄弁護士会副会長等を歴任

徳矢卓史（とくや　たかし）昭和8年2月5日生・大阪弁護士会会員　昭和33年弁護士登録、研修所10期、日弁連機構改革推進委員会委員、同人権擁護委員会委員、近弁連理事、大阪弁護士会副会長等を歴任

藤内　博（ふじうち　ひろし）昭和15年10月3日生・札幌弁護士会会員　昭和43年弁護士登録、研修所20期、札幌弁護士会副会長、札幌弁護士協同組合常務理事等を歴任

士会副会長、同常議員等を歴任し、現在同弁護士会非弁取締委員会委員長

増本敏子（ますもと　としこ）昭和12年12月7日生・横浜弁護士会会員　昭和37年弁護士登録、研修所14期、横浜弁護士会副会長、日弁連女性の権利委員会委員長を経て、現在、神奈川県建設工事紛争審査会特別委員

萩原　剛（はぎわら　たけき）昭和6年2月28日生・東京弁護士会会員　昭和34年弁護士登録、研修所11期、東弁常議員、日弁連代議員等を歴任

山本進一（やまもと　しんいち）大正14年2月5日生・明治大学法学部教授・大学設置・学校法人審議会委員・大学基準協会、日本交通法学会、日本土地法学会各理事・東京弁護士会会員　昭和28年弁護士登録、研修所1期、司法試験考査委員、明治大学学長等を歴任

荻野弘明（おぎの　ひろあき）大正15年6月10日生・東京弁護士会会員・明治大学法制研究所所長　昭和27年弁護士登録、研修所4期、東弁会則等改正特別委員会委員、同司法制度調査会委員、同国選弁護運営委員会委員等を歴任

関野昭治（せきの　しょうじ）昭和2年11月28日生・東京弁護士会会員　昭和52年弁護士登録、研修所4期、昭和27年検事任官、名古屋・岐阜各地検・静岡地検富士吉田支部・東京地検・札幌高検各検事、横浜地検小田原支部長、東京高検検事を歴任し、昭和52年退官

大橋正爾（おおはし　せいじ）昭和9年8月30日生・東京弁護士会会員　昭和36年弁護士登録、研修所13期、日弁連工業所有権制度改正委員会委員、同税務対策委員会委員、東弁懲戒委員会副委員長、明治大学法学部兼任講師等を歴任

渋田幹雄（しぶた　みきお）昭和11年7月22日生・東京弁護士会会員　昭和36年弁護士登録、研修所13期、東弁国選弁護運営委員会委員、非弁取締委員会委員等を歴任

山下善久（やました　よしひさ）昭和25年6月14日生・東京弁護士会会員　昭和54年弁護士登録、研修所31期

二宮　忠（にのみや　ただし）昭和7年5月15日生・東京弁護士会会員　昭和40年弁護士登録、研修所17期、日弁連事務次長、同常務理事、同代議員、東弁税務対策委員会、同業務対策委員会副委員長、同国選弁護運営委員会委員長、同常議員、東京弁護士会副会長等を歴任

中田真之助（なかだ　しんのすけ）昭和13年1月19日生・東京弁護士会会員　昭和37年弁護士登録、研修所14期、研修所所付、明治大学法学部兼任講師、公安審査委員会委員補佐、日弁連代議員等を歴任

執筆者一覧（執筆順・敬称略）

中村文也（なかむら　ふみや）昭和9年10月29日生・横浜弁護士会会員　昭和37年弁護士登録、研修所14期、昭和50年日弁連『弁護士百周年』編集委員会委員、横浜弁護士会副会長、日弁連自由と正義編集委員会委員長を歴任

嘉村　孝（かむら　たかし）昭和25年11月16日生・東京弁護士会会員　昭和58年弁護士登録、研修所29期、昭和52年裁判官、同58年退官、東弁常議員、同人権擁護委員会副委員長等を歴任

房川樹芳（ふさがわ　きよし）昭和26年3月8日生・札幌弁護士会会員　昭和57年弁護士登録、研修所34期、東弁広報委員会副委員長、日弁連代議員等を経て、札幌弁護士会消費者保護・同公害対策環境保全各委員会委員

木村良二（きむら　りょうじ）昭和25年10月15日生・横浜弁護士会会員　昭和55年弁護士登録、研修所32期、横浜弁護士会常議員を経て、同司法制度委員会、同研修委員会各委員

鶴見祐策（つるみ　ゆうさく）昭和9年4月3日生・東京弁護士会会員　昭和37年弁護士登録、研修所14期、東弁刑法「改正」問題対策特別委員会委員、日弁連自由と正義編集委員会副委員長等を歴任

山下英幸（やました　ひでゆき）昭和9年9月6日生・東京弁護士会会員　昭和43年弁護士登録、研修所20期、東弁常議員2回、日弁連機構改革特別委員会委員、東弁税務対策委員会、同総務委員会各副委員長、同図書館委員会委員長等を歴任

二宮充子（にのみや　あつこ）昭和12年7月18日生・東京弁護士会会員・明治大学法学部兼任講師　昭和43年弁護士登録、研修所18期、明治大学法学部助手、東弁常議員等を経て現在（財）法律扶助協会理事

佐藤圭吾（さとう　けいご）昭和9年3月21日生・東京弁護士会会員・法務省人権擁護委員・東京民事調停協会理事　昭和38年弁護士登録、研修所15期、関弁連・日弁連各理事、東弁公害消費者問題特別対策委員会、同非弁取締委員会各委員長等を歴任

鍛冶良堅（かじ　よしかた）大正15年8月5日生・明治大学法学部教授・東京弁護士会会員　昭和27年弁護士登録、研修所4期、主著『民法論集』、『親族法講義』、『みんなの家族法』

岡村了一（おかむら　りょういち）大正15年10月6日生・東京弁護士会会員・東京音楽大学理事長・明治大学評議員・同校友会副会長　昭和34年弁護士登録、研修所11期、日弁連綱紀委員会副委員長、同常務理事、（財）法律扶助協会会長等を歴任

陶山圭之輔（すやま　けいのすけ）昭和10年1月2日生・横浜弁護士会会員　昭和35年弁護士登録、研修所12期、横浜弁護

編集後記

本誌は三十年の明治大学法曹会の歴史を記述したものであるが、この仕事の中で編集委員一同が感じたことは、これに先立つ八十年の母校の伝統の重さであった。本誌で取り上げた先達は、ほんの一握の人々であり、活躍された多くの先達は枚挙にいとまがない。

限られた時間内で本誌の刊行をみたのは、執筆者が原稿依頼を快く引き受けられたことと、記念事業実行委員長山本進一先生、事務局長佐藤圭吾先生を初めとする記念事業実行委員等関係者のご支援によるものであることを記しておきたい。尚、各執筆者の個性を尊重して記述方法を統一しなかった。

何回にも亘る編集委員会に参加し、それぞれの分担を忠実に果して下さった編集委員各位に心より感謝申し上げるとともに、編集事務局を担当した部会長伊藤博、副部会長三浦雅生両氏に特別に重い負担をかけたことを同窓にご報告して、編集後記とする。

平成三年一月十日

編集委員長　中村文也
副委員長　増本敏子
副委員長　二宮充子
副委員長　小坂嘉幸
副委員長　青木孝

明治大学法曹会創立三十年誌

発　行――平成三年二月二十五日

発行人――明治大学法曹会創立三十周年記念事業
　　実行委員会　委員長　山本　進一

編集人――明治大学法曹会創立三十年誌
　　編集委員会　委員長　中村　文也

印刷・製本――株式会社　ケイエムエス

© 1991, 明治大学法曹会創立三十周年記念事業実行委員会
Printed in Japan